

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム	
郵便番号			102-0083	
都道府県			東京都	
市区町村			千代田区	
番地等			麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階	
電話番号			03-6261-4750	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.japanplatform.org/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	(x) https://twitter.com/japanplatform/	
			(Facebook) https://www.facebook.com/japanplatform	
			(YouTube) https://www.youtube.com/user/japanplatform01	
設立年月日			2000/08/10	
法人格取得年月日			2001/05/22	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アキモト ヨシタカ
	氏名	秋元 義孝
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウエシマ ヤスヒロ
	氏名	上島 安裕
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]		15	
理事・取締役数 [人]		13	
評議員 [人]			
監事/監査役・会計参与数 [人]		2	
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]		1	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]		34	
常勤職員・従業員数 [人]		30	
有給 [人]		30	
無給 [人]		0	
非常勤職員・従業員数 [人]		4	
有給 [人]		4	
無給 [人]		0	
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数 [団体数]	98	
団体正会員 [団体数]	10	
団体その他会員 [団体数]	88	
個人会員・ボランティア数	11	
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0	
個人正会員 [人]	7	
個人その他会員 [人]	4	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり	
申請前年度の助成件数 [件]	201	
申請前年度の助成総額 [円]	7,407,774,617	

助成した事業の実績内容	JPFは2000年からこれまで、国内外において緊急人道支援として、50以上の国、地域において、総額600億円以上、約1,500事業以上の資金提供を行ってきました。 日本国内においては、主に民間資金（寄付金）を活用し、下記の通りとなっております。 ・2011年～ 東日本大震災被災者支援 民間から70億円以上寄せられた寄付を緊急人道支援のほか、地元主体の復興の支援を実施（継続中） ・2016年～ 熊本地震被災者支援 民間から5億円を超える寄付をいただき、発災直後から、災害弱者やジェンダーに配慮した支援活動を実施。2018年からは地元の地域力強化の実施。 ・2018年～ 西日本豪雨被災者支援 民間から6億円を超える寄付をいただき、広域な被災地に対して、各地域の市民団体や行政、社会福祉協議会などと連携して支援活動を実施。 ・近年：令和元年台風被災者支援、2020年7月豪雨、2021年豪雨被災者支援などへ対応。 ・休眠預金の活用： ■被災地域支援：①令和元年台風被災者支援（2019年度通常枠）、②2023年度国内災害支援（2020年度通常枠緊急出動） ■防災減災事業：③④災害支援事業（防災減災事業、2020年及び2021年度通常枠） ■その他の支援：⑤⑥⑦新型コロナウイルス対応緊急支援（国内生活困窮者食料等支援（2020年度）、在留外国人支援（2020年度、2021年度）、2022年通常枠） ■在留外国人支援：⑧アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援（2022年通常枠、コンソーシアム）
-------------	--

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金、政府補助金（外務省、復興庁）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	質の高い継続的な被災地支援（台風15・19号被災地支援プログラム対応含）
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	コロナ・災害状態の中の新しい災害対応準備/感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動
3	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	経済的困窮層の食と生活支援のアクセス確保
4	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援が届かない在留外国人等への人道的支援
5	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災から復興期を見据えた食料支援体制構築/災害時食支援ラストワンマイルへの到達事業
6	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築
7	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援
8	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援から取り残される被災者への支援体制強化/豪雨災害支援を中心とした人道支援 ノウハウ移転

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	緊急災害時に速やかに休眠預金を活用し、災害支援の担い手となる団体を 増やすために
団体名:	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第24条1.2	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条1.2	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条1	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条3	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条2	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条3	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第24条3	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条3	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条2	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条3	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条4項	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条 役員報酬規程第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条3 役員報酬規程第2条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条、第4条、第6条、第7条 第5条、第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条 第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等の防止に関する規程	第1～5条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第1条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	就業規則 特定個人情報等に関する取扱規程	第21条2
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程 倫理・行動準則	第6条、第7条、及び別紙第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第6条、第7条 第5条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 就業規則 利益相反申告書	・第3条、第4条、第5条、 第6条、第7条、及び別表 ・第15条、第79条(キ)
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第4条 第2条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス委員会規程	第2条、第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第6条、第7条 第3条、第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第8条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款 業務分掌及び職務権限規程	第47条、第48条 第6条、別表1
(2) 職制		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(3) 職責		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	稟議規程	第11条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第11条、第20条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	稟議規程	第11条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条「文書保存年限一覧表」
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条、別表1、様式1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第16条～第24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第19条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程、経理規程細則[別紙]	第13条、第14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条、第22条、第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第41条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第45条

定款

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと称する。英文では、**Japan Platform** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ジャパン・プラットフォームに関与する NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用することにより、日本の **NGO** を中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として以下の事業を行う。

- (1) 援助活動に従事する **NGO** 等に対する助成等の支援
- (2) 援助活動の企画立案、実施、評価・モニタリング、連絡調整及び関連団体・国際機関等との連携協力、並びに援助活動を行う **NGO** の組織強化・人材育成
- (3) 前2号に関しての調査研究・政策提言活動、普及啓発・広報活動及び他の企業・団体等と連携した支援者の開拓
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員

- この法人の目的に賛同して入会し、正会員会費を支払った団体及び個人
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、年会費並びに寄付をもって活動を資金面で支援する団体及び個人
- (3) 名誉会員
この法人の発展に対して、特別の貢献が認められた団体及び個人

(入会)

- 第7条 この法人の正会員となろうとする団体は、所定の書式に次の書類を添えて、代表理事に入会を申し込むものとする。
- (1) 団体の定款等
- (2) 役職員等の名簿
- (3) 団体が発行する広報パンフレット類及び機関誌等
- (4) 直近2年の事業報告書及び収支計算書
- 2 この法人の正会員になろうとする個人は、所定の書式により、代表理事に入会を申し込むものとする。
- 3 代表理事は第1項又は第2項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は第1項又は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上、25人以下
- (2) 監事 1人以上、3人以下
- 2 理事のうち若干名を代表理事及び副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、次により決定する。

- (1) 総会において理事候補者を選出し、理事会において選任する。
- (2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。
- 3 役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下でなければならない。
 - (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と特殊の関係のある者
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、総会において選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決に

よりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項及び第23条の第1項第3号の規定にかかわらず、役員が法第47条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任できる。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問として若干名を置くことができる。

2 代表理事は、理事会の同意を得て、有識者を顧問として委嘱することができる。

3 顧問は、必要と認める事項について代表理事に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会及び理事会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会及び理事会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 監事の選任、職務及び報酬

(2) 理事候補の選出

(3) 役員の解任

(4) 定款の変更

(5) 合併

(6) 解散

(7) 解散における残余財産の帰属先

(8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(9) その他、この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の承認

(2) 事業報告及び活動決算の承認

(3) 理事の選任、職務及び報酬

(4) 会費の額

(5) 事務局の組織及び運営に関する重要事項

(6) 長期借入金の借入れ

- (7) 総会に付すべき事項
- (8) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(総会及び理事会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により、招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会及び理事会の招集)

第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(総会及び理事会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(総会及び理事会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会及び理事会の議決)

第28条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会又は理事会における議決事項は、第25条第4項又は第5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、理事会において、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

4 第24条第3項、第25条第1項、第3項及び第5項並びに本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、代表理事又は3分の1以上の理事が理事会の目的である事項について緊急を要するものとして提案した場合には、理事の過半数（第3項で表決権を有しない者を除く。）が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(総会及び理事会の書面表決等)

- 第 29 条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。
- 2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法、又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第 2 項の規定により表決権を行使する構成員は、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会及び理事会の議事録)

- 第 30 条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者等は、その数を記載する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印、又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 28 条第 4 項による議決については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録署名人として代表理事が記名押印、又は署名しなければならない。
- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 提案した理事の氏名
- (3) 提案に同意した理事の氏名
- (4) 議決があったとみなされた日
- (5) 議事録の作成にかかる職務を行った代表理事の氏名

(常任委員会)

- 第 31 条 この法人に、迅速で円滑な事業執行を目的とした常任委員会を設置することができる。常任委員会は、この定款の定め及び理事会の議決を経て別に定める常任委員会規約に基づき運営する。
- 2 常任委員会は、代表理事及び理事会の議決により選任された常任委員並びに事務局長をもって構成する。
- 3 常任委員会は、この定款で別に定める事項のほか、理事会から委任された以下の事項を議決する。議決した事項は理事会に報告し、承認を得るものとする。
- (1) 事業及び運営についての構想及び計画に関する事項
- (2) 理事会の議決した事項の実施及び予算執行に関する事項
- (3) 助成等の対象資格の枠組みに関する事項
- (4) 紛争及び災害発生時等における緊急対応時の基本方針に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他、理事会の議決を要しない常務及び理事会から個別委任された事項

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(管理)

第 33 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 38 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

2 代表理事は、前項の追加又は変更を行ったときは、直近の理事会でこれを報告し、承認を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 42 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第45条 この法人は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合並びに法第31条の10第1項及び法第31条の12第1項の公告については、官報に掲載して行う。

第7章 雑則

(事務局)

第47条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局長は理事会が選任する。
- 3 事務局長は事務局を統括し、理事を補佐して法人の実務を司る。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会又は常任委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

(その他の委員会)

- 第48条 第31条に規定する常任委員会のほか、この法人の運営に必要な場合は、理事会の議決により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は第13条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 大西健丞
副代表理事 市川斉、木山啓子、峯野龍弘
理事 阿曾村邦昭、小野了代、粉川直樹、越田清和、鶴田厚子、吹浦忠正、本田徹
監事 高瀬一使徒、石井宏明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、第2回理事会の定めるところによる。
- 6 第8条の規定にかかわらず、設立当初の会費は以下の通りとする。
(1) 正会員 年額1口 50,000円
(2) 賛助会員 年額1口 30,000円
(3) 名誉会員 特に定めなし
- 7 この定款は、2008年11月12日から施行する。(第13条理事の定数)
- 8 この定款は、2012年度第1回総会の議決により改正し、2012年11月7日から施行する。
- 9 この定款は、2013年度第1回総会の議決により改正し、2013年5月30日から施行する。
- 10 この定款は、2013年度第2回総会の議決により改正し、2014年2月4日から施行する。
- 11 この定款は、2016年度第3回総会の議決により改正し、2017年2月20日から施行する。
- 12 この定款は、2017年度第1回総会の議決により改正し、2017年5月31日から施行する。
- 13 この定款は、2017年度第1回総会の議決により改正し、2017年11月6日から施行する。
- 14 この定款は、2019年度第3回総会の議決により改正し、2020年1月14日から施行する。
- 15 この定款は、2021年度第2回総会の議決により改正し、2021年5月31日から施行する。
- 16 この定款は、2021年度第2回総会の議決により改正し、2021年10月18日から施行する。

履 歴 事 項 全 部 証 明 書

東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町GN安田ビル 4 階
 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

会社法人等番号	0100-05-006412		
名 称	特定非営利活動法人ジャパンプラットフォーム エヌジーオーユニット		
	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	平成18年 6月22日変更	
		平成18年 8月 9日登記	
主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル2階266区	平成18年 6月22日変更	
		平成18年 8月 9日登記	
	東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町GN安田ビル 4 階	平成26年 6月 9日移転	
		平成26年 6月10日登記	
法人成立の年月日	平成13年5月22日		
目的等	目的及び事業 この法人は、ジャパン・プラットフォームに関与するNGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用することにより、日本のNGOを中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 国際協力の活動 (2) 災害救援活動 (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として以下の事業を行う。 (1) 援助活動に従事するNGO等に対する助成等の支援 (2) 援助活動の企画立案、実施、評価・モニタリング、連絡調整及び関連団体・国際機関等との連携協力、並びに援助活動を行うNGOの組織強化・人材育成 (3) 前記の活動に関しての調査研究・政策提言活動、普及啓発・広報活動及び他の企業・団体等と連携した支援者の開拓 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業 平成26年 2月 4日変更 平成26年 2月10日登記		

東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町GN安田ビル 4階
 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

役員に関する事項	理事 永井秀哉	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月 22日登記
		令和 4年 5月 31日辞任
		令和 4年 8月 9日登記
	理事 小美野剛	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月 22日登記
		令和 4年 5月 31日辞任
		令和 4年 8月 9日登記
	理事 永井秀哉	令和 4年 5月 31日就任
		令和 4年 8月 9日登記
		令和 5年 5月 31日辞任
		令和 5年 7月 20日登記
	理事 上島安裕	令和 4年 5月 31日就任
		令和 4年 8月 9日登記
	理事 秋元義孝	令和 5年 5月 31日就任
		令和 5年 7月 20日登記
従たる事務所	1 宮城県仙台市青葉区中央二丁目7-30角川ビル511号	令和 2年 5月 31日移転
		令和 2年 7月 22日登記
	3 福島県福島市松木町14-2エリートイン松木504号室	平成31年 1月 30日移転
		平成31年 4月 15日登記
		令和 3年 5月 31日廃止
		令和 3年 7月 26日登記
登記記録に関する事項	平成15年1月18日東京都世田谷区桜新町二丁目11番5号から主たる事務 転 平成15年 2月 6日登記	

東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町GN安田ビル 4階
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム



人pdoc

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 3月 7日

東京法務局
登記官

佐 藤 美 智 代



ジャパン・プラットフォーム

2020 年度 事業報告書

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

目次

1. はじめに～創立 20 周年を経て～	3
2. 事業活動報告（総論）	6
(1) 海外人道支援活動の概況	6
(2) 海外人道支援 緊急対応活動の概況	7
(3) 国内人道支援活動の概況	8
(4) 事業資金と事務局経費の概況	8
(5) 事務局の活動の概況	9
3. 事業活動報告（各論）	10
(1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告	10
① アフガニスタン人道危機対応支援	10
② イエメン人道危機対応支援	11
③ イラク・シリア人道危機対応支援	13
④ ミャンマー避難民人道支援	16
⑤ 南スーダン難民緊急支援	18
⑥ インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援	21
⑦ パレスチナ・ガザ人道支援	22
⑧ ベネズエラ避難民支援	23
⑨ ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援	25
⑩ アフリカ南部サイクロン被災者支援	27
⑪ 新型コロナウイルス対策緊急支援	28
⑫ イラク北部・シリア北部緊急支援	29
⑬ 害虫被害緊急支援	30
(2) 海外人道支援緊急対応活動の報告	31
① バングラデシュ・サイクロンアンファン被災者支援	31
② ベトナム水害 2020 被災者支援	32
③ ベイルート大規模爆発被災者支援	32
④ シリア森林火災被災者支援	33
⑤ サイクロン・エロイーズ被災者支援	33
(3) 国内人道支援事業活動の報告	34

①東日本大震災被災者支援	34
②熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）	35
③西日本豪雨被災者支援.....	36
④令和元年台風被災者支援（台風 15 号・台風 19 号）	37
⑤新型コロナウイルス対策緊急支援	38
⑥2020 年 7 月豪雨災害支援	39
⑦（休眠預金）2019 年台風 15 号・19 号被災地支援.....	39
⑧（休眠預金）2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援.....	41
⑨（休眠預金）2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	41
4. 事務局の活動.....	42
（1）事業推進部	42
（2）事業評価部	45
（3）事業管理部	47
（4）緊急対応部	49
（5）地域事業部	53
（6）渉外部.....	55
（7）広報部.....	57
（8）管理部.....	63

1. はじめに～創立 20 周年を経て～

1-1 改めて原点に立ち返って

ジャパン・プラットフォーム (JPF) は設立以来、世界で頻発する大規模災害や紛争による被災者・難民に向けた緊急人道支援を行うために、NGO・民間(経済界・市民)・政府が対等なパートナーシップのもとに連携し、単独では素早く包括的に支援を行う財政基盤と知見の共有等が十分に達成できない日本の NGO をさまざまな形でサポートし、加盟 NGO が世界の人道支援国際 NGO と比肩できる規模と専門性を有した組織となるべくさまざまな形でサポートする中間支援団体として発足し、爾来 20 年を経て、新たなステージを迎えました。

この間、今日までに、総額 700 億円以上、1,800 事業以上、50 以上の国・地域を対象に人道支援を展開して参り、世界各地の難民キャンプや様々な紛争、災害地において相応のビジビリティと評価、また多くの被災者・難民の方々からの感謝を受けるまでに育ってきました。特に 2014 年以降の 5 年間の JPF への政府 ODA 資金供給額は毎年平均 59 億円水準で推移し、これを受けて私たちは「世界の緊急人道支援の現場では、それだけの緊急人道支援の必要規模が少なくとも確かに存在する上に、それだけの規模の事業活動を実行するだけの十分な能力があること」を、この間の JPF グループ総体の実践によって確実に実証して参ったことは強調したいと思います。

ところで世界の人道支援ニーズは 228 億 US ドル(約 3 兆円)と計算され、昨今の新型コロナパンデミックの深刻な影響が更にこれを増幅させる中、2019・2020 年の政府 ODA 資金の JPF への支給額がそれぞれ 42 億・43 億円に低下している点については、再び 60 億円を更に超える支援規模を実現していただけるよう、自らも最大の努力を重ねることを心に誓いつつ、関係各位のご理解を心からお願い申し上げる次第であります。

他方、当年度より政府 ODA 資金供与を受ける加盟 NGO に認められる、自らの経費を賄う一般管理費については従来の上限 5% から、当該 NGO の支援実績・資金調達力並びに財務の健全性により、上限 15% までの増枠が認められた意味は大きく、今後の加盟 NGO のさらなる発展に資するものと期待されます。また同様に、JPF 事務局の一般管理経費についても、従来の 5% から 10% に増枠され、誠にありがたく、今後更に一層の業務の拡充と高度化に努力する所存であります。

JPF の国内事業は 10 年前の東日本大震災被災者支援から始まりました。同プログラムでは民間資金(企業・個人よりの募金)は総計 73 億円に達し、これに支えられて現在も、将来に向けた防災・減災また発災時緊急対応準備に至るまで視野を広げつつ、引き続き事業活動を継続しています。その後も熊本地震被災者支援(九州地方広域災害被災者支援)、西日本豪雨被災者支援、令和元年台風(15 号・19 号)被災者支援等々、災害頻発を受けて、総額 86 億円に達する支援活動を展開してきました。

斯様に、JPF 事務局のミッションの一つは JPF グループとしてのファンドレイジング（募金）活動であり、会費制度（企業・個人）、マンスリーサポーター制度（月次寄付金）、一般寄付金（目的事業を特定しない）に加えて、発災時にそれに向けて寄付を募る特定寄付金があり、これが募金の大半を占めております。なお現在、海外の紛争にかかる難民支援に向けた募金は、この間の努力にも関わらず極めて限定的であることも事実であり、創業以来の民間資金のファンドレイジング（募金）総額は 126 億円と積み上がっていますが、年間平均では約 6 億円に留まっており、引き続き JPF の今後の課題だと認識しています。ところで今や日本においても世界の潮流を追う形で、SDGs、ESG 投資また CSR、CSV 等々、企業の社会貢献や企業と NGO の連携などについて、新たな関心が拡大しており、また昨今ようやく「個人が自らの社会参加を通じて、公共の正義を実現し市民社会に貢献する」ことの重要性への関心の高まりも感じられ、NGO・NPO 活動に関わる人々も少しずつ増えているのは喜ばしいことであります。我々は今ここで新たに原点に立ち返って、日本の国際 NGO による緊急人道支援活動の拡充発展にさらに取組み、それを多くの方々に知っていただき、理解していただく努力を重ねることを通じて、格段のファンドレイジング活動の充実に尽力する所存であります。

なおここで少し視点を変えて JPF グループ、つまり加盟 NGO 全体によるファンドレイジング努力の総額を、2019 年度の財務諸表から概観してみるに、政府並びに国際機関等からの公的資金と独自の民間資金募金努力の合算総額は、少なくとも 260 億円以上と計算されます。この内 JPF からの支援（政府資金）は 58 億円ですから、一つの見方ではありますが、日本を代表する民間の人道支援組織としての JPF グループ全体の貢献度がこれによって理解いただけると思いますし、それを支えるファンドレイジング努力の実力も理解していただけると考えます。もちろんこれは長年にわたる各 NGO の努力の果実であり、今後ともそれぞれが深く耕していく部分ですが、斯様に浸透しつつあるジャパン・プラットフォーム（JPF）というブランド力を活かしたグループとしてのファンドレイジングの努力については、今後一層 JPF 事務局がまとめ役となって、グループ全体の知恵を結集して行わねばならないと考えております。

1-2 「アカウンタビリティ（説明責任）と透明性」の一層の向上に向けて

ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、官と民と NGO が協働するプラットフォーム（場）であるという意義を忘れてはなりません、日々の国際緊急人道支援の活動実践という点からは、加盟 NGO（現在 45 団体）が集うプラットフォーム（場）であり、JPF 事務局もそこにあって JPF のミッション達成に向けてサポートする中間支援団体です。かかる「場＝集合体（コンソーシアム）」としての JPF グループとしては、「日本の NGO 支援を世界に広げ、すべての人が自ら未来を切り拓く世界を築きます。」を創設以来のビジョンとして掲げ、民間ならではの他に優れた効果（Effectiveness）と効率（Efficiency）を発揮して、被災

者や難民の方々に向けた人道支援を実現すべく、日々努力している訳ですが、内外にわたる現場実践は加盟 NGO が担う一方、政府 ODA 資金並びに民間寄付金等を管理し、これを最も有効に活かすための支援事業の審査と成果評価などは JPF 事務局が担っています。また JPF 事務局は、JPF グループとしてのファンドレイジング活動や、加盟 NGO と共にキャパシティビルディングや企業連携といった戦略的連携などのまとめ役も担っているのです。つまり JPF グループには、端的に云って、支援事業の審査・成果評価をする側とそれを受ける側が共存している訳で、そうした組織の「アカウンタビリティと透明性」を確保するには独特の工夫が必要であり、一時の混乱の後この 2 年余の「理事会ガバナンス改革」もその実現のための努力であった訳ですが、皆さまのご支援を得て成果を得つつあることを喜んでいます。

この間私たちは多くの議論を重ねてきましたが、改めて我々の目指すものは、先に述べた「JPF グループのビジョンの実現」であって、そのためには「現場で裨益者のために働く NGO の活動が、常に最も効果的で効率的なモノであり続けるための最適な仕組みの作り込みと日々の実践以外にはない」ということを再確認した次第です。そしてその実現のためには、JPF 事務局と加盟 NGO が、立場の違いによる厳しい議論はシッカリと詰めるが、同時に常に対等の立場で自由闊達に議論できる風土を醸成し、さらには全ての人々が遣り甲斐を感じられる仕組みの作り込みが何よりも大切との合意に至っており、これこそが他ならぬ「理事会を中心とする JPF ガバナンス改革」の目的であると考えています。

より具体的には、まず「資金・資産の管理・審査の適性確保」に向けては、資金の受け手である NGO 代表を除いた形で「事業審査委員会」（個別審査事業の審査）と「資産管理委員会」（年次決算・予算の審議）を新設し、厳正な運用を心掛けています。特に日々の活動実践に直結する事業審査では、国際人道支援の専門家・研究者を増強して「事業審査分科会」での一次審査の内実の更なる充実を図るとともに、「事業審査委員会」では、「国・地域プログラム方針」に沿った支援事業の審査と、地域分析も含めた事業評価の充実をめざし、その内容と課題認識を加盟 NGO サイドに伝えて、将来の事業成果の高度化の糧とするなどのフィードバック機構の構築なども試みています。

次に「加盟 NGO が裨益者のために、最適最高の機能を発揮できる環境の整備」に向けては、加盟 NGO の現地感覚と情報ネットワークの尊重をめざして「プログラム戦略会議」を設置しました。これは従来の「NGO ユニット会議」を JPF のガバナンス組織の中に明確に位置づけたものですが、さらに大切なコトとして、JPF 共同代表理事（NGO 代表）が議長を務めると共に、JPF 事務局の部門責任者が構成メンバーとして加わり、事務局ならではの視点からの意見具申を行います。その検討の成果は、常任委員会に報告され検討承認の上、理事会の正式決定となる仕組みです。

「理事会ガバナンス体制の整備」「アカウンタビリティと透明性の一層の向上」の努力として、2020 年 5 月に東京都より「特定非営利活動法人」の認定の更新を得たことも成果の一つとして報告いたします。これに伴い改めて JPF 事務局の組織諸規定等（定款その他）、事

務局諸規定（就業規則その他）、決裁権限と事務フロー、文書保管規定と確認等々の見直しと一層の整備が進むと共に、改めてリスクマネジメントの観点から「内部監査室」機能の充実も計画されています。なお JPF 事務局の「マネジメント改良」についても多くの成果を得ていますが、現下のコロナパンデミックに伴う緊急事態宣言等の不測の事態の中、次年度に継続の事項も多く、2021 年度の事業計画と共に別途報告することと致したい。

共同代表理事 永井 秀哉

共同代表理事 小美野 剛

事務局長 高橋 丈晴

2. 事業活動報告（総論）

（1）海外人道支援活動の概況

2020 年度の海外支援事業の特徴は、大きく 2 つ挙げられる。

1 つ目は、2019 年度から組織改編としてプログラム戦略会議が設立され、2020 年度はプログラム戦略会議を開催し、運用を開始した。目的は、JPF 事務局および加盟 NGO が、JPF における今後の戦略・方針を協働で議論し、提示することである。具体的に 2020 年度事業計画の方針内容、新型コロナウイルス感染症対応における対応協議など、プログラム戦略会議で加盟 NGO・JPF 事務局が協議し、それらの内容を、海外支援事業に反映できるよう試みが始まった。

2 つ目は、新型コロナウイルス感染症対応である。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大は、全ての国・地域に多大な影響を与えた。これにより、人道支援の現状は、確実に複雑・複合化したと言える。新型コロナウイルス感染前の人道支援ニーズに加え、すべての人道支援において、新型コロナウイルス感染症対応が必須となり、事業実施の際、必ず対応を組み込むこととなった。新型コロナ禍で、以前より脆弱であった紛争地域、国の社会経済への影響は甚大であり、引き続き対応が必要である。

（表 1）2020 年度海外事業活動(1)－プログラム一覧

国地域別プログラム	事業数	活動団体数	支援金額（千円）
アフガニスタン人道危機対応支援	5	5	139,395
イエメン人道危機対応支援	3	3	142,000

イラク・シリア人道危機対応支援 (活動地域※1)	21	10	787,200
ミャンマー避難民人道支援	9	8	330,913
南スーダン難民緊急支援 (活動地域※2)	14	8	425,676
インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援	3	3	50,000
パレスチナ・ガザ人道危機対応支援 (複数年)	4	3	127,981
ベネズエラ避難民支援	2	2	71,120
ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援	3	3	301,596
アフリカ南部サイクロン被災者支援	2	2	57,000
新型コロナウイルス対応策緊急支援 (活動地域※3)	10	7	318,366
イラク北部・シリア北部緊急支援	6	6	119,936
害虫被害緊急支援 (活動地域※4)	7	4	277,039
合計	89	64	3,148,222

※1：シリア・イラク・トルコ・レバノン・ヨルダン ※2：ウガンダ・南スーダン・スーダン・ケニア・エチオピア

※3：アフガニスタン・南スーダン・ウガンダ・バングラデシュ・シリア ※4：南スーダン・パキスタン・ケニア

(2) 海外人道支援 緊急対応活動の概況

2020 年 3 月より新型コロナウイルス感染による影響への対応を開始し、当初は中国向け支援プログラムとしていたが、4 月以降は、更なる感染拡大を踏まえて、他地域、および日本国内へ対象地域を拡大してプログラムを実施した。新型コロナウイルス感染の想定以上の広がり、前例のない事象であったことから、加盟 N G O や関係者から意見を集めながら、対象地域の優先順位付けや絞り込みなどを実施した。新型コロナウイルスの対応以外では、ネパールでのサイクロン・アンファンへの対応、ペイルートでの大規模爆発への対応、また、ベトナム水害、シリア森林災害、モザンビークにおけるサイクロン・エロイズに対して迅速、かつ適切に対応した。さらにエチオピア北部ティグレの紛争による被災者への支援に対する対応を決定した。

(表 2) 2020 年度海外事業活動(2)ー緊急対応プログラム一覧

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
バングラデシュ・サイクロンアンファン被災者支援	4	4	107,762
ベトナム水害 2020 被災者支援	2	2	60,000
シリア森林火災被災者支援	1	1	30,959
ペイルート大規模爆発被災者支援	3	3	129,093
サイクロン・エロイズ被災者支援	1	1	50,000
合計	11	11	377,814

(3) 国内人道支援活動の概況

国内支援事業についても、海外同様に新型コロナウイルス感染拡大による影響が支援活動にも大きく影響した一年であった。年度当初より感染拡大が広がっていたため、例年の大雨の時期に備えて、事前に関係者とコロナ禍での災害対応に関して協議を重ね、一定の対応方針を合意していた。このため、2020 年 7 月の九州地方での大雨発生時には、事前合意をもとに原則、被災地には立ち入らずに支援をすることを基本とし、被災地入りする場合には十分な感染症対策を講じ、加盟 N G O と慎重に協議を重ねながら事業を実施した。

一方、実質今年度から事業開始をした休眠預金を活用した事業においては、今後も支援活動上避けては通れない、この感染症禍での支援活動を可能な限り進めるための、災害対応準備として、防災減災事業に着手し、これまでの国内災害支援の知見集約と新たな地域の活動団体との連携体制づくりがはじめられた事業年度となった。

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
東日本大震災被災者支援 (福島)	2	2	46,258
熊本地震被災者支援 (九州地方広域災害被災者支援)	1	1	21,709
西日本豪雨被災者支援	1	1	53,495
令和元年台風被災者支援(台風 15 号・19 号)	3	3	79,346
新型コロナウイルス対策緊急支援 (国内)	11	6	247,131
2020 年 7 月豪雨災害支援	9	9	87,362
(休眠事業)15 号・19 号被災地支援	4	4	32,313
(休眠事業)2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援	3	3	45,504
(休眠事業)防災・減災事業、緊急災害支援	—	—	契約締結前
合計	34	29	613,118

(4) 事業資金と事務局経費の概況

2020 年度の事業活動収入は総額で 50 億 9,900 万円であった。これに対し、事業費支出は、4,918 百万円、管理費 9,400 万円、その他支出 600 万円の、総額 50 億 1,800 万円で、総額としては、前期よりの繰り越し 18 億 400 万と合わせて、18 億 8,600 万円を次期に繰り越すこととなった。

政府資金の事務局への一般管理費が 5 % から 10 % に引き上げられたことによって、安定的な事務局運営が可能となった。

(明細は以下の通り)

(表 4) 2020 年度 JPF 事業資金と事務局経費の概況

項目	収入 単位：百万	支出 単位：百万
1. 政府 (ODA) 予算 (全額海外用)	4,198	3,987

内、期初予算	2,500	
内、補正予算	1,266	
内、期末調整費	432	
民間（会費・寄付金）	555	597
休眠預金活用事業	346	94
2. JPF 事務局経費の概況		
収入予算総額	388	
政府資金よりの繰り入れ ※ 1	293	
民間資金よりの繰り入れ	51	
支出総額 ※ 2		334
うち 連携調整費		240
うち 管理費		94

※ 1：補正予算を除く政府予算の 10%

※ 2：旅費、人件費及びシステム関連費用の減少

(5)事務局の活動の概況

JPF 事務局は、2020 年度を「人材基盤と財務基盤の強化」の年とし、事務局機能の質の向上や安定した組織運営に向けた取り組みを実施した。

コロナ禍での安定した組織運営に向けた取り組みとして、経費精算システム、稟議ワークフローシステムを新たに導入し、コロナ禍のテレワークにおいても、事務局の生産性を担保するとともに、事務局内の組織体制の課題を整理しながら手続きや制度内容で異なる解釈が生じないように必要な規定類の整備および改訂を実施し、事務局職員の業務効率化を図った。また、JPF のミッションでもある支援のための効果的な連携、および牽引力となるための活動として、支援に関する国際社会の潮流を学び、NGO の説明責任を強化する取り組みを行っているが、これまで実施してきた国際基準に関する研修事業に加え、2020 年度は国際社会で取り組みが進んでいる「性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護 (PSEAH)」を日本国内で推進する取り組みを実施した。

日本国内では取り組みが遅れている PSEAH の取り組みを推進するため、JANIC や他 NGO、国連機関等と協力してワーキング・グループを立上げ、2020 年度は外務省 NGO 研究会の資金を得て、国連機関、海外の NGO ネットワーク団体等を招聘したオンラインでのシンポジウムや勉強会を開催し、PSEAH に関するハンドブックの作成などを行い、PSEAH の周知や学びの場づくりに貢献した。ワーキング・グループの活動は引き続き継続していく。財政基盤の強化に向けたファンドレイジングに関する取り組みとして、企業や団体との連携を強化してきた。9 月には旅行会社との連携企画である「17 Goals Project」がスタートし、また防災・減災・災害発生時の救済インパクトを上げるイノベーティブな開発を行うイ

ニシアチブ「More Impact」の取り組みから生まれた商品の一般販売も開始された。2020 年 12 月には、国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）との災害時連携協定を締結し、発災時には物資やサービスの支援を供給して頂く供給網が格段に広がった。

広報活動として、コロナ禍におけるメディア、医療関係者、加盟 NGO との連携オンラインイベントの開催や、SDGs を軸にした広報チャネルの拡大等により、多様なプレイヤーとの交流を創出し、また継続的なメディアリレーションによるメディア露出の質と数の追及を実施したことで、JPF の認知向上に寄与しマンスリー会費の増加等の成果を得た。

そして、2020 年 5 月には、特定非営利活動法人の認定の更新を得ることができた。

3. 事業活動報告（各論）

（1）海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告

①アフガニスタン人道危機対応支援

【プログラム予算】 139,395,000 円（政府資金）

【実績】 139,395,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】 5 団体（PWJ、SCJ、SVA、JPF、JEN）、5 事業

【概要】 アフガニスタンの治安状況は、2019 年に入ってから政府とタリバン及びイスラム国ホラサンといった過激派組織間での戦闘が激しさを増しており、混迷を深めている¹。混沌とした情勢の陰では多くの民間人が命を落とし、深刻な人道危機の状況が続いている。度重なる戦闘により同国のインフラ状況はほぼ機能不全となっており、家を追われる人々が後を絶たないため人口移動が著しく、2020 年 12 月末までに約 39 万人が国内避難民となっている²。災害大国でもあるアフガニスタンにおいて、近年洪水や干ばつといった災害の発生頻度と規模は気候変動の影響などで一層悪化している³。加えて、隣国からの帰還民の継続的な流入も続いており、受け入れ地域では限りある資源がひっ迫し、国際支援のニーズも高まっている。

JPF は、2001 年からアフガニスタンにおける支援を開始し、形を変えながらも、現在まで支援を続けてきた。2017 年 2 月から周辺国からアフガニスタンに帰還する難民に焦点を当て、2018 年からはアフガニスタン国内で家を追われている国内避難民と、それらの受け入

¹ ACAPS, Afghanistan Overview, Accessed on August 28, 2019.

² UNHCR, IDPs in Afghanistan by year 15 April 2021

³ ACAPS & NRC, Displacement and Access in Afghanistan: Scenarios, June 2019, p.5.

れ地域住民にも対象を拡大してきた。2020 年度本プログラムでの支援分野は、支援分野は、水・衛生、食糧、保健、教育と多岐に渡った。水衛生事業では、アフガニスタンのナンガルハル県において、国内避難民・帰還民とそのホストコミュニティに対する水衛生環境の改善事業、並行して新型コロナ感染症拡大予防支援事業を実施。食糧、保健分野ではナンガルハル県及びクナール県において、生活困窮家庭への食糧・衛生用品配布及び感染予防の啓発支援事業を実施している。各加盟 NGO が以前から積み重ねてきた実績を活かし、①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②脅威に直面する人々の緊急ニーズへ対応すること、③複合的な脆弱性に配慮しながら状況に見合った支援を実施すること、の 3 点を戦略目標に掲げ、支援を実施してきた。JPF では、引き続きアフガニスタンの状況を注視し、脅威に直面している人々のそれぞれの脆弱性に配慮した支援を続けていく。

【評価】治安が悪く、邦人の渡航が制限されているアフガニスタンにおいては、新型コロナ感染症の感染拡大が著しい現地の状況も考慮し、JPF 事業実施団体とは別の機関（第 3 者）に委託した独立性の高い現地訪問と JPF 事務局によるオンラインの聞き取り調査を組み合わせ、4 事業に対して柔軟にモニタリングを実施して、事業目標を円滑に達成するための学びを抽出した。更に、5 事業に対して、モニタリング同様、第 3 者による外部終了時評価を実施し、裨益者の満足度など客観的なデータを元に事業の成果を把握、広く国民へ共有した。現金給付を通じた食糧支援や学校の教室の増設など、緊急性の高い支援でありながら、現地ボランティアや学校関係者が主体的に事業の核となる活動へ携わるよう工夫され、支援される側の意向や意見が反映されたことから、支援への高い満足度へ結びついていた。また、移動診療を行う医療従事者に感染者が出た場合の代替医療者を予め配置しておくなど、COVID-19 の感染拡大の中でも、支援を届けるための工夫がなされていた。事業対象地には治安の不安定な地域も含まれる中、更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウンにより活動が一部制限され、例年にも増して困難な事業をとりまく状況下において、事業実施団体の創意工夫も功を奏して、JPF 支援が確実に現地に届いていることが明らかとなった。

②イエメン人道危機対応支援

【プログラム予算】142,000,000 円（政府資金）

【実績】142,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】3 団体（ICAN、SCJ、JPF）、3 事業

【概要】2015 年 3 月以降の紛争の激化に伴い状況が著しく悪化しているイエメンでは、依然として世界最悪の人道危機に直面しているといわれている。紛争の長期化は、イエメンが歴史的に抱えてきた慢性的な貧困、ガバナンス体制の不備と腐敗、そして輸入への過度の依

存から水不足といったさまざまな脆弱性を悪化させ、イエメンの人道ニーズを増幅させている。生命を維持するために人道支援を必要とする人々は、2019 年には総人口 3,050 万人の内約 8 割の 2,410 万人に達した⁴。

深刻な人道状況に対応するため、イエメンでは 2018 年から世界最大の人道支援オペレーションが展開されており、2019 年度のイエメンの人道危機に対応するため計画（Yemen Humanitarian Response Plan 2019 – HRP2019）は各分野におけるさらなる支援のスケールアップとモニタリングの強化をキーワードに下記の五つの戦略目標を掲げた³：

1. 困窮している人々が飢餓状況を乗り越えるための食糧や生計支援の提供、
2. コレラをはじめとする感染症の発生を減少させるための水・衛生支援や保健支援の提供、
3. 家を追われ国内避難民の集住地などで暮らす世帯の尊厳の回復につながる包括的な支援の提供、
4. 更なる強制移動と民間人に対する暴力のリスクを低減させ、紛争によってトラウマを受けた人々の回復を促進する専門的な支援の提供、
5. 行政機関が命を守るために欠かせないサービスの提供を継続するための能力を後押しする形での支援の提供（優先分野において活動が続ける行政機関の職員への手当での支給、行政サービスが崩壊しかけている地域における緊急の保健、水・衛生、教育支援などを届ける際の運営コストの一部負担やそのため欠かせないインフラの復旧）。

JPF では、2015 年 10 月からイエメンにおける人道支援プログラムを開始しており、2020 年度は、戦略目標として①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②緊急支援の実施と同時に、可能な限り人道支援と開発援助にまたがった支援を実施すること、そして③支援がそれを最も必要とする人々に確実に届くよう、強化されたモニタリングを実施すること、の 3 点を掲げ、2 団体が小規模ながらも堅実な支援を届けようと、命を繋ぐために欠かせない食糧配布、過酷な状況のなかでも日常を取り戻そうとする人々を後押しするため教育分野における支援活動を実施した。

【評価】2020 年度上半期は、前年度に実施した 2 事業の個別事業評価結果の総括および教育セクターのニーズ調査を実施し、下半期は、11 月に事務局によるモニタリング評価事業を形成のうえ、1 月に 1 事業のモニタリングを、3 月に 1 事業の評価を実施した。

019 年度事業の評価の結果、対象とした 2 事業ともにイエメン人道対応計画や各クラスターの方針に合致した高い妥当性を有すること、裨益者満足度の高さやコンポーネント間の相乗効果により有効性も担保されたことを確認した。また、苦情受付システムの認知率向上や学校管理職員への働きかけ強化といった具体的なアドバイスもなされた。

さらに、JPF 加盟 NGO がイエメンにおいて知見を有する教育セクターに関し、26 名の現地教育関係者を対象としたインタビュー調査を現地法人コンサルタントに委託のうえ実施し、プログラムとして今後貢献可能な支援ニーズを分析した。多くの教育に関するニーズの

⁴ OCHA, Yemen Humanitarian Response Plan 2019, February 2019, p.16

³ OCHA, Yemen Humanitarian Response Plan 2019, February 2019, pp.10-11 & p.15.

中でも、学校に通えない子ども（Out of School Children）は、2017 年の約 230 万人から 2019 年には 470 万人と大幅に増加しており、とくに女子や障がいを持った子どもの教育アクセス支援の必要性が多く指摘された。本調査はイエメンで教育分野に関わるキーステークホルダーの現場の声をまとめたものであり、事業実施団体および JPF の今後の支援形成に活用した。

2020 年度実施事業のモニタリング評価については、11 月に事務局事業を立ち上げ、1 月にオンラインによる簡易モニタリングを実施した。モニタリングでは、加盟 NGO 本部スタッフおよび現地提携団体職員を対象に、事業評価部が直接聞き取りをおこなった。具体的には、前期事業の評価において課題と指摘された苦情受付システムの認知度向上に向けた取り組み状況や、活動時に COVID-19 感染防止対策を講じる際の課題等について確認した。3 月には現地コンサルティング企業に委託の上、終了時評価に係る現地調査を実施、2021 年 3 月末時点において評価結果の取りまとめ中である。なお、進捗に遅れのみられる案件については必要に応じて加盟 NGO に詳細状況の聞き取りをおこなうなど、実施期間をとおして密なフォローアップに努めた。

③イラク・シリア人道危機対応支援

【プログラム予算】 787,633,000 円（政府資金）

【実績】 787,199,774 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】 10 団体（AAR、CCP、IVY、NICCO、PARCIC、PWJ、REALs、SCJ、WVJ、JPF）、21 事業

【概要】シリアの人道危機は 2020 年 3 月で 10 年目を迎えたが、依然として多くの人々が暴力から逃れるために、国内外において避難生活を強いられている。国内避難民の数は 2019 年 9 月時点で約 620 万人にのぼり⁵、同年 10 月のトルコによる北東部への侵攻により 10 月 21 日時点で少なくとも約 19 万人の新規国内避難民が発生するなど⁶、不安定な状況が続いている。2019 年 8 月に国連が発表したシリア人道危機対応計画（Syria Humanitarian Response Plan January-December 2019）では、シリア国内で人道支援を必要としている人々は約 1,170 万人、そのうち特に深刻な状況にある人々は約 500 万人にのぼると報告されており⁷、この数字は約 1 年前に国連が発表したものから微減してはいるものの大きな変化は見られない。あらゆる分野における人道ニーズは深刻な状態であり、シリア全土において約

⁵ ACAPS, [Syria Overview](#), Accessed on 20 October 2019.

⁶ ACAPS, [Briefing Note 21 October 2019 Syria Displacement in the Nothreast](#), October 2019.

⁷ OCHA, [Syria Humanitarian Response Plan January -December 2019](#), August 2019, p.7.

1,320 万人（うち子ども約 410 万人）が保護（Protection）分野での支援を、約 620 万人が水・衛生分野における緊急支援を、そして約 1,320 万人が保健・医療分野の支援を特に必要としている⁸。

イラクでは、2017 年 12 月に政府といわゆるイスラム国（Islamic State：以下 IS）間の戦闘が終結した後、国内避難民の大規模な帰還が続いていたが、2019 年にはそのペースに陰りが見え、1 月から 6 月の半年間に発生した帰還民は約 19 万人に留まり、2019 年 8 月末時点で依然として約 155 万人が避難生活を余儀なくされている⁹。帰還を果たした人々の中でも、11%が厳しく不安定な生活状況にあり、かつて IS に支配されていた地域の多くでは貧困率が 40%を超え、失業率は 22%に達している⁹。2019 年 8 月に発表された国連のイラク人道危機対応計画（Iraq Humanitarian Response Plan Monitoring Report January-May 2019）によると、イラク国内において約 670 万人の人々が引き続き人道支援を必要としている¹⁰。イラク、トルコ、ヨルダン、レバノン、エジプトなどのシリア周辺国には、2019 年 9 月 20 日時点で約 564 万人のシリア人が UNHCR に難民として登録されており¹¹、この数字は 1 年前の約 563 万人からほぼ変化がない。2019 年 6 月に発表された国連のシリア周辺国における難民危機に対する対応計画（Regional Refugee and Resilience Plan in Response to Syria Crisis: Regional Strategic Overview 2019/2020）によると¹²、周辺国のシリア難民の状況は困窮を極めており、貧困率は 60%を超えている。また、5～17 歳の子どもの 35%が学校に通うことができず、早婚、ジェンダーに基づく暴力、児童労働そして搾取などの保護のリスクに晒されている。シリア紛争によって二重難民となったパレスチナ人シリア難民（Palestine Refugees from Syria：以下 PRS）も、特有の脆弱性を抱えながらの避難生活を強いられており、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East：以下 UNRWA）による支援に大きく依存した生活を余儀なくされている。また、シリアとその周辺国を取り巻く昨今の政治的・経済的・社会的動向は、シリア難民の状況を悪化させるとともに、周辺国の難民受け入れコミュニティの脆弱層に対しても、同様に負の影響を及ぼしており、支援対象者には、非登録難民も含めたシリア周辺 5 カ国にいるシリア人に加え、難民を受け入れている地域に暮らしている約 399 万人の脆弱層が含まれている¹³。

2020 年度本プログラムでの支援分野は、食糧・物資配布、シェルター、水・衛生、保護、栄養、教育、医療・保健、心理社会、農業、その他と多岐に渡った。シリア、イラク、レバノン、トルコ、ヨルダンの 5 か国において、各加盟 NGO が以前から積み重ねてきた実績を

⁸ ACAPS, [Syria Overview](#), Accessed on 20 October 2019.

⁹ IOM Iraq, [Displacement Tracking Matrix](#), Accessed on 30 September 2019.

⁹ ACAPS, [Iraq Overview](#), Accessed on 30 September 2019.

¹⁰ OCHA, [Iraq Humanitarian response Plan Monitoring Report January-May 2019](#), August 2019, p.6.

¹¹ UNHCR, [Syria Regional Refugee Response Inter-agency Information Sharing Portal](#), Accessed on 20 September 2019.

¹² UNHCR, [Syria 3RP Regional Strategic Overview 2019/2020](#), June 2019, p.7.

¹³ UNHCR, [Syria 3RP 2019 Progress Report](#), August 2019, p.3.

活かし、シリア国内においては、戦略目標として①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②脅威に直面する人々の緊急ニーズへ対応すること、③全ての支援に保護の観点を取り入れること、そして④人々の自力による生活再建を後押しすることを掲げ、イラクおよびシリア周辺国においては、戦略目標として①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②全ての支援に保護の観点を取り入れること、そして③人々の自力による生活再建や、紛争終結後の安定状況の持続を後押しする支援を展開することを掲げ、支援を実施してきた。また、国連/国際機関との連携の重要性も常に認識し、国連/国際機関が主導する当地のセクターやクラスターシステムに参加し、支援に偏重や調整不足が起きたりすることがないように努めた。

【評価】2020 年度事業評価部では、本プログラムにおいて実施されていた 8 事業を対象にモニタリング・評価を実施した。世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大により、例年のような邦人評価部員の現地訪問を伴うモニタリング・評価は実現できなかったため、8 事業のうち、トルコ国内 2 事業およびレバノン国内 3 事業については、トルコ在住の評価部員（M&E コンサルタント）を中心とした現地個人コンサルタントチームによる一部現地調査を伴うモニタリング・評価を行い、シリア国内 3 事業については、レバノンに拠点を有する法人評価コンサルタントと業務委託契約を締結し、第三者評価を行った。トルコおよびレバノンでは、開始後間もない事業については、中間時モニタリングを実施し、事業実施団体を含めた関係アクターへの Key Informant Interview（KII）や裨益者への聞き取り調査を中心に、事業の進捗状況、および残り事業期間において改善すべき事項の確認、技術的なアドバイス等を行った。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大により、当初計画していたコミュニティセンターでの活動に大きな制限が課されていたトルコ事業については、モニタリング時に実施した関係者との協議に基づき、オンラインシステムを活用したサービスの提供と、既存の人的リソースを活用したアウトリーチによる個別支援の提供を提案し、採用された。終了間近、または既に終了していた事業については、KII や裨益者への聞き取り調査を基に、事業の妥当性や効果、インパクトについての価値判断を含む事業の質の向上とアカウンタビリティの担保を目的とした、総合的な個別事業評価を行った。シリア国内事業については、個別事業の視点のみでなく、事業横断的な視点も評価項目に含め、プログラムとして総括できる評価の実施を試みた。

新型コロナウイルスの世界的な拡大により、レバノンでは現地訪問や対面でのインタビュー等が実施できず、電話や SNS を活用したオンラインによる調査が主になるなど、例年とは異なる実施体制を余儀なくされたものの、様々な制約下においても実現可能な方法を模索し、次年度プログラム計画策定に寄与するモニタリング・評価事業を実施することができた。

④ミャンマー避難民人道支援

【プログラム予算】 330,913,325 円 (政府資金)

【実績】 330,913,325 円 (政府資金)

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】 8 団体 (AAR、IVY、JISP、PWJ、PLAN、SCJ、WVJ、JPF)、9 事業

【概要】 ミャンマー連邦共和国のラカイン州北西部に住むイスラム系少数民族の「ロヒンギャ」(JPF では民族的背景及び避難されている方々の多様性に配慮し、ミャンマーからバングラデシュに避難・強制移住させられた人々を「ロヒンギャ」ではなく「ミャンマー避難民」または単に「避難民」と表現)がこれまで受けてきた迫害・差別は、「ロヒンギャ」と名乗ること自体を政府によって公式に否定され不法移民として国籍を与えられないことに加え、国内の移動・結婚の制限、労働の強制、恣意的な課税、財産の没収等におよび、人間としての尊厳・基本的人権を奪う悲惨な状況が今日まで続いている。「ロヒンギャ」は 1970 年代末と 90 年代初めの 2 回にわたりバングラデシュへ 20 万人規模の「ミャンマー避難民」となって大量に流出し、そのことで国際的に認知されるようになった過去があるが、強制移動の中でも 2017 年 8 月 25 日の暴力¹⁴によりバングラデシュへ難民として逃れた人の数は過去最高と言われており、2019 年 12 月末時点で 85.5 万人 (うち 18 歳以下の子ども 45.9 万人含) 以上の人々が、主にバングラデシュ南東部のコックスバザール県に避難し、「ミャンマー避難民」として登録され、ウキア郡・テクナフ郡にある避難民キャンプや居住区に居住している¹⁵。コックスバザール県には 34 の避難民キャンプや居住区があるが、その中でも最大のクトゥパロン・バルカリ避難民キャンプにはわずか 13 km²の土地に 62.6 万人以上の避難民が居住している。過密化したキャンプ内での衛生環境は極めて劣悪で、洪水と土砂崩れのリスクを伴う地域に住む避難民もいる。安全な水や衛生設備へのアクセスは限られ、配給される食糧は栄養バランスを欠き、多くの避難民が (圧倒的多数は女性と子供であり、高齢者も多い) 慢性的な健康のリスクにさらされており、過去の迫害・差別によるトラウマによりストレスを抱える避難民も多く、そうした人々の脆弱性に配慮をした支援と保護が必要不可欠である。

また、最近では避難民とホストコミュニティ住民の間で緊張が高まり、衝突が起きていることから緊張緩和・関係改善を視野にいたした対応が求められる。雨季やサイクロンなどの天候による緊急事態に対する支援へのより大きな依存も懸念されており¹⁶、さらに 2020 年に入り世界的に流行する新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、ミャンマー避難民は一

¹⁴ United Nations Human Rights Council (UNHRC), Report of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, 18 September 2018.

¹⁵ P13, Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis (January- December 2020), overview of the crisis, needs and 2020 response

¹⁶ Rohingya Refugee Crisis, OCHA 2019

層厳しい生活環境下におかれている。

2017 年 11 月にミャンマー政府とバングラデシュ政府が帰還に関する覚書を締結し、2018 年 11 月および 2019 年 8 月に帰還者名簿に基づいた帰還計画を実行した。しかし帰還を希望する避難民は現れず、2 回とも実現に至らなかった¹⁷。帰還先での安心と尊厳、基本的人権の保障を主張する避難民は、それが担保されない限り自発的な帰還はないとの一貫した姿勢を保っていることから¹⁸、今後の帰還の見通しは全くたっておらず、キャンプ生活が長引くことが予想されている。彼らの脆弱性に配慮した効果的、効率的かつ中長期的視点に立った支援を通じ、彼らが自力で立ち直る力を強化し、避難先および将来の帰還先での自立した生活の実現に貢献し得る支援が今後の課題となってくる。

2020 年度の本プログラム支援分野は、医療・保健、食料安全保障、シェルター・NFI、保護、教育、水・衛生と多岐に渡った。当該国・地において、これまで事業を実施してきた各加盟 NGO が積み重ねてきた実績・経験を活かし、①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②全ての支援に保護の観点を取り入れ実施すること、③災害時に命を守ることにつながる備え・対策を強化すること、そして④避難民とホストコミュニティ住民のどちらにも裨益する支援を実施すること、の 4 点を戦略目標に掲げた。本プログラムでは、国連/国際機関/他団体との連携・調整、当該国・地のセクターやクラスターシステムへの参加等を重要視し、さらに人道支援国際基準に準拠した、効率的かつ効果的な継続した支援を実施した。

【評価】2020 年度は、4～5 月に前年度に実施された 7 事業の個別事業評価を実施、6 月にはその評価結果共有を目的とした「評価委員会ワークショップ」を開催、9 月には 2020 年度実施の 6 事業を対象とした中間モニタリングをおこない、12 月から 3 月にかけては 4 事業を対象に現地訪問を伴う終了時評価を実施した。

4～5 月にかけて実施した 2019 年度の事業評価では、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大のため、デスクレビューと主としたアプローチを採用し、CHS の観点から各事業の価値判断を試みた。本評価結果の共有を目的にオンラインで開催した「評価委員会ワークショップ」では、“ホストコミュニティとの関係”や“保守的な文化・風習への配慮”といった、評価から明らかとなった事業横断的課題に関してグループディスカッションを通じて理解を深め、戦略性を持ったホストコミュニティ支援の重要性や、男性の若い世代へのジェンダー啓発活動、セクターを超えた視点を持つことの必要性といった提言が抽出された。

中間モニタリングは、事業目標の達成に向けた課題の整理と事業後半の活動実施に向けた提案・目標達成のための軌道修正を目的に、After Action Review (AAR) というモニタリング評価アプローチを事業評価部として初めて採用し、オンラインワークショップ形式で実施した。グループワークでは、“Remote Management”と“Coordination”という 2 つのテーマを採用し、各テーマに関して現行事業のグッドプラクティスや課題を共有した。ワークショ

¹⁷ UNHCR. UNHCR Statement on Voluntary Repatriation to Myanmar. Web. 19 September 2019

¹⁸ P13, Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis (January- December 2019), overview and response strategy

アップの最後には、事業後半に向けたアクションプランについて協議し、「オンラインを活用したスタッフ研修の実施」、「裨益者からカジュアルにフィードバックを得る機会を作る」等、実施時期や担当者も含め、各団体が事業の質向上に向けた具体的なプランを作成した。終了時評価は、バングラデシュ・ダッカに本社を置くコンサルティング企業に現地調査を委託のうえ、12 月から対象 4 団体と協議を開始した。2～3 月にかけて避難民キャンプおよびホストコミュニティにて裨益者インタビューやサーベイを実施、2021 年 3 月末時点において評価結果の取りまとめ中であり、5 月に振返りのワークショップを企画している。

⑤南スーダン難民緊急支援

【プログラム予算】 482,815,000 円（政府資金）

【実績】 425,676,366 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】 8 団体（PWJ、AAR、SCJ、PLAN、WVJ、REALs、ADRA、JPF）、14 事業

【概要】 2019 年、南スーダンでは再活性化された衝突解決合意により南スーダン人に新たな機会の申し出を約束した。この流れを汲み、2020 年 2 月 22 日には、国家統合のための再活性化された移行政府が樹立され、紛争から逃れた数百万人もの人々にとって、包括的な解決への重要な節目となった。しかしながら、再活性化された移行政府の下、深刻な問題は山積みとなっている¹⁹。2020 年は、南スーダンにとって、大きな 3 つのショックがあった。一つ目は地域の武装勢力に関わる国内での武力紛争、二つ目は、2 年連続での大規模な洪水被害、3 つ目は新型コロナによる感染拡大である。南スーダン国内では、およそ 160 万人の人々が、未だに国内避難民であり、周辺国へ逃れた難民はおよそ 220 万人いる²⁰。

人道支援のオペレーションとしては、大きく 3 つの戦略目標が掲げられる。一つ目は保護を中心とした人道支援対応で、GBV に対する予防・対応が含まれる。二つ目は人道支援と開発を組み入れたアプローチに則り、人道支援関係者は手堅い人道支援による解決と開発を関連付けて密にした働きかけが必要であること。三つ目は人道支援ニーズへの解決と紛争へ配慮したアプローチを適合した平和構築への働きかけである²¹。

南スーダン難民を受け入れている周辺国は 5 カ国あるが、内エチオピア、ケニアそしてウガンダは自助的なレジリエンスを高め、国家システムに難民を含めることによる包括的難民支援枠組みを運用している。また、スーダンとコンゴ共和国政府による難民をキャンプの外へ促す政策もより大きな支援となりうる。

南スーダン難民を受け入れる周辺国の事情も受け入れ国により、異なる。エチオピアは長い

¹⁹ South Sudan Humanitarian Needs overview 2021 (January 2021)

²⁰ 同上

²¹ South Sudan Humanitarian Response Plan 2021 (March 2021)

間、難民の受け入れ国となっている。エチオピア国内で、避難場所を探す難民へ、人道的なアクセス、保護を施し、門戸を開いている。2020 年 10 月現在で、およそ 36 万人の南スーダン難民を受け入れている。他方で、多くの南スーダン難民を受け入れているガンベラ地域の治安状況は、未だに不安定である。2019 年度に起きたヌエル族とアニユアク族との衝突は、難民、ホストコミュニティ、人道支援者に影響を及ぼし、死亡者まででた。新しく到着した南スーダン難民の実に 91% はヌエル族であり、元々エチオピアに暮らしている、エチオピア・ヌエルが居住している地域に土地を用意し、キャンプを拡大することが懸案となっている。その為、ガンベラ地方行政は、直近の新たに到着した難民を別の地域に移動するよう要請し、新たな難民を別地域に移動させた²²。また、エチオピア情勢として、2020 年 11 月 4 日にエチオピア共和国ティグライ州に勃発した、Tigray Regional Security Forces (TRSF) と政府軍 Ethiopia National Defense Force (ENDF) 間の武力紛争は、11 月末に発表された政府の勝利宣言にも関わらず、現在も州内広範囲にて戦闘が続いており、同国の南スーダン難民支援とは別に政情不安定な要因の一つとして今後も注視していく必要がある。ケニアは 2020 年 10 月時点で、およそ 12 万人の南スーダン難民を受け入れており、その多くはトゥルカナ郡のカクマ難民キャンプとカロベエイ居住区に住んでいる。ケニア政府も、難民に対し門戸開放政策を維持している。

カロベエイ居住区における人道支援団体と政府の対応は、難民数が一杯になっているカクマ難民キャンプの負担を軽減するために、統合された居住区を開発することを目的とした 2015 年カロベエイ政策に則り、難民とホストコミュニティが社会的・経済的に統合することに焦点を当てている²³。

スーダンは 2020 年 10 月時点でおおよそ 73 万人の南スーダン難民がいる。スーダン政府は、およそ 130 万もの南スーダン難民がいると見積りを立てているが、実情として 2013 年の南スーダンでの紛争勃発以前より、スーダンに住んでいる人もいるため、この数字に対しては更なる検証が必要とされている。南スーダン政府も、難民に対し安全で居住地へ制限のないアクセスを認めている。およそ 19 万の難民が、9 つのキャンプに居住しているが、一方で 77% の難民は、キャンプ地の外側のある、100 以上の居住区にいる。難民の中には、基本的なサービスが限られている、開発されていない地方でホストコミュニティに沿うように居住していることも見受けられる。7 年間の人道支援を経た今、緊急支援を超えて、ホストコミュニティ同様、キャンプ内外の難民へ、長期的な解決方法、レジリエンス、自助努力に焦点を当てる必要性がある²⁴。

ウガンダは 2020 年 10 月時点でおおよそ 88 万人の南スーダン難民を受け入れており、南スーダン難民を受け入れている周辺国で、一番多い国である。難民への好意的な保護環境は、2006 年の難民条項と 2010 年の難民制定に基づいている。これらの制定は、難民の自由な

²² South Sudan Regional Refugee Response Plan, p39

²³ 同上, p47

²⁴ 同上, p53

移動、就労の権利、ビジネスの起業、資産の所持、そして公共サービスへのアクセスも認めており、初等教育、中等教育、そして医療も含まれている。

居住移行アジェンダ (Settlement Transformative Agenda) を通じて、ウガンダ政府は、難民の保護・支援でキャンプ外居住政策を打ち出している。難民は、居住のための土地区画、耕作、そしてホストコミュニティに沿う形で居住することができる。

JPF は、2020 年度南スーダン難民緊急支援プログラムとして実施した事業は多岐にわたり、南スーダン国内では、水衛生、保健、子どもの保護、教育、生活向上支援などの事業、スーダンでは、水衛生、医療などの事業、ウガンダでは、教育、子どもの保護、水衛生などの事業、ケニアでは公衆衛生、生活向上支援事業、エチオピアでは、水衛生事業を実施した。

【評価】2020 年度上半期は、前年度に実施した 5 か国 8 事業の個別事業評価の結果取りまとめ・フォローアップ、および複数年プログラム評価報告会を企画・実施し、下半期には、本年度実施された 3 か国 6 事業の個別事業モニタリング・評価を進めた。

2019 年度実施事業の評価に係る現地調査は前年度中に実施済みであり、これら評価結果の取りまとめと共有・報告を本年度初頭にかけておこなった。ケニア・ウガンダ・エチオピアの 3 か国については、事業評価部が現場訪問による調査、聞き取りを実施しており、各事業の妥当性、有効性等を確認するとともに、特に WASH 分野においては、コミュニティ主導の包括的な衛生 (CLTS) の実現に向けて加盟 NGO と現場レベルで意見交換をする等、インプットの機会も設けた。スーダン、南スーダンの 2 か国についてはコンサルタントを雇上し第三者評価を実施し、2 事業ともに目指す成果を概ね達成したことを確認するとともに、女性を積極的に巻き込む活動から、意図していなかった事業効果として、草の根レベルでのジェンダー平等への貢献も確認された。

6 月には、2016 年度から「南スーダン支援プログラム」、「南スーダン難民緊急支援プログラム」、「南スーダン人道危機対応プログラム」の 3 つのプログラムのもとで実施された全 55 事業を対象に、主にデスクレビューによって実施したプログラム評価の報告会をおこない、複数年プログラムの成果・課題を広く関係者に共有した。具体的には、外務省の人道援助方針、国連機関が発行している対応計画の内容との整合性が高く、プログラム全体として高い妥当性を有すること、また、予算執行率は 97~99%と高い精度を持って効率よくこなれていたことが確認された。さらに、3 年間の裨益者数合計は約 143 万人で計画値の 126%であり、うち社会的弱者が 87%を占めていたという結果からも、プログラム全体として社会的弱者への対象の絞り込みができており、高い有効性を持つと判断された。一方で、インパクト、持続可能性については定量的なデータやエビデンスに乏しく、判断が難しいという結果であった。提言として、プログラムとしての Collective Impact 発現に向けて明確なプログラム目標を設定することの重要性や、複数年プログラムでありながらも単年度申請を必須とするスキームが、長期的展望に立った事業形成を阻む懸念について指摘がなされた。2020 年度に実施された事業については、3 か国 6 事業を対象に、現地訪問を伴う中間モニタリングおよび終了時評価を 10~3 月にかけて実施した。2021 年 3 月末時点において評価

結果の取りまとめ中であり、5 月に振返りのワークショップを企画している。

⑥インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援

【プログラム予算額】 50,000,000 円 (政府支援金)

【実績】 50,000,000 円 (政府資金)

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

【実施団体】 3 団体 (PARCIC, PWJ、JPF)、3 事業

【概要】 2018 年 9 月 28 日にインドネシア中央スラウェシ州を襲ったマグニチュード 7.4 (最大規模：現地時刻 17:02) の地震、およびそれに続く地滑り、津波、土壌の液状化現象が発生した。その後も M2.9 から M6.3 におよぶ規模の余震は 76 回を数え、この災害により今なお行方不明の 667 人を含め 4,340 人の命が奪われ、4,000 人を超える人びとが負傷し、約 20 万人が避難を余儀なくされた。地域全体の被災者数は 140 万人以上にのぼり、甚大な被害をなった。

震災から 2 年以上が経過するなかで、日本の支援には長年培ってきた豊富な防災教育や地域防災組織に対する知識の共有を強く要望され、さらには地域防災、自主防災、学校における防災訓練など防災知識の実例の共有・指導、防災活動内容の普及等によって被災地の防災能力強化に寄与することが求められた。とくにインフラ整備の遅れている山間部の復興は進まず、被災者の喪失感が深まっている中、地域復興計画・防災計画策定の支援・実施への早急な対応は、重要かつ必要不可欠である。

また政府および関係機関が農業の復興に向けた支援を展開しているが、復興はなかなか進まない。特にニーズに対し支援が大きく足りていない食糧と生計分野では、食糧安全保障の安定、農業の復興・再建へのニーズは大きく、農業が主要産業である中央スラウェシ州（被害の大きかったシギ県はスラウェシ島の一大穀倉地帯の一つであった）の住民の生計向上を目指すためにも、農地の復旧が不可欠である。簡易灌漑や農業用の井戸建設をはじめとする農業インフラの整備、種や苗木の配布等により安定した収入源を確保する等の復興支援事業の実施が必要である。

JPF は、2020 年度の本プログラム支援分野（緊急対応期）として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、食料安全保障、生計、防災を中心に被災者が安心して生活できる環境整備、また被災からの復興および持続的発展に貢献する事業を実施した。

【評価】 2020 年度事業評価部では、本プログラムにおいて実施されている 2 事業を対象に現地訪問を伴う中間時モニタリングを実施した。両事業とも 2021 年度に事業を終了するため、終了時評価については、2021 年度に実施予定である。

世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大により、例年のように邦人評価部員の現地訪問を伴うモニタリングは実現できなかったため、インドネシア在住の現地個人コンサルタ

ントと業務委託契約を締結し、遠隔でモニタリングを行った。また、当初計画では、分野専門家および M&E コーディネーターが現地を訪問し、裨益者や関係者に質問票に基づいたインタビューを行い、進捗状況確認だけでなく、今後の活動に向けた技術的な提言・助言を行うことを想定していたが、新型コロナウイルスの影響によりモニタリングの実施時期が後ろ倒しとなったこと、実施時期の遅れにより終了時評価まで期間が短くなったこと、現地提携団体のモニタリングチーム受け入れに制限が生じたこと等を鑑み、当初計画していたよりも簡易的な現場視察というアプローチへの変更が余儀なくされた。

限られた現地滞在日数や調査対象者であったものの、両事業ともに現地視察、関係者への KII、裨益者への聞き取り調査を滞りなく行い、2021 年に実施する終了時評価の参考となるモニタリングを実施することができた。現地モニタリングからは、両事業とも、新型コロナウイルスの影響により事業進捗に多少の遅れは発生していたものの、当初計画していた活動を概ね計画通り実施できていることが確認された。また、関係者への聞き取り調査から、両事業とも、現地提携団体を含めた様々な現地アクターとの十分な連携・調整のもと実施されていること、現地の社会経済復興に寄与する支援であると認識されていることが明らかとなり、裨益者への聞き取り調査から、裨益者のニーズに適合し、非常に満足度の高い事業が実施されていることが確認された。2020 年度に実施した中間時モニタリングを基に、2021 年度は終了時評価の実施、およびプログラムの振り返りとしての過去に実施された事業の簡易評価を実施予定である。

⑦パレスチナ・ガザ人道支援

【プログラム予算】 900,000,000 円（政府資金、3 年間の複数年プログラム）

【実績】 127,981,067 円（政府資金）

【プログラム期間】 2018 年 9 月～2022 年 3 月（3 年間の複数年プログラム）

【実施団体】 3 団体（CCP、PWJ、JPF）、4 事業

【概要】 パレスチナ自治区・ガザ地区では、2014 年 7 月 8 日～8 月 26 日に起きた「50 日間戦争」により大きな打撃を蒙り、もともと脆弱であった人々の生命、暮らし、教育、経済に多大な負の影響を与えた。これを受け、JPF では初動対応として「パレスチナ・ガザ人道支援 2014」を開始した。ガザ地区では食糧不足、電力不足、飲用に適した水の不足、イスラエルの攻撃によって破壊された家屋の再建など、喫緊の緊急ニーズへの対処が必要とされる一方で、社会における基本サービスとしての医療・保健分野のサービスの不足も深刻さを増してきている。このような先行きが不透明な状況を鑑み、JPF は、本プログラムを単年度事業ではなく、複数年プログラムとして行ってきた。

2020 年時点でパレスチナ全体では 130 万人²⁵が保健分野での支援を必要としており特にガザ地区内の医療ニーズは増え続けている。年 2.8%の人口増加率²⁶や昨今の COVID-19 ウイルス感染拡大への対応等、現場での対応を迫られる医療従事者の負担が急激に増加している。さらに封鎖、パレスチナ自治政府とガザ地区を実効支配するハマス政権の対立によるガザ地区内の医療物資の慢性的な枯渇によって、医療サービスは質的にも量的にも低下していると保健クラスターは警鐘を鳴らしている。このような状況を踏まえ、2020 年 8 月にはプログラム期間を 7 か月延長することとした。

2020 年度は、①提供される医療・保健サービスの質を改善すること、②危機や脅威に対処するための自己対応力を強化すること、③医療・保健分野におけるコミュニティのネットワークとレジリエンスを強化すること、そして④医療・保健サービスへのアクセスを確保すること、の 4 点を戦略目標に掲げ、身体障がい者が継続的にリハビリを受けられる環境づくりを通じた社会復帰促進支援、妊産婦・新生児・乳幼児への保健支援と心理社会的サポートの提供、そして 3～5 歳を中心とした未就学児の健康状態改善のための、未就学児への健康診断、健康診断に必要な機材の幼稚園への配布、保健・衛生教育支援事業を行った。

【評価】治安上、邦人による日をまたいだ滞在に制約があるガザ地区においては、JPF 資金により実施されていた 2 事業について、事業実施団体とは別の機関（第 3 者）に委託した独立性の高い現地訪問を含む評価を実施、将来の事業の改善に向けた提言や教訓を抽出し、事業実施団体と共有した。評価は、これら 2 事業の目指した成果が、支援を受ける側のニーズに合致し、なおかつ支援セクターの政策との整合性を確認、支援される側の健康環境の改善に資していたことを明らかとし、これらの事業成果を広く国民に共有した。これらの各事業評価に加えて、ガザ地区 15 郡の 385 世帯を対象としたサンプル調査と、現地支援アクター代表者からの聞き取りを実施して、ガザ地区住民の健康保険加入状況および支出状況、保健・医療サービスに対する住民の満足度、住民の慢性疾患・メンタルヘルス・障害の有無、児童保健の状況、保健・医療にかかる費用への対処法、及び保健セクター全体の課題といった多岐の項目にわたって調査を実施、2022 年に 3.7 年間続いた支援終了を予定しているパレスチナ・ガザ人道危機対応支援プログラムの基礎データを把握し、事業実施団体の支援形成にも活用した。

⑧ベネズエラ避難民支援

【プログラム予算】 72,000,000 円（政府資金）

【実績】 71,120,701 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 3 月～2021 年 3 月

²⁵ 2020 Humanitarian Needs Overview occupied Palestinian territory P.46

²⁶ <https://palestine.unfpa.org/en/population-matters-0>

【実施団体】2 団体 (PLAN、JADE)、2 事業

【概要】南米ベネズエラは、国内の政治・社会・経済的混乱を受け、国民生活が危機に瀕している。大規模な停電、断水の頻発、それに伴う病院や学校などの閉鎖に加え、深刻な食糧や医薬品不足が続いており、あらゆる面で生活が立ち行かない状況に陥っている²⁷。ハイパーインフレーションも進行しており、食糧や医薬品をはじめとする基本的な生活必需品を購入できない世帯が続出し²⁸、治安は悪化の一途を辿り、国内不安が一層の高まりをみせている²⁹。この結果、労働人口を含む多くの国民が国外に流出し続けており（2019 年 10 月時点で 450 万人³⁰）、「南米最大の難民危機」となっている。避難民の流出は今後も続くと考えられ、2020 年末までに南米各地に逃れるベネズエラ避難民は 550 万人を超えるとの予測も出された³¹。多数のベネズエラ避難民は、移動する過程や避難先で、食糧不足に陥り、十分な住居を確保するのも難しく、医療サービスや教育機会へのアクセスも限られている。また強奪、脅迫、ジェンダーに基づく暴力、搾取や人身売買などのリスクや差別にさらされる場合も少なくなく、なかでも女性や子どもの保護ニーズが高まっている³²。しかし既に避難民の受入能力が限界に達している多くの受入国・地域では病院や教育施設などにおけるサービス低下や予算不足が深刻化しており、地元住民と避難民の間の衝突も増加傾向にあるため³³、これまで寛容に避難民を受け入れてきた近隣諸国でさえも入国条件を厳しくする国が増えている³⁴。

2018 年、ベネズエラからの人口流出の加速化を受け、同年 4 月に国連事務総長の要請で国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と国際移住機関（IOM）が中南米各国におけるベネズエラ避難民への支援を調整することとなり、2019 年 9 月に Regional Inter-Agency Coordination Platform(以後 R4V)が設立された³⁵。中南米地域におけるベネズエラ避難民対応計画（Regional Refugee Response Plan for Refugees and Migrants from Venezuela – 以下 RMRP）では、2020 年、支援対象を 247 万人、必要支援額を 13 億 5,000 ドルとしており³⁶、これ以上の状況の悪化を食い止めるためにも、食糧、WASH、保健医療、保護、教育、社会統合等の複合的なニーズに対応する継続的、長期的な支援が求められている。

2020 年は、今後対象国を見直す可能性を残しながらも、支援対象国はペルーのみであり、NFI、保護、社会統合の分野を中心に支援を実施した。ペルーは、コロンビアに続く避難民

²⁷ ACAPS, Venezuela: Situational Update and 2019 Outlook, March 28 2019, pp.2-4

²⁸ ACAPS & START Network, Peru: Influx of Venezuelans in Tumbes, 25 June 2019, p.3.

²⁹ ACAPS, Venezuela: Situational Update and 2019 Outlook, March 28 2019, pp.5-6.

³⁰ <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/73277>

³¹ <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/73277>

³² UNHCR, Protection Monitoring Venezuela Situation Update #1 (January – June 2019), 19 July 2019, pp.18-26.

³³ ACAPS, Venezuela: Situational Update and 2019 Outlook, March 28 2019, p.7.

³⁴ UNHCR, Protection Monitoring Venezuela Situation Update #1 (January – June 2019), 19 July 2019, p.3

³⁵ Response for Venezuelans (R4V), Refugee and Migrant Response Plan for Refugees and Migrants from Venezuela 2019, December 2018, p.12.

³⁶ R4V, Regional Refugee and Migrant Response Plan for Refugee and Migrant from Venezuela 2020, p.9.

受入国であるが(コロンビア、ペルー、エクアドル、チリ、ブラジルの順、コロンビアで 140 万人受入³⁷⁾、その受入人数は 86.6 万人以上に達し、そのうち亡命(難民申請をして定住)希望者数は約 29 万人にのぼる³⁸⁾。ペルーに入国したベネズエラ避難民の約 8 割は首都リマを中心に生活しているとされるが、いまや国内最大数の避難民を抱えており、リマにおいて住居場所や職を見つけることは極めて困難であることから、最近では多くの避難民がエクアドルとの国境地域から近いピウラ県などペルー北部地域に居住している³⁹⁾。ペルー政府はベネズエラ避難民に対し、一時的な在留資格を与える制度を導入し、難民申請を受け付けているが、2020 年末に受入人数は 100 万人に達すると予測される中、増え続ける避難民に対応が追いついていないのが現状である。この動きは 2020 年 3 月に新型コロナウイルスの感染拡大を受け国家緊急事態宣言が発令されて以降、さらに鈍化している。ペルー政府は各手続きのオンライン化を進め、手続きにかかる時間の短縮化に努めているが⁴⁰⁾、その情報は広く行き渡っていない。感染拡大の影響から脆弱度・困窮度が増している避難民への喫緊の人道ニーズ対応策として、JPF では食糧配布・NFI、保護、社会統合(住居、食糧(栄養)、WASH、医療、教育、保護、統合⁴¹⁾等ある全体のニーズより抽出)を中心に実施し、さらには今後よりよい生活を持続的に構築する基盤の整備、生計向上支援策が期待されている。またペルー国内のホストコミュニティ地域住民に対しても医療サービスから社会経済的ニーズに至る支援が必要とされており、特に多くの避難民が到着する県・地域住民への配慮は欠くことができず、避難民と地域住民双方への支援が早急に求められている。

【評価】2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。2020 年度事業評価部では、本方針に基づき、M&E 対象となる 3 事業の実施時期や手法を定めたモニタリング・評価実施概要を作成し、対象加盟 NGO と共有、合意を得た。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。評価については、3 事業いずれも 2021 年度中の実施を予定している。

⑨ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援

【プログラム予算】301,596,012 円(政府資金)

【実績】301,596,012 円(政府資金)

³⁷⁾ Response for Venezuelans (R4V), Latin America and the Caribbean: Venezuelan refugees & migrants in the region - As of August 2019, 5 August 2019.

³⁸⁾ R4V Refugee and Migrant Response Plan (RMRP) 2020 [EN], PERU, p110

³⁹⁾ <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/5W%20GTRM%20Per%C3%BA%20-%20Mapeo%20mensual.pdf>

⁴⁰⁾ R4V, Flush update P1 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/77408>

⁴¹⁾ R4V Refugee and Migrant Response Plan (RMRP) 2020 [EN], PERU, p111

【プログラム期間】 2020 年 4 月～2021 年 10 月

【実施団体】 3 団体 (SCJ、PWJ、AAR)、5 事業

【概要】コンゴ民主共和国（以下 DRC）は、1997 年のモブツ大統領の退任以降、国内情勢が安定せず、特に、同国東部では武装勢力による内紛が継続し、国内避難民や難民が大量に発生した。隣国に位置するウガンダは、最大の DRC 難民受け入れ国となっている。

2018 年末に大統領選挙が実施され、政権は比較的円滑に移行された⁴²ものの、国内東部の情勢は改善せず、2019 年には、イトゥリ州、北キブ州、南キブ州で民族間の武力衝突が激化した。その結果、同 3 州と国境を接するウガンダに大量の難民が流入した。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の発表によると、2020 年 7 月までにウガンダに流入した DRC 難民の数は約 41 万人に上った⁴³。流入した難民への支援が急がれる一方で、ウガンダ政府およびホストコミュニティの負担は増大している。国連、国際諸機関、NGO 等による国際社会の支援もニーズを十分に満たしておらず、「難民に関するグローバル・コンパクト」のもと、国際社会がさらに協力して難民受け入れ国の負担を軽減し、難民問題へ対応していくことが求められている⁴⁴。

2020 年度本プログラムでは、保護、教育、水・衛生支援の 3 分野に重点を置き支援を行ってきた。保護分野では、心理社会的ストレス、暴力、児童労働、ネグレクトなどの様々なりスクにさらされている DRC 難民の子ども・青少年に対して、保護事業を実施した。教育分野においては、DRC 難民とホストコミュニティに子どもを対象に学習支援を実施。水・衛生分野においても、難民・ホストコミュニティ住民の給水衛生環境改善等の支援を行ってきた。JPF では、定期的に DRC の情勢やウガンダにおける DRC 難民やホストコミュニティのニーズを把握しつつ、緊急期を脱した後も中長期的人道支援の必要性について検討し、プログラムの継続を判断する必要があると考える。

【評価】2020 年度事業評価部では、本プログラムにおいて実施されていた 3 事業を対象に現地訪問を伴う中間時モニタリングおよび終了時評価を実施した。世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大により、例年のように邦人評価部員の現地訪問を伴うモニタリングは実現できなかったため、ウガンダ在住の現地個人コンサルタント (M&E 分野専門家、WASH 分野専門家、教育分野専門家) と業務委託契約を締結し、遠隔で現地モニタリングおよび評価を行った。現地視察、関係者への KII、裨益者への聞き取り調査および Focus Group Discussion を実施し、各事業の妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続可能性および CHS 9 コミットメントをモニタリング評価項目として、価値判断を含む事業の質の向上とアカウンタビリティの担保を目的とした、総合的な個別事業評価を行った。

3 事業とも、総じて難民およびホストコミュニティのニーズに適合し、JPF および現地政府

⁴² UNHCR, The Democratic Republic of the Congo Regional Refugee Response Plan January 2019-December 2020, June 2019, page 7

⁴³ UNHCR, UNHCR UGA_Monthly Operational Update_July 2020, July 2020

⁴⁴ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) ウェブサイト <https://www.unhcr.org/jp/global-compact-on-refugees>

の方針に沿った事業を実施していること、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、高いパフォーマンスを発揮しているとの評価結果が得られた。分野専門家が現地調査を行ったことにより、例えば給水ポイントの揚水システムの問題点が洗い出され（太陽光を利用したタンクへの給水に数時間要するといった技術的な問題等）、WASH ワーキング・グループでの調査と対応の検討が提起されるなど、残り事業期間および次期事業での事業の質の向上に寄与した他、同プログラムで事業を実施している JPF 団体間で、Child Safeguarding の分野で協働することが推奨されるなど、プログラムとしての Collective Impact の可能性について提案されるなど、有意義なモニタリング・評価が実施された。

⑩アフリカ南部サイクロン被災者支援

【プログラム予算】 57,000,000 円

【実績】 57,000,000 円

【プログラム期間】 2020 年 3 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【実施団体】 2 団体（GNJP、PWJ）、2 事業

【概要】 2019 年 3 月、モザンビークは南部アフリカにおいて過去 20 年間で最悪といわれるサイクロン「イダイ」に襲われ、同国の被災規模は観測史上未曾有の事態となり、死者 603 名、被災者 185 万人（うち 100 万人が子ども）が影響を受け、40 万人以上の人々の家屋が破壊された。収穫期前の洪水により農作物への被害も非常に大きく、深刻な栄養問題を引き起こしており、またサイクロン後のコレラやマラリア等の感染症も懸念され、早急な緊急人道支援が必要とされている。また、衛生や生活再建に関する支援が必要不可欠である。

さらに、多くの学校も損壊被害を受けており、約 1,372 校（4,219 教室）が損壊し、38 万人以上の子どもの教育機会に影響が出ている。教室の修繕や再建等の膨大なニーズがある中で、教育分野に充当できる予算には限りがあり、学校の復旧・復興のための十分な資金が集まっていない状況であることから、子どもたちの学習環境を早期に整備し、教育へのアクセスを改善するための支援が急がれている。

2020 年度本プログラムでの支援分野は、給水・衛生分野、教育分野、食糧分野など特に緊急支援としての分野で多く支援を行った。事業を行っている団体がこれまでの経験を活かし、①人々を中心に据え、人道支援の原則に則った支援を徹底すること、②食糧安全保障に寄与する支援を実施すること、③命を守るために不可欠な支援が、それを必要とする人々に確実に届くよう緊急支援を展開すること、そして④気候変動性に対応した、人々の生活再建や自立につながる能力の向上に寄与する支援を展開する、ことの 4 点を戦略目標に掲げ、公共施設における給水状況の改善を通じた被災者への安全な水の共有、公立小学校 2 校に対する、トイレ・教室・学校備品の整備、児童の学習環境改善と感染症蔓延予防に取り組んだ。

【評価】2020 年に開始された 2 事業については、JPF のモニタリング・評価の方針に基づき、日常的なモニタリングは事業実施団体が担い、JPF 事務局は四半期毎に事業実施団体から提出される進捗報告を基に事業関係部によるデスクレビューを実施、2021 年度中の事業終了に向け、進捗を把握した。

⑪新型コロナウイルス対策緊急支援

【プログラム予算】367,060,034 円（政府資金 327,000,000 円、民間資金 40,060,034 円）

【実績】318,365,521 円（政府資金 285,283,913 円、民間資金 33,081,608 円）

【プログラム期間】2020 年 4 月 10 日 ～ 2022 年 3 月 31 日

【実施団体】7 団体（AAR、CWS、PARCIC、PWJ、REALs、SVA、WVJ）、10 事業

【概要】新型コロナウイルス（COVID-19）による感染は、2020 年 4 月時点で 200 を超える国と地域に広がり、感染者数が世界中で 70 万人に達した。各国の医療体制に大きな負担を与えると同時に、すでに人道危機にある地域では、既存の人道危機が更に悪化し、人道支援ニーズが未曾有の高まりを見せ続けている。2020 年 3 月 25 日に発表された COVID-19 の人道支援対応計画（Global Humanitarian Response Plan: GHRP）においては、これまでにない全世界での危機に対し、20 億米ドルのアピールが出されたが⁴⁵、わずか約 1 か月後の同年 5 月 7 日に発表された GHRP 改訂版ではその額が 3 倍以上の 67 億米ドル増額され⁴⁶、さらに 11 月 17 日に発表された再改訂版では約 5 倍の 95 億米ドルに達した⁴⁷。

COVID-19 の発生以前から、紛争や自然災害などの問題を抱えていた国や地域における影響は深刻である。COVID-19 の感染による問題に加えて、この感染の対応を優先する結果、既存の医療体制では子どもの予防接種など通常の基本的な医療サービスを提供できないような事態も発生している。COVID-19 による医療制度の逼迫から、他の病気への対応ができなくなり、それにより病状が悪化するケースや、最悪の場合は命が奪われるケースも起きている。また、人道危機に対応している国や地域にはより配慮が必要とされている。ウガンダ国内、バングラデシュのコックスバザール地域、シリア北西部やイラク北部などの難民・国内避難民キャンプでは、人々が過密状態の生活を強いられているところが多く、住民間の感染を防止することが重要であり、早期の感染同定、対応の強化が求められている。国によっては、国際機関が中心となってこの体制の整備が実施されているところもあるが、いまだ衛生環境が整備されていない劣悪な環境にあり、感染予防のための衛生用品を入手することが難しく、正しい感染予防知識をもたない人々が居住するところも多くあり、そのような COVID-19 の感染が拡大し易い地域における感染拡大防止対策に寄与する支援が求

⁴⁵ UNOCHA, Global Humanitarian Response Plan COVID-19 April-December 2020, p4.

⁴⁶ UNOCHA, Global Humanitarian Response Plan COVID-19 May Update, p4.

⁴⁷ UNOCHA, Global Humanitarian Response Plan COVID-19 - Progress Report Fourth Edition (November 2020), p7.

められている。

海外支援事業について 2020 年度は、「脆弱な人々への支援を実施している現行の JPF プログラム実施国・地域において、COVID-19 の感染拡大の影響により活動の継続が困難となることを防ぎ、これにより既存の人道危機のさらなる悪化を防ぐことを目指す。また、GHRP に設定されている戦略的優先事項に沿った事業実施を推進する。」ことをプログラム目標として掲げ、実施方針として①JPF 資金による現行事業の有無は問わないが、原則として現地で事業実施体制が整っていることを前提とすること、②難民キャンプや IDP 居住地など、密集して居住する環境での事業、感染予防・啓発活動、および、脆弱層（高齢者、障がい者、子ども、女性）への支援を優先的な事業とすること、そして③各国の感染状況、当該国による対応を十分考慮・分析した上で、必要と認められる場合には、教育、保護、生活再建支援事業についても対象とすることを定めた。この目標・方針に基づき、7 団体がアフガニスタン、南スーダン、シリア、バングラデシュ（コックスバザール）、ウガンダにおいて、これまでに同地にて整備してきた体制、培ってきたネットワークや経験・知見を活かし、感染予防のための衛生用品配布や衛生啓発活動、水衛生施設環境整備、現金配布、食糧配布等の支援を実施した。

⑫イラク北部・シリア北部緊急支援

【プログラム予算】 270,000,000 円（政府支援金）

【実績】 119,936,475 円

【プログラム期間】 2019 年 12 月 3 日 ～ 2020 年 11 月 2 日

【実施団体】 6 団体（PARCIC、REALs、PWJ、WVJ、IVY、SCJ）、6 事業

【概要】 2019 年 10 月、トルコ軍がシリア北部に侵攻し、国境地帯では空爆や砲撃が続き、その 2 週間後には約 20 万人が避難を余儀なくされる状況となった⁴⁸。侵攻が起きてすぐシリア国内の国内避難民の数は約 14 万人に達し、ハッサケ県やラッカ県南部、デリゾール県のクルド側に移動した⁴⁹。国内避難民の多くはホストコミュニティに身を寄せ、約 1 万 4,000 人が学校等の避難シェルターで避難生活を強いられた。隣国イラクとの国境付近へも避難を余儀なくされた人々が連日到着し、イラク北部へ流入した新規シリア難民は 12,014 人⁵⁰にのぼり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）も 5 万人強のシリア難民がイラク北部へ流入する想定に基づいて支援を開始した。

そんな中、2020 年 1 月中旬以降トルコ政府は、シリア政府軍に対抗すべく、トルコ政府の

⁴⁸ UNOCHA, OCHA Syria Flash Update #8 Humanitarian Impact of the Military Operation in Northeastern Syria 19-20 October 2019, 20 October 2019, UNOCHA

⁴⁹ UNOCHA, OCHA Syria Flash Update #9 Humanitarian Impact of the Military Operation in Northeastern Syria 21-24 October 2019, 25 October 2019, UNOCHA

⁵⁰ IOM, IOM DISPLACEMENT TRACKING MATRIX Update on Border Crossing, 27 October 2019

実効支配地域周辺への爆撃やイドリブ県への侵攻など関与を強めた。さらに 2 月 27 日、トルコ政府軍が、シリア政府軍によるイドリブ県の空爆でトルコ軍兵士 34 人が死亡したことを受けて攻撃を強めたことから、戦況は悪化した。3 月 5 日にロシアとトルコとの間で停戦が合意され、幹線道路 M4 の北と南それぞれ 6 キロを通行可能な安全回廊にすることと、3 月 15 日から M4 沿いにロシアとトルコが共同警備に当たることが決まったが、シリア政府軍と反体制派の衝突は各地で続いた。

また、アレッポ県西部とイドリブ県の反体制派支配地域では、約 94 万人⁵¹が避難生活を送る一方、3 月 19 日時点で 24,251 人が帰還している⁵²ことも確認された。しかし、帰還先の地域は戦闘状態の悪化により、多くの人道支援活動が一時停止、あるいは撤退を余儀なくされた場所であり、支援が行き届いていない。また、新たにシリア政府の支配地域となったアレッポ県西部やイドリブ県南部については、両県の 200 のコミュニティで人道支援ニーズがある⁵³と報告されている。このような状況下で、あらゆるセクターでの緊急対応が喫緊に求められており、JPF からの支援は当初、2020 年 6 月までの 6 か月を計画していたが、支援対象地の状況を鑑み、2020 年 11 月までと 5 か月の延長と予算の拡張も行った。

本プログラムでは、食糧及び衛生用品の配布、衛生啓発活動、水衛生サービスの提供、国内避難民の子どもたちおよびその家族に対して緊急保健・栄養サービスを提供など、各団体の経験・知見に基づいた支援を展開した。

⑬害虫被害緊急支援

【プログラム予算】 330,000,000 円（政府資金）

【実績】 277,038,791 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 4 月 1 日～2021 年 10 月 31 日

【実施団体】 4 団体（PWJ、REALs、CWS、JEN）、7 事業

【概要】 2019 年 12 月以降に大量発生したサバクトビバッタ（以下「バッタ」という）の大群はアフリカおよび南アジア諸国で深刻な被害をもたらした。パキスタンでは、2020 年 1 月以降、イランやインドで大量発生したバッタの侵入により壊滅的な農業被害を受けており、合計 98 万 5,230ha の農地でバッタの群れが確認され、産卵期後には穀倉地域にもさら

⁵¹ OCHA, Recent Developments in Northwest Syria - Situation Report No. 11 - As of 24 March 2020 P1, 27 March 2020, OCHA

⁵² Humanitarian Needs Assessment Programme, Syrian Arab Republic Post-siege Return Tracking in Northwest Syria 18 March 2020 (3 月 19 日の Food Security Sector ML にて共有)

⁵³ OCHA, Recent Developments in Northwest Syria - Situation Report No. 9 - As of 26 February 2020 P2, 27 February 2020, OCHA

なる被害が予測された⁵⁴。

東アフリカ諸国では、2019 年 12 月以降、大量発生したバッタが農業地帯で多大な被害をもたらし、1k m²の群れが 1 日で 35,000 人分の食料を食べつくした⁵⁵。特にケニアでは、70 年で最も深刻な被害とも言われており⁵⁶、北部、中部では 7 万 ha の農地や牧草地に被害をもたらした⁵⁷。近年、干ばつや洪水の被害で苦しむ北部地域では、300 万人以上が食料危機に直面しており、更なる悪化が予想された⁵⁸。また、南スーダンでは、紛争による政情不安定や自然災害など、複合的危機の新たな要因としてバッタの被害が加えられ、食料危機の深刻化や子どもの栄養状態の悪化を防ぐためにも、迅速な対策の必要性が、国際機関などによって指摘された⁵⁹。

本プログラムでは、食糧・種苗配布、害虫駆除剤の供与、農家・コミュニティ支援、関連研修の実施などの支援活動を展開してきた。パキスタンにおいては、ハイバル・パフトゥンハー州の 3 県で、サバクトビバッタ被害を受けた農民への生計基盤支援事業を実施し、地元テレビで取り上げられるなど、支援コミュニティからも評価を受けている。ケニアのトゥルカナ郡においては、バッタの監視や駆除作業を実際にコミュニティで行うことになる若者たちへの指導を行うため、行政職員約 40 人に対する指導員研修を実施した。南スーダンの中央エクアトリア州ジュバ市においては、バッタが襲来した地域で、害虫被害への対策研修、種苗の配布、及び食糧生産性を向上させることでバッタによる食糧減少を最小限にとどめ、農業技術の向上のための研修害虫被害防止と農業支援事業を実施した。JPF では、今後も各加盟 NGO と連携しながらニーズに沿った支援を展開していく。

(2) 海外人道支援緊急対応活動の報告

① バングラデシュ・サイクロンアンファン被災者支援

【プログラム予算】 108,000,000 円（政府資金）

【実績】 107,761,552 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 7 月 19 日 ～ 2020 年 12 月 2 日

【実施団体】 4 団体（GNJP, JISP, PWJ, SN）、4 事業

【概要と成果】

⁵⁴ FAO, Locust situation in Pakistan (Feb, 2020) - National Emergency, 27 February 2020

⁵⁵ ACTED, Kenya: Desert Locust Outbreak Rapid Needs Assessment, 12 February 2020

⁵⁶ 同上

⁵⁷ FAO, Desert Locusts ground surveillance intensified, 13 February 2020

⁵⁸ 同上

⁵⁹ FAO, South Sudan-Situation report March 2020, March 2020

2020 年 5 月 20 日にバングラデシュに上陸した大型サイクロン「アンファン」により、バングラデシュ南部、および南西部に甚大な被害をもたらし、1,000 万人以上が被災した。現地で活動する団体からの出動発議を受け、JPF として 6 月 18 日に出動を決定した。新型コロナウイルスの感染者が増加している中での支援となり、避難所等での感染拡大も懸念される一方で、支援団体の感染症対策も課題となる中での事業実施となった。現地で活動実績のある団体がその経験と知見を活かして対応し、具体的には、緊急支援物資の配布、簡易家屋資材の配布の他、苗の配布や冠水による感染症が懸念される家畜へのワクチン接種、家屋修繕等の生活再建支援、また、感染症予防啓発活動等を行った。

②ベトナム水害 2020 被災者支援

【プログラム予算】 90,000,000 円（政府資金）

【実績】 60,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 12 月 1 日 ～ 2021 年 3 月 31 日

【実施団体】 2 団体（PLAN、SCJ）、2 事業

【概要と成果】

2020 年 10 月 6 日にベトナム中部を直撃した豪雨は、広範囲での洪水と土砂災害を引き起こした。さらに、10 月 28 日に過去 20 年でベトナムに上陸した中で最も大きな台風のひとつである台風 18 号（モラヴェ）が同地域にさらなる被害を及ぼした。約 20 万の家屋が洪水被害を受け、公共医療や教育施設にも被害が出た。こうした状況を受けて、JPF として 11 月 6 日に出動を決定した。事業としては、被災地域における学校再開事業や、生計支援、また子どもへの水衛生支援事業などを実施した。当初は、3 団体が出動を検討していたが、2 団体の実施となった。

③ベイルート大規模爆発被災者支援

【プログラム予算】 140,000,000 円（政府資金）

【実績】 129,092,500 円（政府資金）

【プログラム期間】 2020 年 10 月 16 日 ～ 2021 年 4 月 15 日

【実施団体】 3 団体（CCP、PARCIC、SCJ）、3 事業

【概要と成果】

8 月 4 日にレバノンの首都ベイルート港湾地区において大規模爆発が発生し、死者 180 名以上、負傷者 6,500 名以上の被害となり、30 万人以上が家を失った。また、爆発によりレバノンの 85%の穀物が貯蔵されていた穀物倉庫も破壊され、長引く経済危機により逼迫

していた食糧事情をさらに悪化されることが懸念された。被災した人々にはシリア難民やパレスチナ難民も含まれており、脆弱な立場にいる人々がさらに困難な状況に陥ることが懸念された。こうした状況を受けて、8 月 31 日に出動を決定し、新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響が懸念されている中での対応となったため、現地で既に拠点があり、支援実績のある団体が支援することとした。食糧や衛生用品の配布、家屋修復等の緊急的な支援に加え、子どもの心理社会的支援や障がい者へのリハビリ支援等を実施した。

④シリア森林火災被災者支援

【プログラム予算】 60,000,000 円（政府資金）

【実績】 30,959,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 1 月 1 日 ～ 2021 年 6 月 30 日

【実施団体】 1 団体、1 事業

【概要】

2020 年 7 月以降、シリア北西部で断続的に発生していた森林火災は、10 月 8 日に沿岸部で再発し火災の範囲が広がり、農地を含めて 3 万ヘクタール以上が消失し、20 万人以上が家屋や農地消失などの被害を受けた。火災以前から脆弱なインフラ、生活環境にある地域でアクセスも困難な状況であることから、JPF として 11 月 2 日に出動を決定した。当初は 2 団体が支援を実施することを計画していたが、1 団体のみの対応となった。支援としては、食糧や衛生用品の配布を行い、十分新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、実施している。

⑤サイクロン・エロイーズ被災者支援

【プログラム予算】 80,000,000 円（政府資金）

【実績】 50,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 3 月 25 日 ～ 2021 年 8 月 24 日

【実施団体】 1 団体（PWJ）、1 事業

【概要】

2021 年 1 月 23 日にモザンビークに上陸したサイクロン・エロイーズは、強風と豪雨によってソファアラ州、マニカ州、ザンベジア州、イネンバネ州、ガザ州に大きな被害をもたらし、約 45 万院が被災している。これらの地域は、2 年前に甚大な被害をもたらしたサイクロン・イダイとほぼ同じ進路と辿ったため、サイクロン・イダイの被災者が暮らす再定住地域 73 か所のうち、64 か所が再度被害を受け、さらに困難な環境に置かれている。現地で活動実績のある 2 団体（GNJP, PWJ）は、2 月初旬に合同で緊急初動調査を行い、ニーズ調査を

実施し、同時に緊急物資支援を実施した。この調査結果を踏まえて、JPF として 2 月 24 日に出動を決定した。2020 年度内に PWJ が事業を開始しており、物資配布、および給水支援事業を実施している。今後もう 1 団体が事業を実施予定である。

(3)国内人道支援事業活動の報告

①東日本大震災被災者支援

【プログラム予算額】 約 53,000,000 円 (民間資金)

【実績】 46,257,584 円 (民間資金)

【プログラム期間】 2021 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日

【実施団体】 2 団体 (AAR、JPF)

【概要】

2019 年度に実施した評価活動で専門家からあげられた「福島に残された 3 つの課題」の解決に JPF 全体で取り組み、地元主体で持続的に復興を進められる体制を整える。また、国内外でも注目される福島のケースをもとに、長期避難や原発事故の被災者支援で得た教訓を国内外に発信し、改めて現在進行形の災害である原発事故の現状について理解を促すことを目的に、2021 年 1 月より事業を開始した。

課題 1「福島県内外の被災者・避難者への支援」は、2011 年 7 月から本活動を継続している AAR が、福島県内 3 か所で県内の被災者と、首都圏内の避難者への支援を実施。課題 2「被ばくリスクの軽減」は、「共に生きる」ファンドで成果をあげてきた「特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室(たらちね)」(以下、「たらちね」)へ、放射能測定と労働者の健康管理事業を JPF から業務委託した。課題 3「地元主体で復興を担う体制の構築」は、放射能測定技術者の育成をたらちねへ、また精神医療専門家と民間支援者が協働し、多くの地域に避難指示が出た浜通り地区を中心に住民へのこころのケアを担う体制づくりを一般社団法人ふくしま連携復興センター(以下、「ふくしま連復」)に業務を委託した。

【評価】

AAR による課題 1「福島県内外の被災者・避難者への支援」は、社会福祉協議会との調整や裨益者の希望を調査し、感染症拡大防止対策をしたうえで、県内での支援を 12 回、県外での支援は 8 回実施した。また、2 月には、オンラインシンポジウム「震災から 10 年 一人ひとりが願う未来の実現に向けて」では、これまでの実績と教訓を関係者とともに発信、10 年を振り返る冊子も作成した。JPF からは、ほとんどの地域が帰還困難区域とされている大熊町からの避難者が集まる交流会議に AAR の出席を依頼、避難を継続、もしくは帰還する場合も安全な生活を維持するために、当事者がどのような支援を必要としているか、共に検討している。

課題 2「被ばくリスクの軽減」の測定事業は、たらちねのホームページなどで毎月の定期発信は順調に進んでいる。また、労働者の健康診断の受付体制を整え告知も始めた。JPF はモニタリングの中で、労働者自身が健康管理に対する意識を高く持てない労働環境のため、当事者への丁寧な声がけにより啓発に努め、希望を把握しながら対応するよう依頼した。

課題 3「地元主体で復興を担う体制の構築」のうち測定技術者の育成は、たらちねに 2 名の新たなスタッフが加わり、測定方法の教材づくりの具体的な計画も 3 月までに見通しが立っている。こころのケアの体制づくりを担うふくしま連復は、地域で中心となる専門家・行政・民間支援団体が集まるコアチームの毎月の会議で事例が共有され、地元で活用できる連携促進ツールの具体案が提案され始めている。

JPF は、開催される各会議に参加し、月報や議事録でも進捗を把握、外部からの専門家が必要な場合は、手配できる体制を整えている。また、事業半ばには外部専門家による課題解決の進捗確認を実施する予定である。

②熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）

【プログラム予算額】 28,700,000 円(民間資金)

【実績】 21,708,625 円（民間資金）

【プログラム期間】 2016 年 4 月 16 日～2022 年 3 月 31 日

※2020 年度事業期間は、新型コロナウイルスと 2020 年 7 月豪雨の被災により現地に大きな負担がかかったため、2020 年 4 月 1 日～2021 年 7 月 31 日と当初より 4 か月延長した

【実施団体】 1 団体（JPF）

【概要】

支援団体・行政・社会福祉協議会などが協働し、多様な被災者ニーズを的確に把握することで、包括的かつ効果的な支援を促進する環境を整えるため、2017 年から JPF 事務局主導で「地域力強化」事業を実施し、本年度はその仕上げの 1 年。また、熊本での支援経験で得た知見をその他の地域へも共有し、今後発生する災害に対し、協働して支援実施することの重要性の浸透を目指した。

被災地で住民自らが立ち上がっていくための活動を資金助成により下支えし、被災者を取りまく様々なニーズに、タイムリーかつ適切に対応。また、熊本だけでなく、他の地域と熊本で経験した学びを共有し、多発する国内災害に対応するために連携して支援するポイントとその効果を伝える、啓発活動も実施した。

【評価】

「地域力強化」では、特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）による地元団体の発掘で予定通り 4 市町へ助成、2016 年 4 月からのそれぞれ

の支援と連携の知見をまとめた冊子の完成、関係者への報告や発信が 3 市町村で終了している。4 月の開始時より新型コロナウイルス禍での対応と、2020 年 7 月豪雨の被災により現地に大きな負担がかかったため、今期の事業期間を 4 か月延長し、残り 1 町も 5 月には完成の目途が立っている。

例年 4 月に開催してきた活動報告会はコロナの影響により 5 月に延期、夏に予想される豪雨時の連携体制を話し合うオンラインミーティングを開催、全国の関係者が参加した。これにより、7 月の豪雨前に、県内への外部支援は県内行政、社会福祉協議会、支援団体と調整のうえ現地入りすることを告知できた。

次年度に予定している、熊本地震被災者支援プログラム全体の評価準備も、関係者の聞き取りや専門家と評価計画の立案もまとめの作業に入り、次期事業をスムーズに開始できる目途が立っている。JPF 初の国内事業であった東日本大震災被災者支援とは違うアプローチで本プログラムの知見をまとめ、知見を残し、今後の国内災害でも活用できる事例として全国に発信し、プログラムの終了とする。

③西日本豪雨被災者支援

【プログラム予算額】 99,000,000 円(民間資金)

【実績】 53,494,508 円 (民間資金)

【プログラム期間】 2018 年 7 月 9 日～2022 年 3 月 31 日

【実施団体】 1 団体 (PWJ)

【概要】

2018 年 7 月 5 日から西日本の広範囲で記録的な豪雨が続き、広島県、岡山県、愛媛県など 13 府県で甚大な被害が発生した。JPF は発災直後の 7 月 8 日にプログラムを立ち上げた後、2021 年 3 月 31 日までプログラム期間を延長し支援を展開している。(12 団体 25 事業)

被災地域の状況については、特に被害が大きかった広島県、岡山県、愛媛県において、住民の仮設住宅から復興住宅等への移転は概ね完了しており地域支え合いセンターの制度が終焉に向かう一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け移転先の整備に遅延が生じ未だ仮設住宅で暮らす人や、元の地域に帰還するも家族、友人、知人が地域外に移転してしまっており孤立する人々が散見される。

2020 年度は、JPF 事業として、とくに被害が甚大であった岡山県倉敷市を中心に、孤立する被災者の生活再建及びコミュニティへの復帰を目指し、崩壊したコミュニティの再構築、常態化する豪雨災害に備えての地元住民の防災減災活動の推進支援を、加盟 2 団体が 2 事業を展開した。(2020 年度開始は、1 団体、1 事業)

【評価】

2020 年度は、現地でのサロン活動やその他被災者の集まりが大きく制限され、行政による集会所の建設の遅延が発生するなど、コロナ禍の影響を大きく受けた。また、被害を受けた河川の修繕・補強工事がいまだ完了していない中、経済的な理由により平屋の再建住宅で暮らす人も多く、被災地域全体として今なお多くの課題を抱えている。

こうした現地での状況にあわせ、当初計画通りに被災者に適切な支援が届くよう JPF 支援事業も期間延長する形で対応した。

これからの被災地域では、仮設住宅に取り残される被災者への支援、帰還先・移転先で孤立・困窮する災害弱者への支援、豪雨災害に脆弱な環境下におかれる被災者への災害対応力（レジリエンス）の向上などの中長期的支援が求められる。JPF としては本プログラムが終了後も、これらの支援が地元団体により継続的に展開されるよう、地元団体の支援体制の構築・強化が必要だと考える。

④令和元年台風被災者支援（台風 15 号・台風 19 号）

【プログラム予算額】 150,000,000 円(民間資金)

【実績】 79,346,160 円（民間資金）

【プログラム期間】 2019 年 9 月 22 日～2022 年 3 月 31 日

【実施団体】 3 団体（JISP, PBV,PWJ）

【概要】

2019 年 9 月、10 月にかけての台風 15 号・19 号の影響で、関東甲信越、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。JPF は、台風 15 号に加えて台風 19 号に対する対応もできるよう、10 月 13 日に現行のプログラムを拡大し、「令和元年台風被災者支援」として、対応することを決定し（10 月 13 日承認、予算：6,500 万円、期間：4 ヶ月）、同年 10 月 22 日にプログラム予算をさらに 1 億円に増額し 2020 年 12 月 21 日までの期間延長を決定した。

被災地域の状況については、千葉県では、ブルーシート張りのニーズは概ね終息しているものの、発災後に設置されたブルーシートの劣化及び雨漏り、それに伴う家屋内の広範囲にわたるカビの発生が多く確認されている。長野県においては、コロナ禍の中で住民同士の復興計画等に関する協議が遅延しており、またこれまで地域団体と外部団体との協働で被災者の心の復興を目的として進められてきた写真洗浄についても、ボランティアの受け入れが困難になり洗浄作業と返却に至っていない写真が多く残されている。宮城県においては、行政制度の被災者への適応時期の差もあり、生活再建の目途が立っていない世帯がいまだ存在し、とくに高齢者や障がい者の被災者の心身の負担が大きくなっている。

2020 年度は、JPF 事業として千葉県、福島県、宮城県における被災者の生活再建支援、集会所物資支援、サロン活動支援、障がい者の生活環境整備・障がい児施設の運営支援、コミ

ユニティ再生に向けた公民館の修繕、屋根展張の担い手育成活動などを、加盟 5 団体が 6 事業を展開した。(2020 年度開始は、3 団体、3 事業)

【評価】

他のプログラム同様、2020 年度は、被害が大きかった千葉、長野、宮城県においても新型コロナウイルスの影響により復旧、復興活動が遅延している一方で、行政や社協により仮設住宅、みなし仮設、修繕した自宅で暮らす被災者を見守るための「地域支え合いセンター」は運営されており、被災者全般に対する地元内での支援体制は整いつつあった。一方で、上述の様な公的制度では対応しきれない課題（ブルーシートの劣化による住環境の悪化、生活再建に至っていない被災者等）が一部地域で存在しており、コロナ禍の中で新規での外部支援は難しいものの、感染症拡大予防対策を万全にしたうえで、地域団体だけでは対応できない課題に対しこれまでの JPF 加盟団体の専門性をいかした支援の継続が求められている。

⑤新型コロナウイルス対策緊急支援

【プログラム予算額】 民間資金 200,000,000 円（民間資金）【実績】 247,130,776 円

【プログラム期間】 2020 年 4 月 10 日～2022 年 3 月 31 日

【実施団体】 6 団体（2 HJ, AAR, GNJP, PARCIC, PWJ, VNET）

【概要】

2020 年は日本国内において、都市部および一部の地方でも緊急事態宣言が幾度となく発出され、全国的に感染拡大が広がる年となった。人々の移動や交流活動、経済活動の自粛が促され、経済の停滞や人々の孤立化が社会全体に広がり、新しい層の生活困窮者が増加した。2020 年度は、JPF ではコロナ禍を一種の災害と捉え、JPF 事業としてクラスター発生施設（医療機関、介護施設等）におけるゾーニング指導や物資支援などの緊急対応支援事業、障がい者団体への物資配布・テレワーク環境整備事業、ひとり親家庭や子ども、高齢者等の生活困窮者への食料支援や感染予防物資提供事業など、コロナ禍の影響を受けやすい災害弱者層の心身の健康、命を守る活動を、加盟 6 団体が 11 事業を展開した。

【評価】

2020 年度当初は、日本社会全体としてコロナ禍が社会的脆弱層に及ぼす影響について、おおまかな予測はあっても、目の前の感染リスクや不安に対する対応で明確にはなっていなかった。JPF では、これまでの災害対応の経験をいかし、多くの災害弱者が大きな影響を受けることを予測し、早急にプログラムを立上げ、平時での活動の知見（困窮者支援、障がい者支援、医療・福祉機関支援など）を最大限に発揮し、全国各所の地域団体と連携しながら迅速な支援を展開することが出来た。

⑥2020 年 7 月豪雨災害支援

【プログラム予算額】 146,148,518 円 (民間資金)

【実績】 87,361,615 円 (民間資金)

【プログラム期間】 2019 年 7 月 9 日～2021 年 8 月 31 日

【実施団体】 9 団体 (AAR,ADRA,HuMA,JCSA,JH,PBV,SVA,VNET, JPF)

【概要】

2020 年 7 月 4 日に熊本県、鹿児島県において大雨特別警報が発令され、熊本県球磨川が氾濫するなど、複数の河川の氾濫や土砂災害等の被害が確認された。こうした状況を受けて、7 月 4 日に加盟 NGO が被害状況の把握、および捜索・緊急医療支援を想定し緊急初動調査事業を開始した。新型コロナウイルスの影響により、発災前から全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOD) 等とのコロナ禍における有効な被災地支援活動に関する協議を行っていたため、本プログラムにおいては、事前の協議をもとに現地に先遣隊の派遣を行わず、被災地域の関係者と情報共有や協議などを行いながら、7 月 9 日に正式にプログラムを立上げ本格的な支援事業の展開に至った。2020 年度は、JPF 事業として家屋保全・土砂と流木除去、避難所や医療・障がい福祉施設等への車両提供や貸出、医師・看護師の派遣、特別な配慮が必要な避難世帯に家電等の生活支援物資の提供、災害ボランティアセンター運営支援や傾聴活動、コミュニティ再生に向けた公民館へ備品提供などを、加盟 9 団体が 9 事業を展開した。

【評価】

2020 年 7 月豪雨災害は、被災地域が比較的限定されていたものの、新型コロナウイルス拡大の最中に発生し、熊本地震における復興段階で起こった災害であった為、県外の支援団体が被災地域で支援することが困難であったことと、被災地域の団体も熊本地震被害への支援活動を展開しながらの支援となった。

このような状況の中で、感染症拡大下であっても被災し苦しむ人々に必要な支援を届ける術はないか、という議論が加盟団体と事務局間でなされ、コロナ禍の JPF 国内災害対応規範の策定に至った。

2020 年度は、JPF 加盟団体及び事務局がこの規範の内容に順守する形で、可能な限り、被災地に立ち入らず、被災地の団体を通じた支援を原則とし、現地からの支援要請に基づいた支援であること、また、どうしても被災地に行く必要がある場合には、十分な感染症対策を講じることを徹底した。

⑦(休眠預金) 2019 年台風 15 号・19 号被災地支援

【プログラム予算額】 137,196,764 円 (2020 年から 3 年) (休眠預金)

【実績】 32,313,000 円（休眠預金）

【プログラム期間】 2019 年 11 月 27 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 4 団体（共生地域創造財団、SEEDS、ながのこどもの城、JISP）

【概要】

2019 年 9 月から 10 月の 2 度にわたり、全国に甚大な被害をもたらした台風 15 号・19 号の被災地に対する休眠預金を活用した資金提供事業。

関東圏から東北沿岸にわたる強風被害による電力供給の停止や家屋の損壊が甚大な 15 号の被害に加え、中部地方から東北地方にかけて、豪雨による堤防の決壊などを引き起こした 19 号は、相次ぐ被災と対象被災地の多くが寒冷地であったため、被災地域での支援活動が停止した状態であり、また 2020 年に入ってから新型コロナウイルスの影響で、人の移動や対人支援を主とする被災地での活動が困難となった、

本事業においては 2019 年度からの事業であったが、このような状況を鑑み、2020 年 5 月に資金提供先を決定し、事業を開始した。

採択団体は、堤防の決壊により甚大な被害を受けた長野市、宮城県大郷町の 3 団体と、東日本大震災からの住宅復旧途上の岩手県山田町での活動 1 団体となった。

支援内容は仮設住宅に住まう高齢者、災害弱者への心理社会的支援や学校園や地域の居場所を失った子どもへの支援、早期の地域復興に必要な専門的知見を必要とする地元自治会の支援となった。

【評価】

いわゆるコロナ禍における公募型の資金提供となり、長野県を支援対象地とする事業を 2 件、宮城県、岩手県での事業がそれぞれ 1 件となり、いずれも被災地内での活動が実施可能な団体を 4 団体を採択した。

甚大な被害を受けた地域において、長期的な復旧・復興支援が必要な中、感染症蔓延に伴う経済活動の低迷等により、支援に要する資金や資源が不足する中、発災前にある程度の予算を獲得していたことにより、資金提供が行えた。

審査プロセスについては、審査時に申請団体に対し、感染症下での活動に関する JPF のガイドラインの遵守や活動力の支援活動実施の可能性についての確認など、臨機に応じた審査基準の提示と、申請団体とのコミュニケーションにより適切な団体を採択できたと考える。

各実行団体の活動については、いずれの団体も事業実施上大きな事故はなかったが、活動地域を含む県域での緊急事態宣言等の影響により、活動の鈍化（予定していた取り組みの回数や対象とする裨益者数）などがあったが、複数年事業である休眠預金事業においては、次年度事業に向けた事業実施方法の確立や準備と結果としてなったと考える。

伴走支援を行う JPF としては、これまでの現地でのモニタリングが困難な状況にあり、予算上の見直しや未執行が増加し、次年度に向け、状況に適したモニタリングや伴走支援手法

を確立する必要がある。

⑧ (休眠預金) 2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援

【プログラム予算額】 118,278,926 円 (休眠預金)

【実績】 45,503,700 円 (休眠預金)

【プログラム期間】 2020 年 1 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【実施団体】 3 団体 (2 HJ、フードバンク岩手、ワンファミリー仙台)

【概要】

2020 年のコロナ禍に対する失業等に起因する生活環境の変化により必要とされる食料支援、生活支援に関する休眠預金を活用した単年度の緊急資金提供事業。

全国的に影響が深刻な新型コロナウイルスの蔓延やその予防策により、疾病以外に経済の低迷により多くの生活困窮者が発生している。

特に近年の災害による復興の過程にある地域や物流や医療資源に限りがある地域においては、食料や福祉制度との連携が必須となってきている。

本事業においては 2020 年 1 月から困窮状態にある人々への食料支援、生活支援に資する活動と、復興過程や失業率が上昇している地域での活動に絞り公募を開始した。

失業率が高く、食料配布の必要性が高いと考えられる東北 6 県、沖縄県を対象とした 2 団体の事業、同様に失業率が高くまた感染症が蔓延している首都圏等からの人口流入がある東北の都市部における生活相談機能の強化を目的とした団体 1 団体へ資金提供を行った。

事業実施は主に 2021 年度から開始となる。

【評価】

本事業については、支援災害以外の人道支援に対する資金提供事業となり、実事業は 2021 年度に入ってからのものであるため、現時点では評価前段階である。

⑨ (休眠預金) 2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援

【プログラム予算額】 108,885,293 円 (休眠預金) (2020 年 1 月から 2024 年 3 月末まで)

【実績】 プログラム開始直後にて実績記載なし

【プログラム期間】 2020 年 1 月 27 日～2024 年 3 月 31 日 (休眠預金)

【実施団体】 プログラム開始直後にて実施団体記載なし

【概要】

近年毎年のように発生している豪雨災害に対し、主に全国域で活動する災害支援団体と九州、四国、中国をはじめ、関東甲信越北陸など豪雨災害が常態化している地域内の団体との

ネットワークや知見の共有を広げるための災害対応準備を目的とする休眠預金等を活用した資金提供事業。

従来は国内災害において発災した場合においては、ボランティアをはじめ、全国域で活動するような災害支援団体が駆け付けた支援を行ってきた。一方、2020 年に起こった新型コロナウイルス蔓延により、その支援方法が今後は必ずしも実施できない状況となってきた。また豪雨被害が大きい地域においては、人口減の課題を抱えている地域もこれまで多く、また必ずしも災害支援の経験を有した個人や団体が存在しているとは限らない状況にある。本プログラムでは、発災時に特に重要視される、混乱する避難所における運営支援、生活再建に向けた困窮者支援、支援団体や関連ステークホルダーなどとの情報共有に関するネットワーク構築支援の 3 つに分野を絞り、公募を実施した。

災害時にも活動可能な 3 団体を 2020 年度中に採択し、現在調整中。

【評価】

本事業については、2020 年度内に災害時の生活困窮者への早期の相談対応を可能とする事業や避難所の適切な運営、支援ニーズなどの大量の情報に対して支援者が使いやすい IT システム開発などを行う団体を資金提供先として採択できた。

実事業は 21 年度からの開始となるため評価前段階であるが、JPF の実質はじめての災害対応準備を目途とした事業としては、当初予定していた分野の団体を選定できたと考える。

4. 事務局の活動

(1)事業推進部

部門目標 1：海外における災害並びに紛争発生時に緊急対応部による初動対応を受け、迅速に加盟 NGO と連携して、より質の高い人道支援事業の組成と申請に協力し審査を通じて適切なアドバイスを行う。

プロジェクト概要：上述の通り

結果：

2019 年度から取り組んでいる組織改編の流れとして、事業推進部・事業評価部・事業管理部の 3 部門で、各部門の役割分担、作業手順を明確にしつつ各部門間を越えて業務を補完し合う協力体制の土壌を構築した。具体的に案件申請のプロセスにおける事前コメント、案件審査後の条件付き承認解除などに至るまでの過程などで、各部の役割を明確にただけ

ではなく、判断が難しい内容について協働で対応する土壌を培った。このような案件申請、変更申請、終了報告書など、一部の部だけではなく、相互に確認し、解決に向けて効率を重要視することで、日常業務の迅速化の一助となった。

部門目標 2：JPF の改革に向け、組織改編に伴う組織としての支援の方向性を加盟 NGO、特にプログラム戦略会議と協働でファシリテートし、組織改編の仕組みが機能することを目指す。

概要：

新たな「プログラム戦略会議」を運用するうえで、これからの JPF が目指す方向、支援の在り方について、国際的な支援の潮流・動向との整合性を常に確認しながら、各プログラムの対応計画の策定に反映させる。また、その中で、加盟 NGO との継続的な協議を経ることで、JPF のコンソーシアムとしての強みを活かした戦略を打ち出すことに貢献する。

成果目標：

中長期的な視点に立った、JPF 各プログラムの対応計画を策定するにあたり、加盟 NGO、プログラム戦略会議と協議を実施し、具体的な計画立案プロセスを確立する。

結果：

2020 年度は、プログラム戦略会議の運用を軌道に乗せられるようにしっかりとした協議が必要な事柄に対し、都度、プログラム戦略会議を開催した。年度初旬には、2020 年度事業計画に関連し、各プログラムのニーズギャップをまとめ上げ、加盟 NGO の知見も含め、当初予算の使途を議論した。また、JPF は団体の規模が大きいカテゴリー 3, 4 だけではなく、カテゴリー 1, 2 の加盟 NGO の育成も考慮していることを年度事業計画に反映するために、新たな試みとして当初予算にチャレンジ枠を設けるなど、これまでにない取り組みも実施した。中長期的な視点に立った JPF 各プログラムの対応計画策定までには至らなかったが、各年度のプログラムを総括し、次年度対応計画に反映する方向で今後進めていくことは、プログラム戦略会議を通して、共通認識として熟成することができた。

部門目標 3：新たに組織された「事業審査委員会」「事業審査分科会」の役割の改善と運用を目指す。

概要：

JPF の存在意義でもある、質の高い人道支援事業を実施するための NGO の中間支援組織としての役割を果たすため、新たな「事業審査委員」の選出、役割の明確化、運用の効率化等について、現場からの意見を発信する。加えて、「事業審査分科会」における委員の充実、

申請事業案件の審査プロセスと審議基準や運用方法等の改善に貢献する。

成果目標：

各プログラムの対応計画の作成（2020 年 5 月）。新たな「事業審査委員」のリサーチ、余裕のある審査日程と段取りの確立、そして十分な知見に基づいた情勢分析を取り入れた案件審査を促すため地域専門家の推薦などを通じた運用の改善などを図る。

結果：

案件審査に係る審査プロセスや審査基準などの明確化を目指し、より迅速化、効率化するために、事業審査委員会・事業審査分科会・JPF 事務局の案件審査に係る役割分担を明確にし、併せて事業審査分科会の委員再編も実施した。また、ガイドライン改訂に係る書式改定、案件審査の見える化を実現するために、案件審査項目も洗い出しを行い、可視化した。さらに、新たな試みとして国・地域特有の情勢分析が重要になっている現場の事情を考慮し、地域専門家をイラク・シリア プログラムで導入し、事業審査分科会とは別に、地域に詳しい専門家を含めることで、よい質の高い事業が実施できるよう試みた。これらを踏まえた新たな運用方法を 2021 年度に軌道に乗せていく。

部門目標 4：人道支援に影響を与える関連分野における国際動向を把握し議論に関与する。

概要：

国際動向に関する戦略的な洞察を得るため、関連会合やネットワークへの参加やステークホルダーとの積極的な情報・意見交換を重ね、事務局の分析・考えを加盟 NGO、「プログラム戦略会議」、「事業審査委員会」を含む JPF のステークホルダーと共有することにより、そうした動向に関する理解度の向上と意識啓発（sensitization）を目指す。

成果目標：

セミナーや勉強会（他団体主催も含む）などを通じた情報提供および関連議論への貢献。JPF 主催のイベントについては、アンケートをとり理解度をはかる。

結果：

国際動向をフォローし、人道支援における基準、スフィア・スタンダードなどを人道支援団体により普及させるために、JANIC を通して、WS などを開催した。また、JANIC、他 NGO などと協働で、人道支援分野における性的搾取・性的虐待およびハラスメントからの保護（Protection against Sexual Exploitation, Abuse and Harassment）の日本語版ガイドラインの作成、UNHCR の専門家などを招き、勉強会を実施した。さらなる PSEAH の普及を目指し、来年度も継続して活動していく。

(2)事業評価部

部門目標 1：JPF 支援による加盟 NGO 実施事業のアカウンタビリティ及び質の強化

概要：

JPF モニタリング評価の再構築

成果目標：

JPF と加盟 NGO との協議を経て、今後の事業モニタリングと評価（Monitoring & Evaluation：以下 M&E）並びに監査（Audit）の方向性を打ち出し、それに伴う運用変更・ガイドライン細則の改訂を目指す。

結果：

JPF のモニタリング・評価の運用について 2019 年度から 2020 年にかけて、誰が何をどこまで実施するのかの共通理解の醸成、その基準を加盟 NGO と協議し、運用方針を明確化した。「NGO にとって、事務局にとって、JPF 全体にとって」三方に裨益するという旗の元、事業実施・助成ガイドライン細則 13（モニタリング）及び同 14（評価）に則り、事務局が加盟 NGO に対して実施するモニタリング・評価に係る枠組みと手順を整理し、加盟団体を筆頭にすべてのステークホルダーに共有した。また、細則 13 及び 14 を補完し、速やかでより網羅的なモニタリング・評価の執行に必要な実務に関わる基準を試験的に定め、運用を開始した。また、事業の資金の財務状況モニタリングを中心とする監査（Audit）についても、加盟 NGO と共に学ぶ姿勢でアカウンタビリティの向上を目指した。具体的にモニタリング・評価を実施した後、勉強会、ワークショップを開催し、ただ単に結果共有をするだけでなく、加盟 NGO が現行事業、次期事業に活かせるよう、それぞれの団体が抱えている課題も含め、議論することで、これまでにない気づき、話し合いを通じて出てきたアイデアなどを共有し、今後活かせる M&E を試みた。また、運用方針に係るガイドライン改訂も実施した。次年度は、さらにこれらの試みを継続し、より内容を深めていくことで、さらなる運用方針の基盤を固めていく。

部門目標 2：ケース・スタディを通じた学びの推進

概要：

遠隔で実施される事業に関するケース・スタディの実施と学びの共有、並びに NGO のキャパシティビルディングを JPF グループ全体での学びとして推進する。

成果目標：

ケース・スタディから得られた学び・教訓が対応計画の上位目標・重点目標に盛り込まれる。

結果：

支援実施地域への邦人の入域が制限されているために遠隔で実施する事業、現地提携団体を通して実施する事業形態が増加する傾向にある中、遠隔事業を行うにあたって、どのような課題があるのか、加盟 NGO の主体性を担保しつつ、望ましいパートナーシップの在り方を検討していくために、遠隔事業を行っている、イラク・シリア、アフガニスタン、イエメン、南スーダンなどで、外部コンサルタントを通じ、ケース・スタディを実施した。本結果を加盟 NGO のみならず、関連するステークホルダー、具体的に常任委員会、事業審査委員会においても協議され、JPF としての今後の遠隔事業の在り方、ローカライゼーションも踏まえて、議論を継続していく方向性の合意を得た。今後は、さらに JPF として提携団体との事業実施に係る目指すべきところ、加盟 NGO の知見を活かすパートナーシップの在り方、そしてローカライゼーションの観点も含め、より議論を深めていく。

部門目標 3：JPF による支援事業実施に係るガバナンスの向上

概要：

JPF が行う支援が、人道支援における国際スタンダードとされる質とアカウンタビリティを確保できるための体制を強化するために、国際的人道支援必須基準（CHS）などの主流化に取り組む。

成果目標：

人道支援における国際スタンダードに係る JPF 事業に携わる人材の能力強化を目的とした JPF 主導、共催あるいは助成によるワークショップや会議等を少なくとも述べ 30 人以上を参加者として 2 回以上開催、参加者の満足度調査で 80%以上が 5 段階評価で 3 以上と回答する。

結果：

JANIC を通じ世界的な人道支援のスタンダードについての理解、普及及び運用を促進するための機会を提供した。また、JANIC、他 NGO などと協働で、人道支援分野における性的搾取・性的虐待およびハラスメントからの保護（Protection against Sexual Exploitation, Abuse and Harassment）の日本語版ガイドラインの作成、UNHCR の専門家などを招き、勉強会を実施した。JPF 全体の方針として、さらなる PSEAH の普及を目指し、今後、ガイ

ドラインへの反映を念頭に、来年度も継続して活動していく。

(3)事業管理部

部門目標 1：事業実施・助成ガイドライン等の助成プロセス全体の見直しと運用効率化を強化する。

概要：

助成プロセス全体のフローの見直しを行うとともに、JPF 機構改革のエッセンスが盛り込まれたユーザーフレンドリーな事業実施・助成ガイドラインを目指し改善していく。

成果指標：

- ①事業実施・助成ガイドライン改善のための部内及び 3 事業部検討会を実施し局内に提案する。
- ②事務局内、外務省及び加盟 NGO の意見を集約、精査し、年度ごとに改善を実施していく。

結果：

最終的に 2 回のガイドライン改定を実施。ガイドライン担当者 1 名を選任することで、ユーザーからの改善要望 125 件の精査・改定案作成・ガイドライン委員会協議等において中心的な役割を果たすことが可能となった。加盟 NGO からの強い要望であった「民間資金を財源とした海外事業における一般管理費率の拡充」や事業審査委員からの指摘事項への対応も含め対応項目は多岐に渡り、年度末までに改定を実施した。また、これに並行してこれまで整備が遅れていた各種書式やフォーマットのバージョンアップも実施したことで、より使いやすいユーザーフレンドリーな事業実施・助成ガイドラインの実現に向けての一步をより踏み出すことが出来たと考える。今後もより質の高い支援をより迅速に実施できるための仕組みづくりの一環として、JPF らしさを前面に出した改定を目指していく。

2020 年度はガイドラインの改定に加えて、コロナ禍における加盟 NGO の支援活動が無理なく継続出来るよう 「新型コロナウイルス感染症に対する対応指針」や「渡航に係る運用ルール」など、変化する状況に柔軟に対応することで、加盟 NGO の支援事業をサポートした。2021 年度も引き続きこの流れを継続することで、より JPF への信頼度を高めていきたい。

部門目標 2：事業進捗管理システムの構築を行う。

概要：

マニュアル作業で行われている事業進捗管理をシステム化するための制度設計を行い、システム導入或いは改良を実施し業務全体の見直しを行う。

成果指標：

事業進捗管理システム化により、データ不整合を無くし、作業工数を 10%削減する。

結果：

事業進捗管理業務の作業負担軽減を前提とし、既に導入されているセールスフォースの有効活用を図るべく、IT 部門とも連携しながら事業進捗管理手法を強化した。データの一元化までは到達していないものの、既存スキームとセールスフォースへのデータ取り込み及び検証を平行して運用しながらデータの整理を推し進めたことにより、外務省への月次報告および事業資金残の早期確認等、事業進捗状況の正確なデータ提供に活かされ、必要とされている支援事業が円滑且つ早期に立ち上げられるような情報提供スキームの土台づくりに貢献した。引き続き、作業工程数削減による業務負荷の軽減により、事業実績データの蓄積・分析に充てられる時間を捻出し、関係者にとってより有用な情報を活用できる体制を構築していきたい。

部門目標 3：定常業務を遅滞なく問題なく実施し、課題分析解決に向けたスタッフの能力向上を進めることにより事業管理運営の信頼性と効率を向上させる。

概要：

定常業務を遅滞なく問題なく実施し、事務局での助成プロセス全体の効率化を図り、事業実施・助成ガイドライン順守を担保するために、過去知見やノウハウの蓄積及び共有を可能とする仕組み及びそのためのスタッフ能力向上を行う。

成果指標：

- ①定常業務を遅滞なく問題なく実施し、報告書提出後 1 年以内に完了させる。
- ②経験・ノウハウの整理・共有化の仕組みを作成し、3 事業部勉強会及びユニットで共有する。
- ③②における成果から、事業実施・助成ガイドライン順守を担保するための手順を検討し加盟 NGO と共有する。

結果：

2020 年度は構成メンバー変更による新体制でのスタートとなったが、新規事業申請の対応 71 件、終了報告の対応 115 件、変更申請の対応 217 件、郵送審議取り扱い 115 件、助成カテゴリー資格審査 38 件、一般管理費適用比率拡充の審査 9 件を滞りなく行った。特に終了

報告から郵送審議については、主軸担当者が中心となり事業評価部や他部署と連携し、滞留させることなく進捗を管理、早期の返還金確定に至るプロセスを確立することが出来たと思われる。さらに毎月の事業申請や終了報告対応後に振り返りの検証会議を実施することで知見を共有し、より精度の高い事業形成に貢献すべくノウハウの蓄積を推し進めた。会計士および事務局内経理担当者を講師とした事務局内勉強会も積極的に開催し事務局員の能力向上を図ったほか、加盟 NGO に対しても予算設計書および収支報告書に係る勉強会を開催し、事務局から加盟 NGO への指摘事項が多い項目を中心に説明することで相互理解を深めた。2020 年度に新たに立ち上げられた事業プログラム「チャレンジ枠」を活用する加盟 NGO のキャパシティ向上に繋がる活動も取り組みもスタートさせており、2021 年度も引き続きこれらの活動を強化させていきたい。

(4)緊急対応部

部門目標 1：海外における人道危機発生時にタイムリー、かつ適切に対応を実施する。

概要：

新規の自然災害、紛争等による人道危機への対応について、タイムリー、かつ適切な対応を行う。出動発議がなされる前でも、出動が予想される人道危機については、情報収集を行い、レポートを作成するなど、必要に応じて迅速に対応し、情報発信できる準備を行う。

成果目標：

- ①加盟 NGO による対応が想定される人道危機に対して、情報収集、災害レポートを作成した数
- ②新たな人道危機への出動、または支援実施にかかる業務がタイムリーに実施されるプログラム数

結果：

2020 年 3 月より新型コロナウイルス感染への対応を開始し、当初は中国向け支援プログラムとしていたが、4 月以降は、更なる感染拡大を踏まえて、他地域、および日本国内へ対象地域を拡大してプログラムを実施した。新型コロナ感染の想定以上の広がり、前例のない事象であったことから、適宜加盟 NGO や関係者から意見を集めながら、対象地域の優先順位付けや絞り込みなどを実施した。また、JPF として初めての感染症への対応となったため、外部専門家などを講師に呼び、新型コロナ感染症に関する勉強会を合計 4 回実施し、資金提供だけでなく、各団体、および関係者に有益な情報提供や意見交換の場を持つことができた。

新型コロナ以外では、ネパールでのサイクロン・アンファンへの対応、ベイルートでの大規模爆発への対応、ベトナム水害、シリア森林災害、モザンビークにおけるサイクロン・エロイズに対して迅速、かつ適切に対応した。また、エチオピア北部の紛争による被災者への支援に対する対応を決定した。

部門目標 2：海外の提携団体との連携を強化・継続し、各団体の活動に貢献する

概要：

海外の提携団体との連携を強化するため、日々のやり取りを継続し、積極的なコミュニケーションを図る。アジア地域の団体で構成する ADRRN(アジア防災・災害救援ネットワーク)とは、アジア・パシフィック地域での災害発生時等における連携を想定した協力関係を継続し、ADRRN が毎年開催している年次会合に出席する。国内災害の枠組みで、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)が連携を行う米国の NVOAD(National Voluntary Organization Active in Disaster)とも引き続き、その連携を強化する。特に NVOAD の国際委員会とは、それぞれの国内における国際基準の普及など、共通の課題があることから、適宜情報共有などを行い、JVOAD と協力しながら、NVOAD の年次フォーラムにも参加を検討する。その他、EAA (Emergency Appeal Alliance)、ICVA, OCHA などのパートナー団体との連携を継続し、得られた情報は適宜、関連各部門並びに加盟 NGO にも共有する。

成果目標：

提携団体からの情報を適切に JPF 事務局関連各部門並びに加盟 NGO に共有し、事業実施に役立てられる

結果：

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ADRRN, NVOAD とともに会合は実施されなかった。ADRRN は、年次会合は実施されなかったが、オンラインでのセミナーが実施され、JPF の事例を紹介するセッションに登壇し、アジアの他地域の NGO と意見交換などを行った。EAA も対面での会合は中止となり、計画されていた活動も休止となったが、それに代わり、年度の後半には、オンラインで各団体の活動、ファンドレイジングの状況について共有する情報共有の会を毎月実施された。共有された資料、内容は、渉外・広報担当者にも共有された。

部門目標 3：

- ①国内における災害発生時にタイムリー、かつ適切に対応を実施する
- ②国内災害対応の連携調整強化と人材育成

- ③国内大規模災害に向けて、海外支援の受入れ、ロスター制度の枠組み策定の準備を開始する。

概要：

昨年度より、JVOAD や、その他国内で災害対応を実施する NPO と共同し、民間、および行政等との連携調整機能を高め、支援効率を高めるため、コーディネーター研修のモジュール作りを実施してきた。昨年度はその 1 段階目として、災害発生時の先遣隊派遣の仕組みやツール作りなどを協働で実施し、先遣隊向けの研修を実施した。2020 年度は次の段階として、被災地で連携調整を実施する人材の育成を進めるため、コーディネーター育成のためのモジュールの開発を進める。また、先遣隊向けの研修については、昨年の台風 15 号・19 号の対応を踏まえて、見直しを行い、さらに同様の研修を広げて実施することを検討する。また、2018 年度に実施された東日本大震災の検証を踏まえ策定された国内災害対応方針に則り、検討事項となっている海外支援の受入れと、JPF コーディネーターのロスター制度について、具体的にその準備を着手し、内容の検討と枠組み作りを開始する。

成果目標：

- ①新たな自然災害への出動、および支援実施にかかる業務がタイムリーに実施されるプログラム数
- ②国内災害連携強化のため、コーディネーター研修のモジュールができる
- ③コーディネーター研修に全国の災害対応に関わる NPO、中間支援組織 15 団体以上が参加し、その知見を得る
- ④国内の大規模災害対応に向けて、海外支援の受け入れ案策定が開始される
- ⑤国内災害に対応する人員向けのロスター制度につき、検討される

結果：

・2020 年度は、新たな自然災害への対応として、九州地方で発生した 7 月豪雨災害への対応を行った。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、発災前から JVOAD を始めとする支援関係者とともに、コロナ禍での災害対応を想定し、基本的な対応指針について協議を行っており、JPF もその「検討会議」メンバーの一員として、「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン」の策定に参加した。7 月豪雨災害発生後は、右記ガイドラインに基づき、先遣調査隊は派遣せず、関係者を通じた情報収集を行い、加盟 NGO による緊急初動調査を経て 7 月 9 日プログラムを立上げた。8 事業の申請に対応し、加えて JPF 事務局事業も策定した。JPF 事務局事業では、JPF として始めて、県域中間支援組織 (KVOAD) と協力し、地元社協・地域支え合いセンターと連携した避難者への家電等の生活支援物資支援を開始することができた。

・コーディネーター研修については、JVOAD などの関係者とともに、2019 年の台風 19 号

の対応に関して、2019 年に実施した先遣隊の研修の内容を踏まえて振り返りを実施した。JPF は先遣隊研修準備のコアメンバーに参加しており、研修に関する協議に参加した。この振り返りをもとに、第 2 弾の研修モジュール作成をする計画であったが、研修モジュール内容の確定、実施までには至らなかった。理由としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、JVOAD 関係者内での議論が予定通り進まず、その後の 7 月豪雨対応と重なったことによる。1 月中に、関係者と協議を再開し、研修の骨子を策定することができた。骨子をもとに、各県域のネットワークを集めた説明会を行い、意見収集を実施した。

・今後の大規模災害に備えた準備、ロスター制度整備については年度内の検討に至らなかったため、次年度以降検討する。

部門目標 4：令和元年台風被災者支援（台風 15 号・台風 19 号）プログラムのモニタリング、および初動期のレビューを通じて、次期災害への知見を得る。

概要：

令和元年台風被災者支援(台風 15 号・台風 19 号)プログラムは、4 か月の初動対応期(2019 年 9 月 22 日～2020 年 1 月 21 日)を終了し、緊急期として継続しているが、初動対応期に開始した JPF 事務局による事業は引き続き 4 月末(予定)まで実施する予定である。JPF 事務局事業として、加盟 NGO 事業の現地モニタリング、および被災地の県域の中間支援組織への支援等について継続する予定である。

成果目標：

モニタリング・および事業報告書が作成され、加盟 NGO による事業の質向上に貢献する。

結果：

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現地モニタリングの実施は見合わせることにした。当初、対面でのワークショップ形式を想定していたため、新型コロナの影響を考慮し、中間支援組織への支援についても外部へ委託したレビューは行わず、代わりにオンラインにて支援を実施した各地域の県域中間支援組織との振り返りミーティングを行った。

部門目標 5:日本の NGO セクター内の PSEA の国際基準順守を推進する

概要：

人道・開発支援において支援団体による PSEA (Protection from Sexual Exploitation and Abuse:性的搾取・虐待からの保護) 規範の遵守は、国際社会において長年にわたり組み込まれてきたが、近年、特に支援における PSEA の問題に関する国際的関心が高まる一方で、日本国内での取り組みは遅れている。これを踏まえて、昨年度後半に、国際協力 NGO セン

ター (JANIC) とともに、有志 NGO を募り、ワーキング・グループを立上げて、日本国内版の PSEA の方針作成と普及活動を推進する活動を開始した。2020 年度は、海外の取組みや方針をさらに学びながら、国内での普及のための勉強会の開催や、日本版ガイドラインの策定を行う予定である。このワーキング・グループに積極的に関わり、この活動に貢献する。

成果目標：

- ①日本版 PSEA ガイドラインが完成する
- ②加盟 NGO を含めた NGO セクター全体で、PSEA（性的搾取・虐待からの保護）を理解する人が増え、PSEA に取り組み、実践する団体が増加する。

結果：

2019 年度に立ち上げた PSEAH ワーキング・グループ (WG) と 4 つのタスクチームに分かれて活動した。JPF 事務局からは、緊急対応部、および評価部から WG に参加し、以下 3 つのタスクチームに関与し、それぞれの活動に寄与した。なお、WG 内での議論の結果、性的ハラスメント (H) への対応も活動範囲に含めることとし、WG も PSEA から PSEAH とした。

1) 国際連携：ICVA, ACFID 等と連携しながら、PSEAH に関する世界の潮流や取り組みを学ぶためのオンライン・セミナーを行い、広く関係者に PSEAH 潮流、理解を伝えた。

2) ガイドライン：日本語ハンドブック。CHS Alliance が発行するハンドブックの日本語訳を行い、それに日本の事例を追加し発行した。

3) 報告会：国際協力 NGO センター (JANIC) が主催するイベント HAPIC の分科会において、WG として、これまでの活動、ハンドブック等について報告し、また、パネルディスカッションで各アクターの取組を紹介し、今後の普及に貢献した。

(5)地域事業部

部門目標 1：国内の災害発生時における緊急対応部による初動対応を受け、復興期への円滑な事業継承を推進すると共に、助成採択団体への事業相談、モニタリング等を通じて支援活動の下支えをし、被災者へのより質の高い人道支援に寄与する。

概要：

日本国内において大規模災害が発生した際に、JPF としての初動・緊急対応の支援をシームレスに引継ぎ、事業申請受付から終了報告に至るまで、JPF 加盟 NGO 及び非加盟団体への支援を含め、地域事業部が一気通貫に実施する。

成果目標：

新しい業務に適した人員整備及びノウハウ継承、現行の国内加盟事業の継承、対応する助成事業に対する終了報告の提出と承認の準備

結果：

加盟事業に特化した人材を採用しこれまで加盟事業を担ってきた事業部と連携の上、切れ目ない業務継承を行った。また、すべての終了事業に対し事故なく適切な対応を行うことが出来た。

部門目標 2：「休眠預金」を基軸とした国内の災害発生時における質の高い事業助成を推進し、適切な審査並びに評価業務までを実施、仕組み化する。

概要：

JPF として 2019 年度中に採択された休眠預金「災害支援事業」を地域事業部として継承し、支援対象となる被災地域の事業助成に関し、ニーズ把握から応募団体への事前説明、公募、受付、審査、モニタリング、評価、報告に至るまで、適切な運用を実施、仕組み化する。

成果目標：

資金活用団体の求める評価レポートの提出

結果：

本来終了予定だった複数事業がコロナ禍の為延長することになり、評価レポートの提出には至らなかったが、単年度の事業報告、精算報告は適切に提出された。

部門目標 3：国内災害に対する現行事業の地域への引き渡し及び新たな対応方針の立案と、今後の国内災害に、より効果的に対応するための新しい事業の立上げに努める。

概要：

- ①「来るべき大災害への備え（防災・減災）」に関する新事業の立上げの試み。
- ②現行の被災者支援事業の地域への引き渡しと新たな対応方針の立案。

成果目標：

常任委員会への新事業案の提案、事業審査委員会への既存事業の新たな支援対応方針の提案

結果：

JPF として初となる防災・減災に関する事業（休眠預金）の採択と開始に至った。支援開始から 10 年目を迎える東日本被災者支援プログラムにおいて、今のフェーズに合った新たなプログラム対応方針を関係者と協議を積み重ねながら提案、開始に至った。

(6)渉外部

部門目標 1：既存支援者様の関係性深化と支援拡大への展開

概要：

2020 年度は、既存支援者とのコミュニケーションをさらに深化させていく。イベントの開催などにより、長期にわたるご支援に感謝を述べると共に、今後更に求められていく国内外での人道支援や防災減災の取り組みについて説明を行い、更なるご支援を賜る

成果目標：

- ・ 既存支援者の満足度向上（支援価値向上）に向けた施策協議の実施・実行
- ・ 既存支援者に対して新たなプログラムのご案内や会員制度の案内強化
- ・ 広報と連動しドナーサーベイを行う仕組みの構築と運用開始

結果：

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの企業団体や個人の方が経済的な影響を被っている中、大変有難いことに、新型コロナウイルス緊急災害支援や 2020 年 7 月豪雨災害支援に多くのご支援を頂き、2020 年度の民間収入は前年比 103%という実績であった。コロナ禍で初めてオンラインシステムを通じた寄付の呼びかけや企業への事業説明など、新しい試みを行った。結果として、新規の賛助会員企業の獲得も前年以上の実績を残すことが出来た。

また、広報部と連携し、寄付者に対しての継続的にドナーサーベイが行える仕組みを構築。今後のマーケティングに活用していく。

部門目標 2：新たなファンドレイジングへの取り組み

概要：

2020 年度も継続して、JPF 改革ワークストリームの方針のもと、ファンドレイジングへの活動量を増やしていく。賛助会員企業へのご提案や SDGs への取り組みに積極的な企業に対してアプローチをしていく。また、広報部との連携を強化し、HPをはじめ SNS やメディアを通じて、企業との接点を拡大させ、ファンドレイジングに繋げていく

成果目標：

- ・企業の CSR 活動や SDGs 活動を支援するファンドレイジング提案の実施
- ・広報と連動し、マンスリー会員等寄付者拡大に向けたWEBツールの改良
- ・価値あるファンドレイジングの企画力強化へ教育機会の拡大や企画会議の開催

結果：

JPF 改革ワークストリームの1つである「ファンドレイジングの強化」に向けて、企業との連携企画を拡大してきた。9月には旅行会社との連携企画である「17 Goals Project」がスタート。コロナ禍で積極的な展開が困難な中、4つの中学校・高校に対して講演活動を行った。また、商品にJPFマークを入れて頂いた寄付型商品も2メーカーから発売して頂いた。ホームページ上の寄付ページも見直し、寄付内容をより分かりやすく表現し、一般寄付や緊急災害支援基金を訴求することにより、同寄付が前年比で107%と最も伸長する形となった。マンスリーサポーターからの会費についても前年比120%増加することができたが、新規会員の獲得については課題が残る。2021年度の重点事項として取り組んでいく。

部門目標3：企業・NGOや地方自治体との連携強化

概要：

コロナウイルスの流行や今後想定される自然災害等への対応として、既存の枠組みにとらわれず、企業・NGOや地方自治体等との連携強化に向けた取り組みを強化していく。その中でも2019年度に協定を取り交わした全国市長会と具体的な連携方法を協議していく。

成果目標：

- ・ファンドレイジングを通じての連携強化
- ・地域事業部と連携し、全国市長会と新たな連携について協議開始・モデル構築

結果：

2019年12月の全国市長会との連携協定締結後はじめての大規模な災害が2020年7月に起こり、発災当日には5つの市長より連絡が入り、この協定の重要性を感じる機会となった。また、2020年12月には、国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)との協定を締結。約550を超える企業・団体に災害時の物資支援にご協力頂き、提携前の2020年7月豪雨災害にも飲料などをご提供頂いた。

そして、2016年から進めてきた防災・減災・災害発生時の救済インパクトを上げるイノベーションな開発を行うイニシアチブ「MoreImpact」の取組みとして、初めてFASTAIDが

商品化され、一般販売が開始された。2021 年度は他セクターとの連携を更に強化し、効果的な支援が行えるよう取り組んで参りたい。

(7)広報部

●広報・渉外3年戦略 報告

2018 年度開始の「広報・渉外3年戦略 ～3つの戦略骨子」※について、2020 年度で完了した。※別紙参照：2018 年 3 月 14 日開催 理事会承認資料

3つの戦略骨子

- 1)日本の人道支援を届けるプラットフォームとしての認知向上
- 2)多様なプレイヤーの交流と実質的な新しい価値・活動の創造
- 3)上記実現のための広報活動・ツールの戦略的アップグレード

結果サマリー

3つの戦略骨子を据えて計画を年度ごとに見直ししながら、EAA からの学びを生かし、各施策を実施してきた。

1) 日本の人道支援を届けるプラットフォームとしての認知向上 について：

高い目標として掲げていた認知度サーベイ 20% (JPF を知っており活動も知っている人、JPF について聞いたことがある人) を 2019 年度末に達成。特にメディアリレーション関連の実績が著しい。JPF 掲載を伴う記事実現がスタンダードになり、2016 年以降 JPF 主催イベントへのメディア参加者は 5～30 倍に。また海外メディア向けのメディア懇談会を実施し、海外メディアからの取材、記事実現の流れもできた。2019 年度メディア露出は広告換算 16 億円以上を実現。JPF 名露出を目的にせず、メディアへの情報やネットワーク提供を目指して開催してきたメディア懇談会等は、結果的に JPF 名掲載記事だけでなく、JaNISS、NGO2030、共生きファンド助成団体など他団体のメディア露出実績を出し、NGO セクター全体の認知向上という JPF の存在意義の目標につながった。大規模災害時のメディア連携体制については、引き続き組織リレーションの突破口が必要。渉外の新しいファンドレイジング施策（共生きミライ）は、始動しなかったため広報延期。

2) 多様なプレイヤーの交流と実質的な新しい価値・活動の創造 について：

美術家奈良美智氏と連携した JPF×ART Project は、先方事務所との 5 つの計画をすべて完了。主要各媒体において多くのメディア掲載を実現。JPF 認知者のうち、勤労者の 63% 以上、一般の 45% 以上が、「JPF×ART Project を知っている」と回答した。また、広報部

のカバー範囲を広げて試みた、JPF×ART Project によるマンスリーサポーター施策については、JPF 過去最大のサポーター獲得実績をあげることができた。(JPF×ART Project 詳細は、2019 年度報告書参照)。

各セクターとの連携に尽力し、団体を越えた NGO2030 活動、メディア同行などのほか、特にコロナ禍においては、医療関係者やメディアとの日米連携など、逆境をチャンスに変えるオンライン施策を多数実施する等、毎年状況に応じた新しい施策に挑戦した。若者への注力は、NGO2030 の毎月のウェビナー活動や、4 つの大学で講義を実施。JPF との連携などに通じるさらなる関係性を目指したい。

3) 上記実現のための広報活動・ツールの戦略的アップグレードについて：

「SDGs 見える化」は、ウェブサイト、年次報告書、SNS 新企画、アイコン対策、20 周年ロゴなどを通して精力的に実施。2019 年度末実施の認知度サーベイによると、JPF ウェブサイトを見て、勤労者層&JPF 認知者の 85.7%、一般層&JPF を知らない人の 35%が「JPF は SDGs の達成に取り組む団体だと思う」と回答した。特に「SDGs でみる JPF20 年」ページは、「SDGs」「NGO」という検索キーワードによる自然検索で 1 ページ目掲載を実現。最終年は、渉外計画を取り込み、広報としてもドナーサーベイを実施。

今後：結果的には広報のみが実施する形になったが、今後セクターを越えた連携はさらに重要となってくるため、メディアだけでなく、企業も含めた連携の可能性を双方に探りたい。特にドナーサーベイ結果分析は、各部施策はもちろん連携施策に生かしていきたい。

●2020 年度 単年 報告

部門目標 1：日本の人道支援を届けるプラットフォームとしての認知向上

【メディアリレーションの可視化による JPF の認知向上】

概要：

①メディア露出の質と数の追求・可視化

②JPF メディアネットワークと NGO 活動の連携 (NGO2030 への貢献)：

NGO セクターの認知向上を目指し、JPF のメディアリレーションと NGO 活動の連携によりメディア露出につなぐことを、JPF の付加価値の一つとして促進する。

③EAA からの学びをいかしたメディアとの組織連携

成果目標：

・メディア掲載数 (JPF、NGO2030)

・認知度サーベイ 2020 年度末までの 3 年目標 18%—20% ※2019 年度末に達成

・JPF 広報ツールでの露出

結果：各施策の結果は以下のとおり。

①メディア露出の質と数の追求・可視化：

- 各トピック、各ターゲットに対するメッセージ、SEO 対策の相乗効果により、JPF 名掲載を伴う効果的な露出を実現した（以下、主要なメディア掲載例を抜粋）。
- 新しい福島支援のプレスリリース（2 月 26 日発行）を見て、米国通信社 Feature Story News より取材依頼あり。各国の海外駐在者にも広く視聴されており、米国で「18 年連続で最も高い信頼性」を獲得している公共ニュースメディア「PBS News Hour」に、JPF 福島担当インタビューを実現。昨年度からの海外メディアへの訴求や SEO 対策により、海外主要各メディアがウェブ検索で JPF を見つけられることが確認できた。

3 月 11 日 PBS News Hour Japan marks 10th anniversary of Fukushima nuclear disaster

- 新型コロナウイルス関連も、ウェブ検索から NHK ロシアより取材依頼あり、緊急対応部長のインタビュー記事を実現。また JPF 名がタイトルに入ったハフポスト記事、JPF の方針についても記載した支援関係者向けの国際開発ジャーナル記事なども。

NHK ロシア JPF 新型コロナウイルス支援など

ハフポスト 【新型コロナ】三菱商事が 10 億円を寄付。「国境なき医師団」「ジャパン・プラットフォーム」などに

- 数馬酒造と連携した寄付付き日本酒プレスリリースは、JPF の軸がぶれない企画内容を訴求。日経新聞、北国新聞、北陸中日新聞のほか、JR グリーン車搭載の雑誌などにも掲載された。
- 昨年度プレスリリースを発行した More Impact については、日経新聞や化学工業日報、三井化学のオウンドメディア MOL p など各紙媒体、ウェブ媒体で掲載された。

②JPF メディアネットワークと NGO 活動の連携（NGO2030 への貢献）

- 2019 年度後半より、JPF 広報として NGO2030 に参加。本年度より、本格的に NGO2030 の活動を JPF 広報計画に入れ、有志 NGO とともに NGO 全体の認知向上を目指し、主にメディア連携や広報視点で貢献した。指標となる認知度サーベイ設定を提案し実施したほか、2020 年 10 月より、NGO2030 メンバーとともに毎月 1 回のウェビナーを開催。vol.4 では、村尾信尚氏とトビタテ！留学 JAPAN 奨学生の連携を企画し、お申込み 100 人を実現（80%以上が学生や国際協力に興味のある社会人の参加、87%以上が初めての参加。メディアからも 5 人が参加）。
- NGO2030 として参加した HAPIC イベントは、メディアだけでなく、企業、NGO、ドナーのそれぞれがプロセス段階から連携する重要性をキーメッセージに、あらゆるセクターが課題解決を目的にフラットに話せる場づくりの提案ができた。

- 2021 年 2 月 14 日開催「NGO との連携でインパクト拡大を目指す！セクター横断ぶっちゃけ対談」：「課題解決の先へ HAPIC2021」

③EAA からの学びをいかしたメディアとの組織連携：

- EAA の学びはここ数年の広報戦略全体にいかされている一方、組織連携は今後も長期的に模索していくことが課題。

部門目標 2：多様なプレイヤーの交流と実質的な新しい価値・活動の創造

【JPF 内外を巻き込み、セクターを越えた連携を促進】

概要：

- ①JPF×ART Project 第 2 弾を企画：コロナ禍のためオンラインベースで」企画を準備（実施時期は要検討）。
- ②SDGs を軸に広報チャンネルを拡大
- ③JPF20 周年機会の広報サポート

成果目標：

- ・ イベント参加メディア数 オンラインイベントへの参加
- ・ メディア掲載数
- ・ 広報起因による寄付者

結果：各施策の結果は以下のとおり。①JPF×ART Project 第 2 弾を企画

- 未来を担う子どもたちを対象にしたキッズ連載を企画し、コンテンツを作成。対象年齢の小学生とその親にキッズアドバイザーとして監修いただき、連携の可能性も広げることができた。2021 年度、オンラインでのコミュニケーションを実施し、JPF×ART Project 第 2 弾としても展開したい。
- 医療現場の声を届ける 2 回連続オンラインイベントは、以下 3 つのポイントから開催の意義が大きかった。参加申し込み者は 10 日で 280 人以上。ウェブページ公開 10 日間の PV が 2020 年度最多、1 か月以上はトップページよりも多い PV を記録した。内容的にも、内外から非常に反響が大きく感謝されるイベントとなった。
- 連携の可能性拡大（メディア、医療関係者、JPF 加盟 NGO と日米をまたぎ、命を守る目的で連携を実現。メディアは約 30 人参加し、支局長、団体や企業の代表などオピニオンリーダーの参加が非常に多かった。また約 60%の参加者が JPF を知らなかったと回答し新規開拓となった）
- NGO の存在意義とプロフェッショナル性（アンケートより「メディアでは語られない現場の声」や「報道よりも信頼できる」ことを NGO に対して期待されていることとその評価が高かった）
- 臨機応変性（コロナ禍でタイムリーに、当時ほぼ届けられていなかった患者に一番近い

看護師たちの声を届けた)。

- 12 月 23 日開催 コロナ医療現場の看護師/医師のリアルな声を聞く 緊急第 2 弾!「年末年始に向けて、私たちが知っておきたいこと ～NY、東京、大阪、日本各地の現状を知り、大切な人の命を守るために～」
- 10 月 21 日開催「今、あなたや家族が新型コロナにかかったら ～NY、東京、大阪の医療現場を支える看護師/医師のリアルな声を聞く」

②SDGs を軸に広報チャンネルを拡大

- SDGs17 (パートナーシップで目標を達成しよう) としては、NGO2030 として企画した HAPIC セッションの意義が大きい (部門目標 1②参照)
- 数馬酒造の寄付付き日本酒企画 (部門目標 1①参照)。

地域事業部の休眠預金、渉外部の JTB 連携について、ウェブページ作成や SNS 投稿などで広報協力。企画までは至らなかったが、サッカー J2 リーグの 3 つのチームの活動を SDGs とからめて紹介。本来の連携は引き続き要模索。

③ JPF20 周年機会の広報サポート

- 2020 年度は、JPF20 周年のための広報戦略&全施策を完了。20 周年ロゴのデザイン、ウェブサイト、SNS、年次報告書などでの特集企画のほか、特にコロナ禍で活用できるよう広報ツール (Zoom 背景、メール署名、プレゼン資料フォーマット、レターヘッド等) を作成しビジビリティ最大化を目指した。ウェブサイト特集ページ「SDGs から見る JPF20 年」は、「SDGs」「NGO」の検索キーワードで Google 検索 1 p めを 7 か月以上キープ中。
- 渉外リードの 20 周年イベントは 2021 年に延期。開催の際には、他セクターとの企画などで最大化できるよう連携サポートしていく。

部門目標 3 : 上記実現のための広報活動・ツールの戦略的アップグレード

【マンスリーサポーター増と SDGs 押し】

概要 :

①マンスリーサポーター増のためのウェブマーケティング強化 :

去年のウェブマーケティング施策に続き、渉外管轄寄付ページを更新、改善し、寄付増やマンスリーサポーターにつなげる。長年の課題である過去現在の寄付企業・個人寄付者分析のための寄付者サーベイを、渉外と協力して早急に実施。

②JPF ウェブサイトの SDGs 見える化 :

SDGs 見える化と、各プログラムページへの毎月の活動レポート掲載によるアカウンタビリティを強化、企業連携のフックとする。

③SEO 対策のドナーサーベイによる改善 :

これまでの SEO 戦略の成果と学びを、ドナーサーベイ実施と分析により、さらに効果的な FR 施策につなげる。

成果目標：

- ・ 広報起因による寄付者、マンスリーサポーター（渉外起因との共通目標に）
- ・ SEO 成果

結果：①②③各施策の結果をまとめて以下に記載。

- ・ ドナーサーベイによると、クレジットカード寄付者の JPF 認知経路は、広報起因は 87%（Google などの検索経由 69%、メディア掲載 16%、SNS 2% ※2020 年度 4 半期結果）。検索のための SEO 効果は、熊本地震、西日本豪雨以降のスタンダードとなり、メディアだけでなく企業や個人への寄付アクションにつながっている。また企業からの寄付に関する新規お問合せの 75%（12 件中 9 件）もネット検索であった。
- ・ JPF ウェブサイトの全体 PV 数は、上記施策と以下 SEO 対策などにより、2020 年度大幅に増加し、約 50 万 PV（509,820）とこれまでの最高値を得た。外部サイトからの訪問数 127%増、Facebook 経由のアクセスも、昨年比で、訪問数 137%、PV 数 162%と大幅に増加した。
- ・ 日々のコンテンツ更新や SEO などにより、最も効果を目指したい自然検索による全体訪問数は昨年比 151%と大幅に増加。また広告を効果的に活用し、PV 増に成功した。以下効果の高かったページ。
 - 「新型コロナウイルス対策緊急支援」プログラムページは、日英ともに「新型コロナ」「募金」や「コロナ」「NGO」、「Donation」「NGO」などのキーワードによる検索で Google1 ページ目を約 10 か月以上キープ中。PV は、プログラムページは約 54,000PV でトップページに続き最多、プレスリリースのページは約 23,000 と 4 番目。個人寄付者は同時期に 700 人以上となり、寄付アクションに寄与していることがうかがわれる。
 - 福島支援については、地域事業部と協議したコンテンツを以下 3 つのページで掲載。「東日本」「寄付」のキーワード検索で④が、「福島」「支援」で⑤が、Google 検索 1 p めを数年間キープしていることは大きな SEO 成果と言える。3 月の④⑤⑥合計訪問者数は約 2400PV で、特に④経由で約 30 件の個人ご寄付を獲得している。
 - ④東日本大震災特設サイト「寄付をする」 ページ
 - ⑤JPF の福島支援強化 ページ
 - ⑥東日本大震災被災者支援（福島支援）プレスリリース ページ（2 月 26 日発行）
 - SDGs 関連ページでは、「SDGs」「NGO」というキーワード組み合わせの自然検索により、SDGs でみる JPF20 年が Google 検索 1 p めを 6 か月以上キープ中（12,300PV）。

また過去の SDGs は課題解決のための共通言語 というタイトルを活かし改善したページは、JPF の活動を越えた新コンテンツの追加や広告の効果的な活用により、約 24,000PV (2019 年度は約 1,300PV) とビジビリティをあげることができた。

- 上記の相乗効果として、改善した寄付をするページ PV 数も前年比 160%以上増で、ウェブページ全体の 10 番目の 6,214 に (2019 年度 3,931)。

(8)管理部

部門目標 1：認定更新の認定書獲得

概要：

2020 年 1 月に都庁の立ち入り調査後、指摘を受けた事項に対する追加資料の提出を着実に
行い、2020 年度定中に更新の承認を確実に取得する。

成果指標：

認定 NPO 法人の有効期間の更新について、認定書の取得

結果：部門目標 1：認定更新の認定書取得

JPF が令和元年 7 月 10 日に申請していた認定 NPO 法人の有効期間の更新について、令和
2 年 5 月 27 日に認定書が交付された。

部門目標 2：人事、総務、会議体、IT 管理業務を効果的に運用して事務局の生産性の向上 に寄与する。

概要：

2020 年度は事務局内の組織体制の課題を整理しながら必要な規程改定も対応していく。ま
た事務局の生産性向上のため、部門間を横断してまたがる業務プロセス改革を IT 担当部門
として支援していく。

成果指標：

- (1) 必要な規程の制定、改定
- (2) 事業プロセス改革に伴う、業務分析とシステムの導入を主導

結果：

- 1 「業務分掌及び職務権限規程」制定

- 2 「稟議規程」の改定
- 3 「決裁権限一覧表」の制定
- 4 「役員の利益相反防止のための規程」改定
- 5 「コンプライアンス委員会規程」改定
- 6 経費精算システム導入
- 7 稟議ワークフローシステム導入
- 8 反社チェック、名刺管理の効率化を推進

部門目標3：経理業務の継続的改善。

概要：

- A 経理規定及び経理体制の見直し
- B P C A 会計システムの改修
- C 予実管理方法の標準化とシステム化
- D 認定更新に必要な財務情報の標準化
- E 経理情報の電子保管方法の仕組み作りの検討

成果指標：

- A. 経理規定及び経理体制の見直し
 1. 規定の整備・マニュアル作成運用
 2. 定例業務の改善
 3. 監査指摘事項への対応→プログラム終了時のルールの作成(未完)
- B. P C A 会計システムの改修
 1. 勘定科目体系の変更(部門コード追加及びシステムテスト)
 2. 既存データベースを更新及び修正
- C. 予実管理方法の標準化とシステム化
 1. 月次部門別経費の集計報告
 2. 月次財務報告書の作成・共有
- D. 認定更新に必要な財務情報の標準化
 1. 情報抽出のため、経理データに付箋を付ける
 2. 必要帳票の定期的格納(PDF 化)→管理手順書の作成(未完)
- E. 経理情報の電子保管方法の仕組み作りの検討
 1. 経費精算システムの選定・導入
 2. システムの運用開始

結果：運用ツール整備を引き続き行う。

以 上

ジャパン・プラットフォーム

2021 年度 年次報告

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

本報告の構成

<第一部：事業報告>

1. はじめに～2021 年度
2. 事業活動報告（総論）
 - (1) 海外人道支援活動の概況
 - (2) 海外人道支援初動対応活動の概況
 - (3) 国内人道支援活動の概況
 - (4) 事務局の活動の概況
 - (5) 事業活動に伴う資金動向の概要
3. 事業活動報告（各論）
 - (1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告
 - (2) 海外人道支援 新規の支援活動報告
 - (3) 国内人道支援の活動報告
4. 事務局の活動

<第二部：会計報告>

1. 2021 年度決算報告（概況）
2. 2021 年度会計報告
 - (1) 財務諸表
 - (2) 財産目録
 - (3) 収支計算書
3. 2021 年度業務監査および会計監査報告書
 - (1) 監事の業務監査および会計監査報告書

（備考）

2021 年度は従来の「事業報告書」と「会計報告」を一体とし、「年次報告」として纏めた。
なお、広報向けには「年次報告書」を従来通り作成する。

<第一部>

2021 年度 事業報告

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

目次

1. はじめに～2021 年度総括	3
2. 事業活動報告（総論）	5
(1) 海外人道支援活動の概況	5
(2) 海外人道支援 初動対応活動の概況	6
(3) 国内人道支援活動の概況	7
(4) 事務局の活動の概況	8
(5) 事業活動に伴う資金動向の概要	9
3. 事業活動報告（各論）	11
(1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告	11
① アフガニスタン人道危機対応支援	11
② イエメン人道危機対応支援	12
③ イラク・シリア人道危機対応支援	13
④ ミャンマー避難民人道支援	18
⑤ 南スーダン難民緊急支援	20
⑥ パレスチナ・ガザ人道支援	23
⑦ ベネズエラ避難民支援	25
⑧ ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援	27
⑨ エチオピア紛争被災者支援	28
⑩ 害虫被害緊急支援	30
⑪ 助成カテゴリー 1、2 の団体を対象とした「チャレンジ枠」	31
(2) 海外人道支援 新規の支援活動報告	33
① サイクロン・セロージャ被災者支援	33
② 新型コロナ・デルタ（インド）変異株	33
③ モンゴル砂嵐災害被災者支援	34
④ ミャンマー人道危機 2021	34
⑤ ハイチ地震被災者支援 2021	35
⑥ フィリピン台風ライ被災者支援	35
⑦ モザンビーク北部人道危機対応支援	36
⑧ アフガニスタン緊急越冬支援	37
⑨ ガザ地区人道危機緊急対応支援	38

⑩ アフリカ南東部サイクロン被災者支援	39
⑪ ウクライナ人道危機対応支援.....	40
(3)国内人道支援の活動報告	40
① 東日本大震災被災者支援	40
② 熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）	41
③ 西日本豪雨被災者支援.....	42
④ 令和元年台風被災者支援（台風15号・台風19号）	43
⑤ 新型コロナウイルス対策緊急支援.....	44
⑥ 2021 年豪雨被災者支援	44
⑦ （休眠預金）2019 年台風15号・19号被災地支援	45
⑧ （休眠預金）2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援.....	46
⑨ （休眠預金）2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	47
⑩ （休眠預金）2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援 在留外国人支援...	48
4. 事務局の活動.....	49
(1)事業推進部	49
(2)事業評価部	51
(3)事業管理部	53
(4)緊急対応部	56
(5)地域事業部	59
(6)渉外部.....	60
(7)広報部.....	62
(8)管理部.....	66

<第二部>

2021 年度 会計報告

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

目次

1. 2021 年度決算報告（概況）	69
2. 2021 年度会計報告	70
(1)財務諸表	70
(2)財産目録	76
(3)収支計算書.....	80
3. 2021 年度業務監査および会計監査報告書.....	81
(1)監事の業務監査および会計監査報告書	81

1. はじめに～2021 年度総括

2021 年度は、2 月のミャンマー・クーデター（軍事政権の誕生）、8 月のアフガニスタン・タリバン政権奪還、そして 2022 年 2 月にはロシアによるウクライナ軍事侵攻と、緊急人道支援活動に関わる全ての人々にとって想定を超えるような激動の一年であった。ところでこれまで、冷戦終結以来急増した世界の紛争・迫害から逃れた難民・国内避難民はすでに 82 百万人に上り、資金的にも世界の人道支援ニーズは U S \$ 228 億円（3 兆円）とも発表されている。特に上記の事象がいずれも継続中であるコトに加え、さらに地球環境気候変動に伴う激甚災害の頻発を考えれば、今や国際緊急人道支援に対する世界各地からのニーズは限りなく多様かつ大きくなっており、そこに関わる我々として、山積する課題に圧倒される想いの一年でもあった。

かかる状況下、当年度の JPF の海外事業活動（複数年対応）は、当初 ODA 予算（事務局管理費を除く）27 億円（内緊急準備金 7 億円）に、補正予算 2.9 億円（新型コロナ対応）と、期ズレによる当年度事業への算入分を加えると事業規模 33.18 億円となった。その内訳は、国地域プログラム 11 件（内、事業数 63 件、活動 NGO 延 43 団体）であり、国地域別に見ると、イラク・シリア 15 億円、南スーダン 4.7 億円、アフガニスタン 4.5 億円（越冬支援を除く）と、上位 3 国地域で全体の 73%を占めた。また年度内に新たに発生した緊急事態に対する海外事業活動（緊急初動対応）については、上記 7 億円に民間資金の投入並びに期ズレによる当期事業算入を加えた 13.1 億円規模となり、「ハイチ地震被災者支援」「フィリピン台風ライ被災者支援」また「アフリカ南東部サイクロン被災者支援」等、12 の国地域プログラム（42 事業、活動 NGO 延 39 団体）を迅速果敢に展開した。

この間コロナ禍で現地活動が制約される中、現地 NGO との連携（ローカリゼーションとその他のためのネットワーク構築）等の新たな支援のカタチの模索など、創設以来 20 余年の経験の上に、常に新たな展開を続け、世界に通用する「緊急人道支援のプロフェッショナル集団」としての地歩を築いてきた。またこれらの努力と実績に関して、「JPF の仲間たち（加盟 NGO）」に対する各方面からの評価を得つつあるコトは、私どもの矜持ともなり感謝申し上げたい。ところでこの間、イラク・シリア他の複数年プログラムのように、通常の「緊急・復興・開発」への遷移が実現せず、難民キャンプの超長期化が続く中、「no one left behind」の人道支援の原則から対応継続が欠かせない現実を抱えつつ、同時にアジア・アフリカを含む更に広範な「人道支援」の要請、それが特に地政学的桎梏を超えた民間 NGO に向けて強く求められているコトを痛感せざるを得ない。我々は今後、さらにその専門性を高め、さらなる活動の積み上げを通じて、皆さまからの信託を自ら獲得する努力を重ね、それによって更なる規模の拡張（官民の一層の資金支援の拡大）に向けた努力を続ける所存であります。かかる状況下、突如起きたウクライナ人道支援の要請については、直ちに初動調査団を派遣、

加盟 NGO も次々に現地入りし周辺国からの物資支援などを開始している。また彼等相互の情報交換のための「ワーキンググループ (WG)」が立ち上がり、いまだ戦況も含めて去就の予測困難な状況下ではあるが、JPF 事務局を交えた情勢分析と今後の事業展開の大枠と活動方針についての検討も開始した。一方この間、日本政府は逸早く総額 2 億ドルの緊急人道支援の拠出を決定し、特に我々 JPF にとって特筆すべきは、その内 35 億円(全体の 16%)を国際機関に交じって唯一の民間 NGO として JPF へ交付いただいたコトである。『人間の安全保障』は日本政府の基本方針であり、我々 JPF として、その付託に感謝と共に NGO の特色を生かしつつ如何に応えるか、グループの総力を挙げて努力する所存である。その一つは、民間資金活かした活動であり、JPF でもすでに寄付額 4 億円に達している。

当年度国内事業については、まず新たな発災は、7・8 月の広域豪雨災害 1 件（事業規模 3 千万円（内寄付金 1.4 千万円））に留まった。また東日本・熊本その他の従来からの複数年継続案件については、コロナ禍の影響を受けた被災者支援や被災地の復旧・復興支援ニーズが引き続きあって、その事業規模は 1.1 億円となり、当該事業の残高から賄われた。なお継続事業については、福島など依然支援が求められる事象への支援の継続を図るべく、今後は地元支援団体等との協力による「自ら維持可能な事業」の展開にも注視したい。なお休眠預金事業の定着と拡大も特記され、コロナ禍下の在留外国人支援など特色ある事業展開を行い、事業規模は 3.02 億円（国内事業の 60%）となった。

2021 年度における、JPF 事務局の管理的活動では、組織マネジメント・アカウンタビリティの向上の更なる取組みに注力し、事務局各部と各委員会や会議体との連携が軌道に乗り、またコロナ禍での事務局運営を奇禍として、業務プロセスの再構築・デジタル化を進め、更により効率的な働き方の改革を模索しながら事務局の生産性を担保することが出来た。また JPF の事業的活動では、JPF と加盟 NGO が一体となって進める、国際人道支援活動の質の一層の高度化・効率化に向けた「戦略的連携活動」にも注力し、一定の成果を得た。なお長年の課題である渉外・広報活動においても、「ファンド・レイジング活動」の原点に戻った見直しと共に、協賛いただいていた企業や市民の方々との「絆の結び合い」の、また近時の SNS その他ネット時代への様々な対応を通じた「若者世代との結び合い」にも一層努力する所存です。

共同代表理事 永井 秀哉
共同代表理事 小美野 剛
事務局長 高橋 丈晴

2. 事業活動報告（総論）

（1）海外人道支援活動の概況

2021 年度は、世界にとっても、そして JPF にとっても、大きな 3 つの事象があった。一つ目は、ミャンマー軍事政権の出現、二つ目はアフガニスタンにおけるタリバンによる政権掌握、三つ目は、ロシアによるウクライナ軍事侵攻である。1 年間でこれだけの大きな事象が起きたことは、過去にあまり類がなく、また 3 つの全部の事象が、現在も継続中であることは、これらの事象が世界に与える負の影響が計り知れないことを物語っている。

ミャンマーの事象に関して、JPF としてどのような対応を取るのか、特に日本国内での JPF 関連のステークホルダー（民間企業等）との関係性については、慎重に対応する必要がある一方で、軍事政権下におけるミャンマーの人々の深刻な状況に対し、国内外での迅速な人道支援対応をどのように実施していくのか、資金面も含めた多くの難しさに直面した。

およそ 20 年におよぶ人道支援活動の後に再び発生したアフガニスタンの事象では、初期対応として、国外退避に関し、情報のライン化に NGO 間で足並みを揃えたが、それでも急きょ到来する様々な情報に対応することなど、JPF 加盟 NGO も困難な判断に直面した。更にタリバン政権下で、これまで以上に支援が必要とされる中、中立性を担保しつつ、様々な事業実施における制約がある中で、JPF 加盟 NGO は、まずは迫り来る「越冬支援」を始めとして、出来る限りの緊急人道支援を続けるべく様々な困難を乗り越え、民間 NGO の特性を活かした柔軟な対応を実施してきた。

ウクライナの事象では、ロシアの軍事侵攻という誰もが予想していなかった展開のうえ、その長期化・泥沼化が懸念される中、一般市民を巻き込んだ多数の死者・負傷者が発生し、極めて深刻な状況である。

これに対し日本政府が逸早く総額 2 億ドルの緊急人道支援方針を決定、さらに国連等の国際機関に加えて、唯一 NGO として JPF に UNHCR に次ぐ総額 35 億円規模の資金供与を決定いただいたことは、JPF にとって画期的であるとともに、その付託に十分に答えるべく JPF（事務局および加盟 NGO）の総力を挙げる体制で対応を進めている。

2021 年度の海外事業活動は当初予算 30 億円、補正予算 2.9 億円に加え、期ズレによる当年度事業算入分を加えると 33.18 億円となり、その概要（プログラム一覧）は表 1 の通りである。すなわち当該年度は事業数 44 件、活動団体数 67 団体となり、国・地域別に見ると、イラク・シリア 15 億円、南スーダン 4.7 億円、アフガニスタン 4.5 億円（越冬支援を除く）の上位 3 つの国・地域で全体の 73%を占めている。

当年度にはまた、JPF 事務局内での組織マネジメント・アカウンタビリティの更なる取り組みも注力した。具体的には、常任委員会・資産管理委員会・事業審査委員会・事業審査分科会そしてプログラム戦略会議の連携が軌道に乗り始め、これらに係る内規の整理、年間スケ

ジュールの大枠の確定など、さらに枠組みをしっかりと固めることに努めた。

また、詳細については「事務局の活動の概況」にて述べているが、「性的搾取・虐待、性的ハラスメントからの保護 (PSEAH)」普及の試みやローカライゼーションの議論の開始、更には JPF と加盟 NGO が一体として進める「日本の NGO 安全管理能力の向上」や、「人道支援の質とアカウンタビリティの向上」といった活動の支援も続け、一定の成果を得た。

(表 1) 2021 年度海外事業活動(1)－プログラム一覧

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
アフガニスタン人道危機対応支援※	6	6	450,936
イエメン人道危機対応支援※	3	2	178,000
イラク・シリア人道危機対応支援※	25	10	1,503,435
ミャンマー避難民人道支援	7	7	254,000
南スーダン難民緊急支援※	10	7	469,815
パレスチナ・ガザ人道危機対応支援 (複数年)	2	1	162,169
ベネズエラ避難民支援	2	2	63,000
ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援※	3	3	123,724
エチオピア紛争被災者支援 (初動対応以降)	2	2	69,777
害虫被害緊急支援	1	1	3,000
チャレンジ枠	2	2	40,000
合計	63	43	3,317,856

※補正予算を財源とする事業実施を含む

(2) 海外人道支援 初動対応活動の概況

2021 年度は、表 2 の通り 12 の海外緊急事象 (過年度事業の拡大含む) に対応し、このうち「サイクロン・セロージャ被災者支援」(東ティモール・インドネシア)、「モンゴル砂嵐災害被災者支援」(モンゴル)、「新型コロナ・デルタ (インド) 変異株」(インド・ネパール)、「ミャンマー人道危機 2021」(ミャンマー、タイ)、「ハイチ地震被災者支援 2021」(ハイチ)、「フィリピン台風ライ被災者支援」(フィリピン)、「アフリカ南部サイクロン被災者支援」(モザンビーク、マダガスカル) および「ウクライナ人道危機対応支援」(ウクライナ、周辺国) の事業は新たなプログラムの立上げとなった。「新型コロナ・デルタ (インド) 変異株」(インド・ネパール) については、既存の「新型コロナウイルス対策緊急支援」プログラムに、デルタ変異株の急激な拡大により支援が必要とされたインド、ネパールを対象に資金を追加する形で実施した。

「ウクライナ人道危機対応支援」については、2022 年 2 月 24 日にロシア軍によるウクライナへの攻撃が開始されたことを受け、JPF としては逸早く 2 月 25 日に緊急初動調査事業

の実施を決め、3月7日にプログラムの立上げを決定した。

これらの活動については、政府当初予算の中から「緊急準備金」として割り当てられた7億円および過年度財源の期ズレによる当年度事業算入分5.2億円に加え、民間資金9,000万円を財源とし、2021年度海外における緊急対応活動事業規模は13.1億円となった。

(表2) 2021年度海外事業活動(2)―初動対応プログラム一覧

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額(千円)
サイクロン・セロージャ被災者支援	4	3	116,853
モンゴル砂嵐災害被災者支援	1	1	25,000
新型コロナ・デルタ(インド)変異株	7	7	114,102
エチオピア紛争被災者支援(初動対応)	3	3	119,024
ミャンマー人道危機2021	3	3	28,544
ハイチ地震被災者支援2021	2	2	89,979
フィリピン台風ライ被災者支援	5	5	119,496
モザンビーク北部紛争被災者支援	2	2	110,000
アフガニスタン緊急越冬支援	7	7	300,000
ガザ地区人道危機緊急対応支援	6	4	259,296
アフリカ南東部サイクロン被災者支援	1	1	30,000
ウクライナ人道危機対応支援	1	1	2,390
合計	42	39	1,314,684

(3) 国内人道支援活動の概況

2021年度の出動を要する新たな発災は、7月～8月に渡り、全国10県32市町村に被害をもたらした豪雨災害1件に留まった。本件に関わる事業活動は、主に佐賀県や福岡県を対象に4団体4事業が実施され、事業規模は2,960万円となった。なお本件に伴う寄付額は約1,400万円であった。

また表3の通り、東日本、熊本その他の従来からの継続案件については、感染症の拡大やそれに伴う支援活動の制限、まちや住宅等の再建の遅れなどから、被災者支援や被災地の復旧・復興支援が引き続き必要な状況が続く、これらの事業規模は1.1億円となり、各当該事業の事業予算より賄われた。なお継続案件の中の、新型コロナウイルス対策対応緊急支援(国内)については、2事業2団体が活動を行い、見過ごされがちな障がい者施設などへの感染症の罹患予防の実施や、長期化するコロナ禍に伴う経済的脆弱層への支援が行われた。2021年度特記すべきは、休眠預金事業の定着と拡大である。当年度の事業規模は3.02億円(国内事業の約6割)であり、昨年度から取り組み始めた災害対応準備の本格化に加え、特に新型コロナウイルス拡大の中、既存のセーフティネットから漏れ、特に支援が必要な在留

外国人などに絞った緊急的支援などが迅速に行われた。また、公益財団法人日本国際交流センターとのコンソーシアムでの事業実施など、新たな枠組みでの支援プログラムも実施した。

(表 3) 2021 年度国内事業活動

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
東日本大震災被災者支援 (福島)	2	2	※52,963
熊本地震被災者支援 (九州地方広域災害被災者支援)	1	1	※25,955
西日本豪雨被災者支援	2	2	8,598
令和元年台風被災者支援(台風 15 号・19 号)	5	4	25,918
新型コロナウイルス対策緊急支援 (国内)	2	2	10,400
2021 年豪雨被災者支援	4	4	29,602
(休眠事業)15 号・19 号被災地支援	4	4	39,807
(休眠事業)2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	3	3	44,550
(休眠事業)2020 年度新型コロナウイルス対応緊急支援	3	3	53,361
(休眠事業)2020 年度コロナ緊急支援 在留外国人支援	8	8	164,941
(休眠事業)2021 年度防災・減災事業、緊急災害支援	—	—	契約締結前
(休眠事業)2021 年度コロナ緊急支援 在留外国人支援	—	—	コンソーシアム実施
合計	34	33	456,095

※過年度資金支出済み

(4) 事務局の活動の概況

2021 年度における JPF 事務局の管理的活動では、2018 年度より取り組んできた JPF 改革の更なる推進として組織基盤強化に注力し、事務局機能の質の向上や安定した組織運営をめぐる諸課題に取り組むため、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用することがこれまで以上に求められた。各種取り組みを推進するため、JPF 事務局内のみならず外部とも連携も強化しつつ新たな体制と仕組みを構築した。

2021 年度も引き続き、コロナ禍での事務局運営となったが、柔軟な在宅勤務制度の運用とオンライン会議等により効率的な働き方を模索しながら、経費精算、契約書、申請書等の経理総務業務のデジタル化や業務プロセスを再構築することで、事務局の生産性を担保することが出来た。運営基盤強化の点においては、期中に自組織のアカウンタビリティの状態を自己診断する「アカウンタビリティ・セルフチェック 2021 (ASC2021)」を実施し、国際協力 NGO センター (JANIC) より認証マークを加盟 NGO に先駆けて取得した。現状の事務局運営におけるアカウンタビリティおよび最低限求められるガバナンスの状態を確認し引き続き維持・改善していくことで、運営基盤強化に向けた取り組みを加速させることが出来た。

と考えている。またこれを加盟 NGO に拡大すべく努力する。

また、JPF の事業的活動では、加盟 NGO と一体となって進める国際人道支援活動の質の一層の高度化・効率化に向けた「戦略的連携・活動」にも注力し、一定の成果を得た。

人道支援実施に必要な横断的テーマにおける加盟 NGO 内での推進と強化については、特に国際社会で取り組みが進められている「性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護 (PSEAH)」において JPF がそのワーキング・グループをリードし、研修実施・研修モジュール検討・啓発マテリアル作成等の活動を通じて NGO セクター全体および加盟 NGO 内での理解促進と普及活動に大きく貢献した。また、JQAN (支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク) における貢献や、海外での人道支援において必須となる安全対策については、NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) との連携を強化し、新たな体制作りにも着手している。

長年の課題として挙げられている渉外・広報活動においては、オンラインでの活動報告機会を大幅に増やすなど企業や団体、自治体との連携を強化し、賛助企業に関してはここ数年で最大の加入社数となったほか、クラウドファンディングの活用により個人支援者の増加など、次年度以降の飛躍に向けての足固めに繋がった。また、SDGs 達成に向けた NGO の活動を中学生・高校生により広く知ってもらい、体験を伴う学びの場を提供することを目的に、2020 年度より実施している(株)JTB との企画「17 Goals Project」も 2021 年度は 12 校にて活動を実施した。

(5) 事業活動に伴う資金動向の概要

2021 年度の ODA 資金は当初予算 30 億円、補正予算 2 億 9,000 万円に加え、特筆すべきは年度末にウクライナ人道危機対応としてまず 15 億 2,300 万円が JPF へ拠出されたことである。これにより総額 48 億 1,300 万円を受取補助金として計上したが、ウクライナでの事業開始に伴う実際の事業支出は翌期となるため、当期の収入と翌期の収入に大きな差額が生じることとなる。民間資金および休眠預金事業は過年度からの継続事業への支出に加え、新たに立ち上がったプログラムへの支出により、民間資金を財源とする事業費支出総額は 2 億 400 万円、休眠預金事業支出総額は 3 億 300 万円、翌期への繰越しはそれぞれ 5 億 900 万円と 1 億 500 万円になった。

(表 4) 2021 年度 JPF 事業資金の概況

(単位：百万円)

項目	入金	出金	備考
[政府(ODA)資金]			当初予算 3,000 / 補正予算 290
当年度政府予算 (政府承認)	4,813		ウクライナ対応補助金 1,523 (百万)

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 事業報告

海外事業計画(プログラム戦略会議)		2,290	
海外緊急準備金		700	
事務局運営費		452	
(小計)	4,813	3,442	
<次年度事業へ繰越し>		<1,371>	ウクライナ人道危機対応支援として
〔民間資金〕			
会費収入および一般寄付収入	47		会費収入 19 百万円 一般寄付収入 28 百万円
事業特定寄付および緊急災害基金収入	241		事業特定 229 百万円 緊急災害基金 13 百万円
過年度からの複数年事業資金残高	495		
民間資金を財源とした事業		204	
事務局運営費		70	
(小計)	783	274	
<次年度事業へ繰越し>		<509>	複数年事業継続支援
〔休眠預金等活用事業〕			
休眠預金活用事業収入	86		
過年度からの事業資金残高	322		
休眠預金等活用事業		303	
(小計)	408	303	
<次年度事業へ繰越し>		<105>	複数年事業継続支援

<事務局運営費実績>

- 連携調整事業費：191 百万円
- 管理費：100 百万円

3. 事業活動報告（各論）

(1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告

① アフガニスタン人道危機対応支援

【プログラム予算】 450,936,000 円（政府資金：2020 年度補正予算 & 2021 年度当初予算）

【実績】 450,936,000 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2021 年 3 月～2022 年 3 月

【実施団体】 6 団体（CWS、JEN、PWJ、SCJ、SVA、JPF） 6 事業

【概要】アフガニスタンでは 2021 年に入ってから和平交渉が難航し、頻繁な自然災害（干ばつ・洪水）、新型コロナウイルス感染拡大によって社会・経済が疲弊し、食料品等の価格高騰、失業率の上昇などによる食糧危機に直面し、貧困が拡大していた。こうした中、2021 年 8 月 15 日に首都カブールがタリバンに包囲され、ガニ大統領が国外退避した。これにより事実上アフガニスタン・イスラム共和国政府は崩壊した。アフガニスタン・イスラム共和国政府の事実上の崩壊、アフガニスタン・イスラム首長国（以下、IEA）の樹立といった情勢の急変により、銀行を始めとした金融システム（送金・引き出しの制限含）、および市場および物流の混乱、医療や学校など社会生活の基礎的なサービス機能の停滞、女性と女の子の就労、教育および医療への権利・アクセスの制限等、今後のアフガニスタンでの人道危機を予測できる要因は山積みであるが、JPF では、2021 年 8 月 17 日に、より脆弱な人々の生命を維持する支援を今後も継続していくという声明を発表した¹。

JPF は、2001 年からアフガニスタンにおける支援を開始し、形を変えながらも、現在まで支援を続けてきた。2017 年 2 月から周辺国からアフガニスタンに帰還する難民に焦点を当て、2018 年からはアフガニスタン国内で家を追われている国内避難民と、それらの受け入れ地域住民にも対象を拡大してきた。2021 年度、本プログラムでは 2020 年度補正予算により、3 団体（JEN、SCJ、SVA）が 3 事業を実施、2021 年度当初予算により 5 団体（CWS、JEN、PWJ、SCJ、SVA）が 5 事業を実施しており、国内避難民、帰還民およびホストコミュニティを対象に、現金給付を通じた食糧支援・物資配布、水衛生支援、保健・保護・栄養支援、新型コロナウイルス感染拡大予防等の支援を中心に行っている。

各加盟 NGO が以前から積み重ねてきた実績を活かし、2021 年度、本プログラムは当初予算を財源とする事業に対し、3 つの重点目標、1. 「脆弱な人々の基本的ニーズを満たし、生命を維持する支援を実施する」、2. 「これまでの経験・知見を最大限に活かし、脅威に直面する人々の緊急ニーズに対応する」、3. 「複合的な脆弱性に配慮しながら脆弱な人々のレジリエンスを強化する支援を行う」を掲げ活動を推進している。JPF では、引き続きアフガニ

¹ <https://www.japanplatform.org/info/2021/08/171513.html>

スタンの状況を注視し、脅威に直面している人々のそれぞれの脆弱性に配慮した、膨大な支援ニーズに対する継続した支援を続けていく。

【評価】治安が悪く政府資金を用いた支援に関わる邦人の渡航が制限されているアフガニスタンにおいては、2020 年に引き続き、JPF 事業実施団体とは別の同地の第 3 者機関に委託して、新型コロナ感染症の拡大予防を目的とした 3 事業の現場訪問を行い、JPF 支援が支援を必要としている裨益者に届けられていることを確認した。長年の紛争による帰還民の再定住とは別に、2021 年中盤までにアフガニスタンの一部では、政府軍と反政府武装勢力との武力衝突が激化し、新たな避難民が発生した。干ばつなど頻発する自然災害や新型コロナ感染症の拡大に加えて、このように長年の紛争により複合化していた人道危機が、8 月には政変による社会経済など国内のあらゆるシステムの混乱と機能不全により更に深淵化した。こうした状況を踏まえて、JPF 資金による加盟 NGO のアフガニスタンでの支援も、一層命をつなぎとめるための食糧・物資配布および現金給付へ集約されていく傾向にあることを受け、JPF 資金を活用した日本の NGO による食糧・物資配布および現金給付が、アフガニスタンにおける支援を取り巻く環境に最適化しつつ、デジタル化を含めた支援方策の議論の最先端から学び支援の効率化と有効性を高めるための調査を開始した。

(カブール陥落後の追加支援「アフガニスタン緊急越冬支援プログラム」についての詳細は後述)

② イエメン人道危機対応支援

【プログラム予算】178,000,000 円（政府資金：2020 年度補正予算&2021 年度当初予算）

【実績】178,000,000 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】2021 年 3 月~2022 年 3 月

【実施団体】2 団体（SCJ、JPF）、3 事業

【概要】2015 年 3 月以降の紛争の激化に伴い状況が著しく悪化しているイエメンでは、依然として世界最悪の人道危機状態が続いている。2021 年 9 月以降、絶えることなくエスカレートし続けた武力衝突は、2022 年 1 月に更に激化、これにより新たな避難民が大量に発生し、人々の脆弱性は悪化し続けている²。2021 年 12 月から 2022 年 1 月にかけての Ma'rib および Shabwah における戦闘により、およそ 10,500 人の新規避難民が発生、特に Ma'rib 南部地域（イエメン政府支配地域となった群も含む）の人道状況が悪化し、保健サービス、薬品、飲料水、食糧および電力の不足が深刻化している³。

² UNOCHA, [Yemen Humanitarian Update Issue 1st of January 2022](#), p1

³ UNOCHA, [YEMEN: Situation update_Humanitarian impact of hostilities in Ma'rib and Shabwah](#), 2 February 2022, p1

2021 年 2 月時点において、イエメン国内では、2,070 万人が何らかの人道支援を必要としていると試算されたが、この数字は総人口 3,050 万人の実に 3 分の 2 にもおよび⁴、1 年前の数字から変化が見られない。そのうち、喫緊の人道支援を必要としている人々 (People in Acute Need) の数は半数以上の 1,210 万人であり、1 年前の 1,020 万人から増加している⁵。2015 年以降に発生した国内避難民の数は 400 万人に達し、深刻な食糧不足に陥る人々は 1,620 万人、衰弱する子どもの数は 230 万人と見込まれた⁶。

JPF では、2015 年 10 月からイエメンにおける人道支援プログラムを開始しており、2021 年度は、戦略目標として①新型コロナウイルスの影響を抑え、感染要因を抑制することで、感染症の拡大を防ぐ、②イエメンにおいて特にプライオリティが高く JPF の実績等を活かすことのできる三分野（食の安全保障、教育、水衛生）の支援を重視する、そして③モニタリングを強化することで最も必要とする人々に確実に支援を届ける、の 3 点を掲げ、1 団体が 2 事業を実施した（JPF 事務局事業を除く）。実施された事業はそれぞれ、①南部に位置するラヒジュ県アル・ムサイミール地区（Lahj Governorate, Al Musaymir District）の 4 つの公立小学校における、COVID-19 の感染予防および学習継続のための支援（教育現場における COVID-19 感染予防のための水・衛生支援、COVID-19 の影響を受けている子どもたちの学習継続のための支援）、および②南部に位置するタイズ県ハイファン地区とアス・シルウ地区における、水・衛生施設と子どもの保護のための支援（コミュニティにおける水・衛生支援、教育現場における水・衛生支援、子どもの保護の問題への対処能力強化のための支援）であった。

【評価】2021 年の特徴として、マリブ戦線の激化による更なる国内避難民の発生および情勢の変化への危惧、紛争や COVID-19 の影響による虐待やネグレクト・性暴力等の子どもの保護に関する問題の深刻化、および就学率のさらなる低下への懸念、基本的なサービスの低下や生活環境の悪化、通貨の暴落に対する市民による抗議活動の活発化、複雑な行政手続きによる事業実施許可取得の遅延、またそれによる活動開始の遅延、といった課題・阻害要因が挙げられる。しかし、いずれの事業においても、進捗に遅延はあったものの、当初の計画通りの成果が挙げられている。個別事業の終了時評価については、事業の進捗を鑑み、2022 年度前半に実施される計画である。

③ イラク・シリア人道危機対応支援

【プログラム予算】1,503,435,615 円（政府資金：2020 年度補正予算&2021 年度当初予算）

【実績】1,503,435,615 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】2020 年 3 月~2021 年 3 月

⁴ USAID, [Yemen-Complex Emergency Fact Sheet #4](#), 18 February 2022, p1

⁵ UNOCHA, [YEMEN Situation Report Last updated: 11 January 2022](#)

⁶ USAID, [Yemen-Complex Emergency Fact Sheet #4](#), 18 February 2022, p1

【実施団体】10 団体 (AAR、CCP、IVY、JEN、PARCIC、PWJ、REALs、SCJ、WVJ、JPF)、
25 事業

【概要】シリアは依然として世界最大かつ最も複雑な人道上の危機的状況下であり、いまだ約 1,400 万人が何らかの人道支援を必要としており⁷、その大半の 1,200 万人が緊急の支援を必要としている⁸。この数字は 2021 年から微増しており、長引く紛争の影響に加え、レバノンの経済危機および諸外国からの制裁による経済活動と復興の停滞、シリア・ポンド価値の急速な下落、食料価格の高騰、燃料不足や新型コロナウイルス感染の再拡大による市場へのアクセスの困難等により、約 1,280 万人が食料危機 (food insecure) に瀕し、2021 年半ばには世界で最も食糧不足が深刻な 10 か国に位置付けられるなど、紛争勃発以降最悪の社会経済状況にある⁹。シリアにおける COVID-19 感染状況は、累計陽性者 54,480 人、死亡者 3,071 人であり¹⁰、他国と比較すると低い数字ではあるものの、検査数の不足や検査体制が十分でないこと、感染者への偏見があること、通院や検査に対して消極的な傾向があることから実態は確認されている数字よりも遥かに多いと予想され、予断を許さない。長期化する紛争により経済が崩壊しつつある中で、COVID-19 感染拡大は社会経済に大きな影響をもたらし、シリアの経済は前例のない不況を経験している。国境の封鎖、移動の制限、公共サービスの低下、学校や職場の閉鎖、医療サービスの質と量の低下、およびシリア・ポンドの下落による物価の上昇や物資・燃料不足が更なる人道危機を招いており、脆弱な人々の生命維持にかかるニーズや尊厳のある生活の維持・回復へのニーズは昨年よりも高い傾向にある。多くの人々が日常生活を脅威に晒されており、保護や食糧、水・衛生、医療、教育等あらゆる分野における喫緊の支援が求められているが、必要とされている支援の充足率は 50%を下回り¹¹、依然として先行きの見えない深刻な人道危機の状況が続いている。

2021 年度、JPF では 2020 年度補正予算を財源として 4 団体による 4 事業が、2021 年度当初予算を財源として 5 団体による 5 事業が実施された (JPF 事務局事業を除く)。2020 年度補正予算を財源とした事業では、COVID-19 感染予防のための衛生用品や知識の提供による感染予防強化、感染リスクを軽減するために必須となる水衛生サービスの提供、帰還民の衛生的な住環境確保を目的とした住居修繕、コロナ禍で困窮する人々の生命維持と感染予防を目的とした食糧キット配布、COVID-19 感染拡大の影響により医療サービスへのアクセスが絶たれている障がい者を対象とした戸別訪問によるリハビリテーションや心理社会的支援、COVID-19 患者の隔離施設として運営されている地域密着型治療センター間の IT ネットワーク構築による連携体制の強化支援等を実施した。2021 年度当初予算を財源とした事業では、安全安心な学習スペースの整備、子どもにやさしい教育の提供、不就学児童への教育機会の提供、慢性的な食糧不足の改善を目的とした農業・食品加工を通じた食糧生産

⁷ UNOCHA, [Global Humanitarian Overview 2022](#), 2 December 2021, p111

⁸ UNOCHA, [Syria Arab Republic Humanitarian Situation](#), Accessed on 28 February 2022.

⁹ UNOCHA, [Global Humanitarian Overview 2022](#), 2 December 2021, p111

¹⁰ WHO, [COVID-19 Dashboard Syria Arab Republic](#), Accessed on 28 February 2022

¹¹ UNOCHA, [Financial Tracking Service_Syria Humanitarian Response Plan 2021](#), Accessed on 28 February 2022

支援および養鶏および食品加工を通じた食糧安全保障支援、生命維持のための食糧キットの配布、衛生的な生活環境の確保のために必要な衛生用品キットの配布、心理社会的サポートおよびジェンダーに基づく暴力予防啓発セッションの提供等の支援を実施した。

イラクでは、2017 年 12 月に政府といわゆるイスラム国 (Islamic State : 以下 IS) 間の戦闘が終結した後、政治情勢全般の圧迫、選挙、新型コロナウイルスによってさらに悪化した経済的なマイナス傾向、保護リスクの増加など、さまざまな課題に直面している¹²。帰還を果たした人々においても、多くが未だに不安定な生活状況下にあり、帰還先での生活を持続的なものとするための支援を必要としている。例えば 2021 年の最初の 7 ヶ月間、すべてのクラスターで何らかの支援ギャップが発生した。最も大きなギャップが発生したのは 多目的現金支援 (MPCA) で、目標の 2% しか達成できておらず、他のセクターも、教育 (目標達成率 11%)、子ども (目標達成率 10%)。保護 (目標達成率 21%)、WASH (目標達成率 24%)、シェルター/INFI も目標値のうち 25% しか支援ニーズを達成できていない¹³。また、キャンプ外で暮らす 100 万人の国内避難民も、そのうち 55% は非常に困難な状況にあり、人道支援を必要とする状態にある。ホストコミュニティでのサービスへのアクセス、立ち退きのリスク、そして、負の対処方法への依存度が高いなど、キャンプに住む国内避難民よりも、より困難で不安定な状況にあることが多い。また、特に懸念されており、人道的な支援の必要性が迫られているのは、帰国した地域の状況である。帰国した先で多くの人が、必要なサービスへのアクセスや生計を立てることができないまま危機的なシェルターで暮らし続けており、安全で尊厳のある生活の再開がまだ実現できていない¹⁴。

レバノンでは経済・金融崩壊の影響に直面しており、新型コロナウイルスの感染拡大、ベイルート港の爆発事故、シリア危機、さらに政治の行き詰まりが民衆の抗議を煽り、有意義な改革と復興の努力を妨げている¹⁵。UNHCR に登録されているシリア難民の半数は食糧難に陥っており、約 3 分の 2 は食糧を減らさざるを得ないとされている。また 2019 年 10 月以降、レバノン・ポンドはその価値の 90% 以上を失い、前年比 120% のインフレが発生しており、移住者の失業率は最大 50% である。また貯蓄も底をつき、食料、教育、電気、水、衛生用品などの基本的商品とサービスには限られた金額でしかアクセスできなくなっている。レバノンの最低賃金は月々わずか 35 米ドルに過ぎず、20 リットルのガソリンと調理用ガス 1 タンクがその 3 分の 1 に当たるため、国民のうち推定 35% が極貧ライン以下となっている。燃料不足による停電は医療と飲料水の確保を脅かしており、燃料に大きく依存する公共の上下水道設備も停止している。このような状況の中、レバノンの一般市民の状況は日に日に悪化している¹⁶。

¹² UNHCR, [Regional Refugee&Resilience Plan REGIONAL NEEDS OVERVIEW 2022](#),p33 Dec2021

¹³ UNOCHA, [IRAQ Humanitarian Snapshot - August 2021](#)

¹⁴ UNOCHA, [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p98

¹⁵ UNOCHA, [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p100

¹⁶ UNOCHA, [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p100

トルコではこの 7 年、最大の難民受け入れ国として、シリア難民をはじめアフガニスタン、イラク、イランなどの国からも多くの難民を受け入れている。しかし新型コロナウイルスの感染拡大は難民を含む多くのグループにさらなる負担をかけ、脆弱性を増大させた。難民世帯の多くが雇用と収入の状況に悪影響が生じ、最低限の生活を送るために必要な金額も 1 人当たり 626TRY と、2020 年 3 月と比較して 1 人当たり月額 26.4%増加している¹⁷。またジェンダーの不平等に関する問題も深刻であり、ジェンダー差別があるため女性が支援を平等に受けることができないこともある。緊急時のためのセーフティネットも用意されているが、ニーズのすべてに対応できているわけではない¹⁸。またトルコ政府はシリア難民の授業料免除政策の取り消しなどを行ったため、シリア難民の子どもたちの入学状況に影響を及ぼす可能性があり、すでに 40 万人の学齢期にある子どもたちが学校に通えていない¹⁹。ヨルダンでは 759,351 人の難民（うち 670,023 人がシリア人）を受け入れており、その大半はホストコミュニティに居住している（17.2%はキャンプに居住）。2021 年 3 月、WFP の調査によるとホストコミュニティに住む難民世帯の 88%が、食糧不安もしくは食糧不安の脆弱性があり、低品質であり好まれない食品の摂取や 1 日当たりの食事回数の削減、また有害な方法による生計立て方を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大後、UNDP が約 12,000 人のホストコミュニティに住む人々に行った調査によると、回答者の 72.5%が家賃や食費、暖房費、薬代などの基本的なニーズを満たすことが困難であったと回答している。また清潔な飲料水へのアクセスの懸念も 38.3%、また必要な医療にアクセスできていないと 69.3%が回答している²⁰。

大規模な難民を受け入れていることに加え、3RP 諸国は、新型コロナウイルスの大流行と継続した感染拡大、そして関連する社会経済的課題による大きな影響を受け続けている。マクロレベルでは、3RP 諸国の経済予測は、回復に長い時間がかかり、以前と比べて成長が鈍化することを示唆しており、保健や教育などの基本的なサービスの提供を確保することに影響を及ぼしている。世帯レベルでは、貧困と失業率は依然として非常に高く、地域全体の平均世帯収入は以前と比較して急激に減少している。特に難民の間では、多くの子どもたちが地域全体で学校に通えないままであり、深刻な保護リスクに直面している。さらに、このような全体的な状況はさらに不平等を加速しており、難民とホストコミュニティの間の社会的結束と安定に影響を及ぼしている²¹。

2021 年度、JPF ではイラク・レバノン・トルコ・ヨルダンにおいて、2020 年度補正予算を財源として 5 団体による 5 事業が実施され、2021 年度当初予算を財源として 9 団体による 10 事業が実施された（JPF 事務局事業を除く）。イラクでは、新型コロナウイルス感染症対策指定病院の設備整備、新型コロナウイルス感染症対策指定病院の設備整備を通した、

¹⁷ UNHCR, [3RP Regional Needs Overview2022](#) p27

¹⁸ UNHCR, [3RP Regional Needs Overview2022](#) p28

¹⁹ UNHCR, [3RP Regional Needs Overview2022](#) p28

²⁰ UNHCR, [3RP Regional Needs Overview2022](#) p31

²¹ OCHA, [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022 Syria Regional\(3RP\)](#)

COVID-19 感染リスクの低減および対応能力強化、帰還民の安全な水へのアクセス改善を目的とした給水ポンプ場の修復、安全安心で清潔な学習環境の整備（プレハブ校舎の建設、水衛生設備の補修）、子どもたちのレジリエンス力を高めるための環境整備（教員への研修、心理社会的支援、衛生教育講師養成研修、ライフスキル活動研修、MRE 研修、衛生研修等）、学校における感染症対策および安全に教育を継続できる環境の整備を目的とした学校校舎の修繕と衛生設備を整備、教育へアクセスできていない子どもたちを始めとする、最も脆弱な環境にある子どもたちへの個別支援の提供、コミュニティ内で脆弱な子どもたちが適切に保護されることを目的とした子どもの保護メカニズム強化支援が実施された。レバノンでは、食糧支援、COVID-19 感染予防に関する衛生教育活動・衛生用品配布、幼児教育、学習支援、復学支援、医療・保健支援と心理社会的支援等が実施され、トルコでは、食糧支援（バウチャー方式）、衛生用品配付、個別支援、行政サービスに関する情報提供および行政サービスへの照会、心理社会的支援、オンライン教育へのアクセス支援、コミュニティセンターを通じた障がい者の社会参加促進、現地団体（Community Based Organization：CBO）の能力強化、ジェンダーに基づく暴力予防啓発等の支援が実施され、ヨルダンでは、適切な水衛生設備を整備することで COVID-19 感染拡大のリスクを軽減する住環境を整備し、感染予防・衛生管理に必要な用品を提供するとともに感染予防に関する適切かつ十分な情報共有・啓発を通じて、人々に適切な感染予防対策の実践を促す支援が実施された。

【評価】シリアに関する 2021 年度の特徴として、不安定な情勢、COVID-19 の感染再拡大、燃料等の物価高騰が上げられる。特に北西部における不安定な情勢（急な戦闘の激化、国内避難民の新規発生等）に対応するためには、計画変更を柔軟に検討しつつ事業を実施する必要がある、事業実施団体は現地の最新の情勢・ニーズ動向を把握したうえでの臨機応変な対応が求められている。また、COVID-19 の感染が再拡大するなか、2021 年 10 月段階でワクチン接種を 1 回もしくは 2 回接種した人は北西部では 3%と極端に数値が低いく、感染拡大および老人の重症率のリスクも高く、北西部の医療負担となっている。長期内戦により人材がシリア国外に避難したため、専門職の人材不足により大きな病院は人材が確保されても、コロナのような新規の災害時には多くのケースが集中してしまい、特定の医療施設の負担が大きくなっていため、更なる感染拡大防止に寄与するとともに、医療機関へのサポートが求められている。このような状況下、実施体制・オペレーション上の工夫として、クラスターおよび他のアクターとのコーディネーションによる活動の重複回避やニーズの共有、現地パートナー団・体シリア国内のスタッフと SNS を利用したタイムリーな情報交換、スタッフの移動の際の治安関連情報収集網を利用した安全への配慮、地域評議会とのコーディネーションによる裨益者の特定、感染症リスク軽減や裨益者の負担を軽減するための個別訪問、現地情勢を熟知し、現場で関係構築のある現地提携団体を通じた支援の実施、シリア国内にいる団体スタッフによる活発な MEAL 活動（モニタリング報告、Feedback Report により状況把握と対応が迅速に行える）、医療機関のネットワーク構築による医療施設のサポート、第三者モニタリングの入念な計画策定による活動の成果のクオリティコントロー

ルなどが上げられる。各事業の成果を振り返るにはまだ時間を要するが、流動的な状況とシリア特有の多くの困難の中で各団体が様々な工夫と対策をとって事業を実施しており、現状、事業計画を大きく変更することなく、事業計画時の成果を達成に向けて支援を展開している。イラク・レバノン・トルコ・ヨルダンに関する 2021 年の主な課題としては、COVID-19 感染再拡大に伴う事業の想定外の遅れや移動制限、不安定な情勢、燃料の高騰などがあった。特にレバノンでは大幅なインフレが起き、トルコでもトルコリラが市場で暴落するなど経済的な危機も多く発生した。また、イラクやヨルダンでは現地政府において活動許可を取得する際にかなり時間を要することがあり、それによる事業の遅延なども発生した。上記のような状況下で、かつ新型コロナウイルスの感染再拡大なども起きているなか、スタッフへのワクチン接種の徹底やオペレーションの重複を避けるための密な連絡、現地提携団体や現地のボランティアを雇用した事業実施体制によりスムーズな事業運営を行った。一方で、トルコにおいてシリア難民の就労機会のニーズやレバノンにおける脆弱な医療整備の支援など、現地のニーズに即した支援を実施することができた。

個別事業の終了時評価（対象：シリア 3 事業、イラク 2 事業、レバノン 2 事業、トルコ 1 事業、ヨルダン 1 事業）は 2022 年 3 月現在、現地調査および報告書作成中であり、2022 年度初頭以降に評価結果を加盟 NGO および関係者と共有予定である。

④ ミャンマー避難民人道支援

【プログラム予算】 254,000,000 円（政府資金：2021 年度当初予算）

【実績】 254,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実施団体】 7 団体（AAR、IVY、PWJ、PLAN、SCJ、WVJ、JPF）、7 事業

【概要】 ミャンマー連邦共和国のラカイン州北西部に住むイスラム系少数民族の「ロヒンギャ」（JPF では民族的背景および避難されている方々の多様性に配慮し、ミャンマーからバングラデシュに避難・強制移住させられた人々を「ロヒンギャ」ではなく「ミャンマー避難民」または単に「避難民」と表現）がこれまで受けてきた迫害・差別は、「ロヒンギャ」と名乗ること自体を政府によって公式に否定され不法移民として国籍を与えられないことに加え、国内の移動・結婚の制限、労働の強制、恣意的な課税、財産の没収等におよび、人間としての尊厳・基本的人権を奪う悲惨な状況が今日まで続いている。「ロヒンギャ」は 1970 年代末と 90 年代初めの 2 回にわたりバングラデシュへ 20 万人規模の「ミャンマー避難民」となって大量に流出し、そのことで国際的に認知されるようになった過去があるが、強制移動の中でも 2017 年 8 月 25 日の暴力²²によりバングラデシュへ難民として逃れた人の数は過去最高と言われており、2021 年 3 月末時点で 88.4 万人（うち 18 歳以下の子ども 45.1 万

²² United Nations Human Rights Council (UNHRC), Report of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, 18 September 2018.

人含) 以上の人々が、主にバングラデシュ南東部のコックスバザール県に避難し、「ミャンマー避難民」として登録され、ウキア郡・テクナフ郡にある避難民キャンプや居住区に居住している²³。

2021 年度、本プログラムでは 7 団体 (7 事業) が事業を申請し、避難民キャンプおよびホストコミュニティにおいて、WASH、保護、教育、保健・医療分野等の支援を実施している。バングラデシュとミャンマー両政府の帰還交渉が進まないまま、ミャンマー国内において 2021 年 2 月にミャンマー軍が権力を掌握し、状況はいつそう不透明となっている。避難民が求める、帰還後の安全と国籍付与を前提とした帰還のプロセスは早期には望めず、避難生活の長期化は避けられない。また、ホストコミュニティは、元々バングラデシュ国内でも貧困層が多い地域であったことに加え、コロナ禍での経済状況の悪化や政府への不満の矛先がミャンマー避難民にむいており、軋轢が深まっている。

プログラム全体を通じて、2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大によって避難民キャンプへ入域できる援助関係者の人数や車両数が制限され、支援活動も保健・医療や WASH 等、Critical/Essential とみなされる活動のみが許可されるという規制が敷かれ、人道支援はさらに限定的になった。それに伴い、事業の遅れや一部活動の実施断念があったものの、いずれの事業においても、活動アプローチの変更等で柔軟に対応しており、また高まる衛生啓発等のニーズにも、フレキシブルに対応した。一方で、キャンプ内の支援関係者の人数減や、移動制限によって高まるストレスにより、GBV や児童婚が増加の傾向にあると報告されている。感染防止の観点から子どもを対象とした活動の一部が実施出来なくなるなど、新型コロナウイルス感染症拡大によって脆弱さが増している層へのアプローチが困難となるケースもあった。当面継続することが見込まれるコロナ禍において、そうした脆弱さが増している層にどのように効果的に支援を届けられるかが引き続き課題となってくる。

2021 年度、本プログラムは重点目標 1. 「避難民の質と尊厳ある生活を確保するために必要な支援への公平なアクセスが促進される」、重点目標 2. 「避難民とホストコミュニティの双方が裨益する支援を展開する」、重点目標 3. 「人道危機の影響を受けた人々およびコミュニティが自力で立ち直る力の強化に寄与する」、重点目標 4. 「ジェンダーの観点から脆弱な人々の権利に係る理解・意識が向上する」の 4 つの重点目標を掲げ活動を推進した。本プログラムでは、国連/国際機関/他団体との連携・調整、当該国・地のセクターやクラスターシステムへの参加等を重要視し、さらに人道支援国際基準に準拠した、効率的かつ効果的な継続した支援を実施している。

【評価】簡易的な中間モニタリングとして、現行事業の進捗状況共有、事業目標の達成に向けた課題の整理と事業後半の活動実施に向けた提案・目標達成のための軌道修正を目的に、ワーキンググループにてオンラインワークショップを 2022 年 3 月に実施した。前半に、4 事業の進捗状況を各団体に発表していただき、後半のグループワークでは、現行事業の上手く

²³ P13, Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis (January- December 2020), overview of the crisis, needs and 2020 response

いっている点およびその促進要因、直面している課題およびその阻害要因、今後の課題への対応や上手くいっている点の強化など今後事業後半に取り入れられそうな視点や取り組みについて、議論を深めた。ワークショップの最後には、事業後半に向けたアクションプランについて協議し、「避難民のボランティアの登用を継続的に検討する」、「裨キャン/コミュニティレベルでのセクター横断的な対話機会を持つ」、「持続性の観点から、事業期間中だけではなく、事業終了後にそのスキルがどのように継続され、地域に還元できるかの意識づけや仕掛けを地域人材に対して行う」等、実施時期や担当者も含め、各団体が事業の質向上に向けた具体的なプランを作成した。個別事業の終了時評価に関しては、バングラデシュ・ダッカに本社を置くコンサルティング企業に現地調査を委託のうえ、3 事業を対象に 2022 年度上半期に現地調査を実施し、その後評価結果を事業実施団体および関係者と共有予定である。

⑤ 南スーダン難民緊急支援

【プログラム予算】 469,815,000 円（政府資金：2020 年度補正予算&2021 年度当初予算）

【実績】 469,815,000 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2020 年 3 月~2021 年 3 月

【実施団体】 7 団体（PWJ、SCJ、PLAN、WVJ、REALs、ADRA、JPF）、8 事業

【概要】 2020 年に再活性化された紛争解決合意の施行策の一部として新国民統一暫定政府が樹立されたが、同時に南スーダンは 3 つの大きな問題を抱えている。一つ目は、全世界が被害を被っているように、南スーダンも COVID-19 により多大な影響を受けており、マーケット、公共サービス、国内での移動制限など悪影響を及ぼした。二つ目は、3 年連続で甚大な洪水に見舞われ、毎年およそ 100 万人の人々が被害を受けた。三つ目は、部族間、部族内、そして地方における武力衝突が増加し、ここ数年、比較的治安が安定していた地域でも武力衝突が起これ、人々を怯えさせた。また、人道支援のアクセスも悪影響を受けており、2020 年度は 9 人の人道支援職員が犠牲となり²⁴、2021 年度は 5 人の犠牲者が出た²⁵。これらの 3 つのショックが複合的に重なり合い、脆弱な人々の人数を必然的に増加させる結果となっている。

2021 年の南スーダン国内人道支援対応計画では、3 つの戦略目標があり、人道支援活動を実施している約 200 の団体にそれらが周知された。1 つ目は生命を守り、人々を保護すること。具体的には、危険レベル 4, 5 にいる最も脆弱な人々の罹患率、死亡率、保護への脅威、事変を減らすこと。2 つ目は人々の基本的なサービスへのアクセスを確保すること。具体的には、危険レベル 4, 5 に位置づけられる人々が、基本的なニーズを満たせるように、分野横断的な基本サービスへのアクセスを、安全に、公正に、そして尊厳をもって受けられるよ

²⁴ South Sudan Humanitarian response plan issued March 2021, Page 5

²⁵ Press Release HC condemns aid worker death, December 20,2021

う支援する。3 つ目は人々が危機から自らの手で立ち直れるようになることである。具体的には、脆弱な人々が危機から回復し、彼らの権利を尊重しつつ強制移動の解決を模索し、ショックとストレスへのレジリエンスを築くことである。

2021 年 12 月末時点で周辺国へののがれた南スーダン難民はおよそ 234 万人。その特徴は、およそ 80% が女性と子どもで占められていることである。また、明確なことは、どの周辺国も 2021 年 4 月の時点と 12 月末時点を比較し、南スーダン難民の数が増加していることである。また、周辺国の厳しい環境の中で対応している人道支援団体の努力にもかかわらず、身寄りのない子どもや親から離別してしまった子ども 66,000 人の内およそ半数は未だに適切な支援を受けていないほか、性別に基づく暴力の予防・対応、安全な水へのアクセス、そして自立に向けた支援が不足しているという現実がある。

南スーダン難民を受け入れている周辺 5 カ国のうち、エチオピア、ケニアそしてウガンダは自助的なレジリエンスを高め、国家システムに難民を含めることによる包括的難民支援枠組みを運用している。また、スーダンとコンゴ共和国政府による難民をキャンプの外へ促す政策もより大きな支援となりうる。南スーダンは難民のグローバル・コンパクトに関連する国家フレームワークを採択しており、2019 年 12 月に開催された世界難民フォーラムにおいて、国、ドナー、パートナーに対し、南スーダン難民とホストコミュニティへの新たなコミットメントを申し入れている経緯がある。

南スーダン難民を受け入れる周辺国の事情は、受け入れ国により異なる。エチオピアは長い間、難民の受け入れ国となっている。エチオピア国内で避難場所を探す難民に対して門戸を開き、人道的なアクセスと保護を提供している。2021 年 12 月末時点で、およそ 40 万人の南スーダン難民を受け入れている。他方で、多くの南スーダン難民を受け入れているガンベラ地域の治安状況は、未だに不安定である。2019 年度に起きたヌエル族とアニュアク族との衝突は、難民、ホストコミュニティ、人道支援者に影響を及ぼし、死亡者まで出した。新しく到着した南スーダン難民の 91% はヌエル族であるため、ヌエル族が多く居住している地域を特定し、キャンプを拡大することが懸案となっている。治安悪化にともない、ガンベラ地方行政は新規流入難民の移動を制限している²⁶。

ケニアは 2021 年 12 月末時点でおよそ 13 万人の南スーダン難民を受け入れており、その多くはトゥルカナ郡のカクマ難民キャンプとカロベエイ居住区に住んでいる。ケニア政府も、難民に対し門戸開放政策を維持している。カロベエイ居住区における人道支援団体と政府の対応は、難民数が飽和状態となっているカクマ難民キャンプの負担を軽減するために、統合された居住区を開発することを目的とした 2015 年カロベエイ政策に則り、難民とホストコミュニティを社会的・経済的に統合することに焦点を当てている²⁷。

スーダンには、2021 年 12 月末時点でおよそ 80 万人の南スーダン難民がいる。スーダン政府はおよそ 130 万の南スーダン難民がいると見積りを立てているが、2013 年の南スーダン

²⁶ South Sudan Regional Refugee Response Plan, p39

²⁷ 同上, p47

での紛争勃発以前よりスーダンに住んでいる人もいるため、この数字に対しては更なる検証が必要とされている。スーダン政府は、難民に対して安全で制限のない居住地へのアクセスを認めている。およそ 25 万人強の難民が 21 つのキャンプに居住しているが、一方で 67% の難民はキャンプ地の外側のある 100 以上の居住区にいる²⁸。難民の中には、基本的なサービスが限られる、開発されていない地方でホストコミュニティに沿うように居住しているケースも見受けられる。7 年間の人道支援を経た今、緊急支援を超えて、ホストコミュニティとキャンプ内外の難民に対して、長期的な解決方法、レジリエンス、自助努力に焦点を当てた支援に移行していく必要がある²⁹。

ウガンダは 2021 年 12 月末時点でおおよそ 94 万人の南スーダン難民を受け入れており、南スーダン難民を受け入れている周辺国で一番多い国である。難民への好意的な保護環境は、2006 年の難民条項と 2010 年の難民制定に基づいている。これらの制定は、難民の自由な移動、就労の権利、ビジネスの起業、資産の所持、そして公共サービスへのアクセスも認めており、初等教育、中等教育、そして医療も含まれている。居住移行アジェンダ (Settlement Transformative Agenda) を通じて、ウガンダ政府は、難民の保護・支援でキャンプ外居住政策を打ち出している。難民は、居住のための土地区画、耕作、そしてホストコミュニティに沿う形で居住することができる。

2021 年度、南スーダン国内で当初予算事業として PWJ と REALs の 2 事業、補正予算は、PWJ と WVJ の 2 事業が実施された。また、害虫被害緊急支援プログラムとして REALs が 1 事業実施した。

【評価】南スーダン国内の 2021 年度の特徴として、まずは、事業実施体制の変化が上げられる。日本人職員のジュバ入域が出張ベースで長期滞在が困難であり、事業実施に伴う運営・管理への影響がある上、加えて COVID-19 の影響による事業実施の難しさ、具体的に、ロックダウン、外出時間制限、移動制限、物流の停滞、基本的な公共サービスの閉鎖、そして現場での活動制限に直面した。その為、各加盟 NGO は、その時々状況に応じて、今まで以上に臨機応変に活動を工夫する必要が生じた。この様な状況下、実施体制の工夫として緊密な連絡・調整・報告体制の維持と、明確なセキュリティや事業関連などの決裁権の所在、日本側の管理として、事業の質、ドナーへのアカウンタビリティ、JPF ガイドライン順守、例として、申請書に基づいた進捗モニタリング、支出の適切性の確認、報告書関連の作成、活動の成果のクオリティコントロールなどが上げられる。現行事業の上手くいっている点では、実施団体の共通の特徴として、長年の活動実績による支援対象地域および地域行政との信頼関係の構築・基盤（人・ネットワーク）の蓄積があるため、現行事業の理解と協力の取得、住民の事業への参画促進がより可能となること、これが円滑な事業の実施につながっていることである。事業における課題としては、日本人職員の入域困難による事業管理運

²⁸ UNHCR, (31 November 2020) [Overview of Refugees and Asylum-seekers in Sudan Dashboard](#), 30 Nov 2020

²⁹ 同上, p53

営全体への影響、共通課題として、治安の悪化および COVID-19 の予防規制による裨益者への啓発活動など、集会に関連するワークショップ、現地事業スタッフへの研修プログラムの実施が困難なことが上げられており、これは、能力向上機会の減少につながる懸案として挙げられる。

周辺国では、2020 年 11 月に勃発したエチオピア北部紛争の影響により、2021 年度は、エチオピア全土に非常事態宣言が発令され、日本人スタッフが急遽国外退避するなど現地の状況は不安定である。オペレーション上の工夫としては、難民と同じヌエル人を多く雇用するとともに、これまで実施してきた過去の事業では、トイレの供与であった方法から、中長期的視点に立ち、難民自身でトイレ建設が出来るようにトイレ建設の技術指導を中心とした活動内容へと方針を転換した。上手くいっている点としては、これまでの経験により、U N H C R との連絡・相談など調整がスムーズに行うことができ、新たなトイレの仕様や学校での水衛生支援の調整なども迅速に行っている。事業における課題としては、ティグレイ州での紛争に呼応し、ガンベラ州でも Gambella Liberation Front(GLF)が組織されるなど、小規模ではあるが独立運動の動きがあり、それに伴う治安悪化が懸案であり、これまでの民族対立（ヌエル族 V S アニョック族）に加えて、政治的な対立が起こりうる可能性がある。個別事業の終了時評価は、ケニアに本社を置くコンサルティング企業に現地調査を委託のうえ、南スーダン国内 3 事業を対象に 2022 年度上半期に現地調査を実施し、その後評価結果を事業実施団体および関係者と共有予定である。

⑥ パレスチナ・ガザ人道支援

【プログラム予算】 900,000,000 円（政府資金：3 年間の複数年プログラム）

【実績】 162,169,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 4 月～2022 年 3 月（3 年間の複数年プログラム）

【実施団体】 1 団体（CCP）、2 事業

【概要】 パレスチナ自治区・ガザ地区では、2014 年 7 月 8 日～8 月 26 日に起きた「50 日間戦争」により大きな打撃を蒙り、もともと脆弱であった人々の生命、暮らし、教育、経済に多大な負の影響を与えた。これを受け、JPF では初動対応として「パレスチナ・ガザ人道支援 2014」を開始した。ガザ地区では食糧不足、電力不足、飲用に適した水の不足、イスラエルの攻撃によって破壊された家屋の再建など、喫緊の緊急ニーズへの対応が必要とされる一方で、社会における基本サービスとしての医療・保健分野のサービスの不足も深刻さを増してきている。先行きが不透明な状況を鑑み、JPF は、本プログラムを単年度事業ではなく複数年プログラムとして実施し、2020 年 8 月にはプログラム期間を 7 か月延長することとした。

また、上述のようにもともと不安定な状況であったにも関わらず、新型コロナウイルスの流行により保護や食糧安全保障などを含めた多くの支援分野においてニーズが激増し、さら

に 2021 年 5 月に起きたイスラエル軍におけるガザ侵攻やそれ以降続く情勢不安などもパレスチナの状況をより不安定なものにしている。2021 年時点でパレスチナ全体では 145 万人³⁰が保健分野での支援を必要としておりその 3 分の 2 がガザ地区内、3 分の 1 が西岸地区と、ガザ地区の医療ニーズが特に逼迫していることがうかがえる。年 2.8%の人口増加率³¹や昨今の新型コロナウイルス感染症拡大への対応等、現場での対応を迫られる医療従事者の負担が急激に増加している。さらに封鎖、パレスチナ自治政府とガザ地区を実効支配するハマース政権の対立によるガザ地区内の医療物資の慢性的な枯渇によって、医療サービスは質的にも量的にも低下していると保健クラスターは警鐘を鳴らしている。

2021 年度は、①提供される医療・保健サービスの質を改善すること、②危機や脅威に対処するための自己対応力を強化すること、③医療・保健分野におけるコミュニティのネットワークとレジリエンスを強化すること、そして④医療・保健サービスへのアクセスを確保すること、の 4 点を戦略目標に掲げ、身体障がい者が継続的にリハビリを受けられる環境づくりを通じた社会復帰促進支援、医療・福祉スタッフへの専門研修の提供、産前・後の保健サービスの提供、未就学児の健康診断・栄養治療、未就学児の保険・衛生啓発研修、幼稚園の能力強化と活動支援を行った。

【評価】2014 年 8 月から開始した同地での支援について、JPF は 2018 年以降ガザ地区における 3 年間の複数年プログラムを策定、医療・保健の質やレジリエンス向上のための支援に集中的に取り組んできた。右複数年プログラムが 2022 年 3 月末に終了することを見越し、2 加盟 NGO が実施する最終年の 1 事業のモニタリングと 2 年次・3 年次の 3 事業の終了時評価を実施、並行してガザ地区における医療・保健セクターのニーズの変移と慢性的な電力不足が母子の健康や障がいを持つ人々に及ぼす影響について把握する調査を実施した。いずれも、新型コロナ感染症の感染拡大状況を踏まえ、同地の第 3 者機関に委託し、モニタリングでは実施中の事業の課題を走りながら把握して直ぐに改善へと反映させるリアルタイム・モニタリングとし、評価は支援の価値を問う総合評価として実施。2021 年中は、新型コロナ感染症の拡大を受け、支援対象保育園の休園や集会・対面型の研修への制限の他、5 月の空爆により治療を提供する診療所を一時停止し、食糧や物資配布を緊急で実施するなど、更に難しい支援実施環境下でありながらも、研修の人数を減らし回数を増やすなどして柔軟に工夫して対応したことで、確実に計画していた支援が裨益者へ届いており、裨益者の満足度も高いことが第 3 者の評価により客観的に示された。他方、緊急支援でありながら事業活動の一環として現地人材の能力強化を通じて常に支援の持続性にも取り組んだが、定期的で継続的な治療の必要な障がいを抱える裨益者の事業終了後への不安や、3 年間を通じて確立されてきた優良な取り組みを横展開していくことなど、緊急人道支援である JPF 資金が不得意とする長期的で面的な支援への期待も聞かれた。

³⁰ [HUMANITARIAN NEEDS OVERVIEW OPT 2021 p.29](#)

³¹ <https://palestine.unfpa.org/en/population-matters-0>

⑦ ベネズエラ避難民支援

【プログラム予算】 63,000,000 円（政府資金：2021 年度当初予算）

【実績】 63,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実施団体】 2 団体（PLAN、JADE）、2 事業

【概要】世界有数の産油国であるベネズエラは、しかしながら長引く政情不安、社会経済の混乱を受け、国民生活が危機に瀕している。大規模な停電や断水が頻発し、それにより病院や学校などが閉鎖に追い込まれることに加え、深刻な食糧、医薬品不足やガソリンの供給不足が続いており、あらゆる面で生活が立ち行かない状況に陥っている。ハイパーインフレーションが進行し、基本的な生活必需品を購入できない世帯が続出、治安も悪化の一途を辿り、国内不安は一層高まっている。その結果、多くの国民が国外に流出し続けており、約 9 年間紛争が続くシリアに続き、世界で 2 番目ともなる「南米最大の難民危機」となり、南アメリカ・カリブ地域史上最悪と言われる人道危機の引き金となっている。

ベネズエラ国内の社会経済状況が好転する兆しが見えないなか、避難民の流出は今後も続き、その人数は 2021 年末までに 600 万人を超えており、そのうちの 84%にあたる約 500 万人のベネズエラ避難民がカリブ・および中南米各地（17 国に及ぶ）に逃れている³²。避難民の増加により多くの近隣受入国・地域では、地元住民と避難民との間で関係が悪化、衝突も増加傾向にあり深刻な問題となっている。また昨年より急速に拡大した新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近隣受入国では国境を封鎖し、受け入れを一時中止、または入国制限する国もある。

JPF のベネズエラ避難民支援プログラムでは、支援対象国をペルーのみに留めているが、2021 年度、本プログラムでは 2 団体（PLAN、JADE）2 事業が事業を申請し、避難民キャンプおよびホストコミュニティにおいて、保護・心理社会的支援ならびに早期復興支援を実施している。本プログラムは、2019 年からベネズエラ避難民に対する支援を実施しており、これまで食糧配布・NFI、保護、社会統合（住居、食糧（栄養）、WASH、医療、教育、保護、統合³³等ある全体のニーズより抽出）を中心に事業を実施してきた。しかしながら昨年来、ペルーにおいても新型コロナウイルス感染が急拡大し、国家非常事態宣言が全土に発令され、この発令以降長きにわたり経済活動の制限が続き、多くのベネズエラ避難民が職を失ったり、事業の中断に追い込まれたりし、生活に困窮し孤立している。こうした背景から、本プログラムでは、今後よりよい生活を持続的に構築する基盤の整備、生計向上策に対しても積極的な支援を実施している。

2021 年度、本プログラムは重点目標 1.「最も脆弱なベネズエラ避難民の生命が守られ生活の質向上に寄与する」、重点目標 2.「脆弱な避難民の基本的サービスへのアクセスが改善さ

³² RMRP2022_FinalVersion_WEB2.pdf, p14

³³ R4V Refugee and Migrant Response Plan (RMRP) 2020 [EN],PERU,p111

れ、今後よりよい生活を自力で築いていく基盤の形成に寄与する」重点目標 3.「ベネズエラ避難民の避難先地域社会への統合が推進される」を掲げた。保護・心理社会的支援においては、直接の接触を避け、オンライン方式での支援を積極的に導入し、ベネズエラ避難民に必要とされる情報提供・相談窓口を展開している。会場までの移動が不要で在宅で手軽に参加できる裨益者の負担が少ないオンライン方式は、事業開始以来徐々にアクセス数も増加し、役に立つ手段として好評を得ており、いまや支援にはなくてはならない活発な活動となっている。その結果支援者ネットワークで裨益者情報がデータベース化、共有され、支援の重複や偏りをなくすことができたり、参加後の満足度調査も（オンラインで）すぐに可能であったり、と想像以上の効果を生んでおり、更には SNS による裨益者間ネットワークなども立ち上がり、自発的な情報交換・共有が行われている。また、ペルーに入国した避難民の多くは、これまで日雇い労働や小規模事業の経営でペルーでの生計を立ててきた人が少なくない。食料や生活物資、住居など喫緊のニーズに加え、生計の安定が大きな課題となっているため、本プログラムでは避難民の能力強化に注力し、情報提供、ビジネスや技術を学ぶオンラインコースの提供、個別経営指導、事業に必要な物資の支給などを通して事業の再開や改善を支援し、避難民が長期的に生活を安定させていけるよう支援している。更に本プログラムでは、ペルー国内のホストコミュニティ地域住民に対しても医療サービスから社会経済的ニーズに至る支援が必要とされており、特に多くの避難民が到着する県・地域住民への配慮は欠くことができず、避難民と地域住民双方へ支援を実施している。

【評価】本プログラムでは、2019 年からベネズエラ避難民に対する支援を実施しているが、昨年来、ペルーにおいても新型コロナウイルス感染が急拡大し、国家非常事態宣言が全土に発令された。この発令以降長きにわたり経済活動の制限が続き、多くのベネズエラ避難民が職を失ったり、事業の中断に追い込まれたりし、生活に困窮し孤立している。本プログラムでは、直接の接触を避け、オンライン方式での支援を積極的に導入し、ベネズエラ避難民に必要とされる情報提供・相談窓口を展開している。会場までの移動が不要で在宅で手軽に参加できる裨益者の負担が少ないオンライン方式は、事業開始以来徐々にアクセス数も増加し、役に立つと好評を得ており、いまや支援にはなくてはならない活発な活動となっている。その結果支援者ネットワークで裨益者情報がデータベース化、共有され、支援の重複や偏りをなくすことができたり、参加後の満足度調査も（オンラインで）すぐに可能であったり、と想像以上の効果を生んでおり、更には SNS による裨益者間ネットワークなども立ち上がり、自発的な情報交換・共有が行われている。また、ペルーに入国した避難民の多くは、これまで日雇い労働や小規模事業の経営でペルーでの生計を立ててきた人が少なくない。今後は食料や生活物資、住居など喫緊のニーズに加え、生計の安定が大きな課題となっているため、本プログラムでは避難民の能力強化に注力し、情報提供、ビジネスや技術を学ぶオンラインコースの提供、個別経営指導、事業に必要な物資の支給などを通して事業の再開や改善を支援し、避難民が長期的に生活を安定させていけるような支援を実施している。

2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラ

ム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。団体の自己評価からは、事業進捗に遅れは生じたものの、概ね計画通りに活動が実施されいることが確認された。

⑧ ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援

【プログラム予算】 123,724,000 円（政府資金：2020 年度補正予算&2021 年度当初予算）

【実績】 123,724,000 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2021 年 3 月～2022 年 3 月

【実施団体】 3 団体（SCJ、PWJ、AAR）、3 事業

【概要】 コンゴ民主共和国（以下 DRC）は、アフリカ大陸において長期に亘り、最も複雑な人道危機の課題を抱え続けている国の 1 つである。1997 年のモブツ大統領の退任以降、国内情勢が安定せず、特に、同国東部では武装勢力による内紛が継続し、国内避難民や難民が大量に発生した。2018 年末に大統領選挙がようやく実施され、政権は比較的円滑に移行されたが、国内東部の情勢は改善しなかった。情勢がさらに悪化したのは 2019 年になり、イトゥリ州、北キブ州、南キブ州で民族間の武力衝突が激化した。特に、同年 6 月に発生したイトゥリ州における広範囲の暴力行為によって、約 36 万人の避難民が生じたとされている。これ以降、状況は未だに改善の兆しがなく、2021 年 12 月末までに DRC 国内ではおよそ 550 万人の国内避難民がおり、周辺国にはおよそ 53 万人もの人が難民として暮らしている。

JPF のウガンダ国内 DRC 難民緊急対応支援プログラムでは、対象国はウガンダのみとなっているため、以下では、ウガンダにおける DRC 難民の状況を述べる。

ウガンダは、今現在 150 万人以上の難民を受け入れており、アフリカ大陸において最大の難民受け入れ国である。その内、コンゴ難民はウガンダ国内で 2 番目に大きな難民数であり、2021 年 12 月末で一番多い南スーダン難民のおよそ 92 万人に次いで、およそ 46 万人となっている。

ウガンダ政府は、2006 年の Refugee Act, 2010 年の Refugee Regulations を批准しており、進んだ難民政策を行っている。具体的には、ウガンダ国内の難民は、移動の自由、就業する権利、起業する権利、私有財産権、および教育や保健等の行政サービスへのアクセスを保障されている。そのため、同国内における難民保護の環境は概ね良好であると国際機関より評価されている。他方で、上記のとおり数多くの難民受け入れを通じたホストコミュニティへの影響は甚大であり、社会資源が枯渇し、基礎的な社会福祉サービスが限定的となっているとの指摘もある。

2021 年度の本プログラムでは、3 加盟 NGO により、難民およびホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業（SCJ）、新型コロナウイルス感染症予防給水衛生支援（PWJ）そ

して教育支援（AAR）と 3 事業を実施した。

【評価】2021 年度の特徴としては新型コロナウイルス感染症拡大による社会的、経済的活動の制限により、もともと脆弱であった難民がより脆弱な立場に置かれたことである。基本的にウガンダ政府は国境を閉鎖しているが、断続的に新規難民が流入しており、その結果、外部からの人道支援が減少傾向にある中、更に人道的支援のリソース（食料、現金支給の削減など）や自然資源のリソースを逼迫させている現状が見受けられる。オペレーション上の工夫としては、コロナ禍で様々な制限が課せられたため、啓発活動では、対面の活動に制限があるため、車にスピーカーと取り付けメッセージを流す、また、ラジオを通した啓発活動を積極的に行うなどした。他には、難民とホストコミュニティの軋轢を考慮し、資材の調達には、できる限り事業地にて入札し、地元経済の活性化に寄与することに努めた。さらに支援対象地の文化や特性を考慮し、支援対象グループやホストコミュニティのリーダーとの調整、多言語への配慮、多様な裨益者の参加の促進を心掛け、このような配慮が、事業が上手くいった点として、促進要因の一つとして挙げられている。事業における課題としては、どの実施団体も新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う外出規制や移動制限をあげている。また、難民の状況として、支援に依存する生活が長引く中で、支援への過度な依存と過剰な要求も課題であると挙げられており、今後は、それぞれの活動内容に、いかに自助に繋がるような工夫を活動に組み込んでいくのかが、より重要になると思われる。

2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。団体の自己評価からは、概ね計画通りに活動が実施されていることが確認された。

⑨ エチオピア紛争被災者支援

【プログラム予算】240,000,000 円（政府資金：2020 年度緊急準金&2021 年度当初予算）

【実績】188,801,573 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】2021 年 4 月～2022 年 8 月

【実施団体】4 団体(AAR、GNJP、PLAN、WVJ)、5 事業

【概要】2020 年 11 月 4 日にエチオピア共和国ティグライ州にて勃発したティグライ人民解放戦線(TPLF)とエチオピア国防軍間の武力紛争は、一旦はエチオピア政府側が勝利宣言をしたものの、その後もゲリラ戦は断続的に発生した。2021 年 6 月、反撃する TPLF はティグライ州州都メケレをはじめ州内の大半を掌握、ティグライ州の南部と東部に位置するアムハラ州とアファール州にも進軍した。さらに反政府武装勢力オロモ解放軍(OLA)と合流した TPLF は、首都アディスアベバに向け進軍を続けた。この事態を受け、エチオピア政府は同年 11 月に国内全土に非常事態宣言を発令した。政府軍は TPLF や OLA に対して

徹底抗戦し、同年 12 月にはアムハラ州やアフール州において勝利をおさめ、TPLF は両州から撤退した。

エチオピア北部における一連の紛争によって、紛争地に住む 900 万人以上に影響を及ぼし、隣国のスーダンへ避難し難民となった人々は 6 万人以上にのぼる³⁴。援助を必要とする人々は 520 万人にもおよび、食糧、給水衛生、医療など、必要とする支援分野は多岐にわたる³⁵。WFP によると、ティグライ州の人口の 83%にあたる 4.6 万人が食糧支援を必要としており、その中でも約 200 万人(ティグライ州人口の約 37%)が深刻な食糧危機に瀕している³⁶。2021 年 12 月半ば以降、政府の輸送制限により人道支援物資および人道支援関係者がティグライ州に入域できない状況が続いていたが、2022 年 4 月初旬にティグライ州への入域が可能になるなど³⁷、緩やかにではあるが人道支援を再開する下地が整いつつある。

JPF では 2021 年 4 月よりエチオピア紛争被災者支援プログラムを開始し、2021 年度末までに 4 団体 5 事業を実施した。当初プログラム期間は 2021 年末までであったが、継続的な支援のニーズが高いことから、プログラム期間を 8 か月延長し 2022 年 8 月末までとした。個別の事業内容としては GNJP が食糧配付および医療品提供、WVJ が水衛生・医療支援、AAR が衛生支援、PLAN が青少年の保護と心理社会的支援を実施した。JPF では、紛争によって疲弊した現地社会の支援を継続していく。

【評価】2021 年度を通し、本支援プログラムの特徴は、「紛争が継続中」であることである。必然と現場の不安定な治安状況が継続していること、政府の輸送制限により、食料・他支援物資の流通が、ほぼ止まってしまっていること、更にティグライ州だけではなく、隣接するアムハラ州やアフール州にまで紛争が拡大したことである。このような中で、実施体制(オペレーション上の工夫)として、団体間で概ね共通する点として、ネットワークの遮断・制限などの問題に対し、首都アディスアベバの事務所の指揮系統・事業管理強化を計ったことである。これにより、現場事務所が孤立することなく、日本・エチオピア間の遠隔体制はもとより、国内での遠隔実施体制をより良く構築した。現行事業の上手くいっている点としては、ただでさえ紛争が継続し、日々の治安状況が変化する中、他人道支援機関との強固な連携を構築、実施していることが上げられる。具体的に WFP など、密な連携により、無償で輸送サービスを活用することが出来たなど、関係プレーが見受けられた。また、いくつかの団体は、本支援プログラム以前から、現場での活動実績があり、これまで構築してきたネットワーク、知見などを活かすことができた。事業にあける課題・阻害要因として、共通していることは、紛争による外部要因である現場への物流制限、治安悪化による NGO スタッフの退避、ネットワーク、銀行送金、燃料、電気などの制限であり、事業の円滑な実施は、極めて厳しく、今後も大きな阻害要因であることは間違いないと思われる。

³⁴ UNOCHA, [Northern Ethiopia Humanitarian Update Situation Report Issued 14th of April 2022](#), Accessed on 15 April 2022

³⁵ UNOCHA, [Revision of the Northern Ethiopia Response Plan](#), Issued on October 2021

³⁶ WFP, [Emergency Food Security Assessment Tigray Region Ethiopia](#), Issued on January 2022, p.5

³⁷ USAID, [HUMANITARIAN CONVOYS TRANSPORT EMERGENCY FOOD AID FOR MORE THAN 100,000 PEOPLE IN TIGRAY AND AFAR](#), 1st of April 2022

2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。団体の自己評価からは、概ね計画通りに活動が実施されいることが確認された。

⑩ 害虫被害緊急支援

【プログラム予算】 3,000,000 円（政府資金：2021 年度当初予算）

【実績】 3,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実施団体】 1 団体（JPF）、1 事業

【概要】 2019 年 12 月以降に大量発生したサバクトビバッタ（以下「バッタ」という）の大量群はアフリカおよび南アジア諸国で深刻な被害をもたらした。パキスタンでは、2020 年 1 月以降、イランやインドで大量発生したバッタの侵入により壊滅的な農業被害を受けており、合計 98 万 5,230ha の農地でバッタの群れが確認され、産卵期後には穀倉地域にもさらなる被害が予測された³⁸。

東アフリカ諸国では、2019 年 12 月以降、大量発生したバッタが農業地帯で多大な被害をもたらした。1km²の群れが 1 日で 35,000 人分の食料を食べつくした³⁹。特にケニアでは、70 年で最も深刻な被害とも言われており⁴⁰、北部、中部では 7 万 ha の農地や牧草地に被害をもたらした⁴¹。近年、干ばつや洪水の被害で苦しむ北部地域では、300 万人以上が食料危機に直面しており、更なる悪化が予想された⁴²。また、南スーダンでは、紛争による政情不安定や自然災害など、複合的危機の新たな要因としてバッタの被害が加えられ、食料危機の深刻化や子どもの栄養状態の悪化を防ぐためにも、迅速な対策の必要性が、国際機関などによって指摘された⁴³。

本プログラムでは、食糧・種苗配布、害虫駆除剤の供与、農家・コミュニティ支援、関連研修の実施などの支援活動を展開してきた。2020 年度末までにパキスタン、ケニア、南スーダンにて累計 4 団体 9 事業が実施された。2021 年度は JPF によるモニタリング事業を実施。2022 年 1 月には過去に本プログラムにて事業を行った 4 団体と振り返りワークショップを実施。このワークショップではパキスタンにて事業を行った 2 団体(CWS、JEN)、3 事業を対象として現地調査を伴う事業評価を実施し、その他の事業については各団体の自己評価と併せて振り返りをおこなった。今回の振り返りを通して、JPF としての支援の在り方、

³⁸ FAO, [Locust situation in Pakistan \(Feb, 2020\) - National Emergency](#), 27 February 2020

³⁹ ACTED, [Kenya: Desert Locust Outbreak Rapid Needs Assessment](#), 12 February 2020

⁴⁰ 同上

⁴¹ FAO, [Desert Locusts ground surveillance intensified](#), 13 February 2020

⁴² 同上

⁴³ FAO, [South Sudan-Situation report March 2020](#), March 2020

改善点などを洗い出すことができ、将来同様の被害に対して JPF がどうあるべきか、教訓を得ることができた。

【評価】本書虫被害緊急支援プログラムにおいては、事業実施団体の自己評価に基づくデスクレビューを中心とした終了時評価を当初予定していたが、JPF として初めて担った蝗害支援であり、また、バッタの成虫の大群は繰り返し被害が起きることが分っていることから、将来の JPF 支援実施の可能性に備え、支援経験を振り返り学びや教訓を抽出記録し、改善点を加盟 NGO と共有するための形式的評価を実施した。具体的には、2020 年 4 月から 2021 年 12 月までの間に、4 加盟 NGO が 3 か国（ケニア、パキスタン、南スーダン）で 9 支援事業を実施したところ、特にパキスタンで実施した 2 団体 3 事業を対象とした現地調査を伴う終了時事業評価を、新型コロナ感染症の感染拡大状況を踏まえ、同地の第 3 者機関に委託して実施し、右パキスタンでの評価結果を、残りの 6 事業の事業実施団体の自己評価と併せて振り返り、事業そのものと JPF の制度についての教訓および改善点を洗い出すアフターアクションレビューとした。発災と次の発災のサイクルが不規則で長く、ひとたび発生すれば 6 週間で大群化するバッタの性質を踏まえた早期警鐘システムの常時からの構築・機能整備や、現地住民が安価に実践することができる環境負荷のない駆除方法の奨励など、支援の具体的な学びと教訓の洗い出しの他、これらの学びと教訓を伝えいくための記録と継承への取り組みの必要性が不可欠な取り組みとして認識された。抽出された学びや教訓は、JPF 内の関連委員会へ報告され、プログラムサイクルマネジメントの流れへと取り込まれ、将来の蝗害支援形成に遺憾なく発揮されるよう JPF のナレッジマネジメントとしても機能する HP へ掲載された。

⑪ 助成カテゴリー 1、2 の団体を対象とした「チャレンジ枠」

【プログラム予算】100,000,000 円（政府資金：2021 年度当初予算）

【実績】40,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】：2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実施団体】2 団体（JISP、SPJ）、2 事業

【概要】案件申請の過程で、現在コンセプトノート方式（以下 CN 方式と略）を用い、各プログラムの予算配分を確定しているが、CN 方式は、加盟 NGO の過去の実績、対応計画との一致性、現場での調整能力などを基に点数付けし、高得点の団体が、より予算配分される仕組みとなっている。したがって、加盟 NGO で過去の実績がある、カテゴリー 3、4 の団体の方が、カテゴリー 1、2 の団体よりも高得点を取得できる傾向があるが、JPF の理念として、日本の小規模な NGO の育成も視野に入れていることから、カテゴリー 1、2 の加盟 NGO も JPF の助成スキームをより活用できるように、新たな試みとして「チャレンジ枠」を設け、2021 年度に運用を開始した。2021 年度は海外カテゴリー 2 の 2 団体による 2 事業が本枠組みにおいて実施された。JISP はミャンマー避難民人道支援プログラム下において、

バングラデシュ・コックスバザールにおける避難民キャンプにて、ヘルスポストを建設・運営し、近隣に居住する避難民を対象に、適切な基礎的医療サービスを提供し、また、保健避難民の健康増進に必要とされる知識やサポートを提供、ホストコミュニティの医療従事者に対する非感染性疾患や緩和ケアについての能力強化研修を実施した。SPJ は新型コロナウイルス対策緊急支援プログラム（緊急対応期）下において、トルコにて、シリア難民および脆弱な地元住民に衛生用品配布および衛生啓発活動を行うことにより、COVID-19 感染症予防支援を実施した。

【評価】JISP 事業については、中間時モニタリングとして、JISP 職員および現地提携団体職員に対して、オンラインでの Key Informant Interview を実施した。その結果、本事業でヘルスポストを建設したキャンプは、クトゥパロンで唯一ヘルスポストの存在しないキャンプであり、建設地の選定はニーズに合致した妥当なものであること、また、当初ヘルスポストの建設に遅れがあったものの、運営を開始してからは順調に患者の受け入れをおこなっており、受診者数も徐々に伸びており、計画値を上回っていること等の肯定的な側面が確認された。他方、医療アドバイザーとして看護師の他に医師も配置しているが、現状、医師に判断を仰ぐ必要のある事態がほとんど発生していないため、あまり活用できていないこと、コンポーネント 2 で実施予定のホストコミュニティの医療従事者を対象とした研修活動は、COVID-19 の感染拡大に関連した規制により現時点まで実施できていないこと、といった課題も確認された。現地提携団体 HMBD との提携以前は、医療案件の実施経験がなかった JISP が、協働を通して保健医療の分野の知見を深めることができた一方で、レポート、モニタリング手法、裨益者選定基準といった点については、JISP から HMBD に継続的にインプットをおこなっており、互いに強み・弱みを補完しあう関係性が築かれていると評価できる。終了時評価については、現在現地調査を実施中であり、2022 年度初頭に結果を JISP および関係者と共有予定である。

SPJ の事業については、4 か月間という短期間の事業であったため中間時モニタリングは実施せず、また終了時評価の対象ともならなかったが、終了後の報告書から、計画した予算よりも低価格配布物資を調達できたため、裨益者数としては計画時の目標値の 120%を達成し、シリア難民約 10,500 人、ホストコミュニティ約 4,500 人に支援を届けることができたこと、当初の事業計画では、裨益者の 8 割以上が「衛生用品がコロナ感染予防に役立った、または家庭の衛生維持に役立った」と答えることを成果指標としていたが、衛生用品配布後のモニタリングでは裨益者の 92.4%が「衛生用品がコロナ感染予防に役立った」、85.7%が「衛生用品が家庭の衛生維持に役立った」と回答し、また衛生用品がコロナ感染予防または家庭の衛生維持に役に立たなかったと回答した世帯はなかったことから、有効性のある支援であったことが確認された。他方、配布物の数量に関する質問では、モニタリングに参加した裨益者の 7%が「1 か月間」、39%が「2 週間」、54%が「2 週間以下」配布された衛生用品を使用できたと回答し、シリア難民やホストコミュニティ家庭が衛生用品を約 1 ヶ月間使うことができるという目安は達成できなかった。裨益者が最も必要な衛生用品を選択で

きるシステムで配布したため使用期間が予想よりも短くなった可能性は考えられるが、同じような衛生用品を配布する機会があれば数量に関して検討が必要である。その他、事業実施上の課題としては、事業期間を通して、SPJ の国際スタッフの就労ビザ取得の遅れにより、SPJ の主体性の確保困難であったこと、配布後モニタリングおよびその結果分析の質に改善の余地があること、事務局によるコンサルテーションの活用に消極的であること、等が挙げられる。また、団体としての今後の課題としては、本事業で蓄積された経験は限定的であるため、企画～実施に関する SPJ スタッフ（本部・国際スタッフ含む）のプロジェクトマネジメント能力の更なる強化が必要であること、現地ニーズを的確に把握している現地団体に事業の企画段階から助言を得たり、事業実施期間中も密に連携をすることは達成されたが、現地スタッフの育成を行えるノウハウは現時点ではなく、どちらかという現地提携団体頼みであるため、対等な連携・共同関係の強化が必要であること、そして、継続的にプロジェクトを実施するために必要な資金獲得能力の強化が必要であることが挙げられる。

(2) 海外人道支援 新規の支援活動報告

① サイクロン・セロージャ被災者支援

【プログラム予算】 120,000,000 円（政府資金）

【実績】 116,853,212 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日

【実施団体】 3 団体（CWS、PARCIC、PWJ）、4 事業

【概要と成果】 2021 年 4 月 4 日にインドネシア東部並びに東ティモールで発生した熱帯低気圧セロージャはインドネシア東部、東ティモールを通過して、大きな被害をもたらした。洪水、土砂崩れによりインドネシア東部では 50 万人以上、東ティモールでは 2 万 5 千人以上が被災した。東ティモールでは、40 年に一度とされる水害と土砂災害が発生し多くの被害が発生した。こうした状況を受け、2 団体（PWJ、PARCIC）が 4 月 7 日から 4 月 20 日かけて緊急初動調査を実施し、被害状況などの調査を実施するとともに緊急物資支援を実施した。この調査の結果を受けて、JPF として 2021 年 5 月 7 日に出動を決定し、インドネシア、東ティモールそれぞれ 2 事業、合計 4 事業を実施した。事業を実施した 3 団体は、いずれもインドネシアと東ティモールで長く事業実施の実績があり、現地の知見を豊富に持ち、迅速、かつ効果的に事業が実施された。事業としては、家屋修復キットの配布、NFI 配布、道路補修、防災などを実施した。

② 新型コロナ・デルタ（インド）変異株

【プログラム予算】 90,000,000 円（政府資金）、36,286,152 円（民間資金）

【実績】 77,816,252 円（政府資金）、36,286,148（民間資金）

【プログラム期間】 2021 年 6 月 4 日～2021 年 12 月 3 日

【実施団体】 7 団体（ADRA、JAFS、JISP、NICCO、PWJ、SN、SVA）、7 事業

【概要と成果】 2021 年 2 月末まで新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向にあったが、3 月に一転して急増した。特に、感染力がより強いデルタ変異株の感染拡大が深刻化し、2021 年 4 月下旬には 1 日あたりの新規感染者数が 90 万人を超した。こうした状況を踏まえて、JPF として、新たにデルタ変異株による影響が甚大であったインド、ネパールを対象とし、5 月 28 日に「新型コロナウイルス対策緊急支援」プログラム拡大する形で対応することを決定した。インドでは、急激に感染が拡大した 3 月には 1 日あたりの新規感染者数が 40 万人を超え、酸素濃縮器の不足など、医療体制へのひっ迫が深刻となった。また、都市部、農村部いずれにおいても、ロックダウンにより多くの人が仕事を失うなど社会への影響も大きかった。ネパールでは、もともと脆弱であった医療体制に大きく影響し、保健医療だけでなく、水・衛生支援などの喫緊の支援ニーズが確認された。こうした状況を受け、インドにおいて 2 団体、ネパールで 5 団体が合計 7 事業を実施した。具体的には、医療資機材の提供、生活困窮者への食料支援、感染症への意識啓発、隔離センターの設備拡充などである。本プログラムでは、特に感染状況が厳しいインド・ネパールを対象とし、感染状況が比較的落ち着いているスリランカは対象としなかった。

③ モンゴル砂嵐災害被災者支援

【プログラム予算】 21,133,758 円（政府資金）、3,866,242 円（民間資金）

【実績】 21,133,758 円（政府資金）、3,866,242 円（民間資金）

【プログラム期間】 2021 年 7 月 5 日～2020 年 10 月 4 日

【実施団体】 1 団体（SCJ）、1 事業

【概要と成果】 モンゴルにおいて 2021 年 3 月 14～15 日にかけて、風速 20m～40m/秒の砂嵐が発生し、西部、中部、東部および北南部の建物、遊牧民のゲルや家畜に多くの被害をもたらした。現地で正確な状況が把握できず、被害が拡大する恐れがあることを鑑み、JPF は 4 月 16 日に出動を決定し、1 団体（SCJ）が事業を実施した。SCJ は、長年にわたってモンゴルで事業展開してきた実績があり、今回の砂嵐に際しては、被災した県から支援要請を受けていた。その豊富な経験をもとに、SCJ は子どもたちおよび遊牧民世帯のための生計回復、生活環境向上支援を行った。

④ ミャンマー人道危機 2021

【プログラム予算】 30,000,000 円（民間資金）

【実績】28,544,779 円（民間資金）

【プログラム期間】2021 年 10 月 27 日～2022 年 10 月 26 日

【実施団体】3 団体、3 事業

【概要と成果】2021 年 2 月 1 日、クーデターによりミャンマー国軍が政権を掌握して以来、治安部隊による市民への暴力と人権侵害が横行し、武装市民組織との衝突が激化した。地方では、少数民族武装勢力との戦闘が拡大し、21 万人以上の国内避難民が発生した。さらに、ミャンマー国軍による空爆や戦闘が起こり、武力弾圧を逃れて約 8,000 人がタイに流出した。5 月に 2 団体が合同で緊急初動調査を実施し、その報告をもとに JPF は 8 月 26 日に出動を決定した。しかしながら、現状ではミャンマー、タイいずれでも政府資金による支援が難しいことが分かり、民間資金のみを使用することとし、予算、および流動的な現地の情勢を鑑み、それぞれ 4～5 か月の期間で事業を実施した。現地では、加盟 NGO、および提携団体の安全を配慮し、慎重に事業が実施され、具体的には障がい者の生活改善、生活困窮者への食糧支援、妊婦への出産キット配布などを行った。

⑤ ハイチ地震被災者支援 2021

【プログラム予算】90,000,000 円（政府資金）

【実績】89,979,628 円（政府資金）

【プログラム期間】2021 年 10 月 21 日～2022 年 4 月 20 日

【実施団体】2 団体（GNJP、PWJ）、2 事業

【概要と成果】2021 年 8 月 14 日朝 8 時半ごろ、ハイチ南西部を震源とするマグニチュード 7.2 の大地震が発生した。広範囲において学校、病院などの建物が全半壊する被害が発生し、ハイチ政府が 1 か月間の非常事態宣言を発令した。2 日後には、熱帯性低気圧「グレース」が通過し、更なる被害が想定された。死者 2,200 人、負傷者 12,000 人以上が確認され、緊急支援を必要とする人々の数は 65 万人とされたが、被災状況の詳細情報が少なかったため、8 月 18 日には、現地に拠点を有する 1 団体（PWJ）がによる緊急初動調査を実施した。PWJ による調査結果をもとに被災地では甚大な被害が確認されたため、JPF として 9 月 2 日に出動を決定した。治安が悪化する中、十分な対策を講じながら対応し、2 団体が支援を実施した。具体的には、南県、およびグランダンス県において、家屋修繕資材の配布、および緊急物資を提供する事業を実施した。

⑥ フィリピン台風ライ被災者支援

【プログラム予算】100,000,000 円（政府資金）、20,000,000 円（民間資金）

【実績】99,520,678 円（政府資金）、19,975,304 円（民間資金）

【プログラム期間】2022 年 2 月 7 日～2022 年 8 月 6 日

【実施団体】5 団体 (ADRA、CWS、PLAN、PWJ、SEEDS)、5 事業

【概要と成果】2021 年 12 月 16 日から 18 日にかけて、大型台風ライ (現地名: オデット) がフィリピンのビサヤ地方を横断し、12 月 21 日には災害非常宣言が出され、260 万人が被災、63 万人以上が一時避難するなど甚大な被害をもたらした。新型コロナウイルス感染症の蔓延で経済が打撃を受ける中、台風被害は被災コミュニティの生計に深刻な影響を与えることが懸念された。こうした状況から加盟 NGO からの出動発議を受け、JPF は 12 月 25 日に出動を決定した。現地では、現地での活動経験があり、現地団体との連携がすでにできている団体が活動にあたり、最終的に 5 団体が、家屋修復、住居資材購入のための現金給付支援、心理者社会的サポート、生活物資の配布、教育支援、また、災害の多い当該地における今後の災害への対応力強化のための防災事業、技術トレーニングなどを支援など、多岐にわたる支援を実施し、災害への緊急支援に加え、今後の備えに貢献する事業も実施した。

⑦ モザンビーク北部人道危機対応支援

【プログラム予算】110,000,000 円 (政府資金)

【実績】110,000,000 円 (政府資金)

【プログラム期間】2021 年 11 月 22 日～2022 年 7 月 21 日

【実施団体】2 団体 (GNJP、PWJ)、2 事業

【概要】モザンビーク北部に位置するカーボ・デルガド州をはじめとする同国北部では、1992 年のモザンビーク内戦終結後も散発的に武力衝突が続いていたが、2017 年 10 月ごろからイスラム過激派による政府施設への襲撃が本格的になり、多くの国内避難民が発生する要因となった。2020 年に入るとイスラム系過激派は活動をさらに活発化させ、軍事施設等を襲撃。モザンビーク政府はこれに抵抗し、結果としてさらなる国内避難民の増加につながった。2021 年 3 月にはパルマにて過去最大規模の襲撃が勃発し、多くの死傷者を出した。ルワンダをはじめとする周辺諸国からの軍事的支援を受けたモザンビーク政府は、北部のイスラム系過激派の勢力を削ぎ、武力紛争は沈静化傾向にある。

国内避難民の多くはカーボ・デルガド州内、および隣接するナンブラ州、ニアッサ州の 3 州に集中しており、なかでもカーボ・デルガド州のペンバ市には約 15 万人もの国内避難民が滞在している。2022 年 2 月現在、約 78 万人もの人々が国内避難民となり⁴⁴、国内避難民を受け入れているホストコミュニティを含めた約 154 万人が支援を必要としていることが報告されている⁴⁵。戦闘がさらに激化した 2020 年は、1 月時点では約 9 万人だった国内避難民が、同年 12 月には約 67 万人へと急増した⁴⁶。2021 年度の Humanitarian Response Plan

⁴⁴ IOM, [Mozambique - Cabo Delgado, Nampula, Niassa, Sofala, Zambezia and Inhambane Provinces Summary of Results - IDP Baseline Assessment Round 15 - February 2022](#)

⁴⁵ UNHCR, [Mozambique: Overview Humanitarian Response Plan 2022](#)

⁴⁶ OCHA, [Mozambique: Cabo Delgado, Nampula & Niassa Humanitarian Snapshot - February 2022](#)

(HRP)において、給水衛生、保健、保護、食糧支援など多岐にわたる分野で支援が必要とされている⁴⁷。

JPF では、2021 年 8 月にモザンビーク北部での武力紛争によって生じた国内避難民を支援するために緊急支援をすることを決定し、2021 年 11 月よりプログラムを開始した。2021 年度末までに 2 団体 2 事業を実施した。GNJP はカーボ・デルガド州メトゥージェ郡の国内避難民再定住居住地およびその周辺のホストコミュニティを対象に給水衛生支援を実施し、PWJ は同州シウレ郡の国内避難民再定住居住地およびその周辺のホストコミュニティを対象に給水衛生支援および生計支援を実施した。両団体ともに過去にアフリカ南部サイクロン被災者支援やサイクロン・エロイーズ被災者支援等のモザンビークでの事業経験をいかして、今般の人道危機対応支援に取り組んでいる。

【評価】2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。団体の自己評価からは、概ね計画通りに活動が実施されていることが確認された。

⑧ アフガニスタン緊急越冬支援

【プログラム予算】300,000,000 円（政府資金）

【実績（現在実施中）】300,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】2022 年 2 月 1 日～2022 年 6 月 30 日

【実施団体】7 団体（CWS、PWJ、SVA、REALs、JEN、AAR、NICCO）、7 事業

【概要と成果】2021 年 8 月 7 日にアフガニスタン南西部のニームルーズ州ザランジュ市が陥落して以降、わずか 1 週間後の 8 月 15 日に首都カブールがタリバンに包囲され、ガニ大統領が国外退避した。これにより、事実上アフガニスタン・イスラム共和国政府は崩壊した。カブール陥落後、米国を中心とした各国は自国民およびアフガニスタン人協力者を退避させるオペレーションを開始し、8 月 31 日までに約 12 万人を退避させた。8 月 31 日、アメリカはアフガニスタンの完全撤退を宣言した。

アフガニスタン・イスラム共和国政府の事実上の崩壊、アフガニスタン・イスラム首長国（以下、IEA）の樹立といった情勢の急変により、銀行を始めとした金融システム（送金・引き出しの制限含）、市場および物流の混乱、医療や学校など社会生活の基礎的なサービス機能の停滞、女性と女の子の就労、教育および医療への権利・アクセスの制限等、今後のアフガニスタンでの人道危機を予見できる要因は山積みであるが、JPF では、2021 年 8 月 17 日に、より脆弱な人々の生命を維持する支援を今後も継続していくという声明を発表した⁴⁸。

⁴⁷ OCHA, [2021 Mozambique Humanitarian Response Plan \(Abridged Version\)](#), p.4

⁴⁸ <https://www.japanplatform.org/info/2021/08/171513.html>

こうした状況の中、これ以上の人道危機の悪化を回避するため、JPF 加盟 NGO からの出動発議を受け、JPF として 11 月 18 日に本プログラムの出動を決定した。現地で活動実績のある 7 団体がその経験と知見を活かし、具体的には、食糧・緊急支援物資・キャッシュの配布、地雷等の活動を実施している。

⑨ ガザ地区人道危機緊急対応支援

【プログラム予算】 259,296,218 円（政府資金）

【実績】 259,296,218 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 7 月 9 日～2022 年 9 月 4 日

【実施団体】 4 団体（CCP、PWJ、SCJ、PARCIC）、6 事業

【概要】 2021 年 5 月 10 日から 21 日にかけて続いたイスラエル軍による空爆や砲撃により、ガザでは 67 人の子どもと 130 人の民間人を含む 261 人が死亡し、2,200 人以上が負傷した⁴⁹。最も多い時で 113,000 人が避難民となり、8250 人が家を破壊されたり、深刻な被害を受けたりして住めなくなり、今も避難生活を送っている⁵⁰。約 290 ヶ所の給水管、下水管、ポンプ場等を含む水・衛生施設が損傷し、約 130 万人が安全な飲み水や衛生設備にアクセスできていない⁵¹。

そして、国全体で子どもの保護と精神的な健康および心理社会的支援のニーズが著しく増加し、ガザ地区では約 675,000 人、ヨルダン川西岸地区では 15,000 人の子どもたちが心理社会的支援を必要としていると推定される⁵²。また、私立・公立・UNRWA の学校を合わせ 300 を超える学校が破壊などをされ、教育クラスターは 50 万人以上の人々が人道的な教育支援を必要としていると訴えている。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、もともとリスクの高かった GBV はさらに報告件数が増加している。

新型コロナウイルスのパンデミックはニーズと脆弱性を強めており、中東地域に住む 62% の世帯が、新型コロナウイルスの影響で月収が減少したと報告している。

5 月の紛争は停戦したにもかかわらず、2021 年中に政治状況の改善はなく、ガザの人道的危機の要因は依然として残っている。政治的な対応策がない以上、2022 年も改善は見込めず、さらなるリスクの高まりが懸念されている。

2022 年には、ガザで 130 万人、ヨルダン川西岸で 75 万人の計 210 万人のパレスチナ人が支援を必要とすると想定されている。また、ガザ住民全体の約 63%、ヨルダン川西岸地区の住民の 23%が人道支援を必要としている。生活水準に関するニーズが 64%を占め、次いで身体的・心理的ウェルビーイング（19%）、現状に対する対処法（17%）となっており、他にも現金やバウチャーによる援助ニーズも増加している。

⁴⁹ OCHA, [“Overview November 2021”, 3 Nov 2021](#)

⁵⁰ OCHA, [“Overview November 2021”, 3 Nov 2021](#)

⁵¹ UNICEF, [“State of Palestine Humanitarian Situation Report No.2 January-July 2021”, August 2021, p.3](#)

⁵² UNICEF, [“State of Palestine Humanitarian Situation Report No.2 January-July 2021”, August 2021, p.2](#)

このような状況下で、JPF 事業として、保護、シェルター・NFI、食糧、保健医療、教育など様々なセクターで緊急対応を行ってきた。具体的には食糧・衛生用品の配布、養鶏農家・養蜂農家の生産復帰のための物資提供、キャッシュフローワークや心理社会的サポート、WASH などを行った。これら JPF からの支援は当初、2022 年 1 月までの 6 か月を計画していたが、多くの支援分野で必要資金が足りておらず継続的な支援が求められていることから、2022 年 9 月までと 8 か月の延長と予算の拡張も行った。

【評価】2021 年度の特徴として、入域制限、不安定な情勢、新型コロナウイルスの感染再拡大などが上げられる。特に 2021 年 5 月 10 日から 21 日に発生したイスラエルによる空爆等の影響で情勢が不安定になり、人命、生活インフラ、経済の破壊などが起きたため、緊急準備金を財源としたガザ地区人道危機緊急対応プログラムが新たに立ち上げられた。本プログラムにおいては 4 団体が食糧や WASH などの事業を行った。また、現在停戦状態は継続しているものの、イスラエルとパレスチナ間の緊張状態は依然として高く、ガザの境界線の制限強化により支援が行き届いていない人々が多く、今後の継続的な支援が求められているため、2021 年 12 月にガザ地区人道危機緊急対応プログラムの延長・増額が決定された。

2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。団体の自己評価からは、概ね計画通りに活動が実施されていることが確認された。

⑩ アフリカ南東部サイクロン被災者支援

【プログラム予算】 80,000,000 円（政府資金）

【実績】 30,000,000 円（政府資金）

【プログラム期間】 2022 年 3 月 25 日～2022 年 9 月 24 日

【実施団体】 1 団体(PWJ、SCJ)、1 事業

【概要】2022 年 1 月 22 日、熱帯低気圧アナがアフリカ南東部に上陸し、マダガスカル、マラウイ、モザンビークに大きな被害をもたらした。特にマダガスカルにおいては、その後 2 月 5 日にサイクロン・バチライ、15 日には熱帯低気圧に襲われ、23 日にはサイクロンエミナティが上陸し、各地において甚大な被害が発生した。マダガスカルでは、約 2 万世帯が全壊や浸水の被害を受け、27 万人が支援を必要とする状態にあるとされ、医療施設や教育施設、また水衛生施設への被害が確認された。モザンビークにおいても、北部から中部地域にかけて 1 万 2 000 世帯が全損壊し、19 万人が被災したとされる。こうした状況を受けて、JPF は 2 月 25 日に出動をした。2021 年度中には、1 団体（PWJ）が、拠点を有するモザンビークにおいて緊急物資の配布や、給水支援を開始した。1 団体（SCJ）は、今後マダガス

カルでの事業を実施予定である。

⑪ ウクライナ人道危機対応支援

【プログラム予算】 1,461,949,620円（政府資金）、30,000,000円（民間資金）

【実績】 2,390,293 円（民間資金）

【プログラム期間】 2022 年 3 月 23 日～2023 年 3 月 22 日

【実施団体】 1 団体（GNJP）、1 事業

【概要と成果】 2022 年 2 月 24 日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されて以来、4 月 21 日の時点で、ウクライナ国内において 770 万人が国内避難民となり、510 万人以上が周辺国に流出し、第 2 次世界大戦後の欧州で、最速ペースで深刻化する難民危機となった。JPF としては、2 月 25 日に緊急初動調査事業の発議を受け、PWJ が初動調査事業を実施し、急速に拡大する避難民の数や調査の内容を踏まえて、3 月 7 日に出動を決定した。その後、3 月 11 日に日本政府によるウクライナへの緊急人道支援への拠出の一部を受けて、3 月 14 日にプログラム予算、および期間の拡大を行った。ウクライナ、およびその周辺国での活動を検討する団体は 17 団体となったが、2021 年度の事業としては、1 団体（GNJP）がルーマニアで初動調査を行った。

(3)国内人道支援の活動報告

① 東日本大震災被災者支援

【プログラム予算額】 約 53,000,000 円（民間資金：2020 年度～2021 年度実施分）

【実績】 52,962,670 円（民間資金：前年度資金支出済み）

【プログラム期間】 2021 年 1 月 1 日～2022 年 6 月 10 日

【実施団体】 2 団体（AAR、JPF）、2 事業

【概要】 2019 年度に実施した評価活動で専門家から挙げられた「福島に残された 3 つの課題」の解決に JPF 全体で取り組み、地元主体で持続的に復興を進められる体制を整える。また、国内外でも注目される福島のケースをもとに、長期避難や原発事故の被災者支援で得た教訓を国内外に発信し、改めて現在進行形の災害である原発事故の現状について理解を促すことを目的に、2021 年 1 月より事業を開始した。

課題 1「福島県内外の被災者・避難者への支援」は、2011 年 7 月から本活動を継続している AAR が、福島県内 3 か所で県内の被災者と、首都圏内の避難者への支援を実施。課題 2「被ばくリスクの軽減」は、「共に生きるファンド」成果をあげてきた「特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室（たらちね）」（以下、「たらちね」）へ、放射能測定と労働者の健

健康管理事業を JPF から業務委託した。課題 3「地元主体で復興を担う体制の構築」は、放射能測定技術者の育成を「たらちね」へ、また精神医療専門家と民間支援者が協働し、多くの地域に避難指示が出た浜通り地区を中心に住民へのこころのケアを担う体制づくりを一般社団法人ふくしま連携復興センター（以下、「ふくしま連復」）に業務を委託した。

【評価】AAR による課題 1「福島県内外の被災者・避難者への支援」は、社会福祉協議会との調整や裨益者の希望を調査し、感染症拡大防止対策をしたうえで、県内での支援を 20 回、県外での支援は 15 回実施した。また、2021 年 2 月には、オンラインシンポジウム「震災から 10 年 一人ひとりが願う未来の実現に向けて」を開催。これまでの実績と教訓を関係者とともに発信、10 年を振り返る冊子も作成した。JPF からは、ほとんどの地域が帰還困難区域とされている大熊町からの避難者が集まる交流会議に AAR の出席を依頼、避難を継続、もしくは帰還する場合も安全な生活を維持するために、当事者がどのような支援を必要としているか、共に検討している。

課題 2「被ばくリスクの軽減」の測定事業は、たらちねのホームページで毎月の定期発信は順調に継続している。また、労働者の健康診断の受付体制を整え告知も始めた。JPF はモニタリングの中で、労働者自身が健康管理に対する意識を高く持てない労働環境のため、当事者への丁寧な声かけにより啓発に努め、希望を把握しながら対応し、結果 4 名の受診につながった。

課題 3「地元主体で復興を担う体制の構築」のうち測定技術者の育成は、「たらちね」に 2 名の新たなスタッフが加わり、測定方法の教材づくりの具体的な計画も 12 月までに完了。こころのケアの体制づくりを担う「ふくしま連復」は、地域で中心となる専門家・行政・民間支援団体が集まるコアチームの毎月の会議で事例が共有され、地元で活用できる連携促進のためのリーフレットが 2022 年 3 月に完成した。

JPF は、開催される各会議に参加し、月報や議事録、モニタリングで進捗を把握、ニーズにより外部からの専門家が必要な場合は、手配できる体制を整え、2021 年 6 月には、防災の専門家による講演会を実施した。また、1 年 3 か月の成果をまとめたパンフレットを 6 月に作成、寄付者や関係者に配布する予定である。

② 熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）

【プログラム予算額】 28,700,000 円(民間資金：2021 年度活動予算)

【実績】 25,955,204 円（民間資金：2021 年度実施分）

【プログラム期間】 2021 年 8 月 1 日～2022 年 7 月 31 日

【実施団体】 1 団体（JPF）、1 事業

【概要】本プログラムは、国内外における支援経験をもとに、発災直後は災害弱者やジェンダーへ配慮しながら緊急支援を実施。その後 2016 年 10 月から 2021 年 7 月までは、「復興期の仮設支援」、「地元主導の生活再建を支える人材育成」、「人材を支える基盤整備」を 3 本

柱に、地元の人々が力を合わせて復興に向かう「地域力強化」を目指し事業を展開してきた。プログラム評価により支援活動から得られた知見をまとめる。また、被災地の中間支援団体による官民連携の軌跡もまとめ、熊本県内だけでなく全国の民間支援者や行政が、今後の災害支援に活かせるよう、その成果を発信する。現地では長く続く復興支援にむけ、県域中間支援団体が自走できる体制構築をサポートする。

【評価】 プログラム評価は、助成事業を実施した 2016 年 4 月～2022 年 6 月までの期間を対象に、外部専門家に依頼、2022 年 5 月公開の目途が立っている。評価対象を A:加盟 NGO への助成(助成団体としての役割)、B:地域力強化(被災地の団体の支援者としての役割)、C:連携促進(連携を促進するコーディネーターとしての役割)とし、成果の確認と今後に活かせる教訓を導き出す。

また、6 年余りの経験から得た教訓をまとめた、支援関係者向け冊子を 2 種作成中である。1 つ目は、支援のヒント集(仮称)で、被災地で活動する支援者に役立つ内容を、CHS の 9 つのコミットメントごとに緊急期・復興期のフェーズに分けて抽出、イラスト入りの冊子である。2022 年 5 月に公開、その後印刷配布と研修を予定している。

2 つ目は、官民連携をまとめた書籍で、官民連携による支援が調整されたうえで支援が実施された、初めての大きな災害である熊本地震で、以降は中間支援団体の役割が重要視され、被災した道府県域では必ず情報共有会議が開催されるようになっている。県域、および JPF が助成対象とした市町村域での官民連携の初の取り組みをまとめ、民間支援者だけでなく、行政や社協などに広く配布する。2022 年 6 月公開、その後配布予定である。

③ 西日本豪雨被災者支援

【プログラム予算額】 99,000,000 円(民間資金)

【実績】 8,598,200 円(民間資金:2021 年度実施分)

【プログラム期間】 2018 年 7 月 9 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 2 団体(PWJ、JPF)、2 事業

【概要】 2018 年 7 月 5 日から西日本の広範囲で記録的な豪雨が続き、広島県、岡山県、愛媛県など 13 府県で甚大な被害が発生した。JPF は発災直後の 7 月 8 日にプログラムを立ち上げた後、2021 年 3 月 31 日までプログラム期間を延長し支援を展開している。(これまで 12 団体 25 事業)

被災地域の状況については、特に被害が大きかった広島県、岡山県、愛媛県において、住民の仮設住宅から復興住宅等への移転は概ね完了しており地域支え合いセンターの制度が終焉に向かう一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け移転先の整備に遅延が生じ未だ仮設住宅で暮らす人や、元の地域に帰還するも家族、友人、知人が地域外に移転してしまっており孤立する人々が散見される。

2021 年度は、JPF 事業として、とくに被害が甚大であった岡山県、広島県を中心に、コロ

ナ禍により復興過程が長期化し、またコミュニティの再形成が必要な地域などに対して、孤立する被災者の生活再建およびコミュニティへの復帰を目指し、崩壊したコミュニティの再構築、常態化する豪雨災害に備えての地元住民の防災減災活動の推進支援を、加盟 2 団体が 2 事業を展開した。(2021 年度開始は、1 団体、1 事業)

【評価】当該災害支援に発災当初より関わりの深い専門家 2 人により、2017 年より実施の本事業の評価作業に着手した。

当初の目的であった、①加盟 NGO による被災者支援の充実と②広域にわたる被害であったことから、全国からの支援者と地元中間支援団体との連携促進による情報共有や支援の効率化については、適切に行われ、当初目的は達成されていると評価された。

一方、被災者支援については、昨年度来の新型コロナウイルスの影響により、現地でのサロン活動やその他被災者の集まりが大きく制限され、また時限的な公的な被災者支援機能も縮小、終了するなど、一部継続的な支援が必要な地域が残されていることが確認された。また地元中間支援団体との連携については、新たな取り組みだった点から、主に事務手続き等において、より効率的かつ切れ目のない支援方法の確立が必要ではないかという指摘があった。

これまでの国内災害において指摘されていた、支援が難しい在宅被災者等への支援のあり方について、本災害は特にその被災者が多くおられた点から、現行の被災者支援制度を含め、JPF として提言活動の必要性についても専門家から指摘を受けた。

④ 令和元年台風被災者支援(台風 15 号・台風 19 号)

【プログラム予算額】150,000,000 円(民間資金)

【実績】25,918,462 円(民間資金:2021 年度実施分)

【プログラム期間】2019 年 9 月 22 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】4 団体(OBJ、PBV、SEEDS、JPF)、5 事業

【概要】2019 年 9 月、10 月にかけての台風 15 号・19 号の影響で、関東甲信越、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。JPF は、台風 15 号に加えて台風 19 号に対する対応もできるよう、10 月 13 日に現行のプログラムを拡大し、「令和元年台風被災者支援」として、対応することを決定し(10 月 13 日承認、予算:6,500 万円、期間:4 ヶ月)、同年 10 月 22 日にプログラム予算をさらに 1 億円に増額し 2020 年 12 月 21 日までの期間延長を決定した。被災地域の状況については、千葉県では、ブルーシート張りのニーズは概ね終息しているものの、発災後に設置されたブルーシートの劣化および雨漏り、それに伴う家屋内の広範囲にわたるカビの発生が多く確認されている。長野県においては、コロナ禍の中で住民同士の復興計画等に関する協議が遅延しており、またこれまで地域団体と外部団体との協働で被災者の心の復興を目的として進められてきた写真洗浄についても、ボランティアの受け入れが困難になり洗浄作業と返却に至っていない写真が多く残されている。宮城県におい

ては、行政制度の被災者への適応時期の差もあり、生活再建の目途が立っていない世帯がいまだ存在し、とくに高齢者や障がい者の被災者の心身的な負担が大きくなっている。

2021 年度は、JPF 事業として千葉県、福島県、宮城県における被災者の生活再建支援、集会所物資支援、サロン活動支援、障がい者の生活環境整備・障がい児施設の運営支援、コミュニティ再生に向けた公民館の修繕、屋根展張の担い手育成活動などを、昨年度に引き続き実施し、4 団体が 5 事業を展開した。

【評価】他のプログラム同様、2021 年度も引き続き新型コロナウイルスの影響により、復旧、復興活動が遅延、またそれによる被災者の自立再建などが長期化している中での支援活動となり、昨年度からの支援の継続となる事業となった。当初より、公的制度では対応しきれない家屋修繕（屋根展張等）の継続や、支援人材が少ない地域でのサロン活動など、民間資金でなくては対応が難しい事業が継続されている。

⑤ 新型コロナウイルス対策緊急支援

【プログラム予算額】 民間資金 280,000,000 円（民間資金）

【実績】 10,400,000 円（民間資金：2021 年度実施分）

【プログラム期間】 2020 年 4 月 10 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 2 団体（AAR、PARCIC）、2 事業

【概要】2021 年も昨年に引き続き日本国内において、都市部および一部の地方でも緊急事態宣言が幾度となく発出され、全国的に感染拡大が広がる年となった。人々の移動や交流活動、経済活動の自粛が促され、経済の停滞や人々の孤立化が社会全体に広がり、新しい層の生活困窮者が増加した。今年度も、JPF 事業としてクラスター発生施設（医療機関、介護施設等）におけるゾーニング指導や物資支援などの緊急対応支援事業、障がい者団体への物資配布・テレワーク環境整備事業、ひとり親家庭や子ども、高齢者等の生活困窮者への食料支援や感染予防物資提供事業など、コロナ禍の影響を受けやすい災害弱者層の心身の健康、命を守る活動を、加盟 6 団体が 11 事業を展開した。

【評価】昨年度に引き続き、感染症対策や経済禍により食料などの確保が不安定になる層への支援が民間資金により行えた。

実施する加盟 NGO も感染症対策を徹底し、安全な支援活動が実施できた一方、移動や対人接触機会の制限などにより、支援日程変更などが相次ぎ、難しい環境下での活動となった。また、長期化する課題により、支援を必要とする方々が引き続き増加傾向にあり、今後も支援の継続が望まれる状況となっている。

⑥ 2021 年豪雨被災者支援

【プログラム予算】 30,000,000 円（民間資金）

【実績】 29,601,974 円

【プログラム期間】 2021 年 8 月 31 日～2022 年 2 月 28 日

【実施団体】 4 団体 (AAR、JCSA、PBV、SVA)、4 事業

【概要と成果】 2021 年 7 月、8 月にそれぞれ発生した前線は日本列島に長期間とどまり、佐賀県、福岡県で水害が発生した。特に佐賀県では 2019 年の水害と同じ市町が被災し、復旧復興に打撃を与えた。当初、JPF としては、出動基準に満たないものと判断し、事務局による出動発議を見送っていたが、その後、被災状況が当初の想定より大きいことが判明し、また被害の大きかった佐賀県に拠点を持つ団体からの出動発議を受けて、JPF として 8 月 20 日に出動を決定した。障がい福祉事務所の復旧、在宅避難者への物資配布、被災者への車両無償貸し出し、被災者の生活再建、サロン活動、放課後等デイサービスへの蔵書支援などの事業を実施した。本プログラムでは、JPF 事務局事業の立案は行わなかったが、オンラインでの関係者へのヒアリング、および事業実施団体への聞き取りを通じてモニタリングを実施した。また、加盟 NGO 向けには、オンラインでのアンケートを実施し、本災害への振返りとともに、2020 年度から課題となっていたコロナ禍での対応や各団体の事前の準備状況などについて取りまとめ、国内災害WG内にてその結果の共有を行った。

⑦ (休眠預金) 2019 年台風 15 号・19 号被災地支援

【プログラム予算額】 137,196,764 円 (2020 年から 3 年) (休眠預金)

【実績】 39,806,893 円 (休眠預金)

【プログラム期間】 2019 年 11 月 27 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 4 団体 (共生地域創造財団、SEEDS、ながのこどもの城、JISP)、4 事業

【概要】 2019 年 9 月から 10 月の 2 度にわたり、全国に甚大な被害をもたらした台風 15 号・19 号の被災地に対する休眠預金を活用した資金提供事業であり、2020 年度から 3 年事業の 2 年目となる。

採択団体は、堤防の決壊により甚大な被害を受けた長野市内における支援活動を行う 2 団体と、宮城県大郷町での活動 1 団体、東日本大震災からの住宅復旧途上の岩手県山田町での活動 1 団体となった。

支援内容は仮設住宅に住まう高齢者、災害弱者への心理社会的支援や学校園や地域の居場所を失った子どもへの支援、早期の地域復興に必要な専門的知見を必要とする地元自治会の支援となった。

2019 年 9 月から 10 月の 2 度にわたり、全国に甚大な被害をもたらした台風 15 号・19 号の被災地に対する休眠預金を活用した資金提供事業。

関東圏から東北沿岸にわたる強風被害による電力供給の停止や家屋の損壊が甚大な 15 号の被害に加え、中部地方から東北地方にかけて、豪雨による堤防の決壊などを引き起こした 19 号は、相次ぐ被災と対象被災地の多くが寒冷地であったため、被災地域での支援活動が停止

した状態であり、また 2020 年に入ってから新型コロナウイルスの影響で、人の移動や対人支援を主とする被災地での活動が困難となった、

本事業においては 2019 年度からの事業であったが、このような状況を鑑み、2020 年 5 月に資金提供先を決定し、事業を開始した。

採択団体は、堤防の決壊により甚大な被害を受けた長野市、宮城県大郷町の 3 団体と、東日本大震災からの住宅復旧途上の岩手県山田町での活動 1 団体となった。

支援内容は仮設住宅に住まう高齢者、災害弱者への心理社会的支援や学校園や地域の居場所を失った子どもへの支援、早期の地域復興に必要な専門的知見を必要とする地元自治会の支援となった。

【評価】2020 年度から 3 年間の本事業においては、資金提供を実施した 4 団体の内、2 団体は今年度で資金提供を終了し、残りの 2 団体が 2022 年度も事業が継続される。

いずれの団体もコロナ禍における被災者支援活動となり、また被災者を取り巻く住宅再建や地域の復興日程も遅れが生じている。

そのような中、事業を終了する 2 団体においては、昨年度からの事業の継続から、本事業の目的である、支援から取り残される被災者が発生しないように、地域の住民や公的機関との連携、また現地事務所設置などにより、事業目的が滞りなく遂行された。

また、甚大な被害とともにコロナ禍により遅れる個々人を含めた被災地の復興支援は必要な状況にある中、別の財源獲得を目指し、引き続き支援が行われる予定となっている。

次年度も本財源を活用する 2 団体についても、支援環境はコロナ禍の為同じ状況にあり、地域住民や地縁組織などと連携し、高齢者や子どもなどの支援から取り残される被災者への、買い物支援、生活相談、居場所支援が引き続き行われた。

直接的な支援活動に加え、長野での支援活動を行う団体においては、行政と被災住民コミュニティとの調整機能を果たすことや、今後の災害支援に向けた災害支援施策上での民間団体との連携をその項目の中に位置づけるなど、それぞれの団体の災害支援のこれまでのノウハウが生かされる取り組みが行われた。

⑧ (休眠預金) 2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援

【プログラム予算額】118,278,926 円 (休眠預金)

【実績】53,361,485 円 (休眠預金)

【プログラム期間】2020 年 1 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【実施団体】3 団体 (2HJ、フードバンク岩手、ワンファミリー仙台)、3 事業

【概要】2020 年のコロナ禍に対する失業等に起因する生活環境の変化により必要とされる食料支援、生活支援に関する休眠預金を活用した単年度の緊急資金提供事業。

全国的に影響が深刻な新型コロナウイルスの蔓延やその予防策により、疾病以外に経済の低迷により多くの生活困窮者が発生している。

特に近年の災害による復興の過程にある地域や物流や医療資源に限りがある地域においては、食料や福祉制度との連携が必須となってきている。

本事業においては 2020 年 1 月から困窮状態にある人々への食料支援、生活支援に資する活動と、復興過程や失業率が上昇している地域での活動に絞り公募を開始した。

失業率が高く、食料配布の必要性が高いと考えられる東北 6 県、沖縄県を対象とした 2 団体の事業、同様に失業率が高くまた感染症が蔓延している首都圏等からの人口流入がある東北の都市部における生活相談機能の強化を目的とした団体 1 団体へ資金提供を行った。

事業実施は主に 2021 年度から開始となる。

【評価】感染症拡大の長期化により、雇用の喪失や経済環境の悪化による住居や食料調達に課題を抱える人々への民間シェルター提供やフードパントリーを通じた支援が、当初設定した目標を達成できた。

結果として、延べ数として約 4 万世帯への食料配布や 400 件以上の生活困窮者相談やその相談体制づくりなどが行われた。

食料の供給においては、支援を求める方々が期間中も増加傾向にある一方、企業の経済活動の低迷など、寄贈により対処する予定であった部分の食料が不足する状況となった。本事業終了時点においては、国の雇用維持策が続いている点もあり、支援団体の当初目標の範囲内での支援量であったが、この経済禍が継続する場合、引き続きの支援と、国の支援制度の継続状況によっては、住居や食料などの確保に課題がある人々が増加する可能性がある。

⑨ (休眠預金) 2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援

【プログラム予算額】 108,885,293 円 (休眠預金) (2020 年 1 月から 2024 年 3 月末まで)

【実績】 44,549,985 円(休眠預金)

【プログラム期間】 2020 年 1 月 27 日～2024 年 3 月 31 日 (休眠預金)

【実施団体】 特定非営利活動法人岡山 NPO センター、PBV、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 (特定非営利活動法人 YNF とコンソーシアム事業)、3 事業

【概要】 近年毎年のように発生している豪雨災害に対し、主に全国域で活動する災害支援団体と九州、四国、中国をはじめ、関東甲信越北陸など豪雨災害が常態化している地域内の団体とのネットワークや知見の共有を広げるための災害対応準備を目的とする休眠預金等を活用した資金提供事業。

従来は国内災害が発災した場合においては、ボランティアをはじめ、全国域で活動するような災害支援団体が駆け付けて支援を行ってきた。一方、2020 年に起こった新型コロナウイルス蔓延により、その支援方法が今後は必ずしも実施できない状況となっている。

豪雨被害が大きい地域においては、人口減の課題を抱えている地域も多く、また必ずしも災害支援の経験を有した個人や団体が存在しているとは限らない状況にある。

本プログラムでは、発災時に特に重要視される、混乱する避難所における運営支援、生活再

建に向けた困窮者支援、支援団体や関連ステークホルダーなどとの情報共有に関するネットワーク構築支援の3つに分野を絞り、公募を実施した。

災害時にも活動可能であることを条件とし、避難所運営支援分野は PBV、困窮者支援分野はワンファミリー仙台（YNF のコンソーシアム）、情報整理分野は岡山 NPO センターの3団体を採択した。

【評価】各団体とも、本年度は助成1年目（本事業は3年間の事業）として、各分野への本格的取り組みへの準備期間となった。

避難所運営支援分野においては、これまでの避難所運営における課題点を、コロナ禍により考慮すべき点も追加したうえで、とりまとめと整理を行った。ここで上がった課題点を踏まえたうえで、次年度は、避難所運営に携わる人材育成を目的とした教材開発に取り組む予定である。

困窮者支援分野においては、徳島県徳島市と福岡県久留米市を中心に災害ケースマネジメントの研修活動に取り組んだ。次年度は、研修対象地域を南海トラフへの備えが必要とされる四国全域に拡大すべく取り組む予定である。

情報整理分野においては、支援者間で情報共有するシステムを開発するため、多くのステークホルダーを巻き込んで要件定義に取り組んだ。次年度は、プロトタイプの開発と災害現場の実情に照らし合わせての修正に取り組む予定である。

⑩ （休眠預金）2020 年度 新型コロナウイルス対応緊急支援 在留外国人支援

【プログラム予算額】174,717,531 円（休眠預金）

【実績】164,941,331 円（休眠預金）

【プログラム期間】2021 年 3 月 16 日～2022 年 3 月 31 日

【実施団体】8 団体（移住者と連帯する全国ネットワーク、北関東医療相談会、シャンティ国際ボランティア会、青少年自立援助センター、日越ともいき支援会、日本国際社会事業団、反貧困ネットワーク、北海道国際交流・協力総合センター）、8 事業

【概要】2020 年のコロナ禍において、移動の制限、雇用環境の悪化などの為、その在留資格によっては日本の公的な支援が受けられない在留外国人に向けた、休眠預金を活用した食料、居住、医療、教育などの緊急支援プログラム。

2020 年時点では国内におよそ 280 万人以上の在留外国人が生活しており、少なくとも 170 万人以上が非正規雇用や留学生など、経済的に不安定な状況にある可能性があった。

本プログラムは、公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）とのコンソーシアム形式で実施し、JPF が主に緊急人道支援、JCIE が主に就労や教育に関する支援の役割分担で事業を実施し、失業により居所を失った方へのシェルター支援、食料支援、就労に向けた日本語教育機会提供やアウトリーチを含めた相談機能に対する活動への資金提供を実施。

【評価】当初設定していた、3000 人以上の方々への、食料やシェルター、医療アクセスや

就労相談などについては、その倍以上の方々への支援が行われ、目標を達成できたと考える。また、コロナ禍により表出した、この在留外国人の課題自体が、社会的認知度が低い状況にある中、それぞれの活動がメディアを通じ期間中に課題として認識され始め、最終的に実施したオンラインでの報告会においては、民間支援団体のみならず、行政、研究者、国際機関、メディアなど多様な参加者 200 人以上の参加を頂いた。

セーフティネットが整備されていない在留外国人においては、今後経済状況が回復していく中においても、引き続きの支援が必要と考えられ、次年度も支援の継続を行う。

4. 事務局の活動

(1)事業推進部

部門目標 1：加盟 NGO の現場実感に基づいた活動方針（ポリシー）策定の準備を充実するとともに事業審査の信頼性と効率性の一層の強化充実をめざす。そのために、事業部内での業務の流れを潤滑に行い、業務の効率性を改善することで、加盟 NGO の申請業務など、より迅速に対応できる体制を構築する。

概要：

従来の事業推進部・事業評価部・事業管理部の 3 事業部内で、各部が役割分担をこなすだけでなく、部を越えた業務フローを構築する。具体的に案件申請・変更申請・終了報告などの業務フローにおいて、リーダー役を検討するなど、より役割を明確にすることで、迅速化を目指す。

結果：

3 事業部内での業務の流れを再整理し、各部の枠を超えた、横断的業務内容の構築を実施した。具体的な 2021 年度の結果としては、事業実施・助成ガイドラインの改定に足並みを揃え、事業審査分科会で何を基準として審議するのか、これまで審査基準が曖昧であったため、明確化を試み、案件審査に係る「審査項目」を加盟 NGO・事業審査分科会委員と協働で作成した。また、事業計画書、予算設計書、終了報告書、各種変更申請のフォーマットも、より加盟 NGO が使いやすくする為に改定した。

3 事業部内での業務の流れの再整理としては、個別案件審査はもちろんであるが、日常業務の変更申請なども含め、各プログラムの担当分け、他部との確認事項を整理し、連携プレーの確立・効率化を実施した。

部門目標 2： 事業審査に関連する委員会の役割分担を通じて、案件審査などに係る業務内

容の改善を図り、案件審査における迅速化の見える化を図る。

概要：

事業審査委員会・事業審査分科会・JPF 事務局の 3 者の役割分担を明確にするなかで、業務の重複を避けるとともに、各役割分担による運用効率の改善を試みる。運用改善の効果として、案件審査のプロセスがどのくらい迅速化されるのか見える化を行う。また、事業審査分科会委員の再編を行うにあたって、各分野の専門家の増員を試みるだけでなく、地域・国の専門家の視点も加えていく。具体的には、事業審査委員会・事業審査分科会・事務局の 3 者間の業務フローの改善に加え、プログラム戦略会議並びに必要なに応じて常任委員会とも連携し、各プログラムにおける対応方針と内容および各申請案件の申請内容と成果分析などが、より充実した内容となるように試みる。

成果目標：

関係者間の業務フローの内容を改善し、業務の権能を修正し、従来とは違う新たな業務フローを構築する。

結果：

事業審査委員会・事業審査分科会・事務局の 3 者間の業務フローの改善をした。具体的には、常任委員会と事業審査委員会の権能に基づき、更に事務局内での内規を作成し、両委員会の役割の明確化を果たした。また、事業審査委員会と事業審査分科会の役割分担も、これまで誰が何を審議するのか不明瞭であったため、事業審査委員会は、ミッションに沿っているかどうかの大枠の部分を審議し、事業審査分科会は、申請案件のフィージビリティを中心に審議するなど、より役割を明確化した。プログラム戦略会議では、年間スケジュールを策定し、いつ、何を協議するのか洗い出したほか、各プログラムWGとの事業内容の現状共有・振り返りMTGも、今年度初めて開催し、次のプログラム対応計画に反映できるよう、合理化を構築した。事務局内では、プログラム方針のプロセス、具体的に新たな事象が起き、新プログラムが立ち上がった後、いつ・どのタイミングで対応計画を作成するのか、緊急対応部と 3 事業部の引継ぎのタイミングなど、事務局内でのフローを整理した。

部門目標 3：人道支援に影響がある関連分野における国際動向を把握し、日本国内・加盟団体への普及に貢献する。

概要：

JANIC を中心に、他 NGO も含め、人道支援分野における性的搾取、性的虐待、ハラスメントからの保護(以下、PSEAH(Protection from Sexual Exploitation and Abuse / Harassment)と略す)の日本版ガイドライン作りを進めてきた中で、加盟 NGO を含め日本国内に、より

普及を進めるため、2021 年度も、活動を継続し、PSEAH の普及に貢献する。

成果目標：

PSEAH 普及のための活動の一環として、トレーナー研修などの実施など、また JPF として、どのように普及させていくのか方向性を打ち出す。なお本件を含む戦略的連携の推進に向けた事務局内でのより良い体制について検討する。

結果：

事業評価部と協働で JANIC、他 NGO と共に PSEAH の普及に向けた WG に参加し取り組んだ。具体的な結果は、事業評価部・部門目標 3 の結果に記載。

(2)事業評価部

部門目標 1：JPF 支援による加盟 NGO 実施事業の質の向上とアカウンタビリティの強化

概要：

前年度に引き続き、JPF モニタリング評価の再構築を行う。特に事業審査委員会並びにプログラム戦略会議等との連携強化によって実施事業の成果分析のフィードバックと改善に努める。

成果目標：

昨年度に進めてきたモニタリング評価の再構築について、加盟 NGO と合意した運用方針を開始する。

プロジェクト概要：

加盟 NGO との運用方針の合意に基づき、各プログラムで、確実に M&E を実施していく。運用方針を明確化した中で、運用内容に沿って、事務局が加盟 NGO に対して実施するモニタリング・評価に係る整理された枠組みと手順を実際に運用開始し、加盟 NGO を筆頭にすべてのステークホルダーが共有することを通じて、アカウンタビリティの向上を目指す。

結果：

2019 年 8 月から第 1・2 段階と分け加盟 NGO とのコンサルテーションに取り組んでいたモニタリング評価の再構築について、2021 年より再構築を反映させた事業実施・助成ガイドラインおよび関連細則の正式な運用を開始した。並行して、同再構築に紐づけられた改定書式も国内および初動期について同じ改定書式を原則運用するよう事務局内調整した上で運用を開始し、加盟 NGO 向けの勉強会を 2 回開催することで理解の醸成に務めた。事

事務局内では、同再構築に則した業務手順書を導入して部内業務を標準化し、加盟 NGO が事業に対して実施する日常的なモニタリングや自己評価と差別化を意識しながら、四半期毎のモニタリングやリアルタイムモニタリングおよびデスクレビューや終了時個別事業評価に取り組んだ。評価結果の公開の徹底を通じて、ドナー・納税者へのアカウントビリティを担保した。

部門目標 2：M&E 結果のプログラムサイクルへのストリームライン化

概要：

M&E の実施による、各事業への提言、学びなど、当該団体のみならず、他実施団体と共有、協議することを通じ、現行事業・次事業への改善へと繋がることを模索するとともに、対応計画などにしっかりと反映されるように確実に打ち出していく。これを通じて、M&E の実施・結果共有・事業への反映・次年度対応計画への反映と、ストリームライン化を構築する。また、渡航制限により邦人入域ができない地域・国なども含め、提携団体を通じた事業の在り方にかかる案件形成・事業内容に関し、遠隔事業の形態が増加傾向にある。このような状況の中で、加盟 NGO の主体性はどのように担保するのか、提携団体の事業における決定権をどこまで認めるのか、また、提携団体および事業裨益者の能力強化の在り方なども含め、ローカライゼーションの観点から、これからの加盟 NGO と提携団体の協力関係を議論し、方向性を定めることを目指す。

成果目標：

M&E の実施を通じて、学び・教訓が次年度対応計画の重点目標に盛り込まれる。また、加盟 NGO、JPF 事務局だけではなく、他関係者にも学び・教訓を共有・公開することでアカウントビリティを担保するだけではなく、さらに学び・教訓を活かし、発展させることを目指す。

結果：

M&E の実施を通じて、学び・教訓が次年度対応計画の重点目標に盛り込まれるなど、1 年を通してのプログラムサイクルのストリームライン化を実施した。また、ローカライゼーションについて、特にプログラム戦略会議を通じて、協議を引き続き行った。

具体的には、前項部門目標 1 のモニタリング・評価再構築に基づき、モニタリング・評価の実施に際しての、事業実施団体の丁寧で綿密な準備プロセスへの巻き込みとにより、学び・教訓が当該団体に受け入れられ次事業形成に活かされるよう務めた。並行して、関連審査の行われる事業審査分科会および事業審査委員会へのモニタリング・評価結果の報告を徹底し、学び・教訓が次事業形成に反映される仕組みを構築した。更にモニタリング・評価の結果は、当該団体は元より、他実施団体と振り返りの機会を設けて広く共有・咀嚼され、

作成のタイミングが合致したプログラムについては、次年度対応計画に活かされるというプログラムサイクルのストリームライン化を実現した。

ローカライゼーションについては、特にプログラム戦略会議において JPF としての目指す方向性の議論を深めた。次年度は加盟 NGO や常任委員会との協議を進め、関係者間での合意形成を目指す。

部門目標 3：加盟 NGO を伴走する学びの提供および加盟 NGO のための体制強化

概要：

M&E を実施していく中、活動の一環として、学びの機会を提供することで、それらが、加盟 NGO にとって、案件形成・事業実施の一助となりうるものを発信していく。JPF 事業に携わる人材の能力強化を通じた JPF による支援の質とアカウンタビリティを改善するため、JPF 事業に携わる人材の能力強化を目的とし、JANIC、他 NPO と共に、世界的な人道支援のスタンダード、CHS、PSEAH などの普及および運用を促進することに努める。また、加盟 NGO の案件形成・事業実施に関連する勉強会を提供することにより、学びを通じて、それらが加盟 NGO に有益な結果となるよう、機会の提供を行っていく。

成果目標：

JANIC、他 NPO と共に、CHS、PSEAH などの普及活動等を実施すると共に、勉強会などを通じて、加盟 NGO が、案件形成・事業実施の際に、有益になったとの回答を得られる内容の発信を目指す。なお本件を含む戦略的連携の推進に向けた事務局内でのより良い体制について検討する。

結果：

JANIC、他 NPO と共に、CHS、PSEAH などの普及活動等を実施した。

具体的には、支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク（JQAN）へ業務委託して、人道支援の必須基準（CHS）を含むスフィア基準等の国際基準の普及、定着、実践支援に関わるオンライン研修を 4 回実施、加盟 NGO の人材の能力強化に取り組み、また、PSEAH ワーキンググループと協働で、海外における PSEAH の取り組みの好事例に関する調査を実施して、PSEAH の概念のみならず普及に資する学びの機会を加盟 NGO へ提供した。更に、人道危機が長期化し複合化するパレスチナ・ガザ地区の保健セクターのニーズ調査を実施して、加盟 NGO の伴奏した案件形成に資する勉強会なども開催した。

(3)事業管理部

部門目標 1：前年度に引き続き、事業実施・助成ガイドライン等の見直し継続と運用基盤を

強化する

概要：

前年度のガイドライン改定に引き続き、事業実施・助成ガイドラインの改定に向けた取り組みを強化する。2020 年度の改定に盛り込まれなかった積み残しおよび追加改善要望や、助成資格制度の見直し再構築も含め、JPF 事務局内およびガイドライン委員会と協議連携しながら、JPF らしく、ユーザーフレンドリーな事業実施・助成ガイドラインの改定活動を継続する。また、ガイドラインのみならず、加盟 NGO による事業申請や終了報告に係る運用基盤を強化するため、事務局内ならびに加盟 NGO 向け勉強会を開催し、タイムリーな情報発信に努めたい。

成果目標：

- ①局内、外務省および加盟 NGO の意見を集約・精査し、年度ごとに改善を実施していく。
- ②緊急人道支援に係る JPF らしさを共有し、JPF ならではの制度を確立させる。
- ③四半期ごとの情報発信・勉強会

結果：

2021 年度は、事業実施・助成ガイドラインの改定を 2 回に分けて行った。2020 年度の改定に盛り込まれなかった積み残しおよび追加改善要望、電子署名システム導入およびその規程に基づく改定、財産の処分および管理に基づく改定（固定資産）、PSEA、国内初動出動基準、書式も現在の規定に合わせて改定した。2020 年度に引き続き、コロナ禍における加盟 NGO の支援活動が無理なく継続出来るよう 「新型コロナウイルス感染症に対する対応指針」や「渡航に係る運用ルール」など、変化する状況に柔軟に対応することで、加盟 NGO の支援事業をサポートした。

また運営基盤の強化の一環として、緊急対応期においても今後民間資金を活用できるよう、現状の各プログラムの民間資金の状況を整理し、次年度に活用できるための仕組みを提案した。具体的には、実施中のプログラムについて、毎月の民間資金額の推移を事業担当者も把握し、その上でその活用を推進していく方法について検討し、事務局内での議論を経て、プログラム戦略会議へ案を提示した。

加盟 NGO に向けての勉強会は、ガイドライン・書式改訂、新入職員向け、アカウントビリティ・セルフチェック等、計 8 回行った。オンライン開催のため、滞在する地域を問わずまた各団体より複数名が参加可能となり、情報交換と提供の場を設けることができた。

部門目標 2：資金執行状況および事業進捗管理の強化と効率化

概要：

これまで以上に経理部門と連携し、資金執行状況の正確なデータ管理と提供を徹底し、3 事業部および緊急対応部・地域事業部へ貢献していく。資金付替えやその施行時期等含めたルール of 明確化、組織としてのプロセスおよび資金フローを再整理する。

また、マニュアル作業で行われている割合の高い事業進捗管理業務の作業負担軽減を前提とし、既に導入されているセールスフォースの有効活用を図るべく、IT 部門とも連携しながら事業進捗管理手法を強化していく。過去のデータ整理を完了させつつ、より負担の少ない業務量にて正確な進捗管理を実現させたい。

成果目標：

- ①資金執行状況の正確なデータ提供により、必要とされている支援事業が円滑且つ早期に立ち上げられるような情報提供スキームの構築。
- ②情報整理を徹底し事業進捗管理体制を強化、より少ない作業量で正確且つ必要な情報を管理出来る。

結果：

資金付替えについてはその手順を整理し、プログラム・事業が開始とともに滞りない申請が行われるよう経理と連携を図った。また、セールスフォースに入力されているデータを元に、2021 年度間接費割合、2019 年度返還金割合、2020 年度計画時被益者数について、団体やプログラム、分野別に分析を行い、プログラムに関する新たな知見を創出しようと試みた。さらにシリア人道危機対応支援および南スーダン難民緊急支援プログラムの過去の事業に関する提携団体費用および人件費について分析し、他部門に対してウクライナ等、新プログラム開始にあたっての参考情報の提供を行った。

部門目標 3：部門間知見レベルの均一化と底上げ

概要：

年間 90 件近い事業申請対応や 100 件を超える終了報告書への対応を滞りなく実施するだけでなく、その業務を通して部門間での知見やノウハウを共有し、これまでに蓄積されたノウハウを融合させ、効果的且つ効率的な案件対応を実現させる。また、担当間による審査のバラツキをなくすことで統一された業務の質を担保し、JPF ならびに加盟 NGO 双方の知見レベル底上げを図る。

成果目標：

- ①各々の知見・経験や過去のノウハウを共有し DB 化、事務局内対応マニュアルの作成。
- ②団体からの問合せ・照会事項に対応出来る情報共有システム構築のための土台整備。

結果：

2021 年度は新規事業申請の対応 71 件、終了報告の対応 97 件、変更申請の対応 208 件、新型コロナウイルス対応指針に基づく報告の対応 30 件、危険情報レベルおよび感染症危険情報レベル 3 以上の地域への渡航申請対応 52 件、郵送審議の取りまとめ 119 件、助成カテゴリー資格審査 39 件、一般管理費適用比率拡充の審査 2 件を滞りなく行った。また、昨年度から引き続き、会計士を講師とした事務局内勉強会を積極的に開催し、事務局員の能力向上を図ったほか、加盟 NGO に対しても、他部と連携して各申請や終了報告に係る勉強会を開催し、内外の知見レベルの向上に努めた。さらに、過去の勉強会資料や HP に掲載されていない申請書式、よくある質問集等をまとめた加盟 NGO 共有の OneDrive フォルダを作成することで、加盟 NGO 側の基本的な手続きに係る知識の均一化と、事務局側の業務効率化を図った。

事務局内の業務マニュアルについても、既存のマニュアルの整理と共に、マニュアルの無かった業務の手順を確認・明文化し、格納先を 1 箇所にまとめることで、事務局内の知識・ノウハウの共有を進めている。また、既存のマニュアルに関しては、電子署名といった新しい運用に合わせた更新も進めている。

(4)緊急対応部

部門目標 1：国内外の突発的な人道危機に対し、迅速、かつタイムリーに対応し、プログラムを開始する。

概要：

新規の自然災害、紛争等による人道危機への対応について、タイムリー、かつ適切な対応を行う。出動発議がなされる前でも、出動が予想される人道危機については、情報収集を行い、レポートを作成するなど、必要に応じて迅速に対応し、情報発信できる準備を行う。

成果目標：

新たな自然災害への出動手続きが迅速に行われ、支援実施にかかる業務がタイムリーに実施される。

結果：

2021 年度は、海外 8 プログラム、国内は 1 つの人道危機に対応しプログラムを開始した。海外では、サイクロン・セロージャ被災者支援、モンゴル砂嵐被災者支援、新型コロナ・デルタ変異株、ミャンマー人道危機 2021、ハイチ地震被災者支援 2021、フィリピン台風ライ被災者支援、およびアフリカ南東部サイクロン被災者支援を実施した。加えて、2022 年 2 月 24 日以降、ウクライナで起きている人道危機に対し、翌 2 月 25 日に緊急初動調査の開

始を経て、3月7日に対応を決定した。ウクライナへの対応においては、3月中に日本政府からの追加拠出を得て、早々にプログラムを拡大した。日本国内では、2021年豪雨被災者支援を実施した。個別事業申請の対応としては、新規プログラムに加え、2020年度末に対応を決定したサイクロン・エロイズ、およびエチオピア紛争のプログラムにおいて個別事業申請が2021年度であったことから、この2つのプログラムの実施にも対応した。

迅速性を測るため、昨年より発災以降に手続きに要した時間を記録しているが、事務局として、迅速にプログラム立ち上げ、事業開始のためにできる部分については、迅速に対応ができたといえる。昨年よりも平均として早く決定ができており、申請書受付から、メール審議の開始にかかる日数も短縮の傾向にある。ただし、NGO側が対応する「趣意書提出」、および「申請書提出」までにかかる日数は、あまり変化がなく、新型コロナの影響もあり申請書の提出は時間がかかる傾向にある。また、「タイムリー」な対応もできていると判断している。

部門目標2：国内災害における対応力を強化する

概要：

日本国内での災害時のコーディネーションの仕組みづくりは、東日本大震災以来対応してきた課題の一つであったが、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)設立以来、JVOADとともにその強化とそれに必要な人材育成を実施してきた。2019年度以来実施してきたコーディネーション強化の取組を継続し、連携団体とともに、国内災害セクター全体のコーディネーション体制構築強化に貢献する。また、JPF加盟NGO向けには、2020年7月豪雨災害での振り返りにより得られた学びに加え、加盟NGOが国内災害の最新動向などを学ぶ期間を設けたり、意見交換する場を提供することで、災害への備えを強化する。また加盟NGOの活動・専門分野を関係団体に事前に共有できるよう準備する。

成果目標：

- ・国内災害連携強化のため、コーディネーター研修のモジュール作成
- ・コーディネーター研修に全国の災害対応に関わるNPO, 中間支援組織、JPF加盟NGOが参加しその知見を得る。
- ・加盟NGO向けの国内災害関連の勉強会を行う。
- ・加盟NGOの災害時の活動分野の見える化と共有。

結果：

2021年度は大きな災害が発生しなかったため十分な検証を実施していないが、「対応力の強化」はまだ十分ではない側面もある。引き続き、加盟NGOとともに、各団体の専門性の強やJPFとしての対応力強化に向けた検討を続けていく。コーディネーター研修は、昨年末

で JVOAD と関係団体と進めていたが、今年度は、JVOAD が他助成金によりコーディネーター育成の取り組みを開始したため、一旦中断し、コーディネーター・ガイドラインの策定にシフトしこれに協力した。加盟 NGO 向けには、2 度の勉強会を開催し、知見の向上や最新動向の理解を深めた。また、2021 年度豪雨災害の振返りとして、被災地の関係者へのヒアリング内容、加盟 NGO 向けアンケートの結果をもとに、加盟 NGO とともに現状の方向や振返りの会を実施し、加盟 NGO の知識や意識の向上に貢献した。加盟 NGO の活動分野の見える化については、加盟 NGO の活動一覧を作成し、他支援関係者に配布するなどした。

部門目標 3：人道支援実施に必要な横断的なテーマにおける加盟 NGO 内での推進と強化

概要：

2020 年度に国際協力 NGO センター (JANIC) のワーキング・グループ (WG) として活動を開始した「性的搾取、虐待、ハラスメントからの保護」(PSEAH)の活動について、引き続き、事業推進部、評価部とともに WG の主導や、NGO セクター全体と加盟 NGO 内での理解促進と普及活動を実施する。また、海外での人道支援において必須となる安全対策について、これまで断片的に実施してきた加盟 NGO、および NGO セクター全体の対策強化、連携や競技や推進について、実施してきた NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) と協力して、NGO の能力強化に貢献する。

成果目標：

- ・ PSEAH・WG の活動推進と J P F 内部への反映
- ・ J aNISS と協力した安全対策研修の実施と他アクターとの連携

結果：

・ PSEAH/WG の活動については、JPF が中心的な役割を担い、その活動を推進できた。WG 内に設置した 4 つのタスクチームでは、チームリーダー、およびサブを務め、議論を引っ張ることができたのは、JPF ならではの強みであったと言える。具体的には、研修タスクにおける研修モジュールの策定とそれを使ったトライアル研修の実施、啓発タスクにおける動画や啓発チラシなどの策定、また、リーダー・管理者向けの勉強会の実施や、PSEAH のウェブサイトの開発に取り組んだ。

・ JaNISS の活動については、JPF との契約に遅れがあったものの、計画通りの研修の実施を行った。一方で、対面で計画していた研修は、新型コロナウイルス拡大の影響により断念し、オンライン開催に切替えて実施した。

(5)地域事業部

部門目標 1：これまでの緊急期における国内支援の教訓や被災地域のニーズを迅速に汲み取り判断する仕組みをいかした戦略的プログラムの開発とその実施に向けた迅速且つ適切な被災地支援体制の構築を行う。

概要：

主に新たな国内災害発生時に、効果的かつ効率的なプログラム立案を行うため、これまでのプログラムの知見、教訓をいかした、緊急期に適した JPF らしい成果および出口戦略を盛り込んだ迅速かつ適切なプログラムづくりを行う。

成果目標：

- ①緊急対応期における現地ニーズ、資金や時間などのリソースを最大限にいかしたプログラム対応方針を開発する。
- ②モニタリング等を通じて、適切なプログラム（対応方針、支援対象期間等）を確認し、地域での支援体制の確立を目指す。
- ③多発化する国内災害において、JPF に寄せられる資金等の資源が新たな災害へ適切に活用される仕組みをつくる。

結果：

今年度は地域事業部が対応する新たな災害が発生しなかったため、プログラム対応方針の開発は行わなかった。

一方、既存のプログラムにおいて、感染症下における難しい事業実施を行っている団体への早期モニタリングや複数回の相談などを行い、適切な被災地支援体制を行えたと考える。

また休眠預金等活用事業により開始した災害対応準備の事業を通じ、徐々にではあるが、これまで築いてきた主に地域の団体とのネットワークづくりに着手しはじめ、今後の有事において、迅速かつ地域の実情に応じた支援が行われるための準備ができた。

支援期間が長期化している国内プログラムにおいては、これまでの教訓のまとめや、現在も続く寄付などの再評価を行い、それぞれのプログラムの出口の検討に着手できた。

部門目標 2：休眠預金活用事業を基軸とした国内災害発生時の迅速かつ質の高い災害支援の実現

概要：

休眠預金事業で確保した災害時の資金をはじめとした迅速な資金提供の開始や全国市長会や広域な民間支援団体との連携による情報収集を通じ、より信頼性の高い被災状況等の把

握を行う。また災害対応準備として、日常的にこれらの関係者との連携体制構築を行う。

成果目標：

休眠預金活用事業 2020 年度枠の円滑な遂行と 2021 年度枠の獲得全国市長会および地域市長会とのモデル的な取り組みの実施

結果：

昨年度から着手した休眠預金を活用した災害対応準備、災害時の資金獲得の事業に加え、2021 年度も引き続き同様の事業を採択されることにより、有事における実働面での迅速さを支える地域の団体との接点づくりに加え、その活動を支える資金の事前の確保が今年度も強化することができた。

全国市長会や企業団体とのモデル的な取り組みについては、感染症下の為大きな前進は図れなかったが、上述の災害対応準備と合わせ、一部の地方市長会との連携に着手することができ、次年度以降、その具体的な取り組みを開始する予定としている。

(6)渉外部

部門目標 1： 会員・寄付者並びに協賛企業との関係性深化と満足度の向上

概要：

2020 年度は、新型コロナウイルスの感染爆発により企業の業績や個人の生活へ大きな影響が出ている中、「新型コロナウイルス対策緊急支援」や「2020 年 7 月豪雨災害支援」には、大変多くの企業や個人よりご支援を賜り、国内事業の展開を行うことができた。また、このような環境下ながら、新たな会員やサポーターの増加が進んだことは、JPF への期待の大きさであり、使命の大きさであると認識した。

2021 年度も新型コロナウイルスへの対応が中心となるが、このような環境下でもご支援を頂く企業や個人との関係性を深化させるべく、オンラインを使用した支援者とのコミュニケーションや連携の強化し、JPF へ寄付してよかったと思ってもらえるよう情報発信を行っていききたい。

成果目標：

- ・ オンラインを活用した既存支援者の満足度向上に向けた情報発信強化
- ・ DX 活用によるドナー管理方法の改善と業務効率化
- ・ マンスリーサポーター獲得に向けた新たなツールや施策の実施

結果：

2021 年度は 2020 年度以上に新型コロナウイルス感染拡大により行動が制限され、個人・企業の行動が大きく変わる 1 年であった。コロナ禍で在宅での勤務形態が中心となった企業に対し、オンラインでのプログラム説明会の開催や、オンラインで社員募金を集められるシステムの提供を開始した。結果として、社員募金システムを提供した寄付はマッチング寄付も含め 600 万を超える寄付に至った。また、企業の社員研修への登壇し、オンライを通じた事業報告等にも注力することが出来た。マンスリー会員に関しては、自社サイトだけでなく外部サイトでの募集も展開することにより、新規獲得会員数は前年比 120%となった。

部門目標 2：新たなファンドレイジングへの取り組み

概要：

2020 年度は、共通のテーマとなる SDGs への取り組みで、旅行会社や酒蔵等と連携した取り組みや、新型コロナウイルスへの支援をテーマとした寄付型の商品やサービス等の展開を行ってきた。

近年、企業の社会貢献のあり方も、お金ではなく本業そのものでの貢献や支援へ変化してきており、支援新型コロナウイルスをきっかけにより加速している。2021 年は、SDGs や企業の CSV の観点での連携を強化していく。また、個人の支援の選択肢も拡大してきており、クラファン等、新たな寄付にも挑戦していく。

成果目標：

- ・企業の CSV 活動や SDGs 活動を支援するファンドレイジング提案の実施
- ・自社メディア・外部サイト等、オンラインファンドレイジングの強化
- ・緊急災害に備えたドナー目線で価値のある寄付メニューへの改定

結果：

2021 年度は幸いにも大きな国内災害が発生しなかったが、事業特定寄付に依存した収益構造の問題点が露呈し、寄付の獲得は前年の 53%という結果であった。一方で、災害で寄付を集めるのではなく、災害が起きる前の寄付の重要性を伝えていくことにより、平時からの企業連携を拡げていくことにより、一般寄付と緊急災害支援基金に関しては、前年比 114%の寄付をお受けすることが出来た。

コロナ禍ということもあり、オンラインでのファンドレイジングを強化した。1 つ目としたのは、クラウドファンディングに関して初めて挑戦。READYFOR でのプロジェクトを合計 4 件展開し、約 400 万の寄付をお受けすることが出来た。また、プログラム後に素早く特設ページの展開と広告展開をすることが出来る体制ができ、ウクライナプログラムでは、直近 3 年間では最も多いオンライン決済件数を獲得することが出来た。

SDGs を打ち出すことで一番効果があったのが賛助会員の獲得であった。SDGs ゴール 1 や

2 など、貧困や飢餓を企業目標に立てる企業が少ない中、JPF と協業し取り組んでいくことを説明し、前年を超える 10 社の新規企業に会員参加頂くことが出来た。

2022 年度は、平時からの寄付の獲得と、継続したオンライン上での寄付の獲得を目指す。

部門目標 3：民間企業や自治体の連携強化

概要：

2020 年度は、新たに生団連と連携協定を締結し、災害発生時等の物資支援等の供給先が大幅に拡大した。7 月豪雨災害支援の際も会員企業に声をかけて頂き、飲料等の物資支援に繋がった。また、2019 年度に協定提携した全国市長会とも災害時の情報交換等を開始した。2021 年度は、生団連や全国市長会との連携スキームをより拡大していけるよう、平時より連携を強化していく。また、近年災害も複雑化し、疫病の拡大や害虫被害の拡大等、前例のない支援が求められるケースが増加している。自治体・経済団体・民間企業等、様々なセクターとの連携拡大を目指す。

成果目標：

- ・提携スキームの効果最大化に向けた双方向の情報共有構築
- ・提携スキームを超えた連携に向けた協議の拡大。
- ・被災地支援に効果的な新たな提携先の拡大

結果：

2020 年度に連携協定を締結した国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)とは、災害対策委員会を通じた多くの企業との意見交換を実施した。また、困窮世帯に対しての食料品の提供へセカンドハーベスト・ジャパンと繋ぎ、支援スキーム強化への取り組みを行った。

また、災害時の連携として 2 つの企業との覚書を締結した。1 つは通信企業、JPF および加盟 NGO が被災地での活動時に、通信手段(モバイル Wi-Fi)を提供いただく連携を結んだ。2 つ目も通信企業、国内災害発生時に通信サービス利用者に対して寄付を呼びかける連携を結んだ。2022 年度も災害発生時に支援体制を強化する連携の拡大を目指す。

(7)広報部

部門目標 1：JPF の枠を越え、NGO 全体認知の質と量をアップ

概要：

①団体とセクターを越えた、JPF メディアリレーション：

2019 年度より、JPF 名露出を目的にせず、JPF のメディアリレーションを加盟・助成 NGO 団体と共有・最大化することを、JPF の存在意義、価値の一つとして促進中。2020 年度よ

り、JPF だけでなく NGO 全体の認知向上を目指した「NGO2030」の活動を、JPF 広報計画として実施してきた。本年度も団体、メディア、企業などのセクターを越えた連携や、NGO の存在意義のあるメッセージを具体的な企画、アクションとして実現していく。

また、過去 4 年間の広報戦略に大きく活かされてきた、EAA (Emergency Appeal Alliance) モデルからの学びから、メディアとの組織リレーション実現のための準備を継続し、ともに課題解決に向かえる体制づくりを引き続き長期目標とする（例：本年度 5 月の GReeeeN の JPF 寄付等もその一歩としたい）。

②メディア露出の質と数の追求・可視化：

最新の認知度サーベイによると、JPF の最大の認知経路はメディア露出（テレビ、新聞、雑誌等）のため、JPF を理解し広く認識していただく方法として、メディア掲載実現には引き続き注力する。既存メディアだけでなく、インターネットメディアも重要。過去 5 年間のメディア連携強化により、2016 年以降 JPF 主催イベントへのメディア参加者は 8~21 倍は、2020 年度は最大 30 倍となり、JPF 名掲載を伴う記事実現はスタンダードになった。2019 年度のメディア露出は広告換算 16 億円以上を実現。また、高い目標として掲げていた認知度サーベイ 20%（JPF を知っており活動も知っている人、JPF について聞いたことがある人）を 1 年前倒しで達成。引き続き、メディアリレーションによる JPF や課題、メッセージの理解を前提に、質の高い露出につなげていきたい。

成果目標：

- ・メディア掲載数（JPF、NGO2030）
- ・認知度サーベイ

結果：

2021 年度は幸いにも大きな国内災害がない年度であった。一方で、2021 年 2 月に発生したミャンマーの軍事クーデター、2021 年 8 月に発生したアフガニスタンの政権交代、そして、2022 年 2 月に発生したロシア軍によるウクライナ侵攻等、海外の紛争問題に関心が高まり、海外プログラムに情報発信を行う年であった。

関連ウェビナーやプログラム説明会等にメディア関係者を呼び込み、様々な媒体に取り上げて頂いた。例：8/16 NHK「ニュースウォッチ 9」、9/6NHK「国際報道 2021」、9/8 テレビ朝日「ワイドスクランブル」、9/8 朝日 WEB 論座、9/27 読売新聞「大手小町」、10/3NHKWORLD「Global Agenda」、11/4 朝日 WEB 論座、11 月号国際開発ジャーナル、12/9BuzzFeed Japan、1/20 朝日 WEB 論座、3/15NHK「おうちで学ぼう」3/15 朝日 WEB 論座、3/23 聖教新聞一面 等

国内災害に関しては、東日本大震災の支援で TBS の番組企画と連携することができた。TBS テレビ系列『東日本大震災 10 年プロジェクト「つなぐ、つながる」』のテーマソングとして

GReeeeN が書き下ろした「蕾 -Orchestra ver.-」の収益の一部を寄付していただく形で、2021 年 5 月 3 日販売された。この取り組みは 2022 年度も継続しており、2022 年 3 月 11 日に放映された『東日本大震災 11 年プロジェクト「つなぐ、つながる」』の中でも告知頂いた。

また、Dialogue for People の社会課題を取り上げる YouTube 番組「NGO 世界をみつめて」で JPF を取り上げていただき、2022 年 1 月 28 日前編、2 月 4 日後編の 2 回に分けて小美野共同代表理事の話が配信された。プログラムではなく JPF 団体そのものがテーマの動画で、JPF の仕組みを知ってもらう良い機会となった。

その他、多数の企業との寄付連携等の展開により、Web メディアの掲載数に関しては、年間累計では 2020 年度を超えることが出来なかったが、月間数値として、2021 年 3 月度に関しては計測可能な 2019 年以降で 1 位を記録することが出来た。

結果として、広報として最も重要な指標の一つである認知度であるが、2022 年 3 月に行った 2021 年度認知度サーベイの結果では、「知っている」が 22.6%となり、2 年前の結果と比較し、3.1 ポイント伸ばすことが出来た。

来年度も更なるメディリレーションが展開できるよう、メディアにとってより有益な情報を発信していきたい。

部門目標 2：セクターを越えた連携で、次世代への貢献を

概要：

①キッズ対象の新コンテンツ強化 (JPF×ART Project 第 2 弾)

次世代を対象とした施策を強化していく。2020 年度に広報スタッフの人材育成とともに準備してきたキッズ対象連載企画を実施する。キッズ対象はつまり、誰にでもわかる JPF タッチポイントでもある。ウェブサイト、SNS をベースに連載を公表しながら、次世代を対象にした JPF×ART Project 第 2 弾企画へと展開したい。広報としてこれまで一貫して試みてきた「難民、人権問題、(さらに防災なども)のハードルを下げ、共感してもらえる」企画を作り、オンラインベースでの実施に挑戦する。

②JPF20 周年機会の最大化

2020 年度は、JPF20 周年のための広報戦略&全施策を完了。20 周年ロゴのデザインと、広報ツール作成(ウェブサイト、SNS、年次報告書などでの特集企画実施のほか、メール署名、プレゼン資料、Zoom 背景などを作成)による、効率よいビジビリティ最大化を目指した。自然検索でトップページ以上の最大アクセスとなり「SDGs 見える化」に効果を発揮した SDGs 関連ウェブページは、引き続きのコンテンツ展開をしていく。

また、2020 年度から延期した渉外部計画の 20 周年イベントについても、本年度実施の際には、企画アウトラインや広報方法を提案しながら連携、最大化する。

成果目標：

- ・キッズ企画オンライン数値（PV、SNS からのウェブ流入数等）
- ・イベント参加メディア数

結果：

2021 年度もコロナ禍によりリアルイベントの開催は困難となり、当初予定していた企画を変更し、オンライン中心の広報活動となった。政権交代により日本国内でも大変高い関心事となったアフガニスタンのテーマとしたウェビナーは計 2 回開催し、同時通訳で現地の声をお届けする企画に注目が集まり、2 回計で約 460 名の参加申し込みを頂いた。また、NGO2030 開催のウェビナーも月一のペースで開催され、JPFWeb ページでも呼び込み、セクターを超えたコミュニケーション機会となった。その他、新たに立ち上がったプログラムに対しても 3 度オンライン説明会の開催し、オンライン施策合計で約 1000 名を超える参加者と接点を持つことが出来た。

そして、唯一リアルイベントとして開催されたグローバルフェスタには 2 年ぶりにブースを構えた。入場制限があり来場は少なかったが、ブースに立ち寄って頂いた方とのコミュニケーション機会を得ることが出来た。

2022 年度に関してもコロナ禍でオンライン中心の取り組みとなるが、リアルの機会も有効活用し、認知度の向上・共感の拡大を図っていく。

部門目標 3：「SDGs 見える化」継続とドナーサーベイの最大活用

概要：

①ドナーサーベイ結果の活用、SEO 強化

2020 年度は、渉外管轄寄付ページの改善や、同じく長年の課題であった過去現在の寄付企業・個人寄付者分析のためのドナーサーベイを提案し、両部連携で実施できた。この結果を整理分析し、SEO やウェブマーケティング施策に最大限活用していく。またドナーサーベイ結果により、個人寄付者の 75%以上が、Google や Yahoo!などのウェブ検索と、メディア記事、SNS などの広報起因の寄付者であることから、SEO 対策（ウェブサイトで検索されやすくすること）の重要性を再確認できたため、引き続きウェブコンテンツの SEO 対策に注力する。（例：「東日本、寄付」「福島、支援」のビッグキーワードで寄付を見込める東日本大震災被災者支援（福島支援）は、部門目標 2 の次世代ターゲットの側面からもメッセージの訴求とともに注力する。）

②「SDGs 見える化」の継続と各施策への相乗効果

2018 年度からの「SDGs 見える化」施策により、JPF ウェブサイトを見て、勤労者層 & JPF 認知者の 85.7%、一般層 & JPF を知らない人の 35%が「SDGs の達成に取り組む団体だと

思う」と回答（認知度サーベイ）。現在、「SDGs、NGO」のキーワードによる自然検索で Google 検索 1 p 目をキープしている「SDGs でみる JPF20 年」ページなど、ウェブサイト
の最新情報維持をベースに、各広報企画やツールでの「SDGs 見える化」により、メッセー
ジ訴求とセクターを越えた連携のフックとする。

成果目標：

- ・ 認知度サーベイ（SDGs）
- ・ SEO 対策の各成果
- ・ 広報起因による寄付者%

結果：

2021 年度も「SDGs の見える化」を推進してきた。SDGs ページのコンテンツのみならず、
プログラムページや年次報告書そしてウェビナー等で表現してきた。広報ツールのみなら
ず、渉外の企業連携でも SDGs をフックに商談を進めてきた。

結果として、SDGs ページは、2020 年度比で 403% の PV を獲得、そして全 Web ページの
中で 2021 年度に最も PV の高いページとなり、取り組みの成果が表れる結果となった。ま
た、認知度サーベイの設問「JPF は SDGs の達成に向けて取り組んでいる団体である」で
は、「取り組んでいると思う」という方は、43.4% と 2019 年度と比較し、3.7 ポイント増加
した。

また、寄付者へのアンケートで JPF を知ったきっかけを伺った結果、約 55% が「Google や
Yahoo など検索した結果」を選択された。SEO 対策としてのプログラム活動レポートや
SDGs コンテンツの更新、ウェビナー内容なメディア情報を掲載させ、また、友好的な広告
の活用により、全ページの PV は 2020 年度比で 115% 伸ばすことが出来た。

ウクライナ人道危機以降、スマホ経由での PV が増えており、スマホでみやすいページ設計
や SNS の活用をすすめていく。

(8) 管理部

部門目標 1：業務プロセス改善のための更なるシステム導入とモバイル環境整備

概要：

2020 年度末に経費精算システムおよび稟議フローシステムを導入。2021 年度はそのシス
テムを安定稼働させながら、更なる業務プロセス改善に IT システム化を推進し、業務全体
の効率化を図る。

成果指標：

- ①楽楽精算の経費システム、稟議フローシステムの安定稼働
- ②電子署名、電子契約システムの導入
- ③電子文書管理システムの検討
- ④セールスフォース強化のリーディング
- ⑤モバイル PC の計画的な入替とセキュリティ体制推進

結果：

電子契約・電子署名を可能とする新規システムの導入およびモバイル機能を強化（機器の入れ替え含む）することにより、コロナ禍でのリモートワークをベースとした業務効率改善に寄与出来た。また、計画的なモバイル端末の入れ替えと取引先政策見直しにより、環境整備のみならずコスト削減にも貢献出来たものとする。システム関連については部内 IT チームの的確な現状分析と提案の下、例年以上の改善と安定稼働を実現させることが出来た。

部門目標 2：人事、総務、会議体、IT 管理業務を効果的に運用して事務局の体質強化に寄与する

概要：

在宅勤務制度の柔軟な運用を含め、コロナ対策本部通達や事務局長通達および事務局方針および部門方針説明会など事務局の通達、情報の周知を継続し、コロナ禍の元、コミュニケーション不足を補い、事務局組織全体の強化のサポートを図る。

成果指標：

- ①定款変更
- ②業務分掌および職務権限規程など必要な規程の見直しと改定
- ③柔軟な働き方の促進とオフィス環境改善
- ④会議体の効率的な運用と開催

結果：

昨年度に引き続き、コロナ環境下における在宅勤務制の柔軟な運用により、一定の労働環境提供には十分に貢献出来たと考えられる。また 2021 年度は内部統制活動の一環として JANIC 提唱のアカウンタビリティ・セルフチェック 2021 (ASC2021) を実施し認証マークを取得したことにより団体の信頼性向上と今後の更なる内部統制活動強化へ繋げることが出来た。更には新たな規程（公印管理規程、電子署名管理規程、謝金規程など）の制定を通してガバナンス強化に貢献すると同時に、昨年来の課題であった定款の変更も滞りなく実施した。

部門目標 3：財務・経理機能の効率化を進め、JPF の継続的發展に寄与できる組織となる

概要：

日々の入出金業務や決算処理を円滑に進めるための規定、ルール of 明文化を進め、効率的、安定的に経理業務を行えるよう、体制およびシステムを継続的に改善することにより組織全体の發展に寄与できる組織となる。

成果指標：

- ①経理規定および経理体制の継続的改善・見直し（経理細則施行・業務改善実行）
- ②PCA 会計システムの改修（キャッシュフロー出力）
- ③予実管理方法の標準化とシステム化、および事業・経費管理の各部門サポート
- ④認定更新に必要な財務情報の標準化および管理手順書の作成・運用
- ⑤経費申請システムの導入・安定運用、および電子帳票導入の検討

結果：

正味財産管理運営細則および特定資産管理運営細則の改定を実施することにより、内部オペレーションの統制強化を図ることが出来た。また、会計システムや予実管理方法を適宜見直すことにより、月次残高情報の迅速な提供にも貢献出来た。これにより財務的な課題の早期発見が可能となり、必要な解決策を他部門と連携して対応することで団体全体の財務基盤強化に貢献出来るベースが出来つつあると考えている。更には、電子帳票保存法に対応するための内部オペレーションについても管理部内 IT チームと協働し、効率的且つ容易なデータ取得と確認が出来る体制を構築出来た。

以 上

<第二部>

2021 年度 会計報告

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

目次

1. 2021 年度決算報告（概況）	69
2. 2021 年度会計報告	70
(1) 財務諸表	70
(2) 財産目録	76
(3) 収支計算書	80
3. 2021 年度業務監査および会計監査報告書	81
(1) 監事の業務監査および会計監査報告書	81

1. 2021 年度決算報告（概況）

2021 年度の事業活動収入は予算比 135%の総額 52 億 400 万円であった。これは第一部にて既述の通り年度末に発生したウクライナ危機への活動資金が収入増の大きな要因である。これに対し事業費支出総額は 44 億 5,900 万円（予算比 116%）であり、その内訳は事業費支出 42 億 9,800 万円（同 115%）、管理費支出 9,900 万円（同 89%）、その他事業活動支出 6,100 万円である。さらに投資活動収支差額が▲400 万円あった。この結果、2021 年度の当期収支差額は 7 億 4,500 万円となり、前期からの繰越収支差額 18 億 8,600 万円と合わせて 26 億 2,700 万円を翌期に繰り越すこととなった（以上（3）収支計算書）。

(1) -2 の正味財産増減計算書から、外務省供与資金等の受取補助金等は 48 億 9,800 万円であり、当該年度支払助成金は 39 億 9,800 万円である。

当該期事務局経費は事業費の中の連携調整事業費と管理費合計で 2 億 9,100 万円であった。当該経費を含む経常費用の費消等により、当該期の正味財産期末残高は 26 億 4,966 万円となり、これについては（2）の財産目録に記載の通り、それぞれ銀行口座を設けて個別残高管理を行っている。また、個別事業支援が承認されるごとに、直ちに当該 NGO にその事業資金の付替えを実行している。

2. 2021 年度会計報告

(1) 財務諸表

(1) -1 貸借対照表

2022 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	393,369,912	210,585,181	182,784,731
未収会費	0	100,000	△ 100,000
未収金	47,292,387	59,390,496	△ 12,098,109
貯蔵品	237,030	242,730	△ 5,700
立替金	14,000	31,240	△ 17,240
前払費用	13,095,941	12,823,582	272,359
流動資産合計	454,009,270	283,173,229	170,836,041
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
外務省供与資金	1,833,996,105	1,097,613,440	736,382,665
事業特定寄付金	503,492,065	446,873,643	56,618,422
事業用資金	175,313,219	454,965,565	△ 279,652,346
緊急災害支援基金	33,903,713	66,210,175	△ 32,306,462
特定資産合計	2,546,705,102	2,065,662,823	481,042,279
(2) その他固定資産			
建物付属設備	1,578,213	1,773,236	△ 195,023
什器備品	7,115,140	7,782,586	△ 667,446
ソフトウェア	7,219,800	11,563,200	△ 4,343,400
リサイクル預託金	0	33,020	△ 33,020
敷金	363,000	493,000	△ 130,000
保証金	5,913,600	5,913,600	0
その他固定資産合計	22,189,753	27,558,642	△ 5,368,889
固定資産合計	2,568,894,855	2,093,221,465	475,673,390
資産合計	3,022,904,125	2,376,394,694	646,509,431
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	126,358,009	233,440,689	△ 107,082,680
前受会費	100,000	50,000	50,000

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

預り金	1,482,237	699,473	782,764
預り返還金	245,257,256	227,164,242	18,093,014
仮受金	50,000	1,180,856	△ 1,130,856
流動負債合計	373,247,502	462,535,260	△ 89,287,758
負債合計	373,247,502	462,535,260	△ 89,287,758
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
外務省供与資金	1,420,742,772	110,544,097	1,310,198,675
事業特定寄付金	468,076,680	415,075,675	53,001,005
事業用資金	177,448,307	393,664,189	△ 216,215,882
指定正味財産合計	2,066,267,759	919,283,961	1,146,983,798
(うち特定資産への充当額)	(2,042,896,806)	(919,283,961)	(1,123,612,845)
2. 一般正味財産	583,388,864	994,575,473	△ 411,186,609
(うち特定資産への充当額)	(179,085,488)	(781,318,300)	(△ 602,232,812)
正味財産合計	2,649,656,623	1,913,859,434	735,797,189
負債および正味財産合計	3,022,904,125	2,376,394,694	646,509,431

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

(1)-2 正味財産増減計算書

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	18,425,000	17,880,000	545,000
正会員受取会費	1,080,000	1,090,000	△ 10,000
賛助会員受取会費	17,345,000	16,790,000	555,000
受取補助金等	3,405,574,525	4,190,836,953	△ 785,262,428
受取外務省供与資金振替額	2,153,294,525	2,708,836,953	△ 555,542,428
受取外務省供与資金	1,252,280,000	1,482,000,000	△ 229,720,000
受取寄付金	171,312,164	511,247,346	△ 339,935,182
受取事業特定寄付金振替額	130,312,877	476,789,271	△ 346,476,394
受取一般寄付金	40,896,039	34,282,827	6,613,212
物品現物寄付	103,248	175,248	△ 72,000
雑収益	6,187,982	1,009,065	5,178,917
受取利息	4,811	6,469	△ 1,658
為替差益	60,282	55,065	5,217
雑収益	6,122,889	947,531	5,175,358
その他指定正味財産からの振替額	394,915,903	264,429,294	130,486,609
受取事業用資金振替額	371,951,735	214,648,403	157,303,332
運営資金等振替額	22,964,168	49,780,891	△ 26,816,723
経常収益計	3,996,415,574	4,985,402,658	△ 988,987,084
(2) 経常費用			
事業費	4,298,433,473	4,919,086,902	△ 620,653,429
給与手当	98,109,534	105,615,655	△ 7,506,121
臨時雇賃金	15,718,725	19,752,518	△ 4,033,793
法定福利費	14,670,150	15,989,417	△ 1,319,267
通勤費	2,587,768	2,591,444	△ 3,676
福利厚生費	0	24,750	△ 24,750
会議費	65,656	139,988	△ 74,332
旅費交通費	2,003,468	920,467	1,083,001
通信運搬費	4,189,429	4,106,358	83,071
消耗什器備品費	0	31,601	△ 31,601
消耗品費	933,726	1,108,191	△ 174,465
修繕費	6,951,369	7,328,152	△ 376,783
印刷製本費	6,730,669	652,492	6,078,177

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

光熱水料費	849,265	994,742	△ 145,477
賃借料	13,184,584	14,855,557	△ 1,670,973
リース料	850,468	2,936,856	△ 2,086,388
保険料	22,882	80,648	△ 57,766
諸謝金	3,323,000	4,875,761	△ 1,552,761
租税公課	18,600	44,400	△ 25,800
支払助成金	3,997,822,686	4,554,567,099	△ 556,744,413
委託費	113,706,364	166,040,083	△ 52,333,719
支払手数料	732,730	1,069,068	△ 336,338
広報費	12,904,638	12,391,118	513,520
諸会費	667,104	876,830	△ 209,726
研修費	363,154	255,157	107,997
システム利用料	1,795,538	0	1,795,538
物品現物寄付	0	748,750	△ 748,750
為替差損	209,124	0	209,124
雑費	22,842	1,089,800	△ 1,066,958
管理費	109,135,689	99,232,228	9,903,461
給与手当	49,051,441	47,846,129	1,205,312
臨時雇賃金	5,537,412	4,802,071	735,341
法定福利費	9,592,929	9,226,129	366,800
通勤費	1,749,476	1,413,499	335,977
福利厚生費	435,267	493,270	△ 58,003
会議費	61,720	280,434	△ 218,714
旅費交通費	16,517	172,804	△ 156,287
通信運搬費	2,648,214	1,174,167	1,474,047
減価償却費	9,615,768	5,466,584	4,149,184
消耗什器備品費	393,305	204,417	188,888
消耗品費	235,596	250,082	△ 14,486
修繕費	1,876,691	1,218,746	657,945
光熱水料費	243,899	253,565	△ 9,666
賃借料	3,962,408	3,570,850	391,558
リース料	247,176	672,302	△ 425,126
保険料	20,804	18,499	2,305
諸謝金	7,255,000	7,526,361	△ 271,361
租税公課	48,910	62,016	△ 13,106
委託費	4,149,460	4,010,312	139,148
支払手数料	7,963,379	6,843,610	1,119,769
諸会費	186,900	122,600	64,300

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

研修費	261,800	18,478	243,322
システム利用料	3,495,914	3,497,803	△ 1,889
物品現物寄付	0	72,000	△ 72,000
為替差損	68,703	0	68,703
雑費	17,000	15,500	1,500
経常費用計	4,407,569,162	5,018,319,130	△ 610,749,968
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 411,153,588	△ 32,916,472	△ 378,237,116
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 411,153,588	△ 32,916,472	△ 378,237,116
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	0	1
雑損失	33,020	0	33,020
経常外費用計	33,021	0	33,021
当期経常外増減額	△ 33,021	0	△ 33,021
当期一般正味財産増減額	△ 411,186,609	△ 32,916,472	△ 378,270,137
一般正味財産期首残高	994,575,473	1,027,491,945	△ 32,916,472
一般正味財産期末残高	583,388,864	994,575,473	△ 411,186,609
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等(指定正味財産)	3,646,064,659	3,062,059,058	584,005,601
受取外務省供与資金	3,560,304,000	2,715,913,000	844,391,000
受取民間助成金	85,760,659	346,146,058	△ 260,385,399
受取寄付金(指定正味財産)	228,877,552	490,199,123	△ 261,321,571
事業特定寄付金	228,877,552	489,450,373	△ 260,572,821
物品現物寄付	0	748,750	△ 748,750
受取返還金	11,333,719	29,124,951	△ 17,791,232
受取返還金	11,333,719	29,124,951	△ 17,791,232
外務省供与資金返還取崩	△ 60,768,827	△ 16,615,076	△ 44,153,751
その他一般正味財産増減振替額	△ 2,678,523,305	△ 3,450,055,518	771,532,213
当期指定正味財産増減額	1,146,983,798	114,712,538	1,032,271,260
指定正味財産期首残高	919,283,961	804,571,423	114,712,538
指定正味財産期末残高	2,066,267,759	919,283,961	1,146,983,798
III 正味財産期末残高	2,649,656,623	1,913,859,434	735,797,189

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

(1)-3 キャッシュ・フロー計算書

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
会費収入	18,575,000	17,930,000	645,000
補助金等収入			
受取外務省供与資金収入	4,812,584,000	4,197,913,000	614,671,000
受取復興庁供与資金収入	0	22,064,000	△ 22,064,000
受取民間助成金収入	66,677,659	346,146,058	△ 279,468,399
寄付金収入			
事業特定寄付金収入	228,877,552	489,450,373	△ 260,572,821
受取一般寄付金収入	40,896,039	34,282,827	6,613,212
返還金収入	290,325,859	184,910,890	105,414,969
雑収入	3,589,249	2,134,856	1,454,393
事業活動収入計	5,461,525,358	5,294,832,004	166,693,354
2. 事業活動支出			
事業費支出	△ 4,408,693,140	△ 4,981,822,706	573,129,566
管理費支出	△ 90,155,371	△ 92,557,143	2,401,772
その他の事業活動支出	△ 287,927,369	△ 129,600,963	△ 158,326,406
事業活動支出計	△ 4,786,775,880	△ 5,203,980,812	417,204,932
事業活動によるキャッシュ・フロー	674,749,478	90,851,192	583,898,286
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
保証金戻り収入	130,000	1,426,360	△ 1,296,360
投資活動収入計	130,000	1,426,360	△ 1,296,360
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	△ 11,112,750	△ 275,000	△ 10,837,750
敷金・保証金支出	0	△ 61,000	61,000
投資活動支出計	△ 11,112,750	△ 336,000	△ 10,776,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,982,750	1,090,360	△ 12,073,110
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金および現金同等物に係る換算差額	60,282	55,065	5,217
V 現金および現金同等物の増減額	663,827,010	91,996,617	571,830,393
VI 現金および現金同等物の期首残高	2,276,248,004	2,184,251,387	91,996,617
VII 現金および現金同等物の期末残高	2,940,075,014	2,276,248,004	663,827,010

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

(2) 財産目録

2022 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運営資金	1,002,000
普通預金	普通預金		392,367,912
	三井住友銀行 麹町支店	運営資金	6,268,951
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金	20,165,808
	七十七銀行 日本橋支店	運営資金:東北事務所出納	195,750
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金:政府拠出金	351,253,923
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金:企業・団体・個人拠出金	3,728,821
	三菱 UFJ 銀行 本店	寄付・会費受入口座	11,918
	ゆうちょ銀行 東京事務センター	寄付金受入口	3,961,631
	三菱 UFJ 信託銀行 本店	一般寄付金受入口	76,720
	三菱 UFJ 銀行 本店	事務局強化資金	6,704,390
未収金			47,292,387
	東京キリンビバレッジサービス株式会社	定額電気代	1,528
	一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)	助成金	19,083,000
	公益財団法人ブラン・インターナショナル・ジャパ	請求済返還金	806,228
	特定非営利活動法人難民を助ける会	請求済返還金	1,286,940
	公益財団法人シャンティ国際ボランティア会	請求済返還金	1,122
	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	請求済返還金	10,467,550
	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	請求済返還金	52,119
	特定非営利活動法人 Reach Alternatives	請求済返還金	144,565
	特定非営利活動法人ジェン	請求済返還金	311,813
	特定非営利活動法人世界の医療団	請求済返還金	933,601
	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	請求済返還金	13,027,741
	聖教新聞社	インタビュー原稿料	30,000
	麹町税務署	源泉所得税年末調整	1,146,180
貯蔵品			237,030
	切手@1	在庫	150
	切手@5	在庫	500
	切手@10	在庫	2,000
	切手@84	在庫	33,600
	切手@94	在庫	44,180
	切手@100	在庫	20,000
	切手@120	在庫	12,000
	切手@140	在庫	28,000
	切手@210	在庫	21,000
	切手@290	在庫	34,800
	切手@320	在庫	32,000

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

	収入印紙@200		在庫	800
	収入印紙@400		在庫	4,000
	収入印紙@		在庫	4,000
	立替金			14,000
	社宅	職員 1 名	社宅家賃(東京)居住者負担分	14,000
	前払費用			13,095,941
		コントロールリスクスグループ(株)	優先対応契約料 2022/04-2023/03	6,864,000
		東京労働局	雇用保険精算 2021 概算額	1,883,982
		安田不動産(株)	事務局賃料ほか(引落):麹町 GN 安田ビル 4F2022/04	1,271,336
		インターナショナルエスオーエスジャパン(株)	ISO5 メンバーシップフィー:コンプリヘンシブ・アクセスメンバーシ	949,692
		富士フィルムビジネスイノベーション(株)	楽々精算 50 他ライセンス 2022/04/01-2023/1/31	715,000
		株式会社 SmarTHR	人事労務システム 2022 年度利用料 2022/04/01-2022/10/31	482,851
		(株)セールスフォース・ドットコム	セールスフォースアカウント使用料 2022/04/01-10/21	343,754
		Sansan 株式会社	Sansanra ライセンス利用料(年額) 2022/04/01~2023/01/31	192,500
		Zoom Video Communications Inc.	Zoom 年間サブスクリプション利用料 2022/4/1-2023/1/23 等	120,936
		その他	13 件	271,890
流動資産合計				454,008,270
(固定資産)				
特定資産				
	外務省供与資金	普通預金		1,833,996,105
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2021 年度当初	50,222,772
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2021 年度緊急	191,429,620
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2021 年度当初ウクライナ人道危機対応支援	1,370,520,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2017 年度補正:イラク・シリア人道危機対応支援(返還金)	1,205,938
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2018 年度政府支援金(返還金)	33,608,713
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2018 年度補正(返還金)	106,474,540
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2019 年度返還金	65,583,983
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2019 年度補正返還金	14,950,539
	事業特定寄付金	普通預金		503,492,065
		三菱 UFJ 銀行 本店	東日本震災被災者支援(福島支援)	144,077,642
		三菱 UFJ 銀行 本店	共に生きるファンド	50,601,766
		三菱 UFJ 銀行 本店	九州地方広域災害被災者支援	2,122,513
		三菱 UFJ 銀行 本店	西日本豪雨被災者支援 2018	55,644,175
		三菱 UFJ 銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応支援 2019	4,223,670
		三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援 2019	6,419,864
		三菱 UFJ 銀行 本店	南スーダン難民緊急支援 2019	3,742,483
		三菱 UFJ 銀行 本店	イラク・シリア人道危機対応支援 2019	7,266,573
		三井住友銀行 麹町支店	パレスチナ・ガザ地区人道危機	5,738
		三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー避難民人道支援 2019	10,167,245
		三菱 UFJ 銀行 本店	令和元年台風被災者支援(台風 15 号/19 号)	15,314,816
		三菱 UFJ 銀行 本店	台風 15 号被災者支援 2019	6,162,699
		三菱 UFJ 銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急支援	12,942,482
		三菱 UFJ 銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急支援	815,296

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

		三菱 UFJ 銀行 本店	2020 年 7 月豪雨災害被災者支援	10,049,400
		三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム	3,271,904
		三菱 UFJ 銀行 本店	フィリピン台風ライ被災者支援プログラム	3,336,334
		三菱 UFJ 銀行 本店	ウクライナ人道危機対応支援	164,754,944
		三菱 UFJ 銀行 本店	フィリピン台風ライ被災者支援プログラム	24,696
		三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム	1,455,221
		ゆうちょ銀行 東京事務センター	特定寄付金全般的受入口	5,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	民間資金事業時返還金受入口	1,087,604
	事業用資金	普通預金		175,313,219
		三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2019	6,480,998
		三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2020 防災減災	8,796,867
		三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2020 緊急コロナ対応	18,074,857
		三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2020 コロナウイルス対応緊急支援助成 在留	15,042,734
		三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2021 復興食料	47,062,725
		三菱 UFJ 銀行 本店	パレスチナ・ガザ人道支援モニタリング事業②	14,112
		三菱 UFJ 銀行 本店	九州広域災害・連携促進活動の支援	330
		三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援モニタリング評価事業	85,020
		三菱 UFJ 銀行 本店	インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援モニタリング評	135,170
		三菱 UFJ 銀行 本店	パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業 (2 年	3,917,630
		三菱 UFJ 銀行 本店	熊本県における中間支援組織連携およびモニタリング事業	6,926,280
		三菱 UFJ 銀行 本店	福島に残された 3 つの課題に取り組み、未来に JPF の知見を残す事	11,659,321
		三菱 UFJ 銀行 本店	害虫被害緊急支援プログラム終了時事業評価事業	707,170
		三菱 UFJ 銀行 本店	イラク・シリア人道危機対応支援プログラム個別事業評価 2021	12,528,225
		三菱 UFJ 銀行 本店	南スーダン難民緊急支援プログラム個別事業評価事業	5,577,624
		三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー避難民人道支援対応モニタリング評価事業 2021	3,637,385
		三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援評価事業 2021	3,000,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応評価事業 2021	9,000,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	プログラム評価と知見のまとめ、および県域中間支援団体の体制強	14,679,873
		三菱 UFJ 銀行 本店	西日本豪雨被災者支援資金助成およびプログラム評価事業	5,059,164
		三菱 UFJ 銀行 本店	令和元年台風被災者支援資金助成および伴走・モニタリング事業	1,919,738
		三菱 UFJ 銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急支援資金助成および伴走・モニタリン	1,007,996
	緊急災害支援金	普通預金		33,903,713
		三菱 UFJ 銀行 本店	緊急災害支援基金受入口	32,299,476
		三井住友銀行 麹町支店	緊急災害支援基金(海外)受入口	1,584,440
		ゆうちょ銀行 東京事務センター	緊急災害支援基金受入口	19,797
その他固				
	建物付属設備	事務所造作費用一式	事務局運営	1,578,213
	什器備品	事務用機器一式	事務局運営	7,115,140
	ソフトウェア		データベース構築/就業管理システム	7,219,800
	敷金		東北事務所、社宅(仙台・福島・東京)	363,000

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

	保証金		本部事務所保証金、東北事務所保証金	5,913,600
固定資産合計				2,568,894,855
資産合計				3,022,904,125
(流動負債)				
	未払金			126,358,009
			事業費:助成活動	86,197,445
			事業費:休眠預金等活用事業	9,465,276
			事業費:支援活動	7,345,233
			事業費:連携調整	14,084,451
			管理費	9,265,604
	前受会費			100,000
			2022 年度賛助会員会費	100,000
	預り金			1,482,237
		職員/取引先	源泉所得税	609,118
		職員	住民税	342,200
		職員	社会保険料	530,919
	預り返還金			245,257,256
			外務省 2017 年度補正:イラク・シリア人道危機対応支援(返還金)	1,205,938
			外務省 2018 年度政府支援金(返還金)	35,111,735
			外務省 2018 年度補正政府支援金(返還金)	106,474,540
			外務省 2019 年度政府支援金(返還金)	66,020,147
			外務省 2019 年度補正政府支援金(返還金)	36,305,903
			外務省 2020 年度政府支援金(返還金)	138,993
	仮受金			50,000
		埼玉県立浦和第一女子高等学校	加盟団体宛寄付金	50,000
流動負債合計				373,247,502
負債合計				373,247,502
正味財産				2,649,656,623
負債および正味財産合計				3,022,904,125

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2021 年度 会計報告

(3) 収支計算書

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	17,570,000	18,425,000	855,000	
受取補助金等収入	3,280,000,000	4,898,344,659	1,618,344,659	ウクライナ人道危機対応支援に対する外務省当初予算の追加供与約 15 億 2 千万円が最大の差異要因
受取寄付金等収入	525,000,000	269,773,591	△ 255,226,409	
その他の事業収入	20,606,000	17,521,701	△ 3,084,299	
事業活動収入計	3,843,176,000	5,204,064,951	1,360,888,951	
2. 事業活動支出				
事業費支出	3,726,985,989	4,298,433,473	△ 571,447,484	外務省補正予算による海外助成事業
管理費支出	111,181,809	99,416,673	11,765,136	システム関連費用の減少
その他の事業活動支出	0	60,768,827	△ 60,768,827	
事業活動支出計	3,838,167,798	4,458,618,973	△ 620,451,175	
事業活動収支差額	5,008,202	745,445,978	740,437,776	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
敷金・保証金戻り収入	0	130,000	130,000	
投資活動収入計	0	130,000	130,000	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	3,700,000	4,409,900	△ 709,900	
投資活動支出計	3,700,000	4,409,900	△ 709,900	
投資活動収支差額	△ 3,700,000	△ 4,279,900	△ 579,900	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出			0	
当期収支差額	1,308,202	741,166,078	739,857,876	
前期繰越収支差額	1,886,300,792	1,886,300,792	0	
次期繰越収支差額	1,887,608,994	2,627,466,870	739,857,876	

3. 2021 年度業務監査および会計監査報告書

(1) 監事の業務監査および会計監査報告書

2022 年（令和 4 年）5 月 24 日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

監事 品田和之

監事 田中英隆

私たち監事は、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から 2022 年（令和 4 年）3 月 31 日までの第 21 期の業務監査及び会計監査を報告する。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査を受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上

ジャパン・プラットフォーム

2022 年度 年次報告

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

本報告の構成

<第一部：事業報告>

1. はじめに～2022 年度総括
2. 事業活動報告（総論）
 - (1) 海外人道支援活動の概況
 - (2) 海外人道支援初動対応活動の概況
 - (3) 国内人道支援活動の概況
 - (4) 事務局の活動の概況
 - (5) 事業活動に伴う資金動向の概要
3. 事業活動報告（各論）
 - (1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告
 - (2) 海外人道支援 新規の支援活動報告
 - (3) 国内人道支援の活動報告
4. 事務局の活動

<第二部：会計報告>

1. 2022 年度決算報告（概況）
2. 2022 年度会計報告
 - (1) 財務諸表
 - (2) 財産目録
 - (3) 収支計算書
3. 2022 年度業務監査および会計監査報告書
 - (1) 監事の業務監査および会計監査報告書

（備考）

2022 年度においても、昨年度同様に「事業報告書」と「会計報告」を一体とし、「年次報告」として纏めた。なお、広報向けには「年次報告書」を従来通り作成する。

目次

1. はじめに～2022 年度総括	3
2. 事業活動報告（総論）	5
(1) 海外人道支援活動の概況	5
(2) 海外支援 初動対応活動の概況	6
(3) 国内人道支援活動の概況	7
(4) 事務局の活動の概況	8
(5) 事業活動に伴う資金動向の概要	9
3. 事業活動報告（各論）	11
(1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告	11
① アフガニスタン人道危機対応支援	11
② イエメン人道危機対応支援	12
③ イラク・シリア人道危機対応支援	15
④ ミャンマー避難民人道支援	19
⑤ 南スーダン難民緊急支援	21
⑥ パレスチナ・ガザ人道支援	23
⑦ ベネズエラ避難民支援	26
⑧ ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援	28
⑨ エチオピア紛争被災者支援	29
⑩ モザンビーク北部人道危機対応支援	31
⑪ ウクライナ人道危機対応支援プログラム	33
⑫ 食糧危機 2022 支援	34
⑬ ミャンマー人道危機支援	35
(2) 海外人道支援 新規の支援活動報告	36
① フィリピン台風ライ被災者支援	36
② アフガニスタン東部地震被災者支援	37
③ トルコ南東部地震被災者支援	37
④ パキスタン水害被災者支援 2022	38
(3) 国内人道支援の活動報告	39
① 東日本大震災被災者支援	39
② 西日本豪雨被災者支援	39
③ 令和元年台風被災者支援（台風 15 号・19 号）	40
④ （休眠預金）2019 年台風 15 号・19 号被災地支援	41
⑤ （休眠預金）2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	42
⑥ （休眠預金）2021 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	43

4. 事務局の活動.....	43
(1)事業推進部	43
(2)事業評価部	45
(3)事業管理部	48
(4)緊急対応部	50
(5)地域事業部	53
(6)渉外広報部	54
(7)管理部.....	57
1. 2022 年度決算報告（概況）	60
2. 2022 年度会計報告	61
(1)財務諸表	61
(2)財産目録	67
(3)収支計算書.....	72
3. 2022 年度業務監査および会計監査報告書	73
(1)監事の業務監査および会計監査報告書	73

1. はじめに～2022 年度総括

2022 年は 2 月に発生したロシアによる国際平和秩序の根幹を脅かすウクライナへの侵攻により、20 年を超えるジャパン・プラットフォーム（以下、JPF）の事業として、初めての地域で支援を行う年となった。ロシアによる侵攻が発生した翌日、JPF は速やかに初動調査を実施し、「ウクライナ人道危機対応支援」プログラムを立ち上げ、ウクライナおよびその周辺国において早期の支援展開を実現させるべく事務局および加盟 NGO 一丸となって対応を行なった。かかる状況下、日本国政府は 2022 年 3 月、ウクライナ人道危機に対する総額 1 億ドルの人道支援を発表、うち 1,410 万ドル（約 15 億円）が NGO を通じて日本の顔が見える支援を実施する為に JPF に拠出されることとなり、個人・企業の皆さまからいただいた寄付金と合わせて大規模な支援活動を本格的に展開することが出来た。2022 年度のスタート直後には、政府によるウクライナ及び周辺国における追加的緊急人道支援（総額 1 億ドル）が発表され、うち 1,810 万ドル（約 19 億円）が JPF を通じた日本の顔が見える支援となり、結果としてウクライナ人道危機対応支援の活動は総額約 40 億円という大きな規模となった。これまでに 14 団体 42 事業を実施し、受益者の数は計 70 万人以上に上っているが、紛争の長期化により 2023 年 5 月現在においても現地の支援ニーズは更に増大しているのが実状であり、ウクライナおよびその周辺国へは、JPF としても引き続き支援活動の輪を拡大させなければならないと認識している。

また、ウクライナ人道危機対応支援のみならず、戦争や紛争、自然災害による国内外の人道危機対応し、過去最大の 80 億円に迫る ODA 供与および個人・企業の皆さまからいただいた寄付金約 8 億円、JANPIA（休眠預金）からの補助金約 2 億円による活動資金がこのジャパン・プラットフォームに託され、21 カ国にて、23 プログラム、183 事業が実施された。特筆すべきは、先述のウクライナ人道危機対応支援に加え、世界的な食糧危機対応として日本国政府が 2022 年 7 月に発表した総額 2 億ドルの支援（うち 1,000 万ドル（10.8 億円）が JPF を通じたもの）、2023 年 2 月に発表されたトルコ南東部地震への総額 2,700 万ドルの拠出（うち JPF を通じた緊急人道支援は 400 万ドル）、更には 2023 年 3 月の総額 5,000 万ドルの食料安全保障に係る緊急無償資金協力（うち JPF を通じた食糧・栄養支援は 500 万ドル）など、ODA による追加的緊急人道支援の拠出に関して、JPF が国際機関に交わり唯一の民間 NPO として数度に渡り資金拠出を受けることが出来た点である。これは NGO を通じて日本の顔が見える支援をというメッセージであり、コンソーシアムである JPF として、加盟団体と JPF 事務局が 2019 年から進めてきたガバナンス改革の中で積み重ねてきた一つ一つの取組みへの評価であると受け止め感謝しつつ、その付託にコンソーシアムの特色を活かしつつ如何にして応えるか、その期待の大きさと責任の果たし方を考える 1 年でもあった。

海外事業においては、複雑化した緊急人道支援案件であるミャンマー、アフガニスタンの対応についてもその活動を充実させながら、またイラク・シリア人道危機、イエメン人道危機、

パレスチナ・ガザ人道危機など深刻化する人道支援事業については中長期的な視点で、「no one left behind」精神に則って活動を継続させている。他方、国内事業に関しては、個人・企業の皆さまからいただいた寄付金により、令和元年台風被災者支援、西日本豪雨被災者支援、東日本大震災被害者支援等に継続して取り組んでいる他、JANPIA（休眠預金）からの補助金を活用し、防災・減災事業、緊急災害支援へ取り組んでいる。

2023 年度が始まりすぐにスーダン国内における緊張の高まりがみられる中、新たな発災や紛争の発生に対して、国内外を問わず「緊急人道支援のプロフェッショナル集団」として、迅速かつ効果的な活動を遂行すると共に、長期化し深刻化する従来からの緊急対応事案についても質の高い支援を継続していく必要がある。当面の事案としては長期化するウクライナ人道危機や甚大な被害が報告されているトルコ南東部地震被災者支援に対する緊急人道支援が挙げられ、また国内では、1923 年に発生した関東大震災から 100 年の節目を機に、首都直下型地震や南海トラフ地震など激甚化する自然災害に対する「防災・減災」をも視野に入れた有効な対応について、検討し準備することも極めて重要と考えている。

ジャパン・プラットフォームとして 2022 年を総括するならば、ガバナンス改革への評価と NGO による弛まぬ努力が見える形となった一年と言える。JPF コアメンバーで議論を重ね「助きたい。その想いが集う場所。」という言葉が生まれたことがそれを具現化している。2019 年以降の改革で積み重ねてきた「信用」を更に強固な「信頼」へつなげる為にも、ガバナンスとマネジメントの改善を継続しつつ、JPF がビジョンとして掲げる「日本の NGO 支援を世界に広げ、すべての人が自ら未来を切り拓く世界を築きます。」に向けて、JPF に参画する全ての人々が協働出来る体制を実現する。その為にも①. より迅速で質の高い支援、②. 信頼関係のネットワーク構築、③. 非営利セクターで働く人々の環境改善の 3 点を実現させ、IT 化も含め業務の質そのものを向上させ効率化を推進していくことが肝要となる。JPF のプラットフォーム機能が非営利セクターにおける推進力として実力を発揮するべく、組織基盤の一層の強化を進め、事務局内外の JPF 関係者と共に責任を果たしていく 1 年としたい。

共同代表理事 永井 秀哉

共同代表理事 上島 安裕

事務局長 高橋 丈晴

2. 事業活動報告（総論）

（1）海外人道支援活動の概況

2022 年度は、海外事業の特徴として、大きな事象が二つあった。一つは、2022 年度 2 月に起きたロシアによるウクライナ侵攻、もう一つは、ウクライナ侵攻前から、警鐘されてきた世界食糧危機である。これらの大きな事象に対し、資金面でも JPF にとって大きな変化があった。具体的にはこれまで日本政府による緊急拠出は、国連機関などを中心として供与先が選定されてきた。しかしながら、ウクライナ危機では、計 2 回の緊急拠出、食糧危機も計 2 回の緊急拠出が日本政府により決定された中、資金供与先としていずれも日本の NGO を通した支援として、JPF が一つの供与先として選出された。これは、JPF のこれまでの歴史ではなかったことであり、まさに日本の NGO を牽引することが、ミッションの一つである JPF において、大きな前進となった。

他方、各プログラムでは、加盟団体が、様々な課題に取り組んだ年でもあった。具体的に、ウクライナ人道危機対応支援については、現場で支援の潮流となっている現金給付活動について、加盟団体がより実施しやすくするために、関連団体、JPF 事務局で働きかけを行い、結果、これまでよりも現金給付活動が実施しやすくなった。ミャンマー人道危機に関しては、軍事政権下の元、治安もさることながら、現場での調整の難しさ、裨益者の流動的な状況など、活動の実施が難しい中、加盟団体は確実に支援を実施している。アフガニスタンでは、タリバン政権による女性職員の勤労禁止、ロジスティクス面では送金の難しさなども含め、流動的な状況の中で、臨機応変に事業を実施している。

また、JPF 事務局内で海外人道支援に係る案件審査の運用課題も浮き彫りになった。具体的には、昨年度、ウクライナ人道危機対応支援、食糧危機支援、他プログラムを含め、およそ 150 のメール審議が事業審査委員会で諮られた。これは過去最多のメール審議案件数であり、この運用を通していくつかの課題が浮かび上がった。例として、事業審査分科会と事業審査委員会の意見交換の必要性、審査で委員より強い懸案、物言いが付いた案件は、そのままスルー（放任）では無くフォローアップしていくなど、丁寧な対応の必要性、どういう審査のあり方にしていくのか、例えばチェック項目など、3 者（事務局・委員会・申請団体）で検討していくコミュニケーションがあっても良いのではないかなど、審査の硬直化の懸案、これらの浮かび上がった課題に対し、今後、事業審査委員会、プログラム戦略会議も含め、対応していく必要がある。

プログラム戦略会議では、これまでにない試みも実施された。具体的には、これまで複数年プログラムは、3 年間で 1 プログラムのみ実施してきた経緯があるが、2022 年度は、3 つのプログラム（イラク・シリア人道危機対応支援、ミャンマー避難民人道支援、南スーダン難民緊急支援）で試験的な意味も併せ、複数年プログラムとして行うことを決定した。今後は、複数年プログラムだけではなく、単数年プログラムも含め、JPF としてどのようにプログラ

ムに優先順位をつけるのか、引き続き検討の必要がある。

(表 1) 2022 年度海外事業 (2022 年度に事業承認されたもの)

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
アフガニスタン人道危機対応支援	11	10	481,272
イエメン人道危機対応支援	5	4	148,297
イラク・シリア人道危機対応支援	21	9	834,551
ミャンマー避難民人道支援	4	4	127,226
南スーダン難民緊急支援	8	7	313,275
パレスチナ・ガザ人道危機対応支援	5	3	188,594
ベネズエラ避難民支援	1	1	29,651
ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援	1	1	39,115
エチオピア紛争被災者支援	5	4	221,221
モザンビーク北部人道危機対応	3	3	82,790
ウクライナ人道危機対応支援	42	14	4,267,051
食糧危機 2022 支援	19	11	909,670
ミャンマー人道危機 2021	11	7	285,458
チャレンジ枠	2	2	40,000
	138	80	7,968,170

※2022 年度補正予算を財源とする事業実施を含む

(2) 海外支援 初動対応活動の概況

2022 年度は、新規に「パキスタン水害被災者支援 2022」、「アフガニスタン東部地震被災者支援」、「トルコ南東部地震被災者支援」(トルコ・シリア) の 3 つのプログラムを立上げ、新たに発生した災害・人道危機に対応した。昨年度と比べると新規に対応した災害の数は少なかったが、いずれも、記録的な被害を記録した人道危機であり、プログラムの予算規模は比較的大きくなった。「パキスタン水害」および「トルコ南東部地震」については、2023 年度にも継続して活動を行っている。なお、2022 年 11 月 21 日にインドネシア西ジャワ州で発生したマグニチュード 5.6 の地震に関しては、1 団体より緊急初動調査の要望があり、緊急初動調査事業を実施した。緊急初動調査実施団体は、現地提携団体と連携し、調査および物資配付事業を実施し、その結果を踏まえて、出動発議がなされたが、比較的局地的な被害に留まり、当該国、および地域の支援団体による対応が可能と考えられること、また、JPF の緊急準備金の残高がないことから JPF としての出動は見送ることとなった。

「パキスタン水害被災者支援 2022」は、その被害の甚大と人道支援ニーズの拡大を受けて、2022 年 12 月にプログラム予算の拡大、またプログラム期間を 6 か月から 9 か月に延長し

実施している。「トルコ南東部地震被災者支援」については、プログラム立ち上げ時には、民間資金、および政府資金の緊急準備金から拠出として予算を設定したが、その後、政府からの追加拠出を踏まえて、予算の拡大を行った。さらに、民間資金については、大きく寄付を集めたことから、大幅に予算を拡大し、トルコ、およびシリアにて事業を実施している。

(表 2) 2022 年度海外初動対応 (2022 年度に事業承認されたもの)

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
アフガニスタン東部地震被災者支援	5	5	149,813
パキスタン水害被災者支援 2022	9	5	256,000
トルコ南東部地震被災者支援※1	5	5	98,232
合計	24	20	623,541

※ 1. 2023 年 3 月 31 日時点

(3) 国内人道支援活動の概況

2022 年度は国内の災害において出動はなかったが、台風や線状降水帯の停滞に伴い、人的な被害を含めた被害が、静岡をはじめ、東北・北陸・関西地方を主として発生した。近年増加傾向にあった、数日内の短期間での豪雨被害発生事例に加え、数週間にわたり豪雨被害が土砂崩れなどに広がる被災が予見されることから、今後は、出動のタイミングの見直しをする必要がある。

また東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和元年台風における被災者支援の、従来からの継続プログラムについては、引き続き感染症の拡大やそれに伴う支援活動の制限、街や住宅等の再建の遅れなどから、支援活動が当初予定した通りには進めることが難しい中、加盟団体により事業が行われた。

なお、発災から 6 年経過した熊本地震については、多くのご寄付によるご支援を基に、加盟 NGO、地元支援団体、行政や報道機関と連携しながら支援活動が行われ、その経緯をまとめた冊子の発行をもって、2022 年でプログラムを終了することができた。

被災者支援や被災地の復旧・復興支援が引き続き必要な状況が続く、これらの事業規模は 1.08 億円 (民間寄付) となり、各当該事業の事業予算より賄われた。

休眠預金を活用した支援活動については、3 年を 1 事業期間とするプログラムを 2019 年度以降毎年 1 プログラム増やしながら実施している。今年度実施したプログラムは、令和元年台風被災地支援の 1 プログラムと、災害ケースマネジメント、避難所運営、情報共有会議の IT 化、食糧支援などの災害対応準備 2 プログラムの合計 3 プログラム実施した。

また、2020 年度以降に取り組み始めている、公益財団法人 日本国際交流センターとの感

染症下での緊急支援プログラムとして、単年度の在留外国人支援プログラムを 2021 年度に引き続き実施し、また 2023 年度に向け、在留外国人支援の 3 年事業が採択された。

これらの事業規模は、共同事業分を含むと 2.21 億円となった。

(表 3) 2022 年度国内事業 (2022 年度に事業承認されたもの)

プログラム	事業数	活動団体数	支援金額 (千円)
東日本大震災被災者支援 (福島)	4	4	※36,451
西日本豪雨被災者支援	2	2	5,4797
令和元年台風被災者支援(台風 15 号・19 号)	2	2	16,724
(休眠事業)15 号・19 号被災地支援	2	2	20,024
(休眠事業)2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	3	3	25,889
(休眠事業)2021 年度 防災・減災事業、緊急災害支援	3	3	25,395
(休眠事業)2021 年度 コロナ緊急支援 在留外国人支援	9	9	共同事業(150,000)
(休眠事業)2022 年度 在留外国人支援	-	-	共同事業
合計	21	21	146,280

(4) 事務局の活動の概況

2022 年度、JPF 事務局では多様化するプログラムや緊急提出に伴う案件審査数の増加に伴い、JPF の活動の根幹となる事業審査委員会、メール審議、事業審査分科会における審議についての多くの課題を各ステークホルダーと共有した。その課題は案件審査に関する効率化、迅速化だけに留まらず、JPF の審議の在り方そのものについて一石を投じたものであり、2023 年におけるプロセス改善に向けての取組みが開始されている。また、プラットフォーム機能としての関係機関とのネットワーク構築の取組みとしては、国内災害に関わる関係者との連携強化を継続し、「一般社団法人 災害協働サポート東京」の設立に貢献したことがあげられる。2023 年に関東大震災から 100 年を迎えるにあたり、関係者と過去の災害から学ぶ連続講座を開始し、関係者との連携を深め、今後想定される大規模な災害への備えに取り組んでおり、2023 年もこうした活動を継続していく予定である。グローバルな取り組みとしては、2023 年 5 月の広島 G7 サミット首脳会合に関連し、新たに設立された「G7 市民社会コアリション 2023」への参画と、市民社会の声をリードする役割を担い、G7 および C7 において市民社会の提言が反映されるべく活動を強化している。

JPF 事務局内の取組みでは、「JPF の知名度・ブランド向上によりファンドレイジング力を

強化する」ことを目的に「渉外部」と「広報部」を統合、新たに「渉外広報部」として、これまでそれぞれの部が持っていた資源を集中させ、両部がより緊密な連携を保ちながら新しい付加価値を生み出すことに主眼におき活動を実施してきた。「朝日地球会議」への参加によるマス広告の有効活用や積極的な動画コンテンツの制作、社員募金システムのインサイドセールス開始などは、両部統合のシナジー効果による、これまでなかった新たな取り組みとも言える。また、今年度は支援現場の実情を伝え、多くの方々に活動へのご理解、ご賛同を頂くためのシンポジウムやウェビナーも積極的に開催した。事業部門や加盟団体と連携したウクライナ隣国広報取材を通したシンポジウムをはじめ、渉外広報部主催で実施したウェビナーおよびシンポジウムだけでも、総申込者数 1,061 人、参加者 825 名となり、タイムリーな情報発信と、多様な参加者を繋ぐ相互理解の場を提供した点は意義があったと思われる。

また、管理部門においては、中長期的な視点に立ち、戦略的な投資を可能とするべく経営資源配分の見直しを行なった。資産管理委員会をはじめとする各種機関とも連携しながら効果測定を実施し、ガバナンス体制の強化とともに複数の取組みを前進させることが出来た。国内外の様々な機関との連携強化活動への予算配分から職員の柔軟な働き方を可能とする業務のデジタル推進まで、戦略的かつ効率的な取組みを加速させたことで事務局の生産性を担保できた意義と成果は大きいと考えている。2023 年度においても、ファンドレイジングに関する中長期的計画とその実行、また加盟団体を巻き込んだ業務プロセス効率と質の向上に向けたシステム投資といった戦略課題について、また、コンプライアンスにも十分配慮した仕組みの維持・改善に向けて引き続き努力していきたい。

(5) 事業活動に伴う資金動向の概要

2022 年度の受取補助金は総額 81 億 3,736 万円となり、その内訳は、ODA 資金として当初予算 49 億 9,800 万円（ウクライナ人道危機対応支援分 17 億 9,820 万円）、補正予算 10 億 5,150 万円、中東アフリカの食糧危機に対応するための支援金 10 億 8,000 万円、年度末のトルコ南東部地震被災者支援の活動資金 4 億 3,200 万円、食糧危機対応への 2 回目の支援金 5 億 4,000 万円に加え、休眠預金事業の活動資金 3,585 万円である。これに、企業または個人の方々からの寄付金 8 億 490 万円などを加えた 89 億 6,000 万円が事業活動収入となった。これに対し、事業活動支出は 91 億 2,600 万円となり収入以上の金額となっているが、これは 2022 年度のウクライナでの事業開始に伴う活動資金(政府からの拠出金約 15 億円)が 2021 年度の収入として計上されていることに起因する。

(表 4) 2022 年度 JPF 事業資金の概況

(単位：百万円)

項目	入金	出金	備考
[政府(ODA)資金]			当初予算 4,998 / 補正予算 1,051
当年度政府予算	8,101		食糧危機 1,620/トルコ地震 432
前年度収入分	1,371		
プログラム戦略+追加供与		7,621	
海外緊急準備金		700	
事務局運営費		705	
(小計)	9,472	9,026	
<次年度事業へ繰越し>		<446>	食糧危機 2 回目供与繰越し
[民間資金]			会費収入 19 百万円
会費収入および一般寄付収入	38		一般寄付収入 19 百万円
事業特定寄付および緊急災害基金収入	767		事業特定 736 百万円
過年度からの事業特定寄付繰越し分	85		緊急災害基金 31 百万円
民間資金を財源とした事業		611	国内事業は過年度繰越し分からの支出
事務局運営費		113	
(小計)	890	724	
<次年度事業へ繰越し>		<166>	トルコ地震寄付金等の繰越し ウクライナ人道危機対応支援 など
[休眠預金等活用事業]			
休眠預金活用事業収入	36		
休眠預金等活用事業		71	過年度収入分から支出
(小計)			

<事務局運営費実績>

- 連携調整事業費：236 百万円
- 管理費：137 百万円

※減価償却費込み

3. 事業活動報告（各論）

(1) 海外人道支援国・地域別プログラムの活動報告

① アフガニスタン人道危機対応支援

【プログラム予算】 371,271,762 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】 371,271,762 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2022 年 5 月～2023 年 5 月

【実施団体】 7 団体（PW、AAR、JEN、SCJ、CWS、REALs、JPF）7 事業

【概要】アフガニスタン・イスラム共和国（アフガニスタン）では長年に渡る紛争、政情不安、頻発する自然災害（干ばつ・洪水・地震等）、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け、社会・経済が疲弊し、深刻な人道危機に見舞われている。2021 年の過去最悪レベルの干ばつや、2021 年 8 月のタリバン暫定政権への政変を受けて国内の経済状況は急激に悪化し、その結果、人々の大規模な移動、雇用の喪失、所得の減少、負債の増加、収穫期の農業活動の混乱等が生じ、2022 年には 2,440 万人の人々が人道支援を必要とされていたが、2023 年には 2,830 万人にのぼるとされている¹。政変によって脆弱な経済は更なる影響を受け、国際支援の減少、海外資産の凍結、金融サービスの混乱、その後の投資不足、インフレ、金融流動性危機等が発生し、こうした背景からアフガニスタンでは益々困窮度が高まり、生命を維持するのに過酷な生活状況が長く続いている。また、人々はさらなる食糧品の価格高騰や失業率の上昇、収入の減少などの食糧危機に直面し、すでに困窮していた人々は最低限の食糧の確保さえ困難となり、深刻な危機に瀕している。現在アフガニスタンが陥っている食糧危機は、上述の複数の原因により長期化、深刻化しており、2,000 万人が「急性食糧不安レベル」またはそれ以上といわれ（IPC3 or above）、600 万人が「人道的危機レベル」（IPC4）にあるという²。国内総生産（GDP）や国内で実施されている開発事業の欠如、ウクライナ危機に関連したサプライチェーンの混乱や食糧、燃料、肥料価格のさらなる上昇、タリバン暫定政権に対する継続的な制裁などの影響も今般の人道危機に拍車をかけている。

また、女性の権利を制限する動きも顕著になってきている。2021 年 9 月 7 日に発表されたタリバン暫定政府では、内閣はすべて男性で構成されており、女性省を廃止し代わりに“勧善懲悪省”が復活するなど、女性の権利を懸念する声が国内外からあがっている。2022 年 3 月 23 日には、中等学校における女子生徒の復学が突然中止されるなど、女子教育の機会が絶たれる状態が続いている³ことに加え、女性やマイノリティの権利・保護への懸念はさら

¹ [Afghanistan: Humanitarian Response Plan 2023](#) p13, OCHA, 2023

² [GHO_2023_EN_FINAL.pdf](#) p55

³ UN news, “Taliban’s backtracking on girls’ education, ‘deeply damaging’”, March 23, 2022, <https://news.un.org/en/story/2022/03/1114482> (2022 年 5 月 18 日閲覧)

に深まっている。更に 2022 年 12 月 24 日には、アフガニスタン人女性に対し、NGO で働くことを禁止する法令が発布された⁴。

2023 年 1 月に発表された HUMANITARIAN NEEDS OVERVIEW AFGHANISTAN2023 では、3 年連続となる深刻な干ばつに見舞われ大打撃を受けた国内食糧生産、度重なる自然災害、激しい景気後退、物価高騰等がアフガニスタン人の家計を圧迫しており、早急な食糧・生活物資の緊急支援をはじめとする優先度の高い人道支援ニーズについて言及している⁵。今後は、全てのアフガニスタン人の生命及び財産の保護と社会の秩序の回復、基本的な人権、特に女性やマイノリティの権利の保護・向上、多様な民族・宗派を含む包摂的な政治プロセスが担保される国造りのための人道支援が喫緊の課題であり、食糧、保健医療、水・衛生、保護、教育等の人道支援を通じ、アフガニスタンの人々に寄り添う支援を行うとともに、地域の安定化に向け引き続き積極的な役割を果たしていく必要がある。

【評価】現在、アフガニスタン人道危機対応計画（2022 年 3 月から 2023 年 3 月）の下、2021 年度補正予算を財源として 3 団体 3 事業、2022 年度当初予算を財源として 6 団体 6 事業が展開されている。事務局は、2021 年度に実施した現金給付、食糧支援、物資配布、水衛生支援、保健、保護、新型コロナウイルス感染拡大予防等の事業について、各々 DAC 評価 6 項目に基づき、妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性の観点から評価を行った。

アフガニスタンでは、暫定政権樹立による不安定な政治体制、国際社会による経済制裁、金融システムの崩壊、治安上の懸念、食糧の不足、新型コロナウイルス感染拡大、地震・洪水等による自然災害等、様々な要因に加え、急激な円安による事業予算の縮小、邦人の入域制限も伴って事業の効率性、有効性の確保が困難な面があった。しかしながら、評価の結果、概ね全ての事業が、事業対象地および裨益者のニーズ、優先度、社会・経済的コンテキストに合致し、裨益者の満足度の高い支援が実施されていたことが確認されたところ、妥当性及び整合性は高いと判断された。なお事後評価の鍵となる持続発展性について、中長期的なインパクトは持続発展性にて保証され、持続発展性は内部・外部の整合性及び現地リソースの活用、特に現地政府の組織的且つ体系的な関与が重要となる。本来であれば現地政府がプロジェクトの企画段階から関与することが望ましいとされるが、国際社会によるタリバン暫定政権下にある人々への支援方針に鑑み、同政権の支援への関与は最低限に留め、コミュニティの能力強化及び各種クラスターとの連携を通じ持続発展性の確保、以て中長期的なインパクトの醸成を行うこととした。

② イエメン人道危機対応支援

【プログラム予算】90,830,649 円（政府資金：2022 年度当初予算）

⁴ [Afghanistan: Humanitarian Response Plan 2023](#) p4, OCHA, 2023

⁵ AFG-HNO-2023-p06.pdf

【実績】117,240,283 円（政府資金及び民間資金）

【プログラム期間】2022 年 5 月~2023 年 5 月

【実施団体】4 団体（SCJ、ADRA、JPF、ACCEPT）、4 事業

【概要】2023 年度、イエメンの人口の 3 分の 2 にあたる 2,160 万人が人道支援と保護のサービスを必要とすると見込まれている。イエメンの 2023 年度人道支援計画では、人道支援を必要とする最も脆弱な人々、およそ 1,730 万人へ支援を届けるために 43 億ドルが必要とされ、要因としては、近年の自然災害により被害の度合いを増している長引く紛争、立ち退きそして経済破綻が挙げられる⁶。

イエメン人道支援対応は複合的な脆弱性に直面している人々を支援するが、国内避難民や帰還を想定している人々に限定せず、Muhamasheen⁷、障害がある人々、移住者そして難民が含まれる。

対応支援のアプローチは主に 3 つの戦略目標があり、ライフセービング、durable Solutions に向けたレジリエンスへの貢献そして保護を中心として成り立つ見込みである。2023 年度対応支援戦略は、一つ目の戦略目標だけで 1,400 万人へ喫緊のライフセービング支援を提供し、ニーズの緊急度と深刻度に対処することに目を向けている。

対応支援は、新たな総体的なフィードバックメカニズムとコミュニティ認識調査の展開を実施することにより、コミュニティの関わりと影響を受けている人々への説明責任を構築し、人々をより中心に捉える。この活動が、PSEA 予防への実施施策をさらに強化し、補強されることで、支援とサービスが人々のニーズに見合うよう修正されることを確実にする⁸。2023 年度人道支援対応は、2022 年度中期に実施されたイエメン危機の諸機関人道支援評価の気づき、推奨により継続して報告される。これは、アクセス、分析、コミュニティ受容、ローカライゼーション、人道的な開発協働そしてその他の要素を強化するために人道支援コミュニティ全体を通じての調整と協調した努力を含む。

現在、イエメンは全面戦争の状態ではなく、また、公正な平和からの恩恵も受けていない。2022 年 4 月 2 日から 10 月 2 日までの停戦協定中、紛争関連の避難民は 76%減少した。同時期に地雷、不発弾を含む残留爆発物の犠牲者は 160%増加した。公的サービスと経済の悪化は続いており、最低限の家庭支出費用はこの一年間で 50%増加した。

また、食糧事情も悪化の一途をたどっており、FAO Yemen Humanitarian Response Plan 2023 によると、8 年に及ぶ武力紛争により、イエメンは世界で最も複雑化した人道危機の一つとなっており、全人口の半分以上である 1,700 万人が、食糧不足の深刻さを示す総合的食料安全保障レベル分類（Integrated Food Security Phase Classification: IPC）で「急性食料不安レベル」とされる IPC3 以上の急性食料不良に陥っている。麻痺した経済、気候変動

⁶ OCHA, [Humanitarian Response Plan Yemen 2023](#), p.6.

⁷ OCHA, [Humanitarian Response Plan Yemen 2023](#), p.98. Muhamasheen community とは、アデン、タイズ、アルホディダなど、紛争地域に広く居住している社会的に弱い立場に置かれているイエメンのマイノリティを指す。

⁸ OCHA, [Humanitarian Response Plan Yemen 2023](#), p.6.

そして食糧価格の高騰は脆弱世帯をさらに高いリスクへと向かわせている。農業生産の回復、重要なリソースである食糧と収入は、イエメンの地方の人々にとって人道支援対応への基本要素であるとしている。1 ドル分によるイエメンの農家への穀物・マメ科の種子支援は、その穀物の価値の 11 倍を産出する支援になるという⁹。

イエメンの人々は、人道支援の継続的なサポートを必要としており、支援者の尽力的な支援の継続が、誰一人も置き去りにしない、質の高い、包括的な支援を確実に実施することに繋がる。

【評価】2022 年度、イエメン国内では、2021 年度当初予算を財源に 1 団体 1 事業が、2022 年度当初予算を財源に 2 団体 2 事業がそれぞれ実施された/実施中である。2021 年度当初予算の事業では、タイズ県において、コミュニティおよび教育現場における水・衛生支援、子どもの保護の問題への対処能力強化のための支援が実施された。2022 年度当初予算の事業では、ラヘジュ県とアブヤン県において、紛争のために使用不可能になっていた灌漑システムの復旧や適応型農業トレーニングを、さらに同じくラヘジュ県において、学習支援センターにおける各種研修、補習授業や学用品の提供、キャンプに居住する人々への子どもの保護に関する研修や啓発、ケースマネジメントが実施されている。

2021 年度当初予算を財源とした事業を対象として実施された JPF 事務局による第三者評価では、全ての活動指標が達成されたことを確認すると同時に、修繕された給水設備に関する裨益者の高い満足度が明らかとなった。事業対象地のタイズ県は、戦闘の前線に近いことや自然災害の影響もあって水・衛生施設の多くがダメージを受けていたなか、サーベイを行った 210 名全員が「事業実施前に水の確保に困難を抱えていた」と回答しており、喫緊のニーズに即した妥当な事業であった。特にコミュニティでの水・給水支援に関しては、安全な水へのアクセス改善に加え、水汲みにかかる時間が短縮されたことで生産活動に充てる時間が増えたという声も聞かれた。また、学校での水・給水支援については、男女別のトイレが設置されたことで、女子児童がトイレを気にせず勉強に集中できるようになったとの声が挙げられ、女子児童のドロップアウト率の減少へのインパクトが期待される。なお、コミュニティにおける給水支援では、地方給水公社と水管理委員会の連携、協働を促す取り組みや、住民からの水利用料金徴収の仕組みを導入するなど継続的に維持管理がなされる工夫がなされた。結果、77%のサーベイ回答者が水管理委員会は事業終了後も給水施設の維持管理を継続する見込みであると回答するなど、これらの取り組みが機能していることが伺われる。また本事業では、コミュニティの宗教指導者と適切な協力関係を築いたことで、子どもの保護を中心とした啓発活動の効果を高めることが可能となった。一方課題として、一部学校において修繕したトイレが施錠され使用できなくなっていた事例や、石鹼等の配布された衛生用品が適切に配置されていない事例が確認された。これらについては、適切なモニタリング体制の構築や配布時期の見直しが求められる。また、学校における水・衛生施設の

⁹ FAO <https://www.fao.org/3/cc4872en/cc4872en.pdf>

維持管理を担う管理者をコミュニティから選出していた点について、維持管理の持続性に疑問が呈された。今後同様の事業を実施する際には、学校職員がコミュニティから選出された管理者と学校をつなぐ役割を担うことで、持続性を高めることができるといった提言がなされた。

全体として、JPF イエメンプログラムは 2022 年度の実施団体 2 団体と小規模ながら、特にニーズの高い地域において紛争状況下の裨益者の能力強化やレジリエンス強化に主眼を置いた活動が実施され、裨益者・裨益コミュニティが持続的に事業の効果・インパクトを発展させていくことが期待される支援が展開されている。

③ イラク・シリア人道危機対応支援

【プログラム予算】 894,366,826 円（政府資金：2021 年度補正予算&2022 年度当初予算）

【実績】 894,366,826 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2022 年 3 月~2023 年 5 月

【実施団体】 9 団体（AAR、CCP、IVY、PARCIC、PW、REALs、SCJ、WVJ、JPF）、22 事業

【概要】シリアは依然として世界最大かつ最も複雑な人道上の危機的状況下にあり、いまだ約 1,590 万人が何らかの人道支援を必要(People in need)としており、昨年から約 70 万人増加した¹⁰。そのうちの 410 万人が極めて深刻な危機的状況(People in extreme and catastrophic need)にあり、この数字は現在のシリア国内の人道危機的状況が、依然として深刻であることを示している¹¹。長引く紛争の影響に加え、2022 年も引き続き経済活動と復興の停滞、シリア・ポンドの貨幣価値の急落、ロシアによるウクライナ侵攻を端緒とする世界的な食糧価格の高騰、燃料不足等により、人口の 68%にあたる約 1,500 万人が食糧危機(food insecurity)に瀕している¹²。食糧への喫緊の支援ニーズがとりわけ深刻だが、食糧以外にも、生計支援、電力供給、越冬支援等、日々の生活を送るうえで欠かすことのできないあらゆるニーズが増加傾向にあり、紛争勃発以降最悪の社会経済状況にある。これらの複合的要因による経済停滞は人々を貧困に追いやり、人々の人道支援への依存度を高めたり、コーピングメカニズム(負の対処法)への依存度を高めたりし、負のサイクルから抜け出せない状況が続いている。さらに追い打ちをかけるように、自然災害が脆弱な人々をさらに脆弱な状況に向かわせている側面もある。2022 年は雨季の降雨量が例年以下であり、飲用・農業用問わず水不足に悩まされ、その結果として水系感染症リスクの増加や栄養失調につながった。2023 年 2 月 6 日にはトルコ南東部を震源とする大規模な地震が発生し、シリア北西部のイドリブ県やアレッポ県を中心にトルコと国境を接する広い範囲で地震の影響を受け

¹⁰ UNOCHA, [Syrian Arab Republic \(SRP\)](#), Accessed on 23 April 2023

¹¹ UNOCHA, [Syrian Arab Republic: 2023 Humanitarian Needs Overview \(December 2022\)](#), December 2022, P6.

¹² UNOCHA, [Syrian Arab Republic: 2023 Humanitarian Needs Overview \(December 2022\)](#), December 2022, P95.

た。国際移住機関(IOM)によると、約 63 万人を支援対象として約 5,100 万米ドル相当の支援が必要であるとしている¹³。

イラクでは、2017 年 12 月に政府とイラク・レバントのイスラム国(以下 ISIL)間の戦闘が終結した後、政治情勢全般の圧迫、選挙、新型コロナウイルスによってさらに悪化した経済的なマイナス傾向、保護リスクの増加など、さまざまな課題に直面している¹⁴。

帰還を果たした人々においても、多くが未だに不安定な生活状況下であり、帰還先での生活を持続的なものとするための支援を必要としているが、人道支援のための資金が十分であるとは言えない状況が 2022 年も続いた。例えば、シェルター/NFI 配付は支援対象者の僅か 18%にしか支援が行き届いていない。他の分野においても、教育分野(資金ベースでは目標額の 28%程度、支援対象は目標値の 43%)、子どもの保護分野(資金ベースでは目標額の 2%、支援対象は目標値の 62%)、食糧分野(資金ベースでは目標額の 36%程度、支援対象は目標値の 58%)等、十分なアプローチができていない¹⁵。支援分野の偏りもまた、2022 年のイラクにおける人道支援の特筆すべき点といえよう。2022 年の人道支援計画(Iraq Humanitarian Response Plan: 以下 HRP)では、支援対象者 99 万人に対し 150 万人(目標比 154%)に支援が行き届いた一方で、分野別では保健、保護、給水衛生の 3 分野しか目標値を上回っていない¹⁶。先述したように、シェルター/NFI や教育分野等の多くの分野はいまだに支援が行き届いておらず、今後の課題である。

さらに、イラクの政治の先行きは未だ不透明で、多くの経済的課題が残っている。避難民や帰還民のコミュニティは依然として不当に脆弱であり、ISIL 危機もほぼ停滞したままである。元の居住地に戻らない理由としては、住居の損壊や破壊、生計が見通せない、過去のトラウマ、安全上の懸念などたきにわたっており、各クラスター横断的な調査によると生計支援/就労支援、シェルター/保護、保健、食糧支援が必要であるとされている¹⁷。帰還が進んでいるとはいえ、そのスピードは非常に緩やかであり、帰還の進捗に遅れが生じている状況には変わりはない。多くの脆弱な国内避難民と帰還民は、移住先や自宅での住居状態や、基本的なサービス、生計が不十分であることなど、多岐にわたる障壁に阻まれている¹⁸。国際移住機関(IOM)によれば、約 59 万人、割合にして 12%の帰還民が“非常に深刻な状態(High Severity)”であり、約 193 万人(帰還民の 39%)にあたる人々が“中程度の深刻な状況(Medium Severity)”に直面している¹⁹。

レバノンでは経済・金融崩壊の影響に直面しており、新型コロナウイルスの感染拡大、バイル

¹³ IOM, [IOM Consolidated Flash Appeal Türkiye and Syrian Arab Republic 2023 Earthquake Response](#), February 2023

¹⁴ [Regional Refugee&Resilience Plan REGIONAL NEEDS OVERVIEW 2022](#), p33 Dec2021

¹⁵ [Iraq: 2022 Humanitarian Funding Overview \(As of 03 January 2023\)](#), Jan 2023

¹⁶ [Iraq Humanitarian Transition Overview 2023 \(February 2023\)](#), Feb 2023

¹⁷ [Iraq Humanitarian Transition Overview 2023 \(February 2023\)](#), Feb 2023

¹⁸ [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p97

¹⁹ [IOM Iraq DTM Return Index: Findings Round Sixteen \(February 2023\)](#), Feb 2023

ート港の爆発事故、シリア危機、さらに政治の行き詰まりが民衆の抗議を煽り、有意義な改革と復興の努力を妨げている²⁰。2019 年 10 月以降、レバノン・ポンドはその価値の 95%以上を失い、人々の購買力低下に拍車をかけている。前年比 186%のインフレが発生したほか²¹、2019 年 10 月を 100 とした時の 2022 年 6 月の食糧価格は 4,696 であり食糧を得ることが困難であるため、総合的食料安全保障レベル分類(IPC)では 38%のレバノン人および 53%のレバノンに滞在するシリア人が、急性食料不安(IPC フェーズ 3)かそれ以上の深刻な食糧危機的状況である²²。また、燃料価格の高騰および燃料不足による停電は医療と飲料水の確保を脅かしており、燃料に大きく依存する公共の上下水道設備も停止している。このような状況の中、レバノンの一般市民の状況は日に日に悪化している²³。

トルコではこの 8 年、最大の難民受け入れ国として、シリア難民をはじめアフガニスタン、イラク、イランなどの国からも多くの難民を受け入れている。新型コロナウイルスの感染拡大は難民を含む多くのグループにさらなる負担をかけ、脆弱性を増大させた。追い打ちをかけるように、2022 年には世界的な食糧価格とエネルギー価格の高騰がトルコのインフレに拍車をかけた。2023 年もトルコ国内経済の見通しは厳しく、選挙があることも相まって、難民とホストコミュニティ間の対立に細心の注意を払う必要がある²⁴。また、シリアと国境を接する地域は 2023 年 2 月に発生した大地震によって甚大な被害を受けており、自然災害に対する脅威も高いことが窺える。

またジェンダーの不平等に関する問題も深刻であり、ジェンダー差別があるため女性が支援を平等に受けることができないこともある。緊急時のためのセーフティネットも用意されているが、その用意を遥かに上回る難民がいるためニーズのすべてに対応できているわけではない²⁵。またトルコ政府はシリア難民の授業料免除政策の取り消しなどを行ったため、シリア難民の子どもたちの入学状況に影響を及ぼす可能性がある。すでに現状で 40 万人の学齢期にある子どもたちが学校に通えていない²⁶。

総合的に、シリア難民の状況は、世界最大の人道的・開発的危機の一つであり続けており、本プログラムの対象国であるイラク、レバノン、トルコに限定しても、530 万人以上のシリア難民の登録を受け入れ続けている²⁷。シリア人に加え、これらの国々は他の国籍の難民、庇護希望者、無国籍者を数十万人受け入れており、これらの人々の多くは、10 年以上にわたって避難生活を送り、深刻な貧困の中で生活しており、国際社会の支援を受けながら、ホスト国の政府や地域社会の継続的な寛大さによって生き延びてきている。

²⁰ [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p100

²¹ [Lebanon Economic Monitor : Time for an Equitable Banking Resolution - Executive Summary](#), Nov 2022

²² [Regional Strategic Overview 2023](#), p.8

²³ [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022](#) p100

²⁴ [Regional Strategic Overview 2023](#), p.9

²⁵ [3RP Regional Needs Overview2022](#) p28

²⁶ [3RP Regional Needs Overview2022](#) p28

²⁷ [Regional Strategic Overview 2023](#), p.4

しかし、大規模な難民を受け入れていることに加え、3RP 諸国は新型コロナウイルスによる世界的な経済停滞、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや食糧価格の高騰、3RP 諸国が元来抱える社会的課題による大きな影響を受け続けている。マクロレベルでは、3RP 諸国の経済予測は、回復に長い時間がかかり、以前と比べて成長が鈍化することを示唆しており、保健や教育などの基本的なサービスの提供を確保することに影響を及ぼしている。世帯レベルでは、貧困と失業率は依然として非常に高く、地域全体の平均世帯収入は以前と比較して急激に減少している。特に難民の間では、多くの子どもたちが地域全体で学校に通えないままであり、かなりの保護リスクに直面している。さらに、このような全体的な状況はさらに不平等を加速しており、難民とホストコミュニティの間の社会的結束と安定に影響を及ぼしている²⁸。

【評価】イラク・シリア人道危機対応計画(シリア国内)(2022 年 3 月から 2023 年 3 月)を策定し、現在、2021 年度補正予算を財源として 5 団体 5 事業、2022 年度当初予算を財源として 7 団体 7 事業を展開、内、事務局では、2021 年度に実施した 9 事業を対象に事業の妥当性や効果、インパクトについての価値判断を含む事業の質の向上とアカウンタビリティの担保を目的としたモニタリング・評価を実施した。概ね全ての事業において、事業対象地および裨益者のニーズ、優先度、社会・経済的コンテクストに合致し、裨益者の満足度の高い支援が実施されていたことが確認された。一方、「コロナ補正」を財源とする事業については、その一義的な目的は新型コロナウイルスの拡大防止であったことから、食糧不足、生計手段の喪失、等の慢性的、且つ喫緊のニーズに対応できない事業に対しては、ニーズへの適合性に疑問とする意見が挙げられた。更に、長期化、且つ複雑化する国内避難民、難民問題に対しては、各々のプロジェクトの補完性を確保した包括的な戦略を複数年度にて実施すべきとの意見が挙げられた。これに加えて、2022 年度補正予算では 4 団体 4 事業を 2023 年 3 月より順次事業を開始している。

一方、イラクやシリア周辺国においては、イラクで 2 団体 3 事業、レバノンで 3 団体 3 事業、トルコで 3 団体 3 事業を実施した。主な支援分野は保護・心理社会的支援、教育等である。2022 年度も 2021 年度と同様に情勢不安や燃料価格の高騰が事業を実施する上でボトルネックになったほか、米ドル高によるコスト増大の影響を受けた。レバノンでは実勢レートと公定レートが大きく乖離し、貨幣価値が大きく下落したほか、イラクでは行政からの活動許可取得に時間を要しており、事業実施するうえでの懸念点となっている。トルコでは 2023 年 2 月に発生した大地震によって現地事務所が被害を被った団体もあり、自然災害の脅威にも注意を払う必要がある。本プログラムの対象各国において、長引く人道危機的状况下においてホストコミュニティの負担も大きくなっており、難民のみならずホストコミュニティへの支援要請も高まっている。2022 年度に実施したいずれの事業においても、国連諸機関や行政、現地提携団体と連携してスムーズに事業実施できるよう工夫しているほか、

²⁸ OCHA, [GLOBAL HUMANITARIAN OVERVIEW 2022 Syria Regional\(3RP\)](#)

本プログラムが長期にわたって支援してきた強みを活かして、各団体は現地のニーズに即した事業を実施している。

個別事業の終了時評価（対象：シリア 4 事業、イラク 2 事業、レバノン 2 事業、トルコ 1 事業）は 2023 年 1 月に事業を開始した。2023 年中旬にかけて、終了時評価報告書を作成していく。

④ ミャンマー避難民人道支援

【プログラム予算】127,225,985 円（政府資金：2022 年度当初予算 117,062,832 円、民間資金 10,163,153 円）

【実績】127,225,985 円（政府資金・民間資金）

【プログラム期間】2022 年 4 月～2023 年 3 月

【実施団体】4 団体（PW、SCJ、PLAN、WVJ）、4 事業

【概要】ミャンマー連邦共和国のラカイン州北西部に住むイスラム系少数民族の「ロヒンギャ」（JPF では民族的背景及び避難されている方々の多様性に配慮し、ミャンマーからバングラデシュに避難・強制移住させられた人々を「ロヒンギャ」ではなく「ミャンマー避難民」または単に「避難民」と表現）がこれまで受けてきた迫害・差別は、「ロヒンギャ」と名乗ること自体を政府によって公式に否定され不法移民として国籍を与えられないことに加え、国内の移動・結婚の制限、労働の強制、恣意的な課税、財産の没収等におよび、人間としての尊厳・基本的人権を奪う悲惨な状況が今日まで続いている。「ロヒンギャ」は 1970 年代末と 90 年代初めの 2 回にわたりバングラデシュへ 20 万人規模の「ミャンマー避難民」となって大量に流出し、そのことで国際的に認知されるようになった歴史があるが、最近では 2017 年 8 月 25 日に「アラカン・ロヒンギャ救世軍」（ARSA）を名乗るロヒンギャ武装勢力によるミャンマー警察・軍関連施設の襲撃が発生し、その後ミャンマー軍と警察による防衛を名目とした「ロヒンギャ」住民に対する史上最悪の掃討作戦が始まったことから泥沼化した。2022 年 9 月末時点で避難民約 94.5 万人以上の人々が、主にバングラデシュ南東部のコックスバザール県に避難し、「ミャンマー避難民」として登録され、ウキヤ郡・テクナフ郡にある過密状態の 33 の避難民キャンプや居住区に居住している²⁹。また最近ではバングラデシュ政府主導のバサンチャール島への移送計画も進んでいる。バサンチャール島は、本土から約 60 キロメートル離れたベンガル湾の中心に位置する無人島であり、ここにバングラデシュ政府は社会基盤となるインフラを整備し、ミャンマー避難民に対し Essential services を提供するなどの支援を実施し、最終的に 2023 年末までに約 10 万人を移住させるという政策を掲げており、2022 年 12 月末までに約 30,000 人がすでに移住している³⁰。2017 年 8 月の避難民の大規模な流入からもうすぐ 6 年という歳月が経過しようとしている

²⁹ ISCG, [2023 Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis](#), p.14.

³⁰ ISCG, [2023 Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis](#), p.35.

現在も、避難民は人口密度の高い半島部の丘陵地に形成されたキャンプにおいて、耐久性の低いシェルターで暮らしている。いまだに洪水と土砂崩れのリスクを伴う地域に住む避難民もあり、安全な水や衛生設備へのアクセスは限られ、極めて劣悪な衛生環境の中で生活している。配給される食糧は栄養バランスを欠き、多くの避難民が慢性的な健康のリスクにさらされており、また過去の迫害・差別によるトラウマによりストレスを抱える避難民も多く、子どもたちは教育を受ける機会なども限られている。更に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020 年 4 月 5 日以降はキャンプ内における感染拡大に伴う活動制限（医療や水衛生、食糧配付などの生命に関わる人道支援活動のみが許可）により、支援プログラムや内容、支援団体のキャンプへの入域が大幅に制限されたことから、益々厳しい生活環境下におかれた。バングラデシュ政府は、2021 年 9 月 12 日以降は感染拡大がピークを越えたことや、キャンプ内高齢者のワクチン接種率が上がったことなどから、手洗い、マスク着用、といった感染予防措置を講じること、また講座や研修は参加人数の条件を示しつつも制限を緩和した。これにより全セクターの活動が再開されたが、キャンプで暮らす避難民は依然として、支援へのアクセスが困難な状況に置かれている。

バングラデシュとミャンマー両政府の帰還交渉が進まないまま、2021 年 2 月にミャンマーで発生した軍事クーデターにより、ミャンマー軍が軍事政権を発足させた。これにより避難民が求める帰還後の安全と国籍付与を前提とした帰還のプロセス³¹の見通しはより一層不透明となり、避難生活の長期化は避けられなくなった。避難民の脆弱性に配慮した効果的、効率的かつ中長期的視点に立った支援を視野に、彼らが自力で立ち直る力を強化するよう、ミャンマー語でのミャンマーにおける教育カリキュラム、技能開発やキャパシティビルディング活動（人材育成）等を通じて、避難先および将来の帰還先での自立した生活の実現に貢献し得る支援が今後の課題となってくる³²。

またバングラデシュ政府は避難民キャンプで人道支援を行う NGO には全支援額の 25～30%をホストコミュニティへ支援するよう義務付けている。ホストコミュニティは、元々バングラデシュ国内でも貧困層が多い地域であったことに加え、避難民の流入、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に負の影響を受け続けており、また最近では避難民とホストコミュニティ住民間の軋轢も問題となっている。長期化する避難民流入の影響を受けるホストコミュニティでは、その支援の不均衡に対し不満が鬱積しており、両者間の衝突も度々発生するなど緊張が高まっている。避難民、ホストコミュニティ住民双方に悪影響を及ぼさないよう配慮し、緊張緩和・関係改善に向けた更なる支援が求められる。

【評価】2022 年度、本プログラムでは 5 団体 5 事業が事業を申請し、避難民キャンプおよ

³¹ 2017 年 11 月にミャンマー政府とバングラデシュ政府が帰還に関する覚書を締結し、2018 年 11 月および 2019 年 8 月に帰還者名簿に基づいた帰還計画を実行した。しかし帰還を希望する避難民は現れず、2 回とも実現に至らなかった（UNHCR, UNHCR Statement on Voluntary Repatriation to Myanmar. Web. 19 September 2019）。帰還先での安心と尊厳、基本的人権の保障を主張する避難民は、それが担保されない限り自発的な帰還はないとの一貫した姿勢を保っている（P13, Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis (January- December 2019), overview and response strategy）。

³² ISCG, [2023 Joint Response Plan for Rohingya Humanitarian Crisis](#), p.18.

びホストコミュニティにおいて、保健・医療 (Health)、教育 (Education)、給水・衛生 (Water and Sanitation)、シェルター・物資配布 (Shelter and NFIs)、保護・心理社会的支援 (Protection / Psychosocial Support)、防災・災害リスク削減 (Disaster Risk Reduction) の分野で支援を実施している。

バングラデシュとミャンマー両政府の帰還交渉が進まないまま、ミャンマー国内において 2021 年 2 月にミャンマー軍が権力を掌握してから 2 年が経過し、状況はいつそう不透明となっている。避難民が求める、帰還後の安全と国籍付与を前提とした帰還のプロセスは早期には望めず、避難生活の長期化は避けられない。また、ホストコミュニティは、元々バングラデシュ国内でも貧困層が多い地域であったことに加え、コロナ禍での経済状況の悪化や政府への不満の矛先がミャンマー避難民にむいており、軋轢が深まっている。

プログラム全体を通じて、2022 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による避難民キャンプへの入域制限が 2021 年度より緩和され、感染対策を実施しながら支援活動が再開されたため、いずれの事業においても、これまでの事業の遅れを取り戻したり、一部実施を断念していた活動を再開したり (活動アプローチの変更等含) 柔軟に対応している。今後のアフターコロナに向けては、コロナ禍において脆弱さが増した層にどのように効果的に支援を届けられるかが引き続き課題となってくる。

⑤ 南スーダン難民緊急支援

【プログラム予算】 335,110,035 円 (政府資金：2021 年度補正予算 & 2022 年度当初予算)

【実績】 335,110,035 円 (政府資金：同上)

【プログラム期間】 2022 年 3 月~2023 年 3 月

【実施団体】 7 団体 (WVJ、PW、SCJ、ADRA、REALs、GNJP、JPF)、8 事業

【概要】 従来南スーダンが直面していた紛争や断続的に発生する洪水被害、インフレーション、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による影響と経済への打撃に加え、2022 年に発生したロシアによるウクライナ侵攻を発端とする世界的な食糧危機が国内および国外への膨大な避難、資源・生計・基本的なサービスの枯渇、特に最も脆弱なグループの保護リスクの増加をまねき、生活基盤の弱体化と人々の負の対処法への依存の増加から、人々は負のサイクルから抜け出せずにいる。南スーダン国内において難民を含めた人道支援を必要としている人々の数は、2022 年 11 月時点では約 890 万人であったが³³、わずか 3 か月のあいだに 20 万人も増加し、2023 年 2 月現在では約 910 万人となっている³⁴。さらに、2023 年には人道支援を必要とする人の数は、南スーダンの人口の 76% に匹敵する 940 万人に達すると予想されている³⁵。2023 年 2 月現在、国民の約 5 人に 1 人にあたる約 226 万人もの人々

³³ OCHA, [South Sudan: Humanitarian Snapshot \(November 2022\)](#), December 13 2022

³⁴ OCHA, [South Sudan: Humanitarian Snapshot \(February 2023\)](#), March 21 2023

³⁵ OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

が国内避難民であり³⁶、洪水や紛争によって一年を通して何度も避難せざるを得ない人もいる。とくに 2022 年度は例年より降雨量が多く、前年洪水被害に遭わなかった地域でも洪水の被害が確認され、難民や国内避難民を増加させる要因となった。これにより南スーダン国内では 39 の郡とアビエイ地区において 100 万人以上が影響を受け³⁷、人々が避難を余儀なくされただけでなく、家屋や農地、公共施設が被災した。

2023 年 2 月現在、南スーダン周辺国で生活する南スーダン難民 228 万人の多くはウガンダ（86 万 5,000 人）、スーダン（79 万 7,000 人）、エチオピア（41 万 3,000 人）に身を寄せている³⁸。南スーダン難民の避難先であるエチオピアでは、2022 年 11 月にエチオピア北部での停戦合意があったものの、依然としてエチオピア国土全域において情勢不安と言わざるを得ない。暴力の蔓延、紛争、経済状況、気候変動等の複合的な要因によって、難民や国内避難民の多くを占める子供や女性等の脆弱な人々は、さらに脆弱な状況へと追いやられ、南スーダン国内外における人道支援ニーズはさらに高まっている。

南スーダン人道対応計画（South Sudan Humanitarian Response Plan：SSHRP）によれば、南スーダン国内では、食料安全保障・生計セクターで最も多い 800 万人が、次いで保険、保護、給水衛生支援のセクターにて各 610 万人が支援を必要としている。給水・衛生セクターにおいては、洪水によって井戸等の給水施設が被害を受け、安全な水へのアクセスに影響が及び、さらにトイレ等衛生施設の破損や不足は野外排泄の要因になっている。安全な水へのアクセスの不足や劣悪な衛生環境により、人々は下痢症やコレラ等の水系感染症、また COVID-19 や E 型肝炎蔓延のリスクに晒されており³⁹、特に洪水被災地域ではその懸念が高まっている。このため、さらなる被害を防ぐために洪水対策とともに被災した給水施設への復旧も喫緊の課題とされている。

食料安全保障セクターにおいては、昨年に引き続き最悪のレベルとなっている。ウクライナ危機の余波を受け、2022 年 7 月頃から食糧価格の高騰が顕著になり、南スーダン難民や国内避難民の危機的状況は続いている。総合的食料安全保障レベル分類(Integrated Food Security Phase Classification: IPC)において「急性食料不安レベル」とされる Phase 3、および「人道的危機レベル」とされる Phase 4 の地域が、南スーダンのほぼ全土を占めており、農作物の収穫量が減る 2023 年 4～7 月頃にかけてさらに悪化するものと予想されている⁴⁰。栄養セクターでは人口の 16%が急性栄養失調状態にあり、220 万人以上の女性や子どもが、食料安全保障・生計支援セクターにおいては 800 万人が支援を必要としている⁴¹。また、分野横断での保護支援も喫緊の課題となっている。

³⁶ OCHA, [South Sudan: Humanitarian Snapshot \(February 2023\)](#), March 21 2023

³⁷ OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

³⁸ OCHA, [South Sudan: Humanitarian Snapshot \(February 2023\)](#), March 21 2023

³⁹ OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

⁴⁰ IPC, [IPC: South Sudan](#), Accessed on December 21 2022

⁴¹ OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

南スーダン地域難民対応計画（South Sudan Regional Refugee Response Plan: SSRRRP）では、エチオピアをはじめとした難民受け入れ国における難民の保護に加え、持続可能な難民支援の必要性が強調されており、食糧や生計手段へのアクセスなどの基本的なサービスのアクセス、またアクセスを改善することで難民とホストコミュニティおよび社会的統合の促進必要性を掲げている。

長期化および複合化する人道危機により、より一層迅速な人総支援の供給が求められているが⁴²、人道支援に携わる人材や資産に対する武器を伴った暴力、官僚的な妨害、事業実施上の干渉等今後の動向を注視していく必要がある。

2023 年度においても、脆弱な人々のもっとも本質的なニーズに対応していくために、およそ 17 億米ドルが必要であるとされている⁴³。しかしながら、2017 年以降、国連の要望額に対し、国際社会からの供与額は 7 割程度となっており、2020 年以後、支援を必要とする人々の数が増加傾向にあることを考えると、ニーズギャップは今後も増えていく可能性がある。この状況を踏まえ、国連の対応計画等では、生命維持に関わる支援に加え、持続的かつレジリエンス強化に貢献する支援がより一層強く求められている。

【評価】直近の事務局評価事業では、本プログラム下において 3 団体(PW、WVJ、REALs)が南スーダン国内で実施した給水衛生分野や平和構築分野等の 3 事業を対象に、第三者評価コンサルタントによる現地調査を伴う個別事業終了時評価を実施した。給水衛生支援事業においては、給水設備の整備を通して給水の量・質を向上させたほか、大人や子どもへの啓発活動の有効性も確認された。住民が積極的に事業の意思決定に参加することで、住民のオーナーシップを高めるとともに、自立して継続的に活動できる意思・能力が育成された。また、子どもたちを能力強化の対象とすることで、子どもを通して大人たちにも衛生の意識付けが行われることとなり、再現性の高いものであることが確認できた。一方で、財政的な持続可能性を確保するためには、より長期的な目線に立ち、住民からの料金徴収の仕組み作りを検討すべきとの提言もなされた。平和構築分野の事業においては、指導者やユースリーダーの紛争管理能力強化や対立緩和のための共同作業をとおして、紛争解決能力の育成が確認された。とくに、ユースリーダーの存在は若者の態度変容を促した。また、この平和構築分野の事業において訓練されたリーダーが、給水衛生支援分野の事業において育成された水管理委員会の補佐をすることによって、給水所における紛争管理がなされたとの報告もあり、本プログラムの異なる分野、異なる事業間での相乗効果が確認された。

⑥ パレスチナ・ガザ人道支援

【プログラム予算】 88,588,233 円

【実績】 88,593,971 円（政府資金及び民間資金）

⁴² OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

⁴³ OCHA, [South Sudan Humanitarian Response Plan 2023](#), December 20 2022

【プログラム期間】 2022 年 5 月～2023 年 5 月

【実施団体】 3 団体 (CCP、PW、JPF)、3 事業

【概要】「天井のない監獄」と呼ばれるパレスチナ・ガザ地区には約 200 万人の人々が暮らしており、57Km の境界をフェンスや壁で封鎖され、限られた検問所で人々の出入りがコントロールされているだけでなく、物資の出入りも極端に制限されている。2007 年 6 月にハマスがガザを制圧して以降、極度に制限が厳しくなるとともに、2008 年、2009 年、2012 年、2014 年にイスラエルからの軍事攻撃を受けた。特に 2014 年は 7 月 8 日～8 月 26 日の 51 日間にわたり大規模な空爆と地上からの攻撃が行われ、死者 2,251 人、負傷者 11,000 以上（うち 10%の人々に障がいが残った）、全半壊した家屋 18,000 戸以上、72 の病院およびクリニックが全半壊するという甚大な被害を受け、もともと脆弱であった人々の生命、暮らし、教育、経済に大きな爪痕を残した。

このような状況下で、ガザ地区、西岸地区の人道状況は大幅に悪化した。ガザに対する陸・空・海の封鎖は 2022 年 6 月に 16 年目を迎え、人、物資の移動や貿易が制限され、人道的・経済的な問題を引き起こしている⁴⁴。

イスラエルによるパレスチナに対する攻撃は日常的に行われているが、特に、2021 年 5 月 10 日から 21 日にかけて続いたイスラエル軍による空爆や砲撃により、ガザでは 67 人の子どもと 130 人の民間人を含む 261 人が死亡し、2,200 人以上が負傷した⁴⁵。

この 5 月の紛争により、最も多い時で 113,000 人が避難民となり、2022 年 5 月の時点で 8,250 人の住居が全壊もしくは損傷を受け住めなくなり、避難生活を送っている⁴⁶。約 290 ヶ所の給水管、下水管、ポンプ場等を含む水・衛生施設が損傷し、約 130 万人が安全な飲み水や衛生設備にアクセスできていない⁴⁷。

また、上述のように不安定な状況のなか、2022 年 9 月 30 日には 39 人のパレスチナ人の子どもが殺され、894 人の子どもが紛争関連の暴力によってけがをしたと報告されている。ガザにおける最近の占領問題によって 495,600 人の子どもが MHPSS の支援を必要とする状況になっており、また 700,000 人の子どもが基本的な医療へのアクセスを制限されている。深刻な水不足、乏しい衛生用品、公的な水サービスの限界、洪水の危険性など水関連の病気リスクに 136 万人がさらされている。

パレスチナ全域において、93.4 万人の子どもを含む 210 万人以上の人々が深刻化する保護リスク下にある。この危機は、侵攻中の占領と度重なる敵対行為、パレスチナ経済内の金融、財政危機の深刻化、ウクライナ戦争の経済的影響による物価高騰の結果であるとも考えられる⁴⁸。

また世界銀行は 2021 年 5 月に起きた混乱は 59.3%貧困を増加させたと推測している。高い

⁴⁴ UNRWA,[OCCUPIED PALESTINIAN TERRITORY EMERGENCY APPEAL 2022](#),p9

⁴⁵ OCHA, [“Overview November 2021”, 3 Nov 2021](#)

⁴⁶ OCHA, [“Overview November 2021”, 3 Nov 2021](#)

⁴⁷ UNICEF, [“State of Palestine Humanitarian Situation Report No.2 January-July 2021”, August 2021, p.3](#)

⁴⁸ OCHA,[UNICEF State of Palestine Humanitarian Situation Report No.2: 01 July to 30 September 2022](#)

失業率と経済的な機会の損失は多くの過程に影響を与え、特にガザにおいて依存性を高める。2022 年下半期において、失業率はガザで 44%、西岸地区で 14%を記録した。そのうち 21%が男性、38%が女性である。

さらに、5.7%の学齢期の子どもたちがガザにおいて学校の経費を理由に退学することが増えており、働くことを余儀なくされている。西岸地区においても 19%の子どもが退学しており、保護のリスクを増加させている。

また、上記の複合的な理由による食糧価格の高騰等によって、ガザ地区の世帯生計は困窮を極めていいる。2022 年 6 月 30 日の UNOCHA の報告によると、ガザ地区の人口 210 万人のうち 130 万人 (62%) が喫緊の食糧支援を必要としており、また 2022 年第 1 四半期の失業率は 46.6%と高止まりし、とりわけ 15~29 歳の若者の失業率は 62.5%と極めて高い⁴⁹。

追い打ちをかけるように、ウクライナの危機の影響で小麦粉の価格は 32%上昇した。世界食糧計画 (WFP) によれば、小麦粉に加え、食用油が 15%、家畜飼料が 30-45%、燃料費が 10%とそれぞれ直近の 3 ヶ月で急騰しており、間接的に影響を受ける電力のコストも 2022 年 8 月に 16%上昇すると予想される⁵⁰。特に封鎖による影響で、ガザではヨルダン川西岸より小麦の価格の上昇率がさらに高くなっている⁵¹。実際、2022 年 3 月の時点で、210 万人のパレスチナ人がなんらかの支援に頼らなければ生活できない状況であり、さらに 64%である 130 万人はガザに住んでいるため、ガザの食糧、生活物資支援のニーズや緊急性は極めて高い⁵²。WFP によるとパレスチナ自治区全体で全人口 31.2%である 180 万人が食糧不安を抱えており、ウクライナ危機以降急激に上昇した。特にガザ地区内では人口の 64%が食糧不安な状態にあり⁵³、WFP によれば、ガザの脆弱世帯の 67%が 1 日に十分な量の食糧を確保できず、さらに 10%がたんぱく質、ビタミン、ミネラル、などの栄養価を含む食糧を確保できなかつたと報告されている⁵⁴。

特に脆弱世帯の子ども栄養状態も急速に悪化している。ガザでは、栄養支援が不可欠な新生児および 5 歳以下の子どもは 15 万人に上る。14 万人が非常に脆弱で慢性的な栄養不良と発育阻害⁵⁵、324,143 人は微量栄養素が不足している⁵⁶。必要最低限の栄養素を含んだ食事を摂取している子どもはわずか 14%である⁵⁷。

医療サービスも変わらず崩壊した状態であり、COVID-19 の影響によりその機能不全は悪化し、2022 年 9 月 30 日時点で 70.2 万人が COVID-19 に感染していることが確認され、そ

⁴⁹ UNOCHA, [The humanitarian impact of 15 years of the blockage](#), 30 June 2022

⁵⁰ World Food Programme, "WFP Palestine Monthly Market Dashboard" 2022 July, P1.

⁵¹ 同上。P8

⁵² UNOCHA, "Gaza Strip | The humanitarian impact of 15 years of the blockade - June 2022"

⁵³ World Food Programme, "WFP Palestine Monthly Market Dashboard" 2022 March, P1.

⁵⁴ World Food Programme, "WFP Palestine Country Brief" 2022 June, P2.

⁵⁵ Humanitarian Needs Overview 2018 Occupied Palestinian Territory, P31

⁵⁶ Humanitarian Needs Overview 2020 Occupied Palestinian Territory, P24

⁵⁷ 同上。

の 50%が女性、10%が 18 歳以下の子どもであった。またこの状況により 150 万人の人々（66%がガザに住む人々、33%が西岸地区に住む人々である）が基本的な医療へのアクセスに限界があり、またそのうち 70 万人が子どもである⁵⁸。

【評価】JPF は 2018 年以降ガザ地区における 3 年間の複数年プログラム「パレスチナ・ガザ人道危機対応支援（複数年）」を策定し、2021 年度は、その最終年として、医療・保健の質やレジリエンス向上のための支援を 2 団体が 3 事業実施した。また、並行して 2021 年 5 月のイスラエル軍による空爆の被害に対して、緊急準備金を活用して、4 団体による 7 事業も実施した。また、JPF のミッションビジョンを踏まえてガザ地区での支援ニーズを把握するための調査を、これまで JPF 支援を続けてきた保健セクターと、同地での生活のあらゆる側面で悪影響を与えている慢性的な電力不足についての 2 セクターにおいて実施した。2021 年度中、冒頭複数年プログラムが 2022 年 3 月末に終了することを見越し、2 年次及び最終年の 2 団体 4 事業⁵⁹について、現地第 3 者業者による現地訪問を伴う総合評価を事業毎に実施した。「人道支援の必須基準（CHS）」の 1、2、3 及び 6 を評価項目として採用し、質的・量的評価手法を組み合わせて実施の意義を評価したところ、いずれの事業も、大変実施の意義があったことを把握することができた。個々の活動においての教訓や学びとは別に、2007 年以降イスラエルの封鎖下にあるというガザ地区の人道危機の性質から、根本的な解決を希求するため、経済封鎖の解除へのアドボカシーは避けて通れないというプログラム横断的な指摘もなされた他、支援の継続や横展開も提言としてなされた。

他方で、JPF 常任委員会は、プログラム戦略会議からの提議を承認し、2022 年度を JPF によるガザ地区への支援のフェーズアウトの 1 年と定め、2 団体 2 事業をもって、ガザ地区への JPF 支援を終了すると決定した。これまで支援を実施してきた加盟団体からは、パレスチナ・ガザ地区では紛争を含む複合的な人道危機により緊急人道支援ニーズが未だ高い中での JPF 支援の終了に強い疑問が呈された。人道危機の激甚化頻発化の中で、新たな協働や資金額の拡充による打開の可能性が協議されるも、具体的な解決策には至っていない。

⑦ ベネズエラ避難民支援

【プログラム予算】29,651,338 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】29,651,338 円（政府資金）

【プログラム期間】2022 年 5 月～2023 年 5 月

【実施団体】1 団体（JADE）、1 事業

【概要】世界有数の産油国であるベネズエラは、しかしながら長引く政情不安、社会経済の

⁵⁸OCHA, [UNICEF State of Palestine Humanitarian Situation Report No.2: 01 July to 30 September 2022](#)

⁵⁹ CCP：「ガザ地区における脆弱世帯の母子保健事業」及び「ガザ地区における身体障がいや疾患を抱える人々の社会生活の回復に向けた当事者・家族・地域保健支援事業」

PWJ：「ガザ地区における脆弱な未就学児および家族・幼稚園への保健・栄養支援 2・3 期」

混乱を受け、国民生活が危機に瀕している。大規模な停電や断水が頻発し、それにより病院や学校などが閉鎖に追い込まれることに加え、深刻な食糧、医薬品不足やガソリンの供給不足が続いており、あらゆる面で生活が立ち行かない状況に陥っている。ハイパーインフレーションが進行し、基本的な生活必需品を購入できない世帯が続出、治安も悪化の一途を辿り、国内不安は一層高まっている。その結果、多くの国民が国外に流出し続けており、約 9 年間紛争が続くシリアに続き、世界で 2 番目ともなる「南米最大の難民危機」となり、南アメリカ・カリブ地域史上最悪と言われる人道危機の引き金となっている。

ベネズエラ国内の社会経済状況が好転する兆しが見えないなか、避難民の流出は続き、その人数は 2022 年 11 月までに 710 万人を超えており、そのうちの約 600 万人のベネズエラ避難民がカリブ・および中南米各地（17 国に及ぶ）に逃れている⁶⁰。避難民の増加により多くの近隣受入国・地域では、地元住民と避難民との間で関係が悪化、衝突も増加傾向にあり深刻な問題となっている。また 2020 年より急速に拡大した新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近隣受入国では国境を封鎖し、受け入れを一時中止、または入国制限する国もあった。更に追い打ちをかけるように、2022 年 12 月のカスティージョ大統領の罷免に続く逮捕に始まった政治的混乱は現地の経済・社会に大きな影響を与え、治安も急激に悪化し、全土に非常事態宣言が発出され大きな混乱を招いた。

JPF のベネズエラ避難民支援プログラムでは、支援対象国をペルーのみに留めており、2022 年度は 1 団体（JADE）1 事業が事業を申請し、避難民キャンプおよびホストコミュニティにおいて、保護・心理社会的支援を実施している。ペルーは、コロンビアに続くベネズエラ避難民受入国であるが、その受入人数は 160 万人以上に達し、そのうち 100 万人以上が首都リマに居住している（2022 年末まで）⁶¹。ペルー政府はベネズエラ避難民に対し、一時的な在留資格を与える制度を導入し、難民申請を受け付けており、各手続きのオンライン化を進め、手続きにかかる時間の短縮化に努めているが⁶²、増え続ける避難民に、国内の混乱も相まって対応が追いついていないのが現状である。本プログラムでは、こうした背景から、社会的、経済的に脆弱度の高いベネズエラ避難民とペルー国内のホストコミュニティ地域住民の双方に、法的、心理社会的ニーズに対する電話相談対応とコミュニティーボランティアによる支援活動を提供している。オンライン方式での支援を積極的に導入し、必要とされる情報提供・相談窓口を展開し、またペルー国内のホストコミュニティ地域住民に対しても医療サービスから社会経済的ニーズに至る支援・配慮を実施することで、軋轢をなくし統合を加速させ、結果的に避難民が長期的に生活を安定させていけるよう支援している。本年度にて本プログラムが終了となるため、本年度の事業計画では、事業期間内に現地に本事業内容がハンドオーバーできるように設計がされている。

【評価】本プログラムは、2019 年からベネズエラ避難民に対する支援を実施しており、こ

⁶⁰ [RMRP 2023-2024 | R4V. p3](#)

⁶¹ [RMRP V6_0.pdf \(r4v.info\). p184](#)

⁶² R4V, Flush update P1 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/77408>

れまで食糧配布・NFI、保護、社会統合（住居、食糧（栄養）、WASH、医療、教育、保護、統合⁶³等ある全体のニーズより抽出）を中心に事業を実施してきた。しかしながら 2020 年来、ペルーにおいても新型コロナウイルス感染が急拡大し、国家非常事態宣言が全土に発令され、この発令以降長きにわたり経済活動の制限が続く、事業の中断に追い込まれそうになり、また 2022 年 12 月のカスティージョ大統領の罷免に続く逮捕に始まった政治的混乱の影響を受け、事業の遅延に追い込まれながらも、オンライン方式で接触や移動を極力少なくする等の工夫をしながら、事業を実施してきた。2020 年度より運用を開始した JPF モニタリング・評価方針では、本プログラムはプログラム小に分類され、モニタリング・評価のいずれもデスクレビューにより実施することを原則としている。モニタリングは、四半期毎に事業実施団体から提出される月報のレビューを実施し、事業終了に向けて進捗を把握した。

⑧ ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援

【プログラム予算】 39,114,570 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】 39,114,570 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】 2022 年 4 月～2023 年 3 月

【実施団体】 1 団体（PW）、1 事業

【概要】 コンゴ民主共和国（以下 DRC）は、アフリカ大陸において長期に亘り、最も複雑な人道危機の課題を抱え続けている国の 1 つである。1997 年のモブツ大統領の退任以降、国内情勢が安定せず、特に、同国東部では武装勢力による内紛が継続し、国内避難民や難民が大量に発生した。2018 年末に大統領選挙がようやく実施され、政権は比較的円滑に移行されたが、国内東部の情勢は改善しなかった。情勢がさらに悪化したのは 2019 年になり、イトゥリ州、北キブ州、南キブ州で民族間の武力衝突が激化した。特に、同年 6 月に発生したイトゥリ州における広範囲の暴力行為によって、約 36 万人の避難民が生じたとされている。これ以降、状況は未だに改善の兆しがなく、2021 年 12 月末までに DRC 国内ではおよそ 550 万人の国内避難民がおり、周辺国にはおよそ 53 万人もの人が難民として暮らしている。

ウガンダは、今現在 150 万人以上の難民を受け入れており、アフリカ大陸において最大の難民受け入れ国である。その内、コンゴ難民はウガンダ国内で 2 番目に大きな難民数であり、およそ 47 万人となっている⁶⁴。ウガンダ政府は、2006 年の Refugee Act, 2010 年の Refugee Regulations を批准しており、進んだ難民政策を行っている。具体的には、ウガンダ国内の難民は、移動の自由、就業する権利、起業する権利、私有財産権、および教育や保健等の行政サービスへのアクセスを保障されている。そのため、同国内における難民保護の

⁶³ R4V Refugee and Migrant Response Plan (RMRP) 2020 [EN], PERU, p.111

⁶⁴ UNHCR, [Democratic Republic of the Congo Regional Refugee Response Plan \(January - December 2023\)](#), 17 Feb 2023, p.65

環境は概ね良好であると国際機関より評価されている。他方で、上記のとおり数多くの難民受け入れを通じたホストコミュニティへの影響は甚大であり、社会資源が枯渇し、基礎的な社会福祉サービスが限定的となっているとの指摘もある。

2022 年度の本プログラムでは、1 団体 1 事業、給水衛生支援を実施した。

【評価】2021 年度は 3 団体 3 事業を、2022 年度は 1 団体 1 事業を実施した。本プログラムの特徴としては、2022 年度はフェーズアウト期間として設定されたことが挙げられる。2022 年度に実施した給水衛生分野事業においては、学校でのトイレ・更衣室・手洗い場の設置といったハード面の支援をしつつ、学校衛生クラブを活かした衛生啓発活動といったソフト面の支援もおこない、相乗効果が確認できた。また、トイレ建設に際して、技術を有する難民やホストコミュニティを日雇い労働者として雇い、雇用機会創出に努めた。課題としては、新規難民流入は続いており、人道支援のニーズが高まる一方で、国際社会からの支援が縮小傾向にある人道危機的状況下のなかでフェーズアウトすることの妥当性について、今後の課題として挙げられた。

⑨ エチオピア紛争被災者支援

【プログラム予算】170,997,806 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】170,997,806 円（政府資金：同上）

【プログラム期間】2022 年 4 月～2023 年 3 月団体(WVJ、GNJP、ADRA)、3 事業

【概要】2020 年 11 月 4 日にエチオピア共和国ティグライ州に勃発した、Tigray People's Liberation Front (以下 TPLF と略す)とエチオピア政府軍 Ethiopia National Defense Force (ENDF)間の武力紛争は、同年 11 月 28 日、エチオピア政府がティグライ州都メケレを占領し、勝利宣言をした。しかし TPLF 側はゲリラ戦を繰り広げ、紛争は継続された。この紛争により、数千人規模の死者と、同州人口の 3 分の 2 にあたる約 200 万人もの人々が避難民となり同州からのスーダン共和国への難民も流出する事態となった。この状況は、一向に改善する兆しがなく、2021 年 6 月 28 日、TPLF 側による反撃を受け、エチオピア政府が「一方的休戦」を宣言、ティグライ州より撤退すると同時に、平行して TPLF 側が州都メケレを奪還した。以降、ティグライ州内の殆どの地域を TPLF(他の武装勢力と合流し TDF(Tigray Defense Forces)とも呼ばれるようになった)が再び統治をした。2021 年 7 月以降、ティグライ州内の殆どを掌握した TPLF は、南部と西部に隣接するアムハラ州とアファール州に進軍を開始し、州軍や連邦軍との武力衝突と多くの国内避難民が発生した。TPLF は反政府武装勢力であるオロモ解放軍(OLA)と合流し、首都アディスアベバに向けて進軍し、一時は首都アディスアベバが戦場化する可能性も指摘された。この事態を受け、2021 年 11 月、エチオピア政府が国全土における非常事態宣言を発令するまでに至った。だが、12 月に入りエチオピア政府軍による反撃が本格化し、アビィ首相自ら前線に赴き徹底抗戦を呼びかけた。その結果、アムハラ州とアファール州においてエチオピア政府側が勝利

を収め、TPLF 側によって占拠された町を奪還した。この結果として 12 月 20 日、TPLF は正式に進軍していたアムハラ州並びにアファール州からの戦略的撤退を発表、順次撤退をした。

紛争状況が膠着化するなか、アメリカやアフリカ連合(AU)を始めとした国際社会がイニシアティブを取り、双方に働きかけを行い、エチオピア政府と TPLF 側との交渉が幾度となく行われた。2022 年 11 月 2 日には、AU を仲介者として、エチオピア政府と TPLF 側とで停戦合意がなされ、約 2 年にわたる紛争に終止符をうった。当初懸念されていた停戦合意の履行については、エリトリア軍のティグライ州からの撤退や TPLF の武装解除も少しずつではあるが着実に進んでおり、2023 年 3 月からは国内避難民の帰還やコミュニティ間の和解に向けた取り組みを開始した。⁶⁵今後、事態の改善に向けてより一層の取り組みが期待される。

先述の通り、2022 年はエチオピアの人々にとって紛争終結への道筋を見出す転換点となったが、人道危機的状況は改善するどころか悪化の一途をたどっている。エチオピアは世界で最も多くの支援を必要とする人々を抱えている国であり、その数は 2,800 万人以上にのぼる。⁶⁶この数字はアフガニスタンやシリア、ウクライナ等の他の紛争地域よりも多く、いかにエチオピアが人道危機に直面しているかを如実に表している。分野別では食糧支援と給水衛生支援が突出しており、次いで医療や農業分野の支援ニーズが高い。食糧支援・給水衛生支援ともに 2,000 万人以上が支援を必要としており⁶⁷、国際社会の関心がウクライナ等に向くなかで、エチオピアは依然として高い支援ニーズが確認されている。

【評価】2022 年度エチオピア紛争被災者支援は、緊急準備金を用いた 2021 年度とは異なり、令和 4 年度当初予算の 1 プログラムとして予算が割り当てられた。結果として ADRA、GNJP、WVJ の 3 団体が事業を実施した。ADRA と WVJ は給水衛生支援を、GNJP は教育、保健・医療、保護・心理社会的支援、早期復興を支援分野として事業を実施した。これらの事業の多くは 2022 年 11 月の停戦合意前に事業を開始しており、紛争下における人道支援となった。紛争下における人道支援のため、職員の安全確保に細心の注意を払いながらの事業実施となったが、各団体いずれも関係クラスターや国際機関との連携により、常に最新の治安情報や支援ニーズの取得・調整に努めた。なかには WFP と連携して運送コストを削減し、その分裨益者を増やすことができた団体もあった。

一方で、エチオピア北部のみならずエチオピア全土において、慢性的な物資の不足や物流の停滞が発生し、円滑な事業実施に支障がきたすこともあった。追い打ちをかけるように、2022 年はドル高が現地のインフレに拍車をかけ、事業実施の大きな壁となった。2023 年度は停戦合意履行の恩恵により、多少の治安改善やアクセス不全の解消はあるものの、依然として人道支援実施に対する障壁はあるものと思われる。しかしながら、各団体がこれまで積

65 OCHA, Ethiopia - Situation Report, 03 Apr 2023

66 OCHA, Ethiopia - Situation Report, 03 Apr 2023

67 OCHA, Ethiopia - Situation Report, 03 Apr 2023

み上げてきた経験やこれまでに構築してきたネットワークを生かし、円滑な事業実施に向けて取り組んでいく。

⑩ モザンビーク北部人道危機対応支援

【プログラム予算】 82,789,949 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】 82,789,949 円（政府資金）

【プログラム期間】 2022 年 4 月～2023 年 3 月

【実施団体】 3 団体（SCJ、GNJP、PW）、3 事業

【概要】 1975 年のポルトガルからの独立以降、モザンビーク共和国（モザンビーク）は常に武力紛争の被害を受けてきた。独立直後の 1977 年から 1992 年まで内戦が続き、1992 年の和平後も散発的に武力衝突が続いている。首都マプトから遠く離れたカーボ・デルガド州は、武力衝突による影響を最も受けてきた。

モザンビーク北部に位置するカーボ・デルガド州において 2017 年 10 月より本格化した武力紛争は、多くの人道的被害をもたらしている。この紛争はイスラム系過激派組織である Al-Shabab と、モザンビークの与党であるモザンビーク解放戦線(FRELIMO)および中央政府の非国家対国家間の紛争である。独立後から一貫して政権を担ってきた FRELIMO は首都マプトが所在するモザンビーク南部から中部における経済発展に注力してきたため、カーボ・デルガド州を含むモザンビーク北部は南部と比べて豊富な天然資源を有するにもかかわらず、南北間の経済格差は拡大し、北部に住む人々は FRELIMO や中央政府に対して不信感を募らせていった。これら一部の北部の人々を取り込んだ Al-Shabab は、2017 年 10 月より本格的に政府施設への襲撃を繰り返すようになった。2020 年に入るとイスラム系過激派組織は活動をさらに活発化させ、軍事施設等の襲撃を開始、中央政府軍との激しい戦闘は多くの国内避難民を発生させた。また 2021 年 3 月にはカーボ・デルガド州のパルマにて過去最大規模の民間人をも巻き込む襲撃が勃発し、多くの死傷者を出した。これを受け、南部アフリカ開発共同体（SADC）加盟 15 カ国は同年 6 月 23 日、首都マプトで開催された臨時サミットにて、北部カーボ・デルガド州へ SADC 待機軍の派遣を承認した。結果、武力紛争は沈静化傾向にあり、北部 3 州（カーボ・デルガド州、及び隣接するナンブラ州、ニアッサ州）での「危険度は大きく低下した⁶⁸」が、その一方で Office for the United Nations High Commissioner for Refugees（UNHCR）は「避難民の帰還を促すには時期尚早⁶⁹」との声明を発表しており、当地域における国内避難民の帰還プロセスは長期化する恐れがある。2022 年は国内避難民が増加した 1 年となった。その理由としては、従来のカーボ・デルガド州北部での戦闘が南部にも広がり、南部から北部への移動も目立つようになった。2022 年 6 月にはカーボ・デルガド州と接しているナンブラ州や、カーボ・デルガド州南部

⁶⁸ Crisis Group, [Winning Peace in Mozambique's Embattled North](#)

⁶⁹ UN News, [Mozambique: Thousands continue to flee violence in Cabo Delgado](#)

のアンクアベ郡等で武装勢力による襲撃事件が発生し、国内避難民発生の一因となった。こうした不安定な情勢が、国内避難民の増加に拍車をかけている。

国内避難民の多くは北部 3 州に集中していることから Humanitarian Response Plan Mozambique 2023 (HRP2023) では同 3 州の人道ニーズのみを対象ととしている。2023 年時点、同地域において支援を必要としている人々は 200 万人(前年比約 50 万人増)、支援対象とされている人々は 160 万人(前年比約 40 万人増)にものぼり、これらの支援には 5 億超米ドルもの資金が必要とされている⁷⁰。戦闘が激化した 2020 年 1 月時点において約 9 万人だった国内避難民は 2022 年 12 月には約 97 万人へと急増した⁷¹。United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (UNOCHA) は、これら北部 3 州において最も支援を必要としている分野は食糧・生計支援であり、ホストコミュニティも含めた約 140 万人が深刻な食糧不足に陥っていると報告している⁷²。2022 年の人道支援における資金獲得状況をみても、食糧・生計支援に約 1 億 8,400 万米ドルを必要としているところ、その 61%にあたる約 1 億 1,300 万米ドルの調達のみにとどまっている⁷³。支援が不足している中、2023 年は食糧・生計支援のみに分野を絞っても 2 億 4,500 万米ドルが必要であると試算されている。また給水衛生分野においても支援が不足している状況は同様であり、2022 年は 83 万人以上を支援対象としていたにもかかわらず、半数にも満たない約 41 万人にしかな支援が届いておらず、ニーズと実際の支援量に乖離があるのが現状である⁷⁴。

なお HRP2023 では、Life Saving を補完し、且つ中長期的に北部 3 州におけるレジリエンスの向上を図るため、教育、保健医療、社会保障等の基礎的サービスの強化、及びクロスセクター性として紛争下における最も脆弱な層、女性、子ども等、を支援の対象とすることを掲げている。

【評価】本プログラムでは、現在 3 団体(GNJP、PW、SCJ)がモザンビーク北部にて支援を実施している。内訳としては、給水衛生支援が 2 団体 2 事業、教育支援が 1 団体 1 事業である。2022 年度の本プログラムは、現地情勢に大きく左右された 1 年となった。2022 年 6 月にはカーボ・デルガド州アンクアベ郡において襲撃が発生し、各団体が事業中断を余儀なくされたほか、現地情勢の混乱に際して物品盗難が発生するなど、治安悪化が事業を実施するうえでの大きな障害となった。年初は北部での襲撃が多く確認されていたが、徐々に南部での襲撃が確認されるようになり、したがって国内避難民の増加につながっている。本プログラムの事業地であるモザンビーク北部は JICA や N 連資金での実施が困難な地域であり、JPF 資金の拡充を求める声が、全ての団体から上がった。

⁷⁰ UNHCR, [2023 Mozambique Humanitarian Response Plan](#)

⁷¹ UNHCR, [2023 Mozambique Humanitarian Response Plan](#)

⁷² UNHCR, [2023 Mozambique Humanitarian Response Plan](#)

⁷³ Financial Tracking Service, [FTS: Mozambique Humanitarian Response Plan 2022](#), accessed on 17 April 2023

⁷⁴ OCHA, [Humanitarian Action: Mozambique](#), accessed on 17 April 2023

⑪ ウクライナ人道危機対応支援プログラム

【プログラム予算】3,690,794,424 円(政府資金:2021 年度からの繰越し 1,431,949,620 円、2022 年度当初予算 1,798,200,000 円、民間資金 460,644,804 円)

【実績】3,690,128,971 円(政府資金、民間資金) ※2022 年度補正予算除く

【プログラム期間】2021 年 4 月～2023 年 3 月

【実施団体】13 団体(AAR、ADRA、GNJP、IVY、MDM、NICCO、PBV、PLAN、PW、SCJ、SVA、JPF)、38 事業

【概要】2022 年 2 月 24 日にロシアがウクライナへの侵略を開始して以降、ウクライナ国内では武力衝突が継続しており、また戦闘員、非戦闘員のみならず民間人が避難する施設等も標的とする攻撃がおこなわれており、多数の死傷者が出ている。国連調査によれば、2023 年 1 月 23 日現在、ウクライナ全土で国内避難民(IDP)は 5,352 千人(登録・未登録総数)、また 5,562 千人が帰還を遂げたと推測されている。しかしながら武力衝突は今後も継続し、被害の拡大が見込まれている。特にウクライナ東部及び南部では、非常に激しい地上戦が継続し、未だ収束する兆候はない。また、ロシア軍の接收地域近隣、また同郡撤退した都市や地域においても、被災する可能性が高い。また、意図的に電気、水道等の基礎サービスインフラの破壊を目的とした攻撃が行われており、国連を含む人道支援団体も州間・州内の移動のアクセスが十分に確保されていない地域もあり、食糧や医薬品等の入手が困難な場合がある。更にベラルーシ軍もウクライナとの国境近くに展開、軍事演習を実施していることから、同国国境周辺の情勢が急激に悪化する可能性も否定できない。このため、ウクライナ全土は、我が国外務省よりレベル 4: 退避及び渡航中止となっているところ、事業実施にあたっては、邦人職員の入域が不可能であるところ、現地提携団体を活用し本邦及び隣国からの遠隔にて事業の実施を行っている。本プログラム(ウクライナ国内)において、これまでに加盟 NGO12 団体が、合計 24 事業を実施しており、総事業費は約 26 億円、総裨益者数は約 56.7 万人となっている。また対象セクターは、生命維持にかかる現金、食糧・NFI の配布、教育(学習教材の配布、遠隔学習支援等)、心理社会支援(心理的応急処置、メンタルヘルス等)、保健医療(医療施設への医療品や機材の提供)、越冬支援(燃料・暖房器具提供)、シェルター支援、保護(児童保護、性的搾取・ハラスメントからの保護)等、多岐にわたる。

また周辺国については、2022 年 12 月末現在、欧州全土で 490 万人以上のウクライナ難民が一時的な保護を受けている。このうち、Regional Refugee Response Plan(3RP)にて対象とされる国々においては、女性と子どもが全体の 86%を占め、子どもの割合は約 39%、高齢者は 9%となっている。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の調査によると、難民の大部分(78%)がウクライナ国内における成人男性の徴兵により家族と離れて暮らすことを余儀なくされており、5%が家族以外と避難生活を送っている状況にある。また、UNHCR の報告によれば、81%が帰還の意思を示しながらも、その大多数が治安上の改善が図られるま

では第三国での避難生活を継続するとしている。3RP において、周辺国における難民対応は、Global Compact on Refugees に基づき、緊急支援から、保護国における行政システムの強化、以って難民の基礎サービスへのアクセス拡充を図るフェーズに移行しているとしている。避難民に対する法的枠組みについては、国連難民 1951 年条約及び 1967 年議定書批准国であれば、同条約・議定書に基づいた難民資格審査後、各々の国で定められた法的資格の提供を行う。今回のウクライナ危機に当たって、European Union decision on the Temporary Protection Directive に基づき、EU 各国は、難民資格ではないものの、それに準ずる一時滞在資格を発給する対応を取り、スクリーニングの期間の短縮を図っている。また、一時滞在者には、Global Compact on Refugees に基づき、いわゆる伝統的な Durable Solutions ではなく、一時現地統合方針を適用し、避難民に対し、基礎サービスへのアクセス、就労許可を与える等の支援が行われている。JPF では本プログラムを通じ、ウクライナ周辺国においてこれまでに、加盟 NGO 6 団体が、調査事業を含め合計 14 事業を実施しており、総事業費は 14 億円、裨益者数は 13.4 万人となっている。実施した事業は、教育（教育施設の整備、ウクライナ国内からのオンライン教育支援等）、語学・就労の支援、食糧・生活必需品の現物支給、障がい者や高齢者等への医療サービス提供、避難民・ホストコミュニティへの心理的支援、及び脆弱なホストコミュニティ支援等、多岐に渡った。

⑫ 食糧危機 2022 支援

【プログラム予算】 972,000,000 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】 953,003,405 円（政府資金）

【プログラム期間】 2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日

【実施団体】 12 団体（AAR、ACCEPT、ADRA、CWS、GNJP、JEN、PLAN、PW、REALs、SCJ、SVA、WVJ、JPF）、21 事業

【概要】 現在、紛争、異常気象等によって深刻化し続けてきた地球規模の食糧危機は、その規模と深刻度を加速度的に増幅させている。特に 2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻に起因する食糧・燃料・飼料価格の高騰は、既に脆弱な状況にある人々の生計に不可逆的な影響を及ぼすこととなった。過去 20 年、ウクライナは世界の穀物の主要な供給国であり、その貿易シェアは 14%に上っていた。しかし、ロシアによる黒海の港の封鎖は、世界各地で記録的な穀物価格の上昇を招くこととなり、2022 年 8 月に国連の仲介によりロシアとウクライナの間で交わされた黒海穀物合意（Black Sea Grain Initiative）は、ウクライナの農産物輸出量を大幅に増加させたものの、紛争地を経由するため輸出コストは高止まりし、世界の穀物価格に殆ど影響を及ぼさなかった。2022 年前半において、全世界で深刻な食糧危機状況にある人々（People Facing Acute Food Insecurity）の規模は、82 か国で 3 億 4,500 万人に上り、総合的食料安全保障レベル分類（Integrated Food Security Phase Classification: IPC）において「危機的レベル」とされる Phase 4 以上に相当する人々の数は全世界で 5,000

万人に達し、内 88 万 2,000 人が「飢饉レベル」とされる Phase 5 に相当すると試算されていた。このような背景の下、JPF は「食糧危機 2022 支援」を立ち上げ、アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、シリア、スーダン、ソマリア、マダガスカル、南スーダン、モザンビークにおいて、この前例のないグローバルな食料安全保障へ対応することとした。JPF は、2022 年 10 月から本プログラムでの緊急人道支援を開始し、これまでに加盟 NGO12 団体が、中東・アフリカ諸国 11 カ国で合計 20 事業を実施しており、総事業費は約 9.5 億円、総裨益者数は約 16.6 万人となっている。主な支援は食糧配布（現金・Inkind）に、栄養改善指導、保健衛生啓発活動、WASH、農業・灌漑施設復旧を通じたレジリエンス向上活動等を組み合わせることで、食糧単体の支援の効果を補完しインパクトの拡大に努めた。

⑬ ミャンマー人道危機支援

【プログラム予算】 290,187,357 円（政府資金：2022 年度当初予算）

【実績】 290,187,357 円（政府資金）

【プログラム期間】 2021 年 10 月 27 日～2023 年 4 月 30 日

【実施団体】 7 団体、11 事業

【概要】 2021 年 2 月のクーデターにより、軍事政権が発足してから 2 年が経過した現在、ミャンマーでは政治・経済・社会はさらに混迷を深めている。国軍による市民居住地域への無差別攻撃、市民への暴力・人権侵害は続き、国民防衛隊(People's Defense Force、以下 PDF)と国軍との間での衝突は激化している。市民による大規模な抗議活動と国軍による武力弾圧、国軍と各地の少数民族武装勢力との戦闘、攻撃の応酬などは今に至るまで収束する兆しが見えず、政変後に紛争や治安悪化により、国内避難民となった人は 2022 年 12 月現在 150 万人を超えている⁷⁵。緊急人道支援を必要とする人口は 2023 年には人口の約 3 分の 1 にあたる 1,760 万人近くに上ると推計され⁷⁶、基本的な生活インフラや食糧・物資のない場所で生活せざるを得ない状況に置かれた国内避難民に対する人道支援ニーズは高まる一方である。

世界銀行の報告によると、貧困人口は 2020 年 3 月から 2 倍に増え、2022 年 7 月時点で全人口の約 40%が貧困線以下の生活を送っている⁷⁷。2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済的に打撃を受けていたが、2021 年の政変により経済活動はさらに停滞し、

⁷⁵ [Myanmar Humanitarian Needs Overview 2023 \(January 2023\) - Myanmar | ReliefWeb](#) : Humanitarian Needs Overview Myanmar 2023, P6

⁷⁶ [Myanmar Humanitarian Needs Overview 2023 \(January 2023\) - Myanmar | ReliefWeb](#) : Humanitarian Needs Overview Myanmar 2023, P6 * 2022 年に発表されたミャンマー人道対応プログラム 2022(Myanmar Humanitarian Response Plan(MHRP)2022)では、全国で 1,440 万人が支援を必要としていたが、2023 年には 1,760 万人に増加しており、人道危機がさらに悪化・拡大していることを示している。

⁷⁷ [Myanmar Economic Monitor July 2022: Reforms Reversed \(worldbank.org\)](#)

現地通貨の対ドル価値の低下とインフレーションは続き（米ドルに対してミャンマー・チャットは 33%も下落）、移動の制限や戦闘の激化による食糧生産量の減少が食糧価格の高騰に拍車をかけ、さらに燃料を含む輸入品目が高騰するなど、市民生活は大きな打撃を受けている³。

また、国境沿いの集落では、戦闘が激化するたびにミャンマー国内に住む人々が隣国タイに避難する傾向が多くみられ、2023 年 2 月現在、ミャンマー（主に、カレン州、カレンニー州の少数民族）からタイへ逃れた避難民の数は 96,224 人となっており、多くの避難民はミャンマーとタイの国境に位置する 4 州の 9 つのキャンプに居住している⁷⁸。その中には、第三国への渡航を希望し、米国やその他の国への再定住が承認されているにもかかわらず、タイからの出国を許可されていない人々もあり、長期化が予想される避難生活において、食糧、住居、保健医療等の基本的なニーズにアクセスできず、またタイでの安定した収入源がないミャンマーからの避難民に対する緊急的な人道支援に対応する必要がある。

国軍による武力弾圧の影響がミャンマー全土に及び、軍事政権の長期化が続くなか、ミャンマーの人々の脆弱性に配慮し、ニーズに合致した支援を通じ、彼らが生き抜くことに必要な支援、自力で立ち直る力を強化し、自立した生活の実現に貢献し得る効果的、効率的かつ中長期的視点に立った支援が今後の課題となってくる。

(2)海外人道支援 新規の支援活動報告

① フィリピン台風ライ被災者支援

【プログラム予算】 120,000,000 円（政府資金 1 億円、民間資金 2,000 万円）

【実績】 119,495,982 円

【プログラム期間】 2022 年 2 月 7 日～2022 年 8 月 6 日

【実施団体】 3 団体（CWS、PARCIC、PW）、4 事業

【概要と成果】 2021 年 12 月 16 日から 18 日にかけて、大型台風ライ（現地名：オデット）がフィリピンのビサヤ地方を横断し、12 月 21 日には災害非常宣言が出され、260 万人が被災、63 万人以上が一時避難するなど甚大な被害をもたらした。新型コロナウイルス感染症の蔓延で経済が打撃を受ける中、台風被害は被災コミュニティの生計に深刻な影響を与えることが懸念された。こうした状況から加盟 NGO からの出動発議を受け、JPF は 12 月 25 日に出動を決定した。現地では、現地での活動経験があり、現地団体との連携がすでにできている団体が活動にあたり、最終的に 5 団体が、家屋修復、住居資材購入のための現金給付支援、心理者社会的サポート、生活物資の配布、教育支援、また、災害の多い当該地におけ

⁷⁸ [UNHCR Thailand](#)

る今後の災害への対応力強化のための防災事業、技術トレーニングなどを支援など、多岐にわたる支援を実施し、災害への緊急支援に加え、今後の備えに貢献する事業も実施した。プログラム終了後に、事業実施団体 5 団体に加え、チャレンジ枠で本災害に対応した 1 団体 (SPJ) の合計 6 団体とともに、プログラムの振返りを行った。災害の多いフィリピンでは、JPF としても過去複数のプログラムを実施してきた実績があり、各事業申請時には、事業審査委員より過去のプログラムからの評価を踏まえた指摘があったことから、過去の評価報告書などがどのように本災害の対応に活かされているのか、近年の新しい課題にどのように対応できているのか、という点を中心に振返りを行った。振返りは、オンラインアンケートを使用した振返りのまとめをした上で、2022 年 12 月に 6 団体内での事例の紹介とともに意見交換を実施した。各団体からは過去こうした機会がなかったが、新しい学びも多く有意義であったという声があり、今後のフィリピンでのより良い対応に繋がる振返りであったと考える。

② アフガニスタン東部地震被災者支援

【プログラム予算】 150,000,000 円 (政府資金)

【実績】 149,812,858 円 (政府資金)

【プログラム期間】 2022 年 8 月 15 日～2023 年 2 月 14 日

【実施団体】 5 団体 (AAR, ADRA, CWS, PW, SVA)、5 事業

【概要と成果】 2022 年 6 月 22 日にアフガニスタン東部で発生したマグニチュード 5.9 の地震により、バクティカ県、ホースト県を中心に家屋の倒壊など多くの犠牲者が出る被害が発生した。当該地は山岳地帯にありアクセスが難しく、また当初は通信が遮断されている地域があり、被災状況の把握や支援を届けること自体も困難なこともあったが、各団体は現地において活動実績があり、現地提携団体や関係組織とのネットワークがあるなどこれまでの知見や経験を活かし、食糧や生活用品の配布や家屋修復等の事業を実施した。また、今後も想定される災害に備えて、耐震性のある仮設住宅の建設やその周知、また防災研修なども実施した。

③ トルコ南東部地震被災者支援

【プログラム予算】 388,800,000 円 (政府資金) 196,000,000 円 (民間資金)

【実績】 98,231,900 円 (政府資金:19,548,095 円、民間資金: 78,683,805 円)

【プログラム期間】 2023 年 2 月 15 日～2023 年 8 月 14 日

【実施団体】 5 団体 (AAR, ADRA, CWS, PWJ, SVA)、5 事業

【概要と成果】 2023 年 2 月 6 日 4 時 17 分 (現地時間) にトルコ南部に位置するカフラマンマラシュ県のバザラック地域を震源とするマグニチュード 7.8 の地震、およびその後に発

生したマグニチュード 7.5 を含めた大規模の地震により、トルコおよびシリア両国において深刻な被害が出た。現地では 1200 回を超える余震も報告され、被害の把握に時間を要する地域も多かったが、両国合わせて 40,000 人以上の死者が報告されており、10 万人以上が負傷したとされている。特に被害のあったシリア北西部は、もともとシリア国内で避難民として生活している人々が暮らすエリアにあり、支援のアクセスも難しい状況にある。当該地では地震前より人道支援を必要とする人は 1,530 万人とされているが、そのうち約 880 万人が地震で被災し、さらに厳しい環境に置かれている。JPF では、地震発生直後に 2 団体からの緊急初動調査事業の要請を受け、地震発生当日 2 月 6 日に緊急初動調査を決定し、1 団体がその日に調査事業を開始し、8 日には JPF としての出動を決定し、迅速な対応がなされた。出動決定時には民間資金のみでのプログラム開始となったが、その後、2023 年 2 月 24 日付けの日本政府によるトルコ地震への拠出を受けて、政府資金 3 億 8,880 万円の追加を行った。また、民間資金についても 3 月 1 日時点では約 2 億円を集めて事業を実施している。

④ パキスタン水害被災者支援 2022

【プログラム予算】 260,000,000 円（政府資金）

【実績】 179,999,785 円（政府資金）

【プログラム期間】 2022 年 9 月 30 日～2023 年 6 月 30 日

【実施団体】 5 団体（AAR, CWS, KnK, PW, SVA）、9 事業

【概要と成果】2022 年 6 月以降に発生したモンスーンにより、大規模な洪水を引き起こし、国土の 3 分の 1 が浸水し、パキスタン史上最悪レベルの被害をもたらした。特に南部シンド州、バロチスタン州、北部カイバル・パクトゥンハ州での被害が大きく、半年以上たっても水が引かない地域もあり、甚大な被害となった。全体では、3,300 万人が被災したとされ、55 万が避難を余儀なくされている。JPF では、2022 年 9 月 15 日に出動を決定し、5 団体が活動を行った。プログラム開始時は初動対応期として 6 ヶ月を設定していたが、その後、その被害の甚大さと人道支援ニーズの拡大を受けて、2022 年 12 月にプログラム期間を 9 ヶ月へ延長、さらにプログラム予算の拡大を決定した。

現地で活動する団体は、いずれも現地での活動経験があり、現地提携団体との関係構築ができていた団体であり、迅速に支援を開始した。食糧、生活用品、衛生用品、またシェルター用品の配布など喫緊のニーズに応える支援を中心に、事業を実施し、学校教育に必要な物品の配布、また給水支援などを実施し、これまでの活動経験を活かして迅速かつ適切な事業を展開した。なお、5 団体のうち、4 団体は 2023 年度にかけて事業を継続している。

(3)国内人道支援の活動報告

① 東日本大震災被災者支援

【プログラム予算額】 約 71,000,000 円 (民間資金：2022 年度実施分)

【実績】 36,451,916 円 (民間資金：前年度資金支出済み)

【プログラム期間】 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 4 団体 (AAR、OBJ、PW、JPF)、4 事業

【概要】 2019 年度に実施した評価活動で専門家から挙げられた「福島に残された 3 つの課題」の解決に JPF 全体で取り組み、地元主体で持続的に復興を進められる体制を整えている。避難指示解除地域の漸次的拡大、浜通りの市町村の復興の途も進み始めているが、未だ全国に 3 万人近くおられる避難者は帰還する事や今いる避難先での生活での悩みなどを抱えながら生活されている。

長期化する福島の復旧・復興に向けて、本プログラムでは、これまでの支援の知見などを地元の団体などに引き継ぐことを目指し、プログラム残金を勘案し、2025 年度を一つの目処として、各事業が進んでいる。

【評価】 福島県内外の避難者や帰還者に対しては、AAR により、交流の場の定期開催により、孤立孤独防止や生活相談の場の取り組みが行われ、特に支援が少なくなっている地域において、避難者の見守りが続けられた。また、今後も続く可能性が高い避難生活に向け、避難者と地元住民との連携を促す取り組みも AAR や OBJ により取り組まれ、特に福島県内で近年頻繁に起こっている災害時の避難行動については、防災イベントやワークショップを通じた避難生活が続く人々、特に高齢者や障がい者と地域住民や福祉施設との連携を促進する活動が行われた。

また、帰還住民に加え、福島の浜通りでは移住者も増加している点から、PW により、地域の文化の象徴の一つである”馬”を活用した住民の交流イベントづくりの取り組みがはじめられた。

事務局では、これまでの原子力発電所の事故下での民間による支援活動の知見のとりまとめに着手し始め、また福島の復興支援に向けた福島現地での支援資金のファンドレイジング体制の強化に向けた取り組みに着手した。

② 西日本豪雨被災者支援

【プログラム予算額】 55,644,175 円(民間資金)

【実績】 54,797,205 円 (民間資金：2022 年度実施分)

【プログラム期間】 2018 年 7 月 9 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 2 団体 (PBV、PW)、2 事業

【概要】2018 年 7 月 5 日から西日本の広範囲で記録的な豪雨が続き、広島県、岡山県、愛媛県など 13 府県で甚大な被害が発生した。JPF は発災直後の 7 月 8 日にプログラムを立ち上げた後、2023 年 3 月 31 日までプログラム期間を延長し支援を展開している。今年度はプログラムの最終年として、主に岡山県倉敷市真備地区で行われてきた、PBV による地元住民を中心とした災害対応能力向上の取り組みである、重機を取り扱えるボランティアの育成や、PW による、災害時に要援助者となる方々を支援する団体が日常的に交流できるセンター施設づくりが行われた。

【評価】

事業面においては、感染症の拡大の為、それぞれの事業の着手までは行えたが、終了までには至らず、事業が 2023 年度にもまたがり行われる状況にある。

一方、プログラムの最終年として、西日本豪雨災害における教訓を具現化して残すことができる取り組みに着手できたと考える。

一つは PW が取り組む、災害時要援助者に関わる支援者の日常的な連携の場づくりである。西日本豪雨の際に、被害に遭われた方の多くが高齢者や障がい者であったことや、復旧・復興後のまちにおいては、その後の居住状況の把握も近隣住民にとっては難しい点から、日常的に高齢者や障がい者の支援を行っている団体などが交流や情報交換できる場が必要であると考え、その拠点づくりに着手ができた。

また、豪雨災害において、特に河川の氾濫や土砂崩れなどにおいては、広範囲におよぶ無数の個人宅では、人力での復旧が困難な被災状況となる。その際、PBV が取り組んできた、重機が扱えるボランティアの増加が、今後の豪雨災害などにおいて、一つの重要な資源になると考える。

③ 令和元年台風被災者支援（台風 15 号・19 号）

【プログラム予算額】20,964,233 円(民間資金)

【実績】16,472,795 円（民間資金：2022 年度実施分）

【プログラム期間】2019 年 9 月 22 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】2 団体（JISP、SEEDS）、2 事業

【概要】2019 年 9 月、10 月にかけての台風 15 号・19 号の影響で、関東甲信越、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。JPF は、台風 15 号に加えて台風 19 号に対する対応もできるよう、10 月 13 日に現行のプログラムを拡大し、「令和元年台風被災者支援」として、対応することを決定した。

本年においては、プログラムの実質的な最終年として、2 つの加盟団体が、被災者の見守りや支援体制を地元団体に引き継ぐ事業内容となった。

JISP が事業を行う宮城県大郷町では、発災後から仮設住宅に暮らしていた方々が、復旧・復興の途につかれ、被災された方の多くが地域内に点在する高齢者が多かったこともあり、キッチンカーを使った地元団体と共同した見守り事業を行った。

また SEEDS が事業を行った長野県長野市（長沼地区）においては、被災地区の復興まちづくり計画において、住民組織を支援することにより、通常は難しい多様な住民の意見を取り込んだ、住民主体のまちづくり計画案を策定することができた。

【評価】令和元年台風プログラムにおいては、プログラム期間のほとんどが、新型コロナウイルスの影響下にあったため、それ以前までの支援団体と、被災者や行政などとのコミュニケーションが難しい事業期間であった。

そのような環境下ではあったが、プログラムの出口である現時点としては、2 団体の事業とも、支援体制の現地団体への引継ぎもおおよそ完了しており、若干の事業期間の延長もされているが、当初目的としていたそれぞれの被災者支援が完結する見込みと考える。

④ （休眠預金）2019 年台風 15 号・19 号被災地支援

【プログラム予算額】 137,196,764 円（2020 年から 3 年）（休眠預金）

【実績】 20,024,850 円（休眠預金）

【プログラム期間】 2019 年 11 月 27 日～2023 年 3 月 31 日

【実施団体】 4 団体（共生地域創造財団、SEEDS、ながのこどもの城、JISP）、4 事業

【概要】 2019 年 9 月から 10 月の 2 度にわたり、全国に甚大な被害をもたらした台風 15 号・19 号の被災地に対する休眠預金を活用した資金提供事業であり、2020 年度から 3 年事業の最終年となる。

2021 年度に SEEDS と JISP については、本プログラムにおいては事業終了となっており、2022 年度は、採択団体は、堤防の決壊により甚大な被害を受けた長野市内における、主に長沼地区の子どもを対象に支援活動を行うながのこどもの城と、東日本大震災からの復旧途上の岩手県山田町での活動を行う共生地域創造財団の 2 団体となった。

支援内容は仮設住宅に住まう高齢者、災害弱者への心理社会的支援や学校園や地域の居場所を失った子どもへの支援の支援となった。

【評価】 2022 年度においては、事業実施を行った 2 団体においては、それぞれの支援対象者である、子どもや被災者への生活支援サービスを継続するとともに、プログラムの出口に向かう 1 年となった。

ながのこどもの城においては、対象地域の学校園と連携し、被災した子どもへの支援はコロナに下においても年少者の遊び場提供や年長者や中学生の学習の場提供を継続的に行いつつ、次年度以降の他の民間資金獲得により、被災児童のみならず、広く対象を広げた民間による居場所事業の継続が行える準備が整った。

また、今回の災害対応を契機に、市内の子ども支援団体を集めた災害時の連携体制に向けた

研修会を行い、長野市と共同した形で、協議会の立ち上げを行い、知見の共有が引き続き行われることとなった。

共生地域創造財団においても、引き続き、いわゆる 2 重被災を受けた山田町の船越地区住民へのサロン活動や買い物、通院支援を行いながら、次年度以降の事業継続に向けた準備となる 1 年となった。結果として、被災者支援を継続しながらも、高齢者支援やこれからの山田町のまちづくりに資する活動に軸足を移すことになり、休眠預金事業で関係性を築いた民間企業との連携により、引き続き事業を行っていく体制となった。

⑤ (休眠預金) 2020 年度 防災・減災事業、緊急災害支援

【プログラム予算額】 108,885,293 円 (休眠預金) (2020 年 1 月から 2024 年 3 月末まで)

【実績】 258,894,550 円(休眠預金)

【プログラム期間】 2020 年 1 月 27 日～2024 年 3 月 31 日 (休眠預金)

【実施団体】 特定非営利活動法人岡山 NPO センター、PBV、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 (特定非営利活動法人 YNF とコンソーシアム事業)、3 事業

【概要】近年毎年のように発生している豪雨災害に対し、主に全国域で活動する災害支援団体と九州、四国、中国をはじめ、関東甲信越北陸など豪雨災害が常態化している地域内の団体とのネットワークや知見の共有を広げるための災害対応準備を目的とする休眠預金等を活用した資金提供事業。

本プログラムでは、発災時に特に重要視される、混乱する避難所における運営支援、生活再建に向けた困窮者支援、支援団体や関連ステークホルダーなどとの情報共有に関するネットワーク構築支援の 3 つに分野を絞り事業を実施。

災害時にも活動可能であることを条件とし、避難所運営支援分野は PBV、困窮者支援分野はワンファミリー仙台 (YNF のコンソーシアム)、情報整理分野は岡山 NPO センターの 3 団体が事業を実施した。

【評価】各団体とも、本年度は助成 2 年目として、各分野への本格的取り組み期間となった。避難所運営支援分野においては、これまで災害対応経験のある基礎自治体とそうではない基礎自治体の取り組み状況についての調査などを行い、今後の避難所運営のマニュアル作成に向けた取り組みを行った。

困窮者支援分野においては、当初徳島県内と九州での災害ケースマネジメントの研修などによる具体的な普及を目論んでいたが、初年度の研修活動が他地域でも評価をされるようになり、愛媛県をはじめとする四国の他の県や宮崎県をはじめ、その活動地域を広げた。情報整理分野においては、前年度実施の、支援者間で情報共有するシステムを開発するため、多くのステークホルダーを巻き込んで要件定義に取り組んだ結果を受け、プロトタイプの開発が行われた。今年度の末には、実際のユーザーとなる災害時の支援団体関係者とのデモンストラレーションの場が設けられ、最終年に向けて、改善を行う段階となった。

5 (休眠預金) 2021 年度 防災・減災事業、緊急災害支援

【プログラム予算額】 135,169,979 円 (休眠預金)

【実績】 25,395,400 円 (休眠預金)

【プログラム期間】 2022 年 2 月 24 日～2025 年 3 月 31 日

【実施団体】 3 団体 (セカンドハーベスト・ジャパン、全国フードバンク推進協議会 (フードバンクいわてとのコンソーシアム)、フードバンクかごしま) 、3 事業

【概要】 2020 年度から開始の、災害対応準備の取り組み。新型コロナウイルスの蔓延により、今後の国内災害において、被災者の避難行動の変容として、これまでも発生が認められてきた在宅避難や車中避難などの増加に対応すべく、被災者、特に避難所などへの非難が困難な層に対して、食糧を配布するためのインフラ整備を行う取り組み。特に豪雨被害が予見される西日本 (中国、四国、九州) での取り組みを目的として、これまで災害支援の経験のあるフードバンク団体の知見を、上記地域の団体へ共有・移転することを目的とする。

【評価】 プログラムの要件に適合した 3 団体が、対象地となる中国、四国、九州でそれぞれ 1 団体選定された。初年度は事前調査期間となる為、各団体は、事前調査を主に実施中。

4. 事務局の活動

(1) 事業推進部

部門目標 1 : プログラム戦略会議などを通じて JPF 海外方針の目指す方向性を探るとともに、方向性に呼応した各プログラム対応計画の立案・実施、また、これまで実施できてない新たな試みの実践を目指す。

概要 :

事業推進部のみならず、海外事業に関わる他部も含め、今後の JPF 海外方針のあり方、目指す方向性を模索するとともに、その方向性に見合うように業務内容を改善・修正していく。具体的に JPF としてのローカライゼーションへの取り組み、海外プログラムにおける複数年プログラムの在り方、民間資金の活用なども含め、これまで事業実施レベルにまで、落とし込まれていない新たな試みを他部と協働で実践することを目指す。

成果目標 :

- ① 目指す方向性について 3 事業部内での役割を整理し、協働で実施することと各部で進めることを考慮しつつ、横断的業務内容の構築を目指す。
- ② 民間資金の活用など、新たな試みを他部と協働で実施する。

結果：

事業審査の在り方について、プログラム戦略会議ならびに、臨時の事業審査委員会（これまでの運用を通じて浮かび上がってきた課題について）等で協議し、今後対応していくべき課題を抽出した。また、これまで通り、プログラム戦略会議を通じて来年度に向けたプログラム全体の議論を行い、補正予算・当初予算の各プログラムへの割当（額・方法等）について検討した結果、2022 年度は新たな試みとして複数年プログラムを 3 つ運用する決定をした。支援対象プログラムの現地事業訪問を実施し、WG（現地駐在員）との交流・話し合いの場を持ち、また現地政府、国際機関、日本政府の動き等情報収集に努め、それを次年度の JPF の活動方針に生かした。更に帰国後のセミナー開催を通じた寄付金集め等新たな試み・流れを模索し、アフターコロナにおける 3 事業部の事業担当者の出張の在り方、事業への関わり方を提案し、次年度に繋いでいくこととした。

部門目標 2： 常任委員会・事業審査委員会・事業審査分科会における役割分担について、より充実した運用を目指すために、事務局の内規を含め、改善を目指すとともに、案件審査に係る一連のプロセスの効率化・迅速化を試みる。

概要：

昨年度から運用が開始された、常任委員会・事業審査委員会・事業審査分科会・事務局の役割分担および運用方法について、1 年が経過した中、更に運用方法をより良くすることを目指す。具体的には、JPF の全体方針、各プログラム対応計画、各プログラムの事業内容に係る議論の場所の明確化だけではなく、プログラム戦略会議の 1 年の流れも考慮しつつ、各委員会のあり方で、修正したほうが良いところは改善していく。また、プログラム立ち上げ、案件審査、事業承認などのプロセスの更なる見える化を図ることにより、業務の改善を目指す。

成果目標：

- ①各委員会での業務役割を踏まえた上、運用方法、内規などの整理をする。
- ②関連部署での業務の見える化を行うことで、プロセスの更なる改善を目指す。

結果：

事業審査の在り方、事業審査委員会・事業審査分科会の役割・権能等について、臨時の事業審査委員会（これまでの運用を通じて浮かび上がってきた課題について）等で協議し、今後対応していくべき課題を抽出した。

ウクライナプログラムにつき事務局にて加盟団体の事業形成、及び審査委員の審査基準の

参考とすべく事務局主導にてウクライナ国内及び周辺国における課題分析資料を作成し共有し、加盟団体の案件形成に寄与した。また、ウクライナ危機、食糧危機等予期せぬ事案に対するメール審議において、事業審査委員会より、審査方法の課題・提案があり、可能な限り対応した。また、メール審議が事業審査委員の負担につながっている現状が浮き彫りにされた。これを受け、来年度は事業審査委員会のあり方、ひいては案件審査の運用に関しても、抽出された課題に対し、優先順位をつけ対応していくこととなった。

部門目標 3：人道支援に影響がある関連分野における国際動向を把握し、日本国内・加盟団体への普及に貢献する。

概要：

JANIC を中心に、他 NGO も含め、人道支援分野における性的搾取、性的虐待、ハラスメントからの保護(以下、PSEAH (Protection from Sexual Exploitation and Abuse / Harassment) と略す)の日本版ガイドライン作りを進めてきた中で、加盟 NGO を含め日本国内に、より普及を進めるため、2022 年度も、活動を継続し、PSEAH の普及に貢献する。

成果目標：

JANIC、他 NGO と共に PSEAH、ローカライゼーションなど、実際に進められる活動内容を実施するとともに、JPF としての方向性をさらに明確化していく。

結果：

加盟団体・事務局を含め、人道支援の国際潮流を考慮し、JANIC、他 NGO と共に PSEAH、ローカライゼーションなどの協議に引き続き関わっている。また JANIC の JQAN を通じて 1 幹事員として具体的な活動を継続した。他活動としては、事務局主導にて国際基準に沿った現金給付及び食糧配布の実施及び評価の手順書を作成し、加盟団体に対し Webinar を行った。また、SDGs、難民グローバルコンパクト、世銀人道援助動向、ローカリゼーション等、国際援助潮流にかかる分析を行い加盟団体に対し Webinar を行った。

ウクライナ危機を受け、プログラム立ち上げに先駆け、現地を訪問し、国際機関 (OCHA, UNHCR) や現地日本大使館を訪問し情報収集に努め、それを対応計画に反映させるだけでなく、WG を通じて日本国内の加盟団体へ共有した。またこうした現地訪問の結果や国際動向を、市民講座や Webinar を通じて日本国内へ情報発信した。

(2)事業評価部

部門目標 1：JPF 支援による加盟 NGO 実施事業の質の向上とアカウンタビリティの強化

概要：

改訂された事業実施・助成ガイドライン細則 13 および 14 に基づき、各プログラムにおいてモニタリング評価実施計画を策定のうえ、加盟団体との協議・合意を経て評価活動を確実に実施する。また評価結果の振り返りと公開を通して、加盟団体実施事業の質の向上とアカウンタビリティの強化に寄与する。なおアカウンタビリティについては、一般の納税者に加え企業等へも積極的に働きかけ、ファンドレイジング機会創出にも貢献するよう努める。

成果目標：

- ①これまで進めてきたモニタリング評価の再構築を踏まえた運用方針に基づくモニタリング評価の実施。
- ②渉外・広報部との連携による評価結果のさらなる活用とファンドレイジング機会創出への貢献。

結果：

改訂された事業実施・助成ガイドライン細則 13 および 14 に基づき、各プログラムのモニタリング評価実施計画を策定し、下半期での着実なモニタリング評価業務の執行に向け、事務局内及び事業実施団体との協議に取り組んだ。

また、2022 年度はこれまでと違い、新たな試みとして、渉外・広報部と連携し、JPF 支援事業によりポジティブな変化のあった裨益者のライフストーリー（2 件）や、JPF の傘の下での横断的な調査結果（ガザ、パキスタン、アフガニスタンの 3 件）を、SNS や HP 並びにプレスリリースなど広報素材として加工公開し、加盟団体の支援活動のけん引と支援者の理解醸成及びファンドレイジング機会創出へ取り組んだ。

部門目標 2：M&E 結果のプログラムサイクルへのストリームライン化を実現させる

概要：

昨年度に実施した M&E の実施・結果共有・事業への反映・次年度対応計画への反映と、ストリームライン化を試みたことを踏まえ、更にこの流れを改善すべきところは修正しつつ、固めていく。M&E の実施による、各事業への提言、学びなど、当該団体のみならず、他実施団体と共有、さらに専門家や他ステークホルダーもワークショップなどに招待し、意見交換・協議を実施することで、引き続き、現行事業・次事業への改善へと繋がることを模索するとともに、対応計画などにしっかりと反映されるように確実に打ち出していく。

成果目標：

モニタリング評価結果を次年度のプログラム対応計画に反映するストリームライン化を推

進し、各事業のみならずプログラムが継続して改善していく仕組みを構築する。

結果：

JPF において現地訪問を伴う終了時評価の対象となる「プログラム大」の 5 プログラム（アフガニスタン、イラク・シリア、イエメン、南スーダン、ガザ・パレスチナ）について、事務局 M&E 事業を立ち上げ、モニタリング評価を実施。現地提携団体、事業実施団体、事業審査委員会・分科会などあらゆる関係者への適時での結果共有を徹底、次年度対応計画作成段階でも参照に務め、モニタリング評価結果の更なるストリームライン化に努めた。

また、「プログラム大」には該当しない「害虫」プログラムも、学びと改善点を洗い出し、3 か国の 4 事業実施団体と共有してまとめ、将来の出動に備えてアーカイブ化した。

部門目標 3：加盟 NGO を伴走する学びの提供および加盟 NGO のための体制を強化する

概要：

前年度に引き続き、JPF 事業に携わる人材の能力強化を通じた JPF による支援の質とアカウンタビリティを改善するため、JPF 事業に携わる人材の能力強化を目的とし、JANIC、他 NGO 共に、世界的な人道支援のスタンダード、CHS、PSEAH などの普及および運用を促進することに努める。また、JPF におけるローカライゼーションの議論推進に貢献するため、モニタリング評価実施に際してはローカライゼーションの視点を取り入れ、課題やグッドプラクティスを抽出、加盟団体と結果を共有することで学びの促進に寄与する。

成果目標：

①JANIC、他 NGO と共に、CHS、PSEAH などの普及活動等を実施すると共に、勉強会などを通じて、加盟団体が、案件形成・事業実施の際に、有益になったとの回答を得られる内容の発信を目指す。なお本件を含む戦略的連携の推進に向けた事務局内でのより良い体制について検討する。

②各プログラムにおいてローカライゼーションの視点を取り入れたモニタリング評価を実施する。また抽出された課題・グッドプラクティスを加盟団体と共有し、学びを促進する場を創出する。

結果：

日本の緊急人道支援に携わる NGO 人材の能力強化のため、スフィア/CHS（2 回）、INEE 及び PSEAH（2 回）の研修機会を、JANIC、JQAN 及び JNNE と協働して提供した。

加盟団体の JPF 資金による事業形成を側面支援するため、JPF の傘の下での横断的な調査 3 件（ガザ、パキスタン、アフガニスタン）を、加盟団体と協働で実施し、2022 年度での事業形成に貢献した。

さらにローカライゼーションを推進していくため、各プログラム下での具体化の検討の素材となる支援現場での情報収集を、事務局事業のモニタリング・評価活動の中に取り込んで開始、関連質問の作成・導入を実施（南スーダン、アフガニスタン）、下半期で結果集約を予定している。

(3)事業管理部

部門目標 1： 事業管理部に係る業務全般の運用の効率化、見える化を図る。

概要：

縁の下の力持ちとして、加盟団体と事業管理部が関連する業務である事業申請・終了報告など日々の業務内容だけではなく、事業会計、ガイドラインの改定など、双方にとって、運用しやすい事務的業務の基盤強化・運用効率を事業管理部内で継続しつつ、加盟団体に対して勉強会のみならず、JPF のサイトを活用するなどして、よりユーザーフレンドリーな開かれた情報発信、第 3 者が見てもわかりやすい業務の見える化を目指す。

成果目標：

- ①必要に応じたタイムリーな情報発信・勉強会などの実施。
- ②業務プロセスの簡略化、見える化の実施。

結果：

2022 年度のカテゴリー更新作業（40 団体）、新規申請（3 団体）、一般管理費モニタリング（20 団体）の中間報告をした。一般管理費に関しては、来年度に 3 年間の検証を行う。また、6 月にコントロールリスクス社、9 月には UNHCR との勉強会を行った。新たな試みとしては、提携団体、アライアンス団体、日本の NGO とスタッフ人件費、人役の検証を行い、事業審査員会で報告した。業務実施契約における各種団体の再委託契約についても公認会計士と検証のための準備をした。また、郵送対応業務削減として、専門家コメントの謝金支払作業において GMO サイン・PDF 対応を導入し、マニュアルも新たに作成したことで業務の効率化を実施した。

部門目標 2：JPF ならではの助成スキームの構築を目指す。資金執行状況および事業進捗管理の強化と効率化を図る。

概要：

政府資金に頼りきりではなく、少しでも民間資金の有効活用を実践するため、政府資金と民間資金の資金ミックスだけではなく、JPF ならではの民間資金活用を検討する。

実施するにあたり、3 事業部のみならず、渉外部など他部とも連携し、企業へのアピールの一如および長期的なブランディングの一如へと繋がる方向性を模索する。

成果目標：

- ①民間資金の活用を小規模ながらもパイロット事業として確実に実施する。
- ②他部と連携し、対外向けへアピールできる資料などの作成など、事業管理部として貢献できることを確実に実践する。

結果：

渉外広報部と連携し、アフガニスタン、食糧危機 2022 支援の Landing Page について、NGO の WG と委員からの記事、画像提供をしてもらうようにつないだ。

Web サイトのリニューアルに合わせ、加盟団体の事業紹介ではなく、JPF クオリティーとして中間支援組織ならではの役割を伝えた。

特定寄付金の寄付状況について、管理部からの報告をもとに毎月、3 事業部に共有し、R4 当初では、バングラ、イエメン、ガザ事業において、R4 当初予算と特定寄付金を資金ミックスして事業形成を行うなど、これまで活用されていなかった特定寄付金を使用した。

2022 年度の特徴は、他年度と違い、ウクライナ、食糧危機、トルコ南東部地震、自然災害に関して、各事象規模が大きかったため、団体のカテゴリー上限を超えての申請が多かった。

部門目標 3：部門間知見レベルの均一化と底上げを実施する。

概要：

事業管理部における各業務のマニュアル化を徹底する。業務内容に関わらず、各スタッフが均一の業務内容を遂行できるように、簡潔なマニュアル作成を通して、加盟団体への説明も、一貫したわかりやすい内容を提供できるように努める。また、セールスフォースなどの活用を通じて、過去のデータを蓄積し、インスティテューショナル・メモリーを積み重ねることで、今後の JPF 事務局だけではなく、加盟団体にも有益なデータを共有・提示できるよう試みる。

成果目標：

- ①各々の知見・経験や過去のノウハウを共有し、均一した日々の業務内容の実施、団体からの問合せ・照会事項に一貫した内容で対応出来るよう事業管理部マニュアルの作成。
- ②セールスフォースなどを活用し、過去のデータの蓄積、分析を行い、インスティテューショナル・メモリーを積み上げる。

結果：

事業管理部業務マニュアルについて、10 月に一通りの業務分が完成し、現在事業管理部内で W チェックを進めている。

固定資産関連では、マニュアルに加え、これまでに固定資産に該当すると指摘の入った物品のリストおよび、譲渡申請時に提出が必要とされる譲渡先との MoU フォーマットを作成するなど業務の効率化を行った。また、渡航申請についても、感染症危険情報レベルの引き下げに伴い、今後の対応について民連室へ確認の上、マニュアルおよび申請書類の整理を行った。

部門目標 1 と関連し、提携団体・アライアンス団体・日本の NGO の人件費・人役についてセールスフォースのデータを用いた比較・検証を実施した。また、裨益者数の集計について、事業申請時の裨益者数の実数確認および、終了報告時の実績数確認も引き続き徹底していく。これらのデータ収集・分析を行うことで JPF の現状把握及び課題を抽出していき、課題に対し、どのような対応が適切か引き続き検討していく。

(4)緊急対応部

部門目標 1：大規模災害対応に向けた準備を強化する。特に、東京都で想定される首都直下地震や、東海東南海地震への連携強化を行う。

概要：

昨年度未実施であった国内での大規模災害への準備を進める。東京都では、これまで関わってきた「アクションプラン推進会議」に加え、新規に設立が準備されている災害対応の組織へ、積極的に参画し、災害時の連携推進に貢献する。また、東海東南海地震も想定し、専門家等をよんだ勉強会等により理解を深め、JPF としての対応、役割について検討する。

成果目標：

- ・東京都の災害対応を行う新たな組織の設立・取り組みに参画する。
- ・JPF 関係者とともに、勉強会や検討会を通じて、大規模災害に関する理解を深め、JPF としての役割を明確にする。

結果：

国内での大規模災害に備えて、これまで課題となっていた海外からの支援受け入れのための準備として、JPF 内部業務の整理と確認を行った。東京都における「アクションプラン推進会議」にてこれまで議論されてきたことを踏まえて、正式に「一般社団法人 災害協働サポート東京」が設立されたが、JPF としても設立に貢献し、運営委員の一員として運営をサポートしている。また、「アクションプラン推進会議」の「東京憲章推進のためのワーキング・グループ」メンバーとしてその推進にも関わり、周知のためのイベントへの参加や、勉

強会への登壇等を通じて貢献した。

部門目標 2：国内外での発災時のタイムリー、および適切な対応と、新規プログラム運営の実施。

概要：

昨年に引き続き、国内外の新規災害対応における迅速かつタイムリーな対応を維持、継続する。昨年度に、迅速な対応は一定程度達成できたものと考えられるが、これを維持し、また、国内災害においては、状況に応じて独自の調査、情報収集を検討する。

成果目標：

・新たな自然災害への出動手続きが迅速に行われ、支援実施にかかる業務がタイムリーに実施される。

結果：

2022 年度は、海外において新規に発生した人道危機の数は昨年に比して少なかったものの、記録的な被害となった 3 つの新規人道危機に対応した。特に、2023 年 2 月 6 日にトルコ南東部で発生した大規模地震では、シリアとの国境に近い震源地であり、発災直後からトルコ、シリア両国への甚大な被害が想定された。発災直後に 2 団体からの緊急初動調査の要望があり、その日の夜には 1 団体が調査のため日本を出発した。本災害が明らかに JPF が対応すべき大規模な災害であり、また複数の加盟団体の対応が想定されたことから、NGO からの出動発議を待つことなく、JPF 事務局長の出動発議により 2 月 8 日には対応を決定した。JPF として迅速な出動決定をしたことは大きな成果であったと言える。

日本国内については、今年度は幸い大きな災害がなく出動することはなかったが、2022 年 9 月 23 日から 24 日にかけて静岡県に大雨をもたらした台風 15 号に際しては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD) との協働事業として、JPF 事務局による緊急初動調査事業を立上げた。被災地に職員 1 名を派遣し、JVOAD と協力しながら、被災状況の確認および関係者との調整等を実施したが、結果として、被災地の関係者を中心に被災地域内で対応できる範囲と判断し、JPF としては出動しないこととした。

部門目標 3：日本国内での性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護(PSEAH)の取組の強化と推進。JPF・および国内関係者内での主流化。また、JaNISS との協働を通じた、加盟団体、および NGO セクターにおける安全管理対策に関する知識と意識の向上、および対策の強化

概要：

PSEAH の取り組みについては、昨年に引き続き、事業評価部、事業推進部と協力しながら、国際協力 NGO センター (JANIC) のワーキング・グループ (WG) として、日本国内の NGO を中心とした支援セクター内における PSEAH の普及を牽引していく。具体的には昨年より実施している PSEAH に関する研修モジュール作成、啓発マテリアルの策定や、NGO 相互のサポート実施のための仕組みづくりなどを継続して実施する。研修については、2021 年度に策定した研修モジュールとトライアルの研修結果を踏まえ、さらに改善し、本格的に研修を実施していく予定である。また、昨年行った PSEAH に関するウェブサイト策定準備を踏まえ、サイトの公開と内容の充実を図り、さらに PSEAH の取り組みを推進していく。また、昨年締結した NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) との協定に基づき、研修の実施を中心に進め、安全基準の周知・普及を進めていく。

成果目標：

- ・ PSEAH・WG の活動を継続させ、各団体の PSEAH への取り組みをサポートする体制を整える。また、日本国内における啓発活動を行い、他アクターと連携しながら取り組みを行う。
- ・ JaNISS との協働事業を継続し、加盟団体内での安全基準に関する知見の向上、対策強化を進める。助成ガイドラインの見直しを行い、また、加盟団体内での JaNISS の安全基準への署名団体が増加することを目指す。

結果：

・昨年に引き続き、PSEAH/WG の活動については JPF が中心的な役割を担い、その活動を推進できた。WG 内に設置した4つのタスクチームでは、チームリーダー、およびサブを務め、議論を引っ張ることができたのは、JPF ならではの強みであったと言える。具体的には、昨年度において研修タスクチームを中心に策定した基礎編の研修モジュールを使用し、4回の研修を実施した。それぞれ20名程度の参加者を目標としたが、いずれもそれを上回る申し込み・関心が寄せられ、研修後のアンケートにおいて、満足のいく研修であったことが確認できた。研修については、アンケート結果等を踏まえて、さらに改訂を加えて次年度も継続していく予定である。また、それ以外にも、弁護士に協力を依頼し、PSEA と職員の採用に関わる内部勉強会、国内アクターへの聞き取りなどを実施した。

・JaNISS の活動は、対面での研修実施も含めて、計画通りの研修が実施できた。2022 年度は、UNHCR との協働により海外からの講師を招聘した中級レベルのフィールド研修も開催することができた。その他、メディア研修、また日本体育大学救急救命学科との協力によるファースト・エイド研修、感染症対策勉強会などを実施した。さらに、JPF 加盟団体向けの説明会を実施し、JPF 加盟団体から新たに2団体が JaNISS へ加盟した。

(5)地域事業部

部門目標 1：これまでの緊急期における国内支援の教訓や被災地域のニーズを迅速に汲み取り判断する仕組みをいかした戦略的プログラムの開発とその実施に向けた迅速且つ適切な被災地支援体制の構築を行う。

概要：

主に新たな国内災害発生時に、効果的かつ効率的なプログラム立案を行うため、これまでのプログラムの知見、教訓をいかした、緊急期に適した JPF らしい成果および出口戦略を盛り込んだ迅速かつ適切なプログラムづくりを行う。

成果目標：

- ①緊急対応期における現地ニーズ、資金や時間などのリソースを最大限にいかしたプログラム対応方針を開発する。
- ②モニタリング等を通じて、適切なプログラム（対応方針、支援対象期間等）を確認し、地域での支援体制の確立を目指す。
- ③多発化する国内災害において、JPF に寄せられる資金等の資源が新たな災害へ適切に活用される仕組みをつくる。

結果：

今年度は地域事業部が対応する新たな災害が発生しなかったため、プログラム対応方針の開発は行わなかった。

一方、既存のプログラムにおいて、感染症下における難しい事業実施を行っている団体への早期モニタリングや複数回の相談などを行い、適切な被災地支援体制を行えたと考える。

また休眠預金等活用事業により開始した災害対応準備の事業を通じ、徐々にではあるが、これまで築いてきた主に地域の団体とのネットワークづくりに着手しはじめ、今後の有事において、迅速かつ地域の実情に応じた支援が行われるための準備ができた。

支援期間が長期化している国内プログラムにおいては、これまでの教訓のまとめや、現在も続く寄付などの再評価を行い、それぞれのプログラムの出口の検討に着手できた。

部門目標 2：休眠預金活用事業を基軸とした国内災害発生時の迅速かつ質の高い災害支援の実現

概要：

休眠預金事業で確保した災害時の資金をはじめとした迅速な資金提供の開始や全国市長会や広域な民間支援団体との連携による情報収集を通じ、より信頼性の高い被災状況等の把

握を行う。また災害対応準備として、日常的にこれらの関係者との連携体制構築を行う。

成果目標：

休眠預金活用事業 2020 年度枠の円滑な遂行と 2021 年度枠の獲得全国市長会および地域市長会とのモデル的な取り組みの実施

結果：

昨年度から着手した休眠預金を活用した災害対応準備、災害時の資金獲得の事業に加え、2021 年度も引き続き同様の事業を採択されることにより、有事における実働面での迅速さを支える地域の団体との接点づくりに加え、その活動を支える資金の事前の確保が今年度も強化することができた。

全国市長会や企業団体とのモデル的な取り組みについては、感染症下の為大きな前進は図れなかったが、上述の災害対応準備と合わせ、一部の地方市長会との連携に着手することができ、次年度以降、その具体的な取り組みを開始する予定としている。

(6)渉外広報部

部門目標 1：新しい寄付体系の確立および展開

概要：

2021 年度は昨年と比べ大幅に民間寄付収入が減額した。幸いなことに大きな国内災害が発生しなかった反面、寄付収入の殆どを事業特定寄付に依存してきた構造の問題が露呈した形となった。また、事業特定寄付の収入不足の補完や ODA が使えない海外事業への利用により、緊急災害支援基金の残額が大幅に減少し、プログラム予算を抑制する必要が生じた。加盟 NGO が現場のニーズを見定め、必要な時に必要な資金を提供していくことが JPF の使命の一つであり、それを実現するためには、災害が起きてからではなく、起きる前の寄付の獲得が急務である。現在の寄付体系を変更し、災害が起きる前からの寄付を中心にした寄付体系を確立させ、認知・共感を醸成しながら、現在の収入構造の変革を進めていく。あわせて事務局の寄付関連業務の改善も並行して進めていく

成果目標：

- ・新しい寄付体系の確立とプロモーション活動
- ・賛助会員やマンスリーサポーターの獲得
- ・Web や広告を活用したファンドレイジングの強化

結果：

2022 年度の民間寄付については、ウクライナ人道危機、パキスタン水害、トルコ南東部地震と、海外プログラムへの寄付を中心とした取り組みとなった。発災直後からの説明会の開催や経済団体や企業への早期アプローチにより、2022 年度は、7 億円超の寄付を獲得することができた。過去数年海外の発災で寄付が獲得できていなかったが、ウクライナ人道危機は海外プログラムとしては歴代 1 位、トルコ南東部地震は歴代 2 位という結果であり、この早期対応は今後も継続していく。

企業からは大きな事業特定寄付をお預かりすることができたが、一方で賛助会員の獲得数は直近 3 年間でワーストであった。面談数の拡大に比例した結果がとれておらず、来年度はウクライナ人道危機やトルコ南東部地震の寄付企業を中心にアプローチしていく。

マンスリーサポーターに関しては、12 月にマンスリー強化月間として、LP 制作、広告出稿、DM 発送等を連携させ、直近 3 年では最大の新規入会数となった。

しかし、目標としている数値とは大きく乖離があり、2023 年度の重点施策と捉えて取り組んでいく。

JPF として最も必要な寄付は平時からの寄付となる一般寄付と緊急災害支援基金であり、2022 年度は前年比 122%という結果であった。しかし、NGO が緊急で活動するための資金としては全く足りておらず、平時からの寄付の重要性を伝えていく取り組みを外部企業と連携しながら強化していきたいと思う。

部門目標 2：JPF ブランドの更なる強化

概要：

隔年で実施している認知度サーベイの結果では、着実に JPF の認知度は高まってきているが、団体名・活動内容共に理解している層はまだ低調にあり、2022 年度も継続し重点テーマとして取り組んでいく。団体のブランド力、すなわち認知度・共感度・信用度を高めるため、JPF は何者か、見え方をデザインし、情報発信を強化していく必要がある。

まずは、JPF ブランドを強化していく上で、PR 上のペルソナ・キーメッセージを設定する。JPF 関係者で改めてステークホルダーに対して伝えていきたいブランドの姿「私たちはこういう存在」の検討を重ね、効率的かつ効果的にターゲットに対してメッセージを発信していく。

また、JPF の対外的な顔となる Web サイトのリニューアルを行う。JPF が何者か、どういった活動を行っている団体か、より訪問者目線で見直し設計をしていく。そして、平時からの寄付を獲得するための導線の修正や、寄付者の利便性の向上を図るためのマイページ機能などの付加も検討していく。

成果目標：

- ・ペルソナやキービジュアルの設計
- ・Web サイトのリニューアル・機能強化
- ・コンテンツの充実及び SNS 発信力強化

結果：

民間寄付を獲得するためには、JPF の認知度・共感度を高める必要があり、1 年間かけて認知度向上に向けた下地作りを行ってきた。

JPF が何者かを分かりやすく表現していくためのペルソナやキーメッセージの作成を進めてきた。7 月には JPF の役職員や加盟 NGO スタッフとのワークショップを開催したり、マンスリーサポーターへのインタビューなどを行った。4 月 1 日に公開した新しいウェブサイトのトップに表現し、2023 年度に真価がでるよう継続して訴求していく。

また、情報の発信力を強化するべく、SNS に関しても様々な取り組みを行ってきた。通常の Twitter、Facebook に追加して、Instagram での発信を開始、若年層へのリーチを進めてきた。結果として、SNS 経由の Web サイトへの流入は、前年比 117%という結果となった。また、YouTube についても、モルドバへの出張動画等、新しいコンテンツを発信し、視聴回数は前年比 1100%を記録した。

しかし、大手 NGO 団体と比べると、コンテンツの質も量も劣っており、また、SNS のフォロワーも少なく、来年度は更なる強化を図っていく。

部門目標 3：セクターを越えた連携や場の創出

概要：

JPF ブランド力の向上には、様々なセクターとの連携は欠かせず、特に中長期的に重点テーマとして取り組んでいるメディアとの連携には継続して取り組んでいく。昨年度は、NGO2030 や加盟 NGO と連携したウェビナーを開催し、メディア・民間企業・非営利・学校など、様々なセクターに参加頂き、新聞や Web メディア等に取り上げて頂いた。

本年度もウェビナー等を通じた、様々なセクターが参加する場を創出していきたい

また、昨年度は寄付に関しても、「寄付付き商品の発売」「ポイントを利用した寄付」等、多くの企業と連携してきた。本年度も SDGs や ESG に対して企業と共に貢献できるよう、更なる連携を拡大していきたい。

成果目標：

- ・オンラインを活用したセミナーやシンポジウムの開催
- ・民間企業との寄付や CSV 連携の拡大。
- ・大学やメディア等との連携による情報発信

結果：

2022 年度は、海外のプログラムを中心に様々な取り組みを進めてきた。ウクライナ人道危機に関しては、4 月・8 月・2 月と計 3 回のシンポジウムの開催、11 月にはミャンマー避難民人道危機、2 月にはトルコ南東部地震のウェビナーを開催した。シンポジウムに関しては、1 回あたり 200 人以上の参加があり、多くの方との接点を持つことができた。

新しい試みとして、11 月には朝日新聞主催の「朝日地球会議」に協賛という形で参加した。野田聖子氏・MIYABI 氏が登壇するイベントへ参加することで、JPF を知らない層にリーチすることができ、Globe+という Web メディアの記事は 10,000 以上の PV を獲得することができた。

大学生との連携としては、12 月に大学生主催の中東アフリカ食糧危機に関するウェビナーを行った。大学生自らが企画し、参加を呼び掛け、それをサポートする形で加わり、新たな接点を作り出すことができた。結果として Instagram のフォロワーの増加や、2023 年度の YouTube 企画へのアンケート等、様々な形での連携を行うことができた。

寄付連携については、海外現地の石を用いたアートチャリティー企画や、オーケストラとのチャリティーコンサート、また、フィリピンへの大型物資寄付等を行ってきた。

JPF の認知拡大には、メディア・大学等との接点拡大が必要であり、来年度も積極的に取り組んでいく。

(7)管理部

部門目標 1：中長期的な働き方改革を見据えた IT インフラ拡充および労働環境を整備する。

概要：

一昨年度より順次導入を開始している IT システムの安定稼働と同時に、今年度も継続して業務プロセス改善のツールとしてのインフラを拡充していく。また、柔軟な働き方の実現や労働環境の更なる改善に向け、規程の制定および改定を通じて、健全な職場環境の維持に貢献する。

成果目標：

- ①規程類の制定・改定（在宅勤務規程、就業規則、行動準則など）
- ②新たなネットワーク環境整備によるシステム基盤強化（投資効果の可視化）
- ③電子署名管理システムの定着とその対象範囲の拡大、運用スキームの確立
- ④過年度導入システム（電子稟議・人事システムなど）の安定稼働とメンテナンス

結果：

コロナ禍におけるリモートワークをベースとした働き方改革を起点とし、規程類の大幅改

定および情報セキュリティの見直しを実施、職員の柔軟な働き方を可能とする制度変更を実現させることが出来た。また、IT 部門においては中長期的な取引先政策見直しにより、データセンターの移設を伴う通信インフラ環境の再構築に着手し、更なるシステム安定稼働とメンテナンスを強化し、事務局全体の業務効率化にも大きく寄与出来たものとする。引き続き加盟団体を含めた業務プロセス改善に繋がる取組みに貢献していきたい。

部門目標 2：組織基盤の更なる強化に向けたガバナンスと事務局機能の質を向上させる。

概要：

2021 年度は「アカウンタビリティ・セルフチェック 2021」を実施し組織運営の基盤を改めて棚卸した。今年度もガバナンス体制強化の一翼を担い、理事や各種委員会との連携を強化することで不足を補い環境を整えていく。また人材育成や開発の視点を持ち、組織運営の安定化と質の向上を図る。

成果目標：

- ①監査法人からの指摘事項削減（各委員会における意思決定プロセスの明確化）
- ②電子帳票保存法に対応した組織内マニュアルの整備、見直しとその定着
- ③情報セキュリティ管理、コンプライアンス順守とその啓蒙促進
- ④人材開発研修の立上げと定期的な実施およびマイクロ・ラーニング環境の提供

結果：

外部監査法人から指摘されていた過年度からの課題については各部門長と連携を強化しながら対応し、2022 年度において監査法人から大きな指摘を受けることはなかった。これは潜在的な課題に対応しただけではなく、監事とも連携しながら潜在的課題を洗い出し、新たな運用やスキームを構築したことによる成果と考えている。引き続き組織基盤の根幹となるガバナンスおよび会計体制の強化に取り組んで参りたい。

また職員との共通認識が求められるコンプライアンスや情報セキュリティ教育などは、マイクロ・ラーニング環境を提供することで必要知識のアップデートを可能とした。

部門目標 3：組織の持続的な発展のため、財務基盤の確立と財務体質の強化

概要：

活動資金確保のため組織内外との連携を強化し財政基盤強化に貢献すると同時に、継続的なキャッシュ・フローの管理に努め、計上経費の効率的な運用により財務体質強化を実現させる。

成果目標：

- ①事業部へのサポート拡充、事業終了資金残の適時処理にて一定の事業資金を確保する
- ②既存会計システムの改修により、通常業務の更なる効率化
- ③月次予算・実績管理の継続実施、組織全体の財務執行管理（資産管理委員会との連携）
- ④渉外部推進プロジェクトに対する積極的サポート（リスク予測および予防含む）

結果：

毎月の予実管理に加え月次残高情報の迅速な事務局内提供により、財務的な課題（特に早期の事業開始に不可欠な緊急的活動資金の保全など）と対応策構築が可能となった。他部門と連携しての対応が加速し、団体全体の財務基盤強化に貢献出来るベースが出来つつあると考えている。また、2022 年度は中長期的な視点に立ち、戦略的な投資を実施するべく経営資源配分の見直しを行なった。資産管理委員会をはじめとする各種機関とも連携しながら効果測定を実施し、事務局機能強化のための新たな財務基盤の確立とともに複数の取組みを前進させることが出来た。

以 上

<第二部>

2022 年度 会計報告

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

目次

1. 2022 年度決算報告（概況）	60
2. 2022 年度会計報告	61
(1) 財務諸表	61
(2) 財産目録	67
(3) 収支計算書	72
3. 2022 年度業務監査および会計監査報告書	73
(1) 監事の業務監査および会計監査報告書	73

1. 2022 年度決算報告（概況）

2022 年度の事業活動収入は昨年比 173%の総額 89 億 6,000 万円であった。収入増の大きな要因は外務省供与資金額の拡大であり、食糧危機支援に対する 2 回の追加供与およびトルコ南東部地震被災者支援の活動資金などがこれに当たる。これに対し事業費支出総額は 91 億 2,600 万円（昨年比 205%）であり、その内訳は事業費支出 89 億 9,700 万円（同 115%）、管理費支出 1 億 2,700 万円（同 128%）である。さらに投資活動収支差額が▲1,136 万円があり、この結果、2022 年度の当期収支差額は▲1 億 7,700 万円となり、前期からの繰越収支差額 26 億 2,700 万円と合わせて 24 億 5,000 万円を翌期に繰り越すこととなった（以上 (3) 収支計算書決算額より）。

(1) -2 の正味財産増減計算書から、2022 年度における外務省供与資金等の受取補助金等は 81 億 150 万円であり、当該年度支払助成金は 86 億 6,000 万円であった。この差額は 2022 年度のウクライナでの事業開始に伴う活動資金（政府からの拠出金約 15 億円）が 2021 年度の収入として計上されていることに起因する。当該期事務局経費は事業費の中の連携調整事業費と管理費を合わせ 3 億 7,000 万円となった。当該経費を含む経常費用の費消等により、当該期の正味財産期末残高は 24 億 7,397 万円となり、これについては (2) の財産目録に記載の通り、それぞれ銀行口座を設けて個別残高管理を行っている

2. 2022 年度会計報告

(1) 財務諸表

(1) -1 貸借対照表

2023 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	829,231,741	393,369,912	435,861,829
未収金	9,380,538	47,292,387	△ 37,911,849
貯蔵品	219,430	237,030	△ 17,600
立替金	14,000	14,000	0
前払費用	7,506,104	13,095,941	△ 5,589,837
流動資産合計	846,351,813	454,009,270	392,342,543
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
外務省供与資金	1,071,735,527	1,833,996,105	△ 762,260,578
事業特定寄付金	537,788,060	503,492,065	34,295,995
事業用資金	96,513,775	175,313,219	△ 78,799,444
緊急災害支援基金	86,851,925	33,903,713	52,948,212
特定資産合計	1,792,889,287	2,546,705,102	△ 753,815,815
(2) その他固定資産			
建物付属設備	1,392,622	1,578,213	△ 185,591
什器備品	13,160,058	7,115,140	6,044,918
ソフトウェア	3,094,200	7,219,800	△ 4,125,600
敷金	363,000	363,000	0
保証金	5,913,600	5,913,600	0
その他固定資産合計	23,923,480	22,189,753	1,733,727
固定資産合計	1,816,812,767	2,568,894,855	△ 752,082,088
資産合計	2,663,164,580	3,022,904,125	△ 359,739,545
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	111,647,265	126,358,009	△ 14,710,744
前受会費	100,000	100,000	0
預り金	1,616,485	1,482,237	134,248
預り返還金	68,831,857	245,257,256	△ 176,425,399
賞与引当金	7,001,738	0	7,001,738
仮受金	0	50,000	△ 50,000
流動負債合計	189,197,345	373,247,502	△ 184,050,157
負債合計	189,197,345	373,247,502	△ 184,050,157
III 正味財産の部			

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

1. 指定正味財産			
外務省供与資金	920,581,833	1,420,742,772	△ 500,160,939
事業特定寄付金	499,633,702	468,076,680	31,557,022
事業用資金	92,168,031	177,448,307	△ 85,280,276
指定正味財産合計	1,512,383,566	2,066,267,759	△ 553,884,193
(うち特定資産への充当額)	(1,512,350,993)	(2,042,896,806)	(△
2. 一般正味財産	961,583,669	583,388,864	378,194,805
(うち特定資産への充当額)	(144,860,631)	(179,085,488)	(△ 34,224,857)
正味財産合計	2,473,967,235	2,649,656,623	△ 175,689,388
負債及び正味財産合計	2,663,164,580	3,022,904,125	△ 359,739,545

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

(1)-2 正味財産増減計算書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	18,905,000	18,425,000	480,000
正会員受取会費	1,050,000	1,080,000	△ 30,000
賛助会員受取会費	17,855,000	17,345,000	510,000
受取補助金等	8,575,662,939	3,405,574,525	5,170,088,414
受取外務省供与資金振替額	7,100,662,939	2,153,294,525	4,947,368,414
受取外務省供与資金	1,475,000,000	1,252,280,000	222,720,000
受取寄付金	677,341,003	171,312,164	506,028,839
受取事業特定寄付金振替額	627,032,812	130,312,877	496,719,935
受取一般寄付金	50,204,943	40,896,039	9,308,904
物品現物寄付	103,248	103,248	0
雑収益	1,276,765	6,187,982	△ 4,911,217
受取利息	6,312	4,811	1,501
為替差益	14,771	60,282	△ 45,511
雑収益	1,255,682	6,122,889	△ 4,867,207
その他指定正味財産からの振替額	244,617,983	394,915,903	△ 150,297,920
受取事業用資金振替額	169,701,147	371,951,735	△ 202,250,588
運営資金等振替額	74,916,836	22,964,168	51,952,668
経常収益計	9,517,803,690	3,996,415,574	5,521,388,116
(2) 経常費用			
事業費	9,002,051,691	4,298,433,473	4,703,618,218
給与手当	96,829,344	98,109,534	△ 1,280,190
臨時雇賃金	12,277,414	15,718,725	△ 3,441,311
賞与引当金繰入額	5,337,818	0	5,337,818
法定福利費	16,478,969	14,670,150	1,808,819
通勤費	2,458,630	2,587,768	△ 129,138
賞与手当	10,150,150	0	10,150,150
会議費	83,377	65,656	17,721
旅費交通費	10,053,586	2,003,468	8,050,118
通信運搬費	2,999,400	4,189,429	△ 1,190,029
消耗品費	878,664	933,726	△ 55,062
修繕費	7,529,333	6,951,369	577,964
印刷製本費	1,234,937	6,730,669	△ 5,495,732
光熱水料費	947,167	849,265	97,902
賃借料	13,199,732	13,184,584	15,148

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

リース料	734,592	850,468	△ 115,876
保険料	79,050	22,882	56,168
諸謝金	4,602,002	3,323,000	1,279,002
租税公課	24,600	18,600	6,000
支払助成金	8,659,994,145	3,997,822,686	4,662,171,459
委託費	118,808,838	113,706,364	5,102,474
支払手数料	803,935	732,730	71,205
広報費	29,490,949	12,904,638	16,586,311
諸会費	414,480	667,104	△ 252,624
研修費	432,550	363,154	69,396
システム利用料	1,759,309	1,795,538	△ 36,229
物品現物寄付	4,448,720	0	4,448,720
為替差損	0	209,124	△ 209,124
雑費	0	22,842	△ 22,842
管理費	137,554,715	109,135,689	28,419,026
給与手当	48,681,416	49,051,441	△ 370,025
臨時雇賃金	8,403,074	5,537,412	2,865,662
賞与引当金繰入額	1,663,920	0	1,663,920
法定福利費	11,005,953	9,592,929	1,413,024
通勤費	1,767,778	1,749,476	18,302
賞与手当	4,834,776	0	4,834,776
福利厚生費	412,838	435,267	△ 22,429
会議費	27,898	61,720	△ 33,822
旅費交通費	221,730	16,517	205,213
通信運搬費	899,477	2,648,214	△ 1,748,737
減価償却費	9,626,520	9,615,768	10,752
消耗什器備品費	846,560	393,305	453,255
消耗品費	241,139	235,596	5,543
修繕費	16,409,268	1,876,691	14,532,577
光熱水料費	279,672	243,899	35,773
賃借料	3,856,860	3,962,408	△ 105,548
リース料	177,528	247,176	△ 69,648
保険料	18,624	20,804	△ 2,180
諸謝金	9,208,118	7,255,000	1,953,118
租税公課	150,441	48,910	101,531
委託費	4,103,399	4,149,460	△ 46,061
支払手数料	10,584,790	7,963,379	2,621,411
諸会費	61,600	186,900	△ 125,300
研修費	114,400	261,800	△ 147,400
システム利用料	3,902,105	3,495,914	406,191
為替差損	37,831	68,703	△ 30,872
雑費	17,000	17,000	0

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

経常費用計	9,139,606,406	4,407,569,162	4,732,037,244
評価損益等調整前当期経常増減額	378,197,284	△ 411,153,588	789,350,872
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	378,197,284	△ 411,153,588	789,350,872
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	3	1	2
雑損失	2,476	33,020	△ 30,544
経常外費用計	2,479	33,021	△ 30,542
当期経常外増減額	△ 2,479	△ 33,021	30,542
当期一般正味財産増減額	378,194,805	△ 411,186,609	789,381,414
一般正味財産期首残高	583,388,864	994,575,473	△ 411,186,609
一般正味財産期末残高	961,583,669	583,388,864	378,194,805
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等(指定正味財産)	6,662,360,494	3,646,064,659	3,016,295,835
受取外務省供与資金	6,626,502,000	3,560,304,000	3,066,198,000
受取民間助成金	35,858,494	85,760,659	△ 49,902,165
受取寄付金(指定正味財産)	740,243,374	228,877,552	511,365,822
事業特定寄付金	735,794,654	228,877,552	506,917,102
物品現物寄付	4,448,720	0	4,448,720
受取返還金	16,465,983	11,333,719	5,132,264
受取返還金	16,465,983	11,333,719	5,132,264
外務省供与資金返還取崩	△ 640,310	△ 60,768,827	60,128,517
その他一般正味財産増減振替額	△ 7,972,313,734	△ 2,678,523,305	△ 5,293,790,429
当期指定正味財産増減額	△ 553,884,193	1,146,983,798	△ 1,700,867,991
指定正味財産期首残高	2,066,267,759	919,283,961	1,146,983,798
指定正味財産期末残高	1,512,383,566	2,066,267,759	△ 553,884,193
III 正味財産期末残高	2,473,967,235	2,649,656,623	△ 175,689,388

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

(1)-3 キャッシュ・フロー計算書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
会費収入	18,905,000	18,575,000	330,000
補助金等収入			
受取外務省供与資金収入	8,101,502,000	4,812,584,000	3,288,918,000
受取民間助成金収入	54,941,494	66,677,659	△ 11,736,165
寄付金収入			
事業特定寄付金収入	735,794,654	228,877,552	506,917,102
受取一般寄付金収入	50,204,943	40,896,039	9,308,904
返還金収入	102,511,989	290,325,859	△ 187,813,870
雑収入	2,619,589	3,589,249	△ 969,660
事業活動収入計	9,066,479,669	5,461,525,358	3,604,954,311
2. 事業活動支出			
事業費支出	△	△	△
管理費支出	△ 125,240,300	△ 90,155,371	△ 35,084,929
その他の事業活動支出	△ 245,900,042	△ 287,927,369	42,027,327
事業活動支出計	△	△	△
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 306,477,607	674,749,478	△ 981,227,085
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
保証金戻り収入	0	130,000	△ 130,000
投資活動収入計	0	130,000	△ 130,000
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	△ 11,491,150	△ 11,112,750	△ 378,400
投資活動支出計	△ 11,491,150	△ 11,112,750	△ 378,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,491,150	△ 10,982,750	△ 508,400
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	14,771	60,282	△ 45,511
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 317,953,986	663,827,010	△ 981,780,996
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,940,075,014	2,276,248,004	663,827,010
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,622,121,028	2,940,075,014	△ 317,953,986

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

(2) 財産目録

2023 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運営資金	1,151,646
普通預金	普通預金		828,080,095
	三井住友銀行 麹町支店	運営資金	4,926,582
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金	38,223,573
	七十七銀行 日本橋支店	運営資金:東北事務所出納	209,682
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金:政府拠出金	488,315,332
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金:企業・団体・個人拠出金	9,063,382
	三菱 UFJ 銀行 本店	運営資金:事務局強化資金	236,635,523
	ゆうちょ銀行 東京事務センター	寄付金受入口	6,723,579
	三菱 UFJ 信託銀行 本店	一般寄付金受入口	113,970
	三菱 UFJ 銀行 本店	一般寄付金受入口	25,632
	三菱 UFJ 銀行 本店	事務局強化資金	43,842,840
未収金			9,380,538
	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	請求済返還金	6,311,969
	公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャバ	請求済返還金	1,043,608
	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	請求済返還金	1,031,074
	公益財団法人シャンティ国際ボランティア会	請求済返還金	32,573
	一般社団法人日本インターナショナル・サポート・プログラム	請求済返還金	20,711
	麹町税務署	源泉所得税年末調整	940,603
貯蔵品			219,430
	切手@1	在庫	150
	切手@5	在庫	500
	切手@10	在庫	2,000
	切手@84	在庫	25,200
	切手@94	在庫	44,180
	切手@100	在庫	20,000
	切手@120	在庫	6,000

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

	切手@140		在庫	28,000
	切手@210		在庫	21,000
	切手@290		在庫	34,800
	切手@320		在庫	32,000
	印紙@400		在庫	3,600
	印紙@1000		在庫	2,000
	立替金			14,000
	社宅	職員 1 名	社宅家賃(東京)居住者負担分	14,000
	前払費用			7,506,104
		東京労働局	雇用保険精算 2022 概算額	2,215,084
		安田不動産株式会社	事務局賃料ほか(引落):麹町 GN 安田ビル 4F	1,271,336
		インターナショナルエスオーエス	ISOS メンバーシップフィー	992,260
		富士フィルムビジネスイノベーション	楽楽精算 PCA 更新ライセンス	719,310
		株式会社 SmartHR	人事労務システム 2022 年度利用料	482,924
		株式会社セールスフォース・ジャパン	セールスフォースアカウント使用料	345,269
		日本マイクロソフト株式会社	Microsoftoffice365EMS3 サブスク	341,084
		ウチダスペクトラム株式会社	Creative Cloud for teams complete	202,288
		Sansan 株式会社	Sansanra ライセンス利用料(年額)	193,660
		株式会社ベスト・プラクティス	SVF クラウド 7 カ月 (SVFcloud)	111,182
		ステラグループ株式会社	ESET 年間更新費 2023/04/01 - 09	108,821
		その他	14 件	522,886
流動資産合計				846,351,813
(固定資産)				
特定資産				
	外務省供与資金	普通預金		1,071,735,527
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2022 年度当初	587,329,928
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2022 年度緊急	54,729,199
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2022 年度当初トルコ南東部被災者支	369,251,905
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2013 年度政府支援金(返還金)	23,100
		三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2019 年度政府支援金(返還金)	29,612,257

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

	三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2019 年度補正政府支援金(返還金)	14,308,142
	三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2020 年度政府支援金(返還金)	15,747,980
	三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2020 年度補正政府支援金(返還金)	227,876
	三菱 UFJ 銀行 本店	外務省 2021 年度補正政府支援金(返還金)	505,140
事業特定寄付金	普通預金		537,788,060
	三菱 UFJ 銀行 本店	東日本大震災被災者支援(福島支援)	130,997,516
	三菱 UFJ 銀行 本店	共に生きるファンド	50,601,766
	三菱 UFJ 銀行 本店	西日本豪雨被災者支援 2018	17,056,020
	三菱 UFJ 銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応支援 2019	4,423,962
	三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援 2019	826,919
	三菱 UFJ 銀行 本店	南スーダン難民緊急支援 2019	3,917,106
	三菱 UFJ 銀行 本店	イラク・シリア人道危機対応支援 2019	7,390,811
	三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー避難民人道支援 2019	207,299
	三菱 UFJ 銀行 本店	令和元年台風被災者支援(台風 15/19 号)	16,421,810
	三菱 UFJ 銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急支援	4,927,032
	三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム	6,441,249
	三菱 UFJ 銀行 本店	ウクライナ人道危機対応支援	23,903,131
	三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム	1,455,221
	三菱 UFJ 銀行 本店	食糧危機 2022 支援	365,009
	三菱 UFJ 銀行 本店	パキスタン水害被災者支援 2022	7,256,433
	三菱 UFJ 銀行 本店	トルコ南東部地震被災者支援 2022	261,284,916
	三菱 UFJ 銀行 本店	パキスタン水害被災者支援 2022	47
	三菱 UFJ 銀行 本店	民間資金事業時返還金受入口	311,813
事業用資金	普通預金		96,513,775
	三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2019	15,028,400
	三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2020 防災減災	10,066,204
	三菱 UFJ 銀行 本店	休眠預金等活用事業 2021 復興食糧支援	14,896,297
	三菱 UFJ 銀行 本店	パレスチナガザ人道支援モニタリング事業②	14,112
	三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援モニタリング評価事業	62,048
	三菱 UFJ 銀行 本店	パレスチナガザモニタリング 2 年 3 年	225,390
	三菱 UFJ 銀行 本店	イラク・シリア個別事業評価 2021	53,569
	三菱 UFJ 銀行 本店	南スーダン難民緊急支援個別事業評価事業	98,139
	三菱 UFJ 銀行 本店	ミャンマー避難民モニタリング評価事業 2021	1,361,575
	三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援評価事業 2021	1,023,253

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

固定資産	緊急災害支援金	三菱 UFJ 銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応評価事業 2021	131,223
		三菱 UFJ 銀行 本店	プログラム評価と知見のまとめ	1,471,193
		三菱 UFJ 銀行 本店	西日本豪雨被災者支援資金助成評価事業	3,653,966
		三菱 UFJ 銀行 本店	令和元年台風被災者支援資金モニタリング事業	1,492,765
		三菱 UFJ 銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急モニタリング事業	872,353
		三菱 UFJ 銀行 本店	イエメン人道危機対応支援評価事業 2022	2,996,300
		三菱 UFJ 銀行 本店	イラク・シリア人道危機対応個別事業評価 2022	14,000,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	パレスチナ・ガザ人道危機終了レビュー2022	3,000,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応評価事業 2022	6,000,000
		三菱 UFJ 銀行 本店	ウクライナ危機に対する調査事業モニタリング	5,772,678
		三菱 UFJ 銀行 本店	福島における地元主体の支援活動体制構築	2,659,220
		三菱 UFJ 銀行 本店	台風 15 号緊急初動調査および物資支援	1,385,840
		三菱 UFJ 銀行 本店	食糧支援テーマ評価	10,249,250
		普通預金		86,851,925
	建物付属設備	三菱 UFJ 銀行 本店	緊急災害支援基金受入口	80,867,340
		三井住友銀行 麹町支店	緊急災害支援基金(海外)受入口	5,984,585
	什器備品	事務所造作費用一式	事務局運営	1,392,622
	ソフトウェア	事務用機器一式	事務局運営	13,160,058
	敷金		データベース構築/就業管理システム	3,094,200
	保証金		東北事務所、社宅(仙台・福島・東京)	363,000
			本部事務所保証金、東北事務所保証金	5,913,600
固定資産合計				1,816,812,767
資産合計				2,663,164,580
(流動負債)	未払金			111,647,265
			事業費:助成活動	72,415,520
			事業費:休眠預金等活用事業	3,093,350
			事業費:支援活動	439,251

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(認定 NPO 法人)

2022 年度 会計報告

			事業費:連携調整	15,275,816
			管理費	20,423,328
	前受会費			100,000
			2023 年度賛助会員会費	100,000
	預り金			1,616,485
		職員/取引先	源泉所得税	674,117
		職員	住民税	305,700
		職員	社会保険料	636,668
	預り返還金			68,831,857
			外務省 2013 年度政府支援金(返還金)	23,100
			外務省 2019 年度政府支援金(返還金)	29,612,257
			外務省 2019 年度補正政府支援金(返還金)	14,673,439
			外務省 2020 年度政府支援金(返還金)	19,370,087
			外務省 2020 年度補正政府支援金(返還金)	4,647,834
			外務省 2021 年度補正政府支援金(返還金)	505,140
	賞与引当金			7,001,738
				7,001,738
流動負債合計				189,197,345
負債合計				189,197,345
正味財産				2,473,967,235
負債及び正味財産合計				2,663,164,580

(3) 収支計算書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	18,760,000	18,905,000	145,000
受取補助金等収入	8,371,439,000	8,137,360,494	△ 234,078,506
受取寄付金等収入	820,000,000	785,999,597	△ 34,000,403
その他の事業収入	20,606,000	17,742,748	△ 2,863,252
事業活動収入計	9,230,805,000	8,960,007,839	△ 270,797,161
2. 事業活動支出			
事業費支出	9,572,243,000	8,997,602,971	574,640,029
管理費支出	154,420,000	127,824,947	26,595,053
その他の事業活動支出	0	642,786	△ 642,786
事業活動支出計	9,726,663,000	9,126,070,704	600,592,296
事業活動収支差額	△ 495,858,000	△ 166,062,865	329,795,135
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	11,360,000	11,360,250	△ 250
投資活動支出計	11,360,000	11,360,250	△ 250
投資活動収支差額	△ 11,360,000	△ 11,360,250	△ 250
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			0
当期収支差額	△ 507,218,000	△ 177,423,115	329,794,885
前期繰越収支差額	2,627,466,870	2,627,466,870	0
次期繰越収支差額	2,120,248,870	2,450,043,755	329,794,885

3. 2022 年度業務監査および会計監査報告書

(1) 監事の業務監査および会計監査報告書

2023 年（令和 5 年）5 月 29 日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 上島 安裕 殿

監事 品田 和之

監事 田中 英隆

私たち監事は、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日までの第 22 期の業務監査及び会計監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の方法

(1) 業務監査（理事の業務執行状況に関する監査）

理事の業務執行の状況に関しては、理事会他の会議に出席し、執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。

(2) 会計監査（財産の状況に関する監査）

財産の状況に関する監査に当たっては、独立監査人と連携し、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の閲覧、照合、及び質問を行った。

2. 監査の結果

(1) 理事の業務は適正に執行されており、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はないと認める。

(2) 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、法人の財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上